

# 史跡松江城保存活用計画



平成29（2017）年3月

松 江 市

# 史跡松江城保存活用計画



平成 29 (2017) 年 3 月

松 江 市

## 史跡松江城



全景写真（島根県松江県土整備事務所 提供）

## はじめに

松江市は、北に雄大な日本海、東に中海、中央には宍道湖とそれを紡ぐような多くの河川、ならかな縁あふれる島根半島の山々や、南部に広がる丘陵地帯に囲まれています。この豊かな自然と風土が、古代から連綿と続く歴史と文化を育んできました。

堀尾氏は、江戸時代の初め、この水運と自然豊かな松江の地を利用し、富田城から城地を移し、城と城下町を建設することを決意して、わずか5年後には、当時の感覚で例えると、忽然と、近世城下町が姿を現しました。それからは、この松江が政治、経済の拠点として栄え、その面影は現在でも引き継がれ「水郷水都・松江」として深く息づいています。



この松江城は、明治維新後には廢城が決定し、全国の城郭と同じく建築物は消滅する運命でしたが、高城權八を中心とする旧松江藩関係者たちの必死の尽力で、天守のみは残すことができました。また、その後に続く、松江市民や行政の努力によって、壮大な石垣や、各曲輪、常に水をたたえる内堀は、当時と殆ど変わらぬ状態で、保存・活用され続けてきました。

その松江城は、昭和9年に国の史跡指定を受けるとともに、山陰地方で唯一現存する天守は、昭和10年に国宝保存法により国宝に指定され、昭和25年の文化財保護法により重要文化財に改称されました。近年、故西和夫博士を中心とする「松江城調査研究委員会」の研究成果と創建年を示す祈祷札の再発見によって、平成27年7月に国宝に指定されました。

松江市では、この史跡松江城の価値を更に高めながら、将来に亘ってより良い状態で保存し活用を図るため、平成25年度には天守と本丸に特化した「重要文化財松江城天守保存活用計画」を策定し、今年度は、植生管理や三之丸の追加指定等の新たな課題に対応するため「史跡松江城保存活用計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、高い専門的知識と経験が求められるため、長年、史跡松江城の整備事業に関わっていただいた「史跡松江城整備検討委員会」の先生方に加え、植生と近世史の先生方にもご参加いただき、「史跡松江城保存活用計画策定委員会」を組織いたしました。会議は、平成26年度から平成28年度までの3年間で、合計5回開催し、会議ごとに各章を積み上げて、最後にまとめる手法を探りました。

なお、本計画の策定に御尽力を賜りました「史跡松江城保存活用計画策定委員会」の委員の皆様、並びに文化庁、島根県のご指導とご協力に対し、衷心より御礼を申し上げます。

平成29年3月  
松江市長 松浦 正敬

## 例　　言

- 1 本書は、島根県松江市殿町に所在する国指定史跡松江城の保存活用計画である。
- 2 本保存活用計画策定事業は、松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課が主体となり、同部史料編纂課、公園緑地課、産業観光部観光文化課、観光施設課の協力のもと、平成 26 年度～28 年度の 3 カ年事業で国庫補助金の交付を受けて実施した。
- 3 計画策定にあたって、「史跡松江城保存活用計画策定委員会」を開催し、専門的見地からの検討を経て、策定したものである。計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び島根県教育庁文化財課、島根県總務部管財課の指導と助言を受けた。
- 4 計画策定事業は、その一部を株式会社文化財保存計画協会に委託した。委託内容は、第 1 章～第 6 章の執筆分担、及び全体構成、レイアウト、議事録作成である。
- 5 計画書の資料の提供については、和田嘉宥氏、島根大学附属図書館、丸亀市立資料館、島根県立図書館、国立公文書館のご協力を得た。
- 6 計画策定事務にあたって、文化庁文化財部記念物課及び島根県教育庁文化財課の多大なご協力と御助言をいただいた。

## 凡　　例

- ・現存天守の表記については、天守とした。
- ・堀、濠については、堀に統一した。
- ・櫓の名称と多聞については、「重要文化財松江城天守保存活用計画」策定時の呼称統一によった。
- ・各曲輪の呼称については、『松江市歴史叢書　松江市史研究 7 号』「松江城城郭呼称について」松江市史編集委員会松江城部会 2016 年 3 月　松江市刊　によった。
- ・樹木の種類は、全てカタカナ表記とした。
- ・標高については、T.P. 値(東京湾平均海面値)を用いた。

# 目 次

- ・はじめに
- ・例 言

## 第1章 沿革と目的 ······ 1

第1節 計画策定の沿革 ······	1
第2節 計画の目的 ······	1
第3節 委員会の設置 ······	2
第4節 計画の周知及び見直し ······	3
第5節 計画対象範囲 ······	3

## 第2章 史跡松江城の概要 ······ 7

第1節 史跡指定の状況 ······	7
(1) 指定に至る経緯 ······	7
(2) 史跡指定・追加指定 ······	7
第2節 指定地の状況 ······	9
(1) 歴史環境 ······	9
(2) 松江城周辺の自然環境 ······	21
(3) 指定地を取り巻く社会的環境 ······	26
(4) 土地所有及び土地利用状況 ······	42
(5) 史跡内の指定文化財建造物等 ······	44
(6) 調査と保存等の経過 ······	47
(7) 管理及び公開・活用の現状 ······	58

## 第3章 保存・管理 ······ 63

第1節 基本方針 ······	63
(1) 史跡の特性 ······	63
(2) 保存管理の基本方針 ······	64
第2節 構成要素と保存・管理の方法 ······	65
(1) 史跡を構成する諸要素 ······	65
(2) 地区分 ······	71
(3) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理方針と方法 ······	96
(4) 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素の保存管理 ······	107
(5) 本質的価値と密接に関わる諸要素の保存管理 ······	107

(6) その他の諸要素の管理	112
(7) 樹木の管理 (本質的価値と密接に関わる諸要素・他の諸要素の管理)	112
(8) 地区別の保存管理方針と方法	117
第3節 現状変更の取扱方針及び取扱基準	146
(1) 法令等による規定	146
(2) 現状変更の取扱基準	147
(3) 地区別現状変更の取扱基準	150
第4節 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保全管理	153
(1) 関連法規による周辺環境の保護、保全	153
(2) 城山稲荷神社地区	153
(3) 三之丸・三之丸之内（御應部屋）・三之丸之内（御花畠）	154
(4) 外堀	154
(5) 内堀周辺地区（旧武家屋敷地区）	156
(6) 城下町	157
(7) 視点場（眺望点・眺望線）の設定	159
<b>第4章 活用・整備</b>	<b>161</b>
第1節 活用・整備の基本方針	161
(1) 活用の基本方針	161
(2) 整備の基本方針	161
第2節 活用・整備の方法と進め方	163
(1) 活用の方法と進め方	163
(2) 整備の方法と進め方	164
(3) 地区ごとの活用・整備	166
(4) 整備事業の進め方	177
<b>第5章 保存活用計画の推進体制</b>	<b>179</b>
第1節 現状と課題	179
(1) 現状	179
(2) 課題	179
第2節 基本方針	181
<b>第6章 今後の課題と方向性</b>	<b>182</b>
(1) 追加指定と今後の活用	182
(2) 三之丸及びその周辺地の位置づけ	182

(3) 城下町との一体的整備	182
(4) 調査研究体制	183
(5) 啓発事業	184
(6) 管理設備	184
(7) 安全対策	185
(8) 経過観察	185

・資料編

1. 絵図・写真資料等	-1-
2. 松江城危険木調査	-8-
3. 視点場の設定と支障木の状況	-30-
4. その他資料(城内施設変遷一覧表)	-48-
5. 文化財保護法に係わる規定等	-53-
6. 史跡松江城環境整備指針概要	-69-
7. 光のマスター・プラン	-72-

・奥付

# 第1章 沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革

松江城は慶長 16（1611）年の築城以降、戦禍や大きな自然災害に遭うことなく明治維新を迎える。明治の廢城令に伴い館、櫓、門などの建造物は取り払われたが、創建当時の構えをよく残す天守が遺存する城跡として、昭和 9（1934）年に国の史跡に指定された。翌 10（1935）年には天守が国宝に指定され、昭和 25（1950）年文化財保護法に基づき重要文化財に改称された。

また、昭和 26（1951）年には、松江市が松江城に代表される明媚な風光と貴重な文化財を有することから、「松江国際文化観光都市建設法」に基づく国際文化観光都市に指定され、更に城山一帯は昭和 32（1957）年に都市計画公園に指定された。それ以降は、城山公園の名称で歴史公園としても市民や多くの内外からの観光客に親しまれてきた。

しかし、城内では石垣の破損や建築遺構の埋没が進行するとともに、城外周辺地でも都市化の進展により歴史的建造物が漸減し、堀割の一部も埋め立てられるなど松江城を取りまく環境には大きな変化が生じていた。

松江市では、「史跡松江城環境整備 5 カ年計画（昭和 45（1970）年）」や「松江市観光基本計画（平成元（1989）年度）」を定めて環境の変化に対応してきたが、城内のみならず、周辺地域の用途の適正配置、交通計画、河川、緑地計画などを包含し、城郭を中心とした地域全体の景観計画に基づく環境整備指針の策定が急務となつた。

そのため、平成 3（1991）年に史跡松江城整備検討委員会（以下、「検討委員会」という）を設置し、平成 5（1993）年 11 月には史跡松江城環境整備指針（以下、「環境整備指針」という）としてまとめた。

以降史跡松江城の整備は、この環境整備指針に基づいて進めており、同指針に定められた整備計画の内、主なものについてはほぼ完了した。とはいえ、環境整備指針の策定後 20 年以上が経過し、環境や社会情勢も大きく変化して新たな課題も発生している。

## 第2節 計画の目的

「環境整備指針」以降、20 年以上が経過し、その間、城内の樹木は成長を続けその結果、石垣や地下遺構の保存に悪影響を及ぼし、天守の眺望も遼るようになった。また、戦前戦後にランダムに受け入れた記念植樹や、公園整備の目的で植栽された樹木が、結果的に適切ではなかったため、江戸時代から残る植生にも影響する懸念があるなど、樹木の保護と整理が大きな課題となつた。更に、城内の民有地の公有地化の推進とその後の活用、それに伴う市道城山線の今後の取扱いなども直近の課題となってきた。加えて、ここ数年指摘されるようになった二之丸の排水機能の脆弱性や、城内の照明設備の不足の問題、現県庁として機能する三之丸及びその周辺地の今後の取扱い等々、新たに発生した問題や「環境整備指針」策定後も未解決となっている課題もいくつか残っている。それらの諸課題を、ここにクローズアップして、その解決への展望を明らかにし、今後の史跡の保全と管理に万全を期すると共に、歴史公園としての活用を図るための諸整備を推進することを目的として、改めて史跡松江城保存活用計画（以下、「保存活用計画」という）を定めるものである。

この保存活用計画に先行して平成25年度に策定した重要文化財松江城天守保存活用計画では、松江城天守の保存活用に係わる重要な要素として本丸地区の環境保全計画を示しており、本保存活用計画は重要文化財松江城天守保存活用計画との整合を図りながら、史跡全体としての保存活用の具体化と整備の方向性、史跡の周辺環境の保全についての指針を示すこととする。

### 第3節 委員会の設置

松江市は、平成3(1991)年に検討委員会を設置し、毎年、次年度の史跡松江城の整備計画について検討委員会に諮りながら事業を進めてきた。

また、平成23(2011)年度には松江城天守を将来にわたって良好な状態で維持管理するため、重要文化財松江城天守保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁や島根県の指導・助言を得ながら、平成25(2013)年度に重要文化財松江城天守保存活用計画を策定した。

更に、今回、環境整備指針の見直しを図り、新たな保存活用計画の策定を進めるに当たっては、既存の検討委員会を母体として、そこに新たに近世史の専門研究者を加える形で史跡松江城保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁や島根県の協力のもと、計画策定を進めていく。

#### (1)委員会組織

##### ・委員

委員長：渡邊定夫（東京大学名誉教授・都市工学）

委員：勝部 昭（松江市文化財保護審議会委員、島根県文化財保護審議会委員・考古）

佐藤仁志（松江市文化財保護審議会委員、日本樹木医会島根県支部支部長・植生）

田中哲雄（日本城郭研究センター名誉館長・史跡整備）

中井 均（滋賀県立大学人間文化学部教授・城郭）

松尾 寿（島根大学名誉教授・近世史）

##### ・助言者

文化庁文化財部記念物課：浅野文化財調査官

島根県教育庁文化財課：椿調整監

##### ・事務局

松江市歴史まちづくり部

#### (2)委員会開催経過

##### ・第1回 史跡松江城保存管理計画策定委員会

開催日：平成27年2月1日（日）午前10時～12時

場 所：松江市役所第4別館3階教育委員会室

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：保存管理計画策定事業の概要について

保存管理計画の全体構成とスケジュールについて

##### ・第2回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成27年10月22日（木）午後1時～3時

場 所：松江市役所第4別館3階教育委員会室

出席委員：渡邊委員長、佐藤委員、田中委員、松尾委員、中井委員

議 事：第1章「沿革と目的」の承認について、第2章「史跡松江城の概要」について、  
第3章「保存・管理」について

#### ・第3回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成 28 年 2 月 17 日（水）午前 10 時～12 時

場 所：松江市役所西棟 3 階 第 2 常任委員会室

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：第2章「史跡松江城の概要」の承認について、第3章「保存・管理」の承認について

#### ・第4回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成 28 年 9 月 30 日（金） 午前 10 時～12 時

場 所：松江市役所第 4 別館 3 階 教育委員会室

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：第3章「保存・管理」の再提案について、第4章「整備・活用」について、  
第5章「保存活用計画の推進体制」について、第6章「今後の課題と方向性」について

#### ・第5回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成 28 年 12 月 22 日（木） 午前 10 時～12 時

場 所：松江歴史館 歴史の指南所

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：前回の指摘事項について

計画の内容について

### 第4節 計画の周知及び見直し

本計画の実施に当たり、松江市は関係者、関係機関、関係部署等への周知に努めるものとする。

また、本計画は、今後の学術調査・研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。その際には関係者等との協議を図り、お互いの合意に基づいて進めることとする。

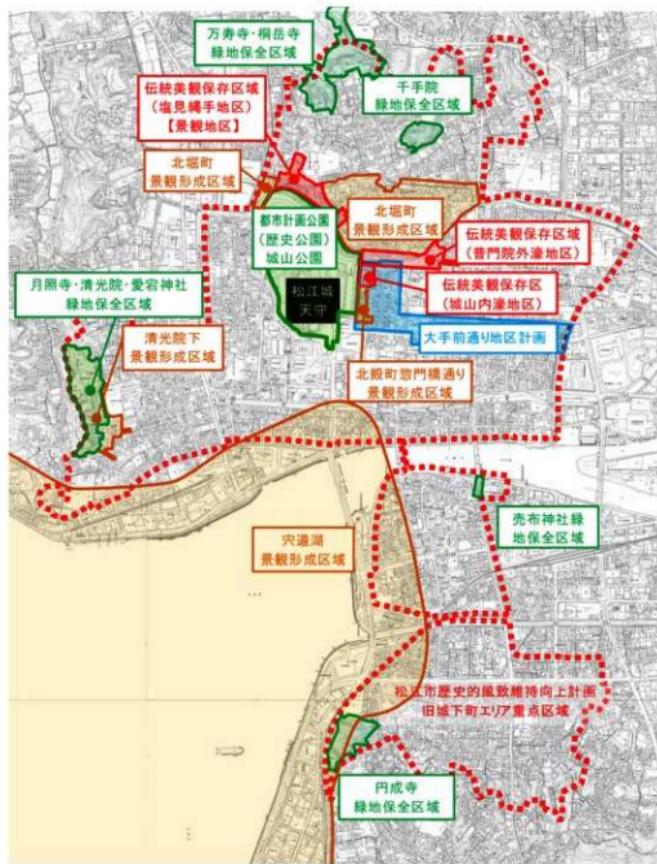
### 第5節 計画対象範囲

史跡松江城は、天守や石垣、堀などの旧態をよく残し、山陰地方を代表する近世城郭として昭和 9（1934）年に史跡に指定されて以降、平成 26（2014）年 10 月までの間に条件が整った部分について追加指定して保護を図ってきた。

しかし、城郭全域の史跡指定には至っておらず、指定地外の部分に関する追加指定や保存の取り組み等についての方向性を示すことが求められる。また、慶長期創建の天守が遺存し国宝にも

指定されているという全国でも数少ない城郭としての史跡の価値を顕在化させる上で、周辺地域の環境や景観も含めて検討を行う必要がある。

こうしたことから、本保存活用計画では、史跡指定範囲に現状の未指定部分と、伝統美観保存区域及び北堀町景観形成区域の内堀に面した部分、更に伝統美観保存区域城山内濠地区から大手前に至る区域を加えた範囲を計画対象範囲とする。なお本文中の各曲輪の呼称については図1-3による。



\*朱書点線は、「松江城下絵図」元文～延享年間(1736～1748)島根県立図書館蔵に見える城下町の範囲を示している。また、この範囲は「松江市歴史的風致維持向上計画」の旧城下町エリア重点区域を表している。

図1-1 史跡松江城及び城下町全体図

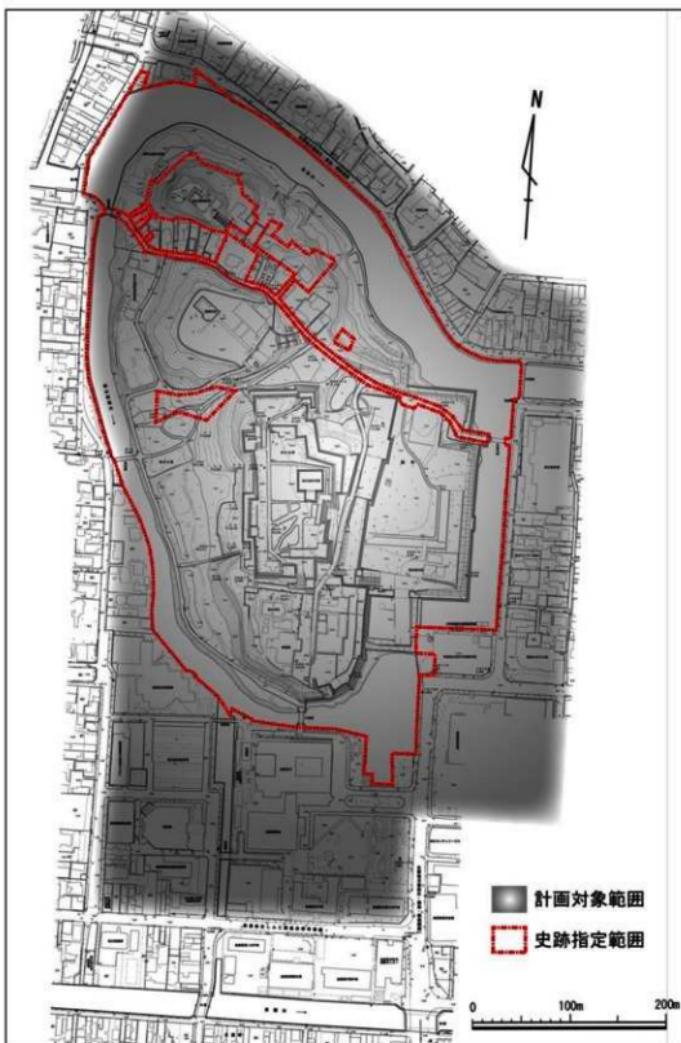


図 1-2 史跡松江城計画対象範囲図

各曲輪の呼称については、平成29年度に刊行予定の「別編 松江城」が執筆編集されるにあたってその執筆グループである「松江城部会」で論議され、統一呼称が決定されたので、それを使用することとする。

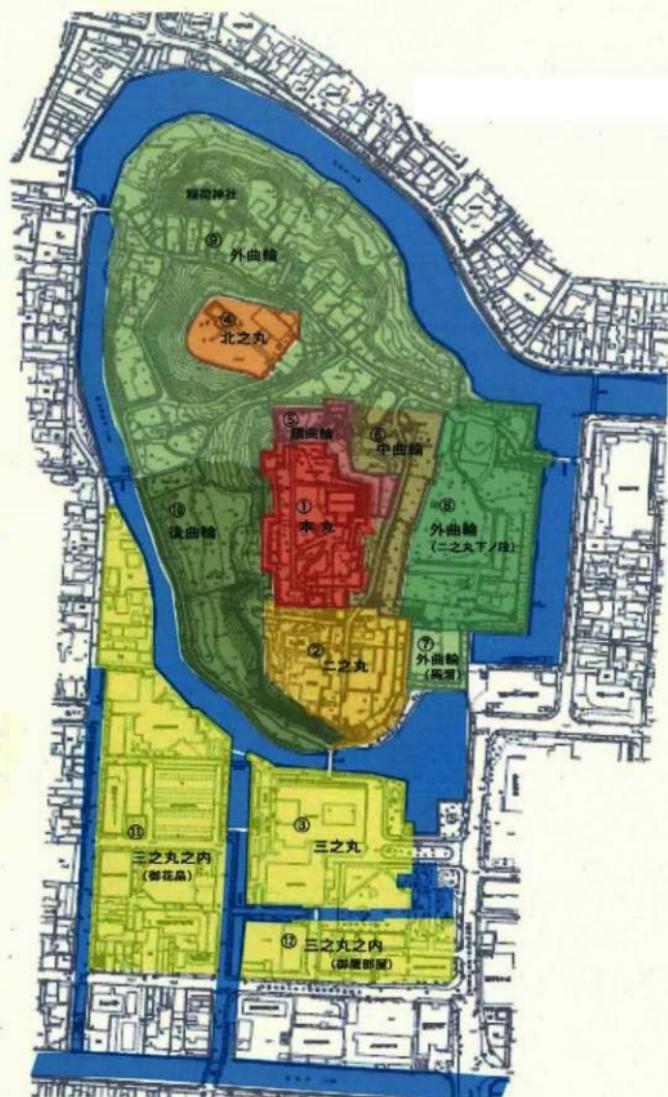


図1-3 城郭松江城呼称圖

## 第2章 史跡松江城の概要

### 第1節 史跡指定の状況

#### (1) 指定に至る経緯

松江城は松江市の北西部、宍道湖と中海をつなぐ大橋川の北側、島根半島の山脈から派生する丘陵地である亀田山に纏張りされた平山城で、堀尾吉晴・忠晴による慶長16年の築城から、戦禍や大きな自然災害に遭うことなく明治維新を迎えた。明治の「廃城令」に伴い多くの建造物は取り払われたが、本丸、二之丸、三之丸を備え、本丸には創建当時の構えをよく残す四重五階の天守が遺存し、石垣や堀などは旧形を残しており、山陰地方における代表的な近世城郭として昭和9年に国の史跡に指定されている。

#### (2) 史跡指定・追加指定

松江城は、昭和9年5月1日文部省告示第181号において史跡に指定された。また、平成3年4月3日文部省告示第34号、平成25年10月17日文部科学省告示第147号、平成26年10月6日文部科学省告示第142号で追加指定を受けている。

##### ・指定

官報告示（文部省告示第百八十一号） 官報第二一九六號 昭和9年5月1日 火曜日

名 称	所在地	地 番
松江城	島根県松江市殿町	一番ノ一〇、一番ノ一四、一番ノ一五、自一番ノ一七至一番ノ一九、一番ノ三四、自一番ノ三六至一番ノ四二、一番ノ四六、自一番ノ四八至一番ノ五二、自一番ノ五五至一番ノ五七、一番ノ六二、一番續ノ二、自一番續ノ四内一至一番續ノ四内三、自一番續ノ五至一番續ノ八、自一番續ノ九至一番續ノ三、一番續ノ六、自一番續ノ二〇至一番續ノ二九、四二五番、自四二九番至四三二番、四三一番ノ一、四三七番ノ一、四三八番ノ一、自四三九番至四四一番、四七九番、四八六番、自四九〇番至四九八番、四九〇番ノ一、四九〇番續ノ一、四九一番ノ一、自五〇二番至五〇七番、五〇四番ノ一、五〇五番ノ一、五〇七番ノ一

##### ・追加指定

官報告示 文部省告示第34号 官報第607号登載済 平成3年4月3日

##### ○文部省告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松江城（昭和九年文部省告示第百八十一号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成三年四月三日

文部大臣 井上 裕

名 称	所在地	地 番
松江城	島根県松江市殿町 城山	一番ノ四五、一番ノ四七、一番ノ五八、一番ノ五九、一番ノ六〇、一番ノ六三、一番ノ六四、一番ノ六五、一番ノ六六、一番ノ六八、四二五番ノ一、四二六番、四二六番ノ二、四二七番、四二八番、四二八番ノ一、四三四番ノ一、四三四番ノ二、四三三番ノ三、四三三番、四三六番、四三七番、四三八番、四四二番、四四四番、四四五番、四四九番ノ一、四四九番ノ三、四五五番、四五五番、四五六番、四五七番ノ二、四五九番ノ三、四六一番、四六二番、四六三番、四六四番、四七四番

官報告示 文部科学省告示第147号 官報号外第225号 平成25年10月17日

## ○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣 下村 博文

名 称	所在地	地 番
松江城	島根県松江市殿町	四七五番、四四八番、四八九番、四七六番四、四八七番、四八七番一、四八八番、四八八番一、四七六番三、四七六番五、四八九番二、四四一番一、四四一番二、四四一番三、四四一番四、四四七番三、四四七番四、四四七番五、四四七番六、四四八番三、四四八番四、四四八番五、四五一番、四五二番、四五三番、四五九番、四七二番、四七三番一、四七三番二、四七三番三、四七三番四、四七五番一、四七五番二、四七八番、四七八番一、四七八番二、四七八番三、四七八番四番

官報告示 文部科学省告示第142号 官報号外第221号 平成26年10月6日

## ○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣 下村 博文

名 称	所在地	地 番
松江城	島根県松江市殿町	四四六番、四四七番、四四七番一、四四七番二、四八四番一、四八四番二、四八五番

## 第2節 指定地の状況

### (1) 歴史環境

#### 《古代～中世》(城下町建設以前)

松江平野の中世は、古代からの沼や浅い湖が残る湿地帯が広がった閑村というイメージが定着していたが、近年の調査研究によってそのイメージが変わってきたつつある。

『中世水運と松江』(長谷川博史 松江市ふるさと文庫 15 2013年)によると、古代から続いた『内水面の日常的交流』が、中世における『日本海を介した遠隔地間交流』の大きな変化から色濃い影響を受けて・、中略・、いくつもの拠点的港湾都市を生み出したことが、・、中略・、松江城下町が形成された重要な歴史的条件・背景をなしていなかったのではないか」としている。これは、この拠点的港湾都市が生み出す富も含めて掌握することが、この地域を支配するための絶対条件ともいえ、そのため、戦国時代の尼子氏や毛利氏の争闘も、拠点的港湾都市の争奪戦の様相を呈していた。

中世には松江平野には図2-1のように宍道湖沿いの砂州上に「末次」「白潟」といった小さな村が形成され始めるが、「末次」周辺は国人末次氏の拠点であった。

一方、「白潟」は中国の明代に著された『籌海図編』(1562年)に出雲地方の港湾の一つとして「失喇哈町(白潟)」(しらかた)が記載されていることから、「白潟」が日本海から宍道湖を通して非頬町(平田)へ至るための水運ルートの拠点の一つとして、重要な港湾であったと考えられる。



図2-1 宽永出雲国絵図（島根大学附属図書館蔵）

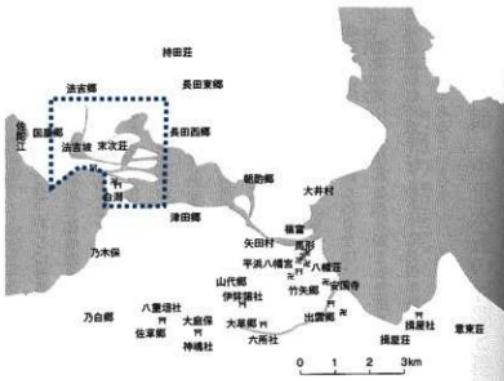


図2-2 中世末期「松江潟」周辺復原想像図(「松江市史通史編2近世」P415を加工 点線で囲んだ範囲は、城下町造成範囲の推定線)

尼子氏の時代には図2-3のように尼子10旗といわれる城が築かれ、これらの拠点を守る役割を果たしたのが、真山城と白鹿城である。これらの地域は図2-4のように尼子・毛利両軍の争闘の舞台となった。また、毛利氏の支配が安定したころ、河村又三郎という人物が、「白湯・末次・中町」の研師・塗師・鞆師・銀細工師などの司に任じられていることから、この地域には、既に商人や職人の集団が存在したことを見い知ることができ、堀尾吉晴、忠氏が城地を選定するに際して、水運の完備や商工業集団の存在など、一定の条件が充たされていることが、この地域を城地と定めた理由と考えることができる。

なお、松江城下町建設以前の景観については、前出の長谷川博史氏の研究では、史料の少なさからあくまで仮説想像図としながら、城下町建設以前の松江平野の姿を図2-2のように想定されている。この図を図2-5の堀尾期松江城下町絵図と比較してみると、5年間を要した城下町造成前の松江平野周辺域の景観と城下町造成規模を推測することができる。

(参考文献: 松江市ふるさと文庫15「中世水運と松江」長谷川博史 2013年、松江市文化財調査報告書 第139集 松江城下町遺跡(殿町287番地)・(殿町279番地外)発掘調査報告書 2011.3、松江市ふるさと文庫6「堀尾吉晴 - 松江城への道」山根正明 2009.1.17 (松江市教育委員会))

### 《近世》 (慶長5(1600)～寛永10(1633)年頃)

#### ・堀尾期

堀尾吉晴は、尾張国御供所村(おわりのくにごごしよむら、現在の愛知県丹羽郡大口町)で生まれ、織田信長、次いで豊臣秀吉に仕える。吉晴は秀吉の家臣として活躍し、近江国佐和山城主、遠江国浜松城主などを歴任する。秀吉の死後は、子の堀尾忠氏が閼ヶ原の戦いで徳川方として活



図2-3 「尼子氏をめぐる攻防の城郭群」より転載(『山陰の城館跡』史跡整備ネットワーク会議 改訂版平成28.3)



図2-4 「尼子氏をめぐる攻防の城郭群」より転載(『山陰の城館跡』史跡整備ネットワーク会議 改訂版平成28.3)

躍し、その戦功により、出雲・隠岐両国 24 万石(23 万 5 千石とする史料もある)の藩主として慶長 5(1600)年に出雲国に入国し、当初は月山富田城(安来市)に入城したが、その後、城地移転を幕府に願い出て許可を得ている。城地移転については様々な理由が考えられるが、まず一つは、織豊期以降、領国支配の方法として兵農分離政策が採られ、城下には武士層を集めるための広い居住空間と、その大量の消費物資を扱う商工業者の居住空間が必要になっていたことや、第二に鉄砲伝来以降、大幅な戦術の革新が進められ、新時代の戦に不向きであったこと、三番目としては、堀尾氏が持領した領地の中では、富田城が東に片寄り過ぎていることなどが挙げられる。

松江城と城下町の建設については、「島根縣史 9」(昭和 2 至 5)や松尾寿の「城下町松江の誕生と町のしくみ」によると、慶長 12(1607)年から慶長 16(1611)年の 5 カ年をかけ行われ、まず、1 年目に現在の松江護国神社がある丘陵に堀尾吉晴の常駐のための仮御殿が建てられ、本丸・二之丸の地割し工事、物資運搬などの道路や水路の新設、中世からあった「白潟橋(からから橋)」を竹橋から木橋に付け替えた(現在の松江大橋は 17 代目)。町人屋敷地として天神町、末次、白潟周辺の地割を行い、武家屋敷地は殿町・母衣町・中原町の造成を行ったとしている。

2 年目には、本丸の石垣工事、天守台の土台及び石垣工事、宇賀山を掘削して内堀工事を行い、掘削土は城下町の造成土として、沼沢地の埋立に利用されたとある。石材の内、上質なものを城郭用に使用し、それ以外は堀川や武家屋敷に使用され、これらの大量な石材は、大井、大海崎、嫁ヶ島、矢田などから切り出され水路で運ばれたとある。また、初年度に着工した殿町・母衣町・中原町の武家屋敷が竣工し、武士の移住が始まつたとされている。

近年の発掘調査によつて、江戸時代の造成土は数回にわたってかさ上げを繰り返し、その結果、平均で 1.5m の厚みがあることが判明した。また、外堀の調査によつて、堀の底に「障子堀」と呼ばれる防御上の工夫が施されているなど、城下町造成の状況が徐々に解明されつつある。

第 3~5 年度は、3 年度に天守、大手口の枠形や正面の堀、石垣、三之丸御殿の建設が始まり、4 年度には天守や三之丸が竣工し、堀や石垣も現在の状態に出来上がつたとあり、5 年度にはすべての武家屋敷が竣工し、富田城下からの移住が完了したとしている。

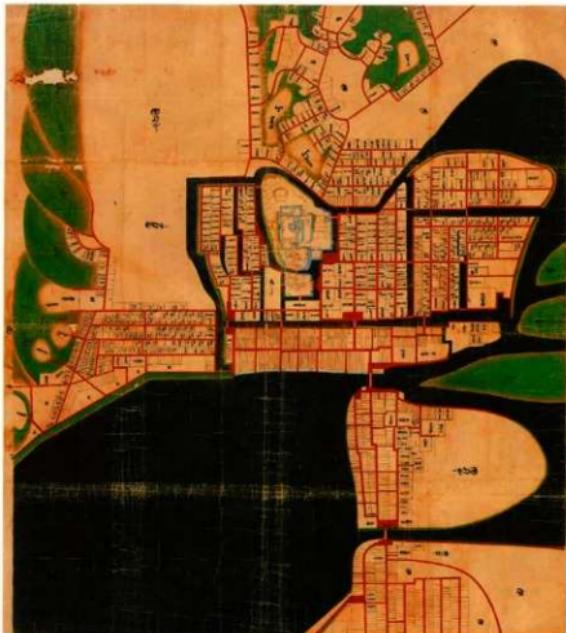


図 2-5 堀尾期松江城下町絵図〈堀尾期〉(島根大学附属図書館蔵)

平成 24(2012) 年 5 月 21 日に松江市教育委員会の調査で、所在不明となっていた松江城の創建を示す「慶長 16(1611) 年」在銘の祈祷札 2 枚が再発見された。この祈祷札は、天守の創建時に祈祷が行われたことを示すもので、「慶長十六年正月吉祥日」と墨書きされていることから、天守の創建をその前年と見ることが可能となり、前出の「島根縣史」の記述と一部ではあるが符合した。

#### ・京極期(寛永 11(1634)～寛永 14(1637) 年頃)

京極期は、現在明らかになっている絵図で比較する限り、基本的には大きな改修をせずに堀尾期を踏襲していると考えられる。ただし、一ノ門前の枱形に、建物の記載がなかったが、京極期には建物を描いている。また、三之丸にかかる橋が堀尾期は 5 橋あったのに対して、京極期は 3 橋になっている。

城下町では、松江城西の内中原町の中にあった中堀を埋め立てて道路にしている。また、末次東端の「茶屋屋敷」がなくなり、大きな屋敷割に変えられている。更に、その東の堀も埋められている。

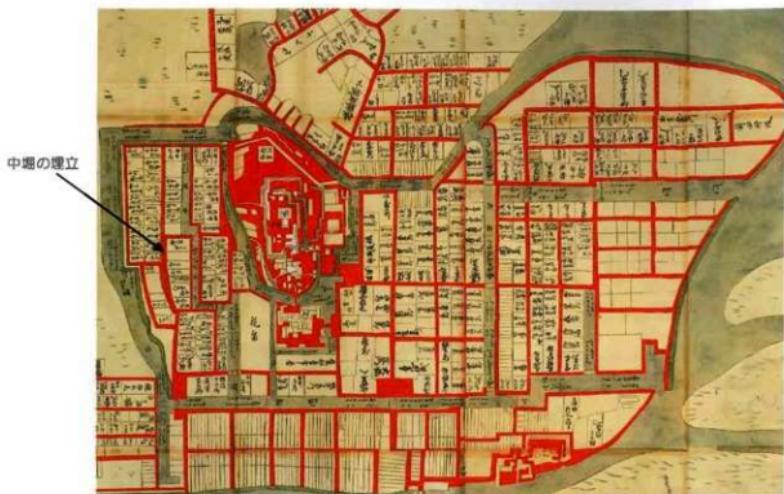


図 2-6 寛永年間松江城屋敷町之図<京極期>（丸亀市立資料館蔵）

※右図は、「堀尾期松江城下町絵図」をもとに町名を書き込んだものである。（「絵図でみる城下町」 松江）  
松江市教育委員会 平成 16 年 10 月）

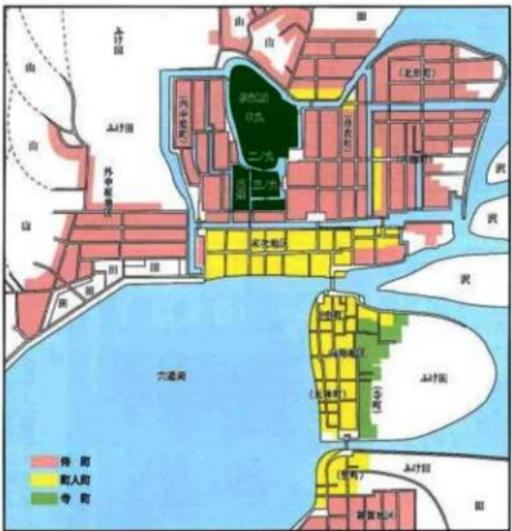
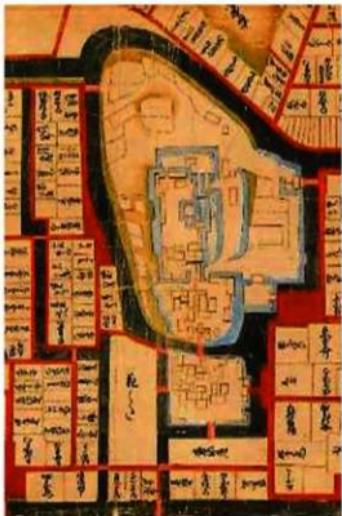


図 2-7 堀尾期松江城下町絵図※

図 2-8 と 2-9 は堀尾期と京極期の松江城内の建物の配置を比較するため拡大した。

図 2-8 堀尾期松江城下町絵図〈堀尾期〉  
(島根大学附属図書館蔵)図 2-9 宽永年間松江城屋敷町之図〈京極期〉  
(丸亀市立資料館蔵)

### ・松平期（寛永15(1638)～明治3(1870)年頃）

松平期には、堀尾・京極期の基本的構図を踏襲しつつ、一部の変更と城下の拡大を行っている。一部の変更是、概して堀の幅を狭く、深さを浅くしていることである。それは、絵図にある堀幅や深さの記載により、知ることができる。また、西の四十間堀は、京極期の絵図では、幅40間でほぼ均一に南北に延びていた。松平期では、四十間堀の一部を埋立て、北西部の深田の開発を進め陸地化を行った。また、城下町の東も同様に陸地化が進められ、やがて新田として開発されていく。なお、「城下町松江の誕生と町のしくみ」（松尾寿 松江ふるさと文書5）によると、雑賀町については、堀尾期の絵図に記載があり、一部の伊賀衆・雑賀衆が鉄砲町（のちの雑賀町の一部）に居宅を与えられていたと考えられるが、松平直政入府以後に鉄砲町を整備・拡充して分散していた足軽をまとめて足軽町としたとされている。

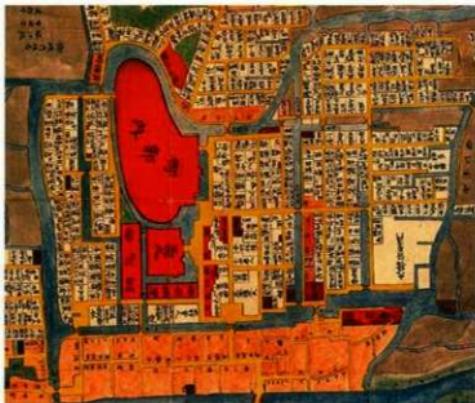


図2-10 松江城下町絵図<松平期>（島根大学附属図書館蔵）

表2-1 松江城関係年表(『松江城研究1』「松江城天守と城郭施設について」付表)

和田嘉賓、松江市教育委員会 2012年3月を一部改

西暦	和暦	月日	事項	引用	出典
1600	慶長 5	11	堀尾忠氏、出雲國主へ	『豊島大歴史』では、堀尾忠氏が記載されているが、近年の研究では、忠氏が近い。	①
1603		8	松江築城認可される		⑥
	9	8 4	堀尾忠氏没	忠氏様、八月四日ニ御遠行	②
1605	10		この年、吉野新城の城地を亀田山に決定し、家老等に築城の準備をするよう告げる		⑤
1607	12		松江城着工	慶長十二歳丁未ヨリ普請始り、同十六才辛亥マテ五年ノ間ニ城成就セリ、是今ノ亀田山ナリ	①
1608	13	12 2		松江城、十月二日	②
1611	16		天守竣工	御天守四重目並塗籬之大般若札ニ慶長十六年辛亥と有之(中略)成就祈禱を見る	③
	2 5			山城様初而江戸御出、二月五日松江御立。五月二日御帰城	②
	6 17		堀尾吉晴没	吉晴様遠行。六月十七日	②
1633	寛永 10	9 20	堀尾家断絶	山城様ハ廿二日御果被成候	②
1634	11		京極忠高、松江藩主	閏七月六日出雲岐岐二国を賜ひ、二十四万石を領し、翌八月十七日来つて松江城に入る	④
1637	14	6 16	京極忠高逝世し、京極家断絶		⑤
1638	15	2 11	松平直政、松江藩主	竹内宇兵衛松江城を修理す	⑤
1674	延宝 2	9	石垣修理、上御殿	右之通鑑図書付之所石垣築直申度奉存候以上 別之郭、今ノ上御殿ト云	⑥
1676	4		天守附橹破風の修理	延宝四年卯月□ 大工口左崩門	⑦
1679	7		萩田屋敷建築	萩田屋舗出来	⑧
1681	天和 1	6 21	萩田父子が、松江城二之丸下ノ段の萩田長修住む		④
1686	貞享 3	5 19	松江城復願いを幕府に提出		⑨
1687	4	8 18	佐田神社建立	佐田本社建立 八月十八日棟上 十九日遷宮	⑩
1690	元禄 3		三之丸寝間建築	三丸新御寝間に出来	⑪
	5		姫様御殿建築	夷御姫様御殿共三百坪余出来	⑪
1694	7		後山御茶屋建築	後山御茶屋出来 田中御茶屋出来 天倫寺御茶屋出来 初	⑫
1697	10		石垣修理	三丸御北門多門石垣崩れ直し	⑬
	13		天守破風の部分修理	(鰐魚の六葉) □疊十三庚辰四月 大工伝七同喜平地作	⑭
1718	享保 3	6 18	天守模型制作	御天守小形格差上付而为御褒美二百疋被下之(斎田彦四郎「列士錄」)	⑯
1720	5		この頃、城内図作成	三月御城内分限繪図被仰付出来差上付新八月御褒美二百疋被下之(斎田彦四郎「列士錄」)	⑯
1732	17		この頃、城内修復	御見御越付而御城内御修復御用二付武人扶持御加扶持被下之(斎田彦四郎「列士錄」)	⑯
1738	元文 3	3 11	天守修理	是日告ルニ月相府以雲霧松江城 天守遂テ年致シ損スル五層皆朽ニ故新修之	⑯
	7		石垣修理伺い	出雲国松江之城石垣元文二丁巳年十二月二日破損所之	⑯
1741	寛保 1	4	天守四重屋根の修理	(裏) 元文四年四月廿日 檜皮中方といふ□	⑯
1742	2		天守三重屋根の修理	(表) 寛保元年西(裏) 檜皮 檜四郎 西五月廿日	⑯
	3		千鳥大修理、寄木を加う		⑯
1750	寛延 3	2 之丸上台所取戻	天守四重屋根の修理	寛保三年亥四月廿九日 大工定次郎	⑯
1755	宝曆 5		この頃、繕荷社造営	御城内繕荷社御造當ニ付肝被被付(斎田彦四郎「列士錄」)	⑯
	8		二之丸上台所取戻	(上台所) 御議定ニ付崩ス	⑯
1778	安永 7	27	石垣破損	(裏) 天守四重屋根の修理	⑯
1799	寛政 11	3 14	幕府の修繕願い	出雲国松江之城石垣被破損之対	⑯
1815	文化 12		天守五重屋根の修理	松江城修繕官を官に請ひて充される	⑯
明治 3			天守四重屋根の修理	文化亥六月十四日 末口文化 谷吉一	⑯
1875	明治 8	5	天守を除く橹等撤去	明治三年巳三月十四日 所屋根仕舞仕候此館…	⑯
1890	23	1 21	松江城地が第五師團から松平直亮に払い下げられる	天守を除く橹等一切の建物が解体される	⑯
	27		天守の大修理	(南御藏) 御修復、三拾九間ニ成ル 西ニテ三間縮	⑯
1898	31	10 2	川津の楽山神社を移転して松江神社建立	明治廿七年秋 天守閣大修繕之際 棟梁	⑯
1903	36	9 16	興雲閣完成		⑯
1934	昭和 9	5 1	松江城史跡指定	松江城ハ堀尾吉晴築キシ所ニシテ、慶長十三年起工、慶長十六年功竣(以下略)	⑯
	13		旧国宝指定	松江城天守閣修復工事完了 4.1 建物祝賀会挙行される	⑯
1955	30	3 31			⑯

①『雲島大歴史』 ②『堀尾古記』 ③『御城内懇問数』 ④『松江市誌』 ⑤『藩祖御事蹟』 ⑥『延宝二年繪図』 ⑦『重要文化財松江城天守修理工事報告書』 ⑧『松江の歴史年表』 ⑨『御作事所御投人帳』 ⑩『列士錄』 ⑪『天隆院年譜』 ⑫『元文三年城郭図』 ⑬『鳥根県史年表』 ⑭『安永七年松江城図』 ⑮『松平不疋伝』 ⑯『旧国宝建造物指定説明』

### 《近代以降》

#### ・陸軍省所管期（明治元(1868)～明治22(1889)年頃）

明治2(1869)年の版籍奉還後、10代松平定安が松江知藩事に任命され松江藩庁を開庁した。松江藩庁は、三之丸を使用し、私邸は旧家老家を充て、公私を完全に分離した。明治4(1871)年に廢藩置県が施行され、それによって、230年以上続いた松平治世は終わりを告げ、松江藩は松江県と改称した。同年から松江城は陸軍省所管になり、同時に松江城の廃城も決定した。明治8(1875)年に城内の諸建物、附属物は取り払うため入札にかけられた。「島根縣誌」によると、天守は、180円で売却される予定だったが、元松江藩の銅山方の役人だった高城権八が、松江藩政下で銅山の採掘に携わっていた豪農勝部本右衛門栄忠と子の景浜に天守の保存について支援を求めた。勝部家では、それに応じて買取を決意し、落札額と同額を広島鎮台に上納したとある。また、この入札の責任者は広島鎮台の斎藤大尉で、高城権八らの懇請に動かされ、陸軍省を説得し、存城を実現させたとされている。

陸軍省の所管時代の松江城は、「松江市誌」(昭和16年 松江市)によると、「松江城祉一円が陸軍省の手にありし頃は、土地荒廃し昔日の觀を失った」とあるので、その荒廃の状態の一端を窺い知ることができる。ただし、当時の新聞記事によると明治6(1873)年9月に勧業品展示会を松江城で30日間開催したり、明治18(1885)年には広島鎮台第11連隊の演習(11月4日)が行われたり、外曲輪(二之丸下ノ段)を中心に中学校や師範学校の運動会(同年2月27日、3月20日、5月3日)が開催されるなど外曲輪(二之丸下ノ段)は、それなりの整備がなされていたと想像できる。また、明治21(1888)年には天守の一般開放も行われたらしく、初現は4月13日の山陰新聞で、「先月24日以来、天守縦覧者1,600余名。寄付金20円」の記事があり、その後も、月当たりの登闇人数を報道している。これは、修理の寄付を募るため試行的に一般開放を行ったものであろうか。なお、二之丸の茶店については、明治21(1888)年4月17日の山陰新聞に「城山二之丸、本丸に仮屋を建て飲食に供する許可が料理屋、すし屋、菓子屋など10人ばかりに出される」との記事があるので、この頃に建てられたと考えられる。それを補完する資料として、翌明治22(1889)年6月3日に「城山二松亭で、市会議員の懇親会が開かれる」との山陰新聞記事がある。一方、御花畠には、明治11(1878)年11月に松江監獄署が置かれ、昭和41(1966)年、西川津に移転が完了するまで、牢獄及び懲役場として機能した。

この時期は、近世城郭の機能が終了し、新しく生まれ変わっていく過渡期に突入する前の停止期といえる時期であり、そのため史跡として、また公園としての活用がなく、最も荒廃した。

#### ・松平家所有期（明治23(1890)～昭和2(1927)年）

明治23(1890)年、城地一帯は陸軍省から4,500円で松平氏に払い下げられた。松平氏は城山事務所を開設し、天守には看守を配置し、公園には管理する園丁を置いた。当時の新聞記事から天守は1銭の登闇料を取って一般開放したことが分かる。また、松平氏は、城地にサクラを植えるなど公園としての整備を行ったので、花の時期には多くの市民が来遊した。

松平家所有期での画期的な出来事は、本格的な修理工事を実施したことである。明治25(1892)年の8月から9月にかけての山陰新聞の記事を見ると、「天守閣を修繕して美術標本にすることを一步進め」、「松江城天守旧觀保存。旧觀が徐々に破戒されることに対し悲しむこと」「松平氏に依頼書を提出し、許可があった」とあり、明治25年から民意も高まり準備が進んでいることが分かる。実際の改修工事は、山陰新聞や「重要文化財松江城天守修理工事報告書」(昭和30年3月)による

と、明治 27(1894)年 6月 10 日に開始し、同年 9月 30 日に竣工したことになっている。

また、これ以降から各施設の建設も松平氏の許可を得て進められた。明治 28(1985)年、市内に電気を供給するため後曲輪(椿谷)に「火力発電所」と「松江電燈株式会社」が、建設されたのがその皮切りである。この施設は、石炭の煙が出ることや工場騒音が大きく、行啓の御旅館興雲閣建設予定地がすぐ近くであるため、明治 34(1901)年に、本社を南田町に移転し、翌年、発電所も同地に移転撤去された。

興雲閣については、紆余曲折の末、建設地も確定し、明治 36(1903)年「松江市工芸品陳列所」として二之丸に建設された。その他、明治 44(1911)年の武徳殿や翌年の山陰鉄道連絡記念物産共進会主会場も武徳殿前に建てられ、新聞記事等から大正 3(1914)年以前に、城山二の丸運動場(外曲輪(二之丸下ノ段))も整備された。このように明治・大正期の松江城は、運動公園的活用や公共的な施設の建設場所として整備されていたので、総合運動公園・文教地区的な公園となっていた。

「松江市誌」(昭和 16 年)には、「大正 13 年頃に至り、我が地方が史蹟に富めると風光の美なるとに鑑み『大社宍道湖及中海ヲ中心トスル国立公園設置ニ關スル建議案』を議会に提出する機運を醸成し、次いで城山遊園の改造も企図せられた。」とあり、城山遊園の具体的改造については、なんらかの整備を行ったと考えられるが、残念ながら資料が無く具体を知ることはできない。

#### ・松江市所有期（昭和 3(1928)年～現在）

##### 本多静六の設計に伴う整備

昭和 2(1927)年 12 月になると、松平家から市は城山千鳥遊園地一帯の寄付を受けた。そのため翌昭和 3 年には、「天守登閣者心得」を制定、「松江市公園使用料条例及公園管理規則」を制定し、管理・活用をスタートさせた。また、天守内陳列品についても寄託を受け、継続して展示を行つた。

更に、計画的に整備を行うため、当時、日本の「公園の父」といわれ公園整備計画及び設計の第一人者林学博士 本多静六に城山公園改造計画策定を依頼した。計画は新聞紙上で市民の意見を徴した後、昭和 4(1929)年に完成し、計画に基づいて整備がスタートした。

なお、「松江市史（昭和 16 年）では、本多静六の「城山公園改造計画設計案」の根本方針(「松江市誌」(昭和 16 年))を掲載し説明を加えているので、参考としてそのまま転載する。

「昭和 2 年に至り松平氏より城山一円を公園として無償寄附に相成り、市は城山公園改造計画設計案を立つこと為つた、而して公園改造の根本方針としては

1. 可及的に外観の舊態を保持し、史蹟的意味を存し、懷古の情を破壊せざること。
2. 四季の山陰旅行者の歩を留むる爲め、史蹟、眺望、花木等に於て特徴を發揮し、且つ遊覧に便ならしむること。
3. 一般公衆の健全なる休養、娛樂、運動、散策に便にし、時代に適合せしむること。
4. 實物教育の目的を達成する爲め、原生林を利用する天然植物園及び小動物園を設置すること。
5. 公園地域全部を有効に使用し、且つ公園への出入りを便ならしむること。
6. 都市公園の性質として、大衆の集合を可能ならしむること。

上の根本方針に基き各種の改良が実施せられ、すでに眼鏡橋(現在の北懃門橋)より稲荷橋に至る城内越は道幅も広くなり、且つ自動車を通ずるに至り、又城山西方の堀辺には、二間幅の回遊道路も完成し、閑静幽雅なる区域に散策を試みるものもあり、此の方面に於て新に亀田橋を架設し、内中原町との間に交通の便を開く等が其の一班である。」

当時の行政文書等の資料が無いので詳細は不明だが、記述のとおり、惣門橋から稲荷橋までの道路が拡幅され、椿谷の園路が設計のように整備されたのも、昭和4(1929)年～昭和16(1941)年の間と考えることができる。なお、本多静六の設計により整備された、各施設や園路は、公園整備から史跡整備へと転換する昭和45(1970)年頃になって殆どが撤去され、現在は、亀田橋や本丸の園路の一部を残すのみとなっている。

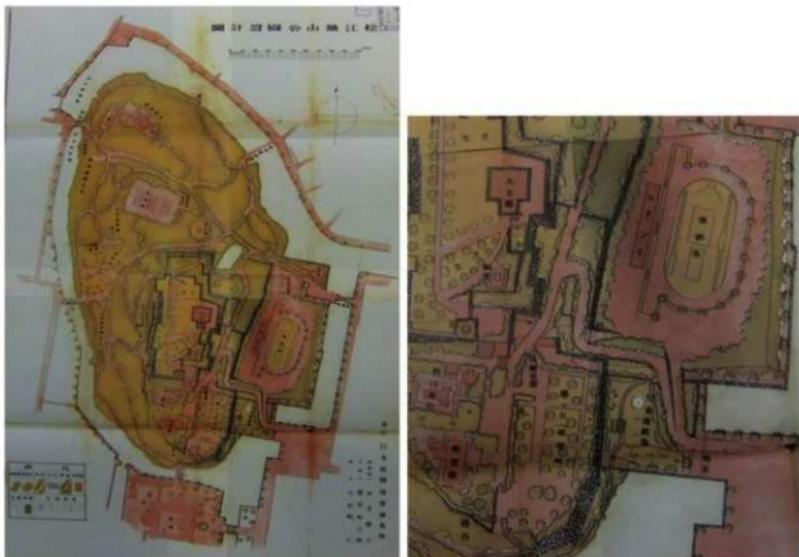


図2-11 本多静六博士 松江城山公園設計図（島根県立図書館蔵）  
（左：全体、右：積上道路拡大）

明治40(1907)年行啓道路として大手前広場から興雲閣まで土を積み上げて作った馬車道は、昭和12(1937)年になると神国大博覧会開催のため撤去されると同時に、馬洗池から松江神社までの園路も車道として拡幅整備された。

翌昭和13(1938)年には、文部省宗教局の担当者が松江城天守崩壊の危機と修理の必要性を松江市に示し、準備をするよう指示した。それを受け、昭和16(1941)年に文部省宗教局の視察を得た。この時の市の行政文書に、修理の資金計画と設計書が添付されているので、松江市も文部省も修理を予定して準備を進めていたものと考えられる。しかし、第二次世界大戦が始まったため修理計画は一時的に頓挫した。戦後4年が経過し復興が進む中、松江市は「小泉八雲生誕100年祭」を機に「国際文化観光都市」としての発展を決意し、諸準備を進めた。その中の建設案の中に「松江城本丸の復元修理」も含まれていた。

松江市は昭和25(1950)年から松江城天守の修理に着手(以下「昭和大修理」)すると同時に、從来、新設等がなされていてもかかわらず、時局下、現状変更申請が提出されていない整備事業について、昭和26(1951)年にまとめて現状変更申請を提出した。その内容は、「城山には、戦争

に備えた諸設備を設置したり、食糧増産のための農園化が進められたが、終戦とともに市民の体位向上を図るために時代に適合した施設整備を行う。但し、史跡の旧態は完全に保持し破壊しないよう努める。松江市は、日本庭園協会・本多静六に委嘱し、昭和4(1929)年城山公園改造計画設計案を完成したので、この計画を基に旧城址の構造風致を破壊することなく市民に親しまれる厚生施設を完備する。」といふものだった。

右の計画図のように幼児遊園地を除いた、諸施設の多くは既に設置されたもので、後追いの許可申請であったため、文化財保護委員会からは条件付きで許可になった。しかし、翌年昭和26(1951)年10月15日～16日に文化財保護委員会の現地視察も行われ、現状の史跡の在り方に対して厳しい指導勧告がなされた。

文化財保護委員会の指導勧告事項は

1. 史跡「松江城」の面目を保持すること
2. 原状復帰については、出来る限り速やかに着手し、天守の修理竣工までに全部完了することであり、具体的には、外曲輪(二之丸下ノ段)のテニスコートや自治会館、図書館の撤去、外曲輪(馬溜)の児童遊園地の撤去、荒れた椿谷の整備などであった。そのため、松江市は外曲輪(二之丸下ノ段)や椿谷の諸施設や設備について、撤去の方針を立て関係機関とも協議を重ねた。しかし、図書館・自治会館・武徳殿といった建築物やテニスコート・バレーコート等、運動施設については、建物を運営管理する団体の理解と協力が必要なだけでなく、代替施設の建設が必要なため遅々として進まなかった。

こうした中、御花畠の松江監獄署の移転が決定すると、その跡地利用として県が策定した「県庁周辺整備計画」で県の諸施設が昭和34(1959)年頃から計画的に整備されるに伴い、城内建物の移転も徐々に進んでいった。



図2-12 明治～昭和にかけて建てられた各建物位置図（北之丸のテニスコートは昭和11(1936)年に撤去され島根県招魂社が建設された）

#### ・史跡松江城環境整備 5ヶ年計画に基づく整備 資料編「表4 城内施設変遷一覧表」参照

昭和 26(1951) 年の文化財保護委員会からの指導勧告事項は、昭和 33(1958) 年、松江監獄署の移転の決定によって、実現可能な状況になってくる。まず県は、それによって「県庁周辺整備計画」を立て、専門委員会を開催し、次々と県の関連施設の建設場所を決定していく。最も移転が早かったのは島根県自治会館で昭和 36(1961) 年、図書館は昭和 43(1968) 年、武徳殿は翌昭和 44(1969) 年、最後は軟式テニスコートで、松江市が昭和 47(1972) 年から 3 年かけ米蔵跡等を復元整備するために発掘調査を実施した時に撤去を行った。

また、これらの整備事業を進めるにあたって、松江市も昭和 45(1970) 年に「史跡松江城環境整備 5 カ年計画」を立て、連動して史跡整備事業を始めた。これらの整備事業では、外曲輪(二之丸下ノ段)の公園的整備や発掘調査の成果を活かして「米蔵跡」の石積基壇及び排水溝の整備を行い、そのほか内堀濠溝と県庁北内堀と大手北内堀の暗渠通水、及び石垣修理などを実施した。

その後、昭和 53(1978) ~ 昭和 55(1980) 年には本丸についても発掘調査を実施し、まず調査成果に基づき「乾ノ角櫓跡」、「北ノ門跡」、「多聞櫓跡」の遺構平面整備を行い、翌昭和 54(1979) 年には、天守南東の「多聞跡」、「武具櫓跡」の発掘調査、昭和 55(1980) 年には「弓櫓跡」の発掘調査と遺構平面整備を実施した。昭和 56(1981) 年 ~ 昭和 61(1986) 年では、「駒虎ロノ門跡」の発掘調査や遺構平面表示を行い、北之丸の「上御殿跡」の一部発掘調査を行った。このように発掘調査の成果を基に遺構の平面表示を行うなど、史跡松江城としての本格的な整備は、この時期からスタートしたと見てよい。しかし、様々な記念碑、猿や鳥の小動物園、明治期からの茶店も依然として残されることになった。また、様々な理由から撤去することが難しい福祉施設(援護寮)や宿泊可能な福利厚生施設(島根県職員会館)も後曲輪・外曲輪にそのまま残され、撤去が今後の課題になった。

#### ・史跡松江城環境整備指針に基づく整備

松江市は、平成元(1989) 年「松江市觀光基本計画」を策定し、本丸や二之丸などの門、櫓、堀の復元を目標とした。平成 3(1991) 年には、史跡であり松江市の中核的都市公園でもある松江城を、将来に向けて歴史的景観を活かした魅力ある整備を行うことを目的として、専門家による「史跡松江城整備検討委員会」を設置し、この時期から櫓復元に向けての本格的な文献、絵図等の史料調査、収集を開始した。平成 5(1993) 年には、史跡松江城の整備について広く市民の意見を採り入れ、また整備に対する理解を得るために、市民の代表で組織する「史跡松江城環境整備懇話会」を設置した。それらの経過も踏まえ史跡松江城の価値の拡充の方向性を定め、当面の課題や将来起こううる課題等に適切に対応できる判断のよりどころとするため、同年「史跡松江城環境整備指針」を策定した。

この指針に定める方針により、二之丸の番所跡や井戸屋形跡を復元風に整備し、御書院跡については、遺構を平面表示した。また、南櫓・中櫓・太鼓櫓については、史料等に基づいて復元した。二之丸下ノ段については、御破損方・寺社修理方を復元風に整備し、更に、大手門跡の平面表示、井戸屋形跡の復元風整備を実施した。これらの整備された復元風建物の内、二之丸の番所跡、二之丸下ノ段の御破損方・寺社修理方は、現在トイレや休憩施設、案内所として活用されている。更に、城山稲荷神社北側の土地を買い上げ、搦手之虎口整備事業の一環として平成 5(1993) 年度に実施した発掘調査の結果を踏まえ、回遊性のある散策路として平成 6(1994) 年度に整備も行った(鎮守の森散策路)。また、平成 10(1998) 年度、稲荷橋たもとの民有地も買上げ、ベンチを設置するなどの公園的整備を行った(ヘルンの道整備事業)ほか、現在に至るまで、石垣の修理等、整備事業を継続して行っている。

## (2) 松江城周辺の自然環境

### i) 地理的環境



図 2-13 松江市周辺図(朱書きは石材产地)

松江城を中心とする城下町は、南に宍道湖、北に島根半島を形成する北山山系に挟まれた位置に造成されている。

北の島根半島は、日本海に面し、宍道湖北山県立自然公園の指定を受けた緑豊かな標高 200m ~500m の山々から形成されていて、松江城を中心とする城下町の北側の天然の防御壁となっている。この北山山系の枕木山には、古代から大山寺や鰐淵寺と並んで出雲・伯耆地方の山岳仏教の中心地として栄えた華嚴寺があり、この寺は近世に入ると松江城の鬼門にあたることから代々の藩主から信奉された。

島根半島の海岸線は、名勝及び天然記念物加賀の潜戸、名勝美保の北浦、天然記念物多古の七ツ穴、天然記念物築島の岩脈などに代表される断崖が雄大な自然景観と美しいリアス式海岸を形成しており、大山隠岐国立公園の指定を受けている。この日本海側の集落では、松江藩に供給する塩が多く作られ、松江城天守の地階からは、緊急時に塩を備蓄したことを示す塩札が出土し、その中には供給された地域名を示すものも発見されている。

また、松江市の中央部には、ラムサール条約登録湿地である汽水湖の宍道湖・中海があり、両湖を結ぶ大橋川が市の中央を東西に流れ、宍道湖西方には内陸部から宍道湖にそぞぐ斐伊川が流れている。

斐伊川の本流は古来、出雲平野西の神門水海をへて日本海へ注ぎ、一部は東の宍道湖にも流れていた。しかしつ度重なる洪水の結果、江戸時代の初め頃には主に東の宍道湖に注ぐようになっていた。その後、京極忠高が藩主の時(1634~1637)に大規模な築堤工事(若狭土手)を行うことによって、現在のような東流する形に整備された。更に、松江藩 7 代藩主治郷(不昧)の時代の天明 7(1787)年には、解消されない洪水の対策や、新田・水運開発のため、宍道湖から日本海まで佐陀川(運河)を開削した。この 2 年後には、この佐陀川を水運として機能させるため、加賀に藩港を築き多くの船の利用があった。現在の島根町加賀には、当時の築堤や船を係留するもやい石が残り、当時を偲ぶことができる。

大橋川は、宍道湖の東端から松江市の中心部を抜け中海へと注ぐ一級河川であり、全長 7.6 km、流域面積は 13 平方 km を測る。中海に浮かぶ大根島は約 19 万年前に陸上で噴火してきた玄

武岩の火山であるが、ここで産する石は堅硬多孔質玄武岩で島石と呼ばれ、江戸時代から松江城の石垣や城下町の水路などにも使われてきた。また、松江藩の時代から、朝鮮人参が栽培され、現在、栽培農家は少なくなっているものの、今なお継承されている。この島全体が、火山でできているため地下には溶岩の流れによって作られた無数のトンネルがあり、特別天然記念物に指定されている「大根島の熔岩隧道（幽鬼洞）」と、天然記念物の「大根島第二熔岩隧道（竜溪洞）」が有名である。

松江市の南部には、中国山地に至る 200m から 600m 前後の緑豊かな山々が広がり、平野部の豊かな水田地帯が美しい農村景観を展開しているほか、玉造温泉をはじめとする温泉資源にも恵まれている。玉造温泉は、「湯之助」と呼ばれる地域の代表が置かれ、松江藩によって管理されていた。ここには松江藩主の御茶屋が建てられ、代々の藩主が湯治で長逗留した記録「湯之助文書」が残されている。

## ii) 地質環境

松江城山周辺の地層は、新生代古第 3 紀の花崗岩類を基盤に、新第 3 期の地層が重なっている。新第 3 紀前期中新世から中期中新世の地層は、下から古浦層、成相寺層、大森層、布志名層、松江層で構成される。この上に後期中新世の和久羅層安山岩が重なっている。第 4 紀には大根島の噴火によって、大根島玄武岩が生成された。各層の内、古浦層は島根半島東部に分布し、成相寺層は、松江市北部に広く分布する。大森層は、松江市南部の忌部高原周辺に、布志名層は、玉湯町を中心に分布し、松江層は大橋川を中心に分布している。和久羅層安山岩は、和久羅山周辺及び嵩山周辺に、大根島玄武岩は、文字通り大根島を中心に分布している。

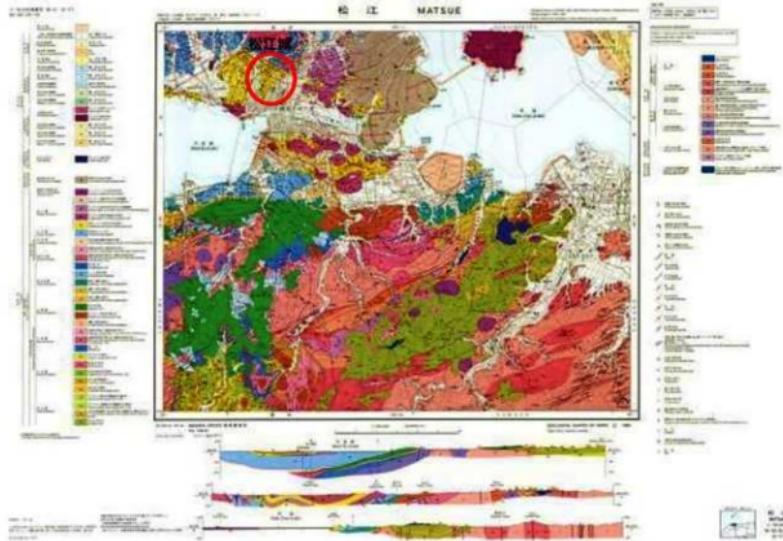


図 2-14 地質図（参考図）

本ページの地質図は、以下の著作物を利用してしています。産業技術総合研究所地質調査総合センター、1/5 万地質図幅「松江」(<https://gbenk.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#latlon/11.35,43472,133.13215>)、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 - 改変禁止 2.1 <http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/>

昭和30(1955)年3月の「重要文化財松江城天守修理工事報告書」によると、松江城天守台の石垣の石材产地は、矢田或いは大海崎とし、口承による嫁ヶ島、忌部の石材は見られなかつたとしている。

### iii) 水系

松江城内堀の水系は、一級河川斐伊川水系松江堀川に属している。

松江堀川は、松江城の堀割を中心とした河川の総称で、北田川、京橋川、四十間堀川、北堀川、城山西堀川、米子川、田町川、上追子川の8河川から構成されている。

この河川の流域は、約37.3km<sup>2</sup>で、上流部は、丘陵地、水田が主体の自然流域であるが、中・下流部は、松江市街地を流れる河川となる。また、低平地を流れる河川のため、勾配は穏やかである。

市街地流域は低平地なため、過去幾多の内水被害を被つており、特に、北田川や京橋川の下流及び、北田川・田町川周辺が内水氾濫域となっている。

現在の松江市街地は、城下町の町割りを基礎に形成されたものであり、松江堀川も松江市の骨格を形成しているといえる。

なお、この松江堀川については、昭和63(1988)年建設省の「ふるさとの川モデル河川」の指定を受け、修景等を意識しつつ、改修整備が進んでいる。



図2-15 松江堀川の概況

史跡松江城環境整備指針 拠点(一部改)

## iv) 植生

松江城山の植生は、スダジイ群落が多くを占め、北側の一部に竹林が分布する他、モミ群落、路傍・空地雜草群落を含む。

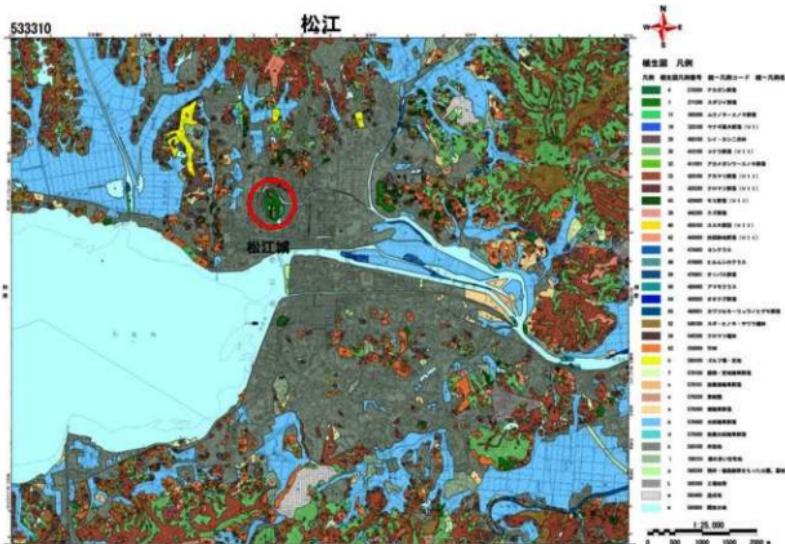


図 2-16 自然環境保全基礎調査（植生調査 2次メッシュ 533310 情報より）

平成 12（2000）年 12 月に実施した松江城内の樹木の調査とともに平成 26（2014）年に樹木医により再調査を実施した結果では 84 樹種、3206 本の樹木が確認された。最も多いものからヤブツバキ(422)、スダジイ(350)、ヒノキ(350)、クロマツ(274)、タブノキ(241)、スギ(219)、ソメイヨシノ(170)、ムクノキ(163)、エノキ(130)となっている。

この中で、江戸時代からの植生と考えられるは、図3-21、図3-22の分布図に示す通り、本丸と市道城山線の北側を除くほぼ全域に所在するが、特に古いと思われるものはスダジイやタブノキで、北之丸の斜面に集中している。

城内のソメイヨシノを中心としたサクラ類（以下サクラという）は明治20年代に植樹が行われた記録があり、ウメやマツと同様に寄贈や記念植樹で植えられたものが分布する。

大手前から本丸に上がる石段脇には、外来種のヒトツバタゴ（ナンジャモンジャ）が松江市民から寄贈され、昭和 15（1940）年に植樹されている。

また、通称椿谷といわれる後曲輪の遊歩道脇には、外来種のハリエンジュ（ニセアカシア）<sup>※1</sup>が 10 本植樹されている。この木は、明治時代の初めころ日本に輸入され、芳香を放つきれいな花が咲くため街路樹や公園に植えられてきたもので、バレーコートの撤去（昭和 44（1969）年）とともに植栽されたものである。

<sup>※1</sup> 日本では、長崎県対馬と岐阜県など東濃地方にだけ自生し、環境省の絶滅危惧種に指定されている。

表 2-2 史跡松江城内の主な植生現況（平成 12 年 12 月樹木調査のデータによる）

「北ノ丸」は、斜面も含むものとする

樹種	本丸	二之丸	腰曲輪	中曲輪	外曲輪 (馬道)	外曲輪 (二之丸 下ノ段)	外曲輪	北ノ丸	後曲輪	総本数
ヤブツバキ	1		10	7	1		105	78	220	422
スダジイ		5	1	2	19		23	167	133	350
ヒノキ	3		8	31			255	18	35	350
クロマツ	38	8	1	7	167		23	2	28	274
タブノキ			22	6	21		32	32	128	241
スギ		1	31	69	2		54	45	17	219
ソメイヨシノ	61	47	4	39	3		6	3	7	170
ムクノキ			11	3	8		31	16	94	163
エノキ	2		16	9	11		17	11	64	130
シラカシ	1		22	54	3		18	5	13	116
ヤマモミジ	15	14	1	15	1		6		17	69
モチノキ		1			5		7	14	41	68
クロキ			6	3	2		11	16	26	64
ハゼノキ			4	2	4		25	11	16	62
カゴノキ			16				1	9	15	41
クロガネモチ		1		9	3		12	3	7	35
ケヤキ			1	22	1		1	8		33
クマノミズキ			2	1	16			11		30
アカメガシワ			1		7		9	1	12	30
ヒツヅバタコ				2	7		9		11	29
クスノキ		3		4	3		2	2	11	25
オニグルミ			9	1			3		7	20
ハリエンジュ									18	18
ネズミモチ			1		6			1	9	17
センダン			1	2	1		5	2	5	16
ヤブニッケイ			3				1	2	10	16
ヤマザクラ	1	1	1	1	3		5	1	3	16
シロダモ			1						12	13
ナンキンハゼ				8			3		1	12
カキノキ					2		7		2	11
その他										146
					計					3206

※大手前駐車場(史跡外)には、クロマツが、17 本ある。

### (3) 指定地を取り巻く社会的環境

#### i) 社会環境

現在の松江市域は、平成 23(2011) 年 8 月に東出雲町と合併した後、東西約 41km、南北約 31km、面積は 572.99km<sup>2</sup> となっている。松江市は山陰地方の中央に位置し、島根県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心的役割を担っており、企業の本支店、官公庁、大学などの高等教育機関、病院、商業施設などが集積している。

本市と他地域を結ぶ交通機能は、国道、高速道路、空港、鉄道、航路が整備され、道路網については、山陰地方を東西に結ぶ国道 9 号線（山陰道）と、山陽・四国方面につながる国道 54 号線が交わる、交通の結節点となっている。空路については、出雲空港と米子空港の 2 つの空港の間でかつ至近距離に位置し、利便性が高い地域となっている。また鉄道網は、山陰地方を東西に結ぶ JR 山陰本線があり、山陽方面に繋がる JR 伯備線に接続している。また、出雲大社に繋がる一畠電車もあり、観光客の利便性に役立っている。

航路では、本市と隣岐を結ぶ隣岐航路、外国との物流港である境港に隣接している。

近年、これらの利便性の高い交通網や、地理的条件を背景として、宍道湖・中海の沿岸では県境を越えた連携、交流が進められている。

平成 27(2015) 年 2 月末現在の松江市の人口は 205,417 人で、平成 17(2005) 年国勢調査時の 210,796 人から減少に転じている（合併前旧 2 市町合計）。

人口構成は 15 歳未満の年少人口割合の低下と、65 歳以上の老人人口割合の上昇が続き、少子高齢化が進んでいる。産業への就業者人口の内訳は、平成 22(2010) 年度時点で第 1 次産業就業者の割合が 5.8%、第 2 次産業 20.2%、第 3 次産業 74.0% で、第 3 次産業の就業者割合が年々増加している。

#### ii) 関係法規等

##### ・文化財保護法

##### 【史跡】

文化財保護法は、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とする法律で、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものが史跡として指定される。

史跡 松江城

指定年月日： 1934.05.01(昭和 9.05.01)

追加年月日： 1991.04.03(平成 3.04.03)

2013.10.17(平成 25.10.17)

2014.10.06(平成 26.10.06)

指定面積： 204,633.60 m<sup>2</sup>

指定基準： 二、都城跡、国郡府跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明： 松江市ノ西北部ニアリ慶長年間堀尾吉晴ノ築城ニ係リ亀田山ヲ最高点トセル平山城ナリ城構ハ本丸ニ丸三丸ヲ備ヘ本丸ニハ五層ノ天守閣ヲ存シ石壘、濠等旧形ヲ存スル處勘カラズ山陰地方ニ於ケル近世城郭トシテ代表的ノモノナリ

追加指定説明-1： 松江城は慶長年間（1596-1615）堀尾吉晴が亀田山に築いた平山城で、一名を「千鳥城」ともいう。堀尾氏以降京極氏、松平氏と継承された二七〇年間の居城である。本丸、二の丸、三の丸を備え、本丸には五層の天守が現存する。

山陰地方における近世城郭の代表的なものとして史跡に指定されてから既に半世紀以上を経過し、土地買上、石垣修理、島根県立図書館、テニスコート等の移転にともなう米蔵跡環境整備などの事業を実施してきたが、堀の内側（城内）に一部未指定地が存在する。今回地権者の同意が得られたので、この部分を追加指定し、保存を図るものである。（以上、月刊文化財平成2年12月号一部改）

**追加指定説明-2：**松江城は、松江市街地を南北に分断する大橋川の北側、標高約三〇メートルの亀田山（城山）に築かれた城郭で、本丸、二の丸、三の丸を備え、本丸には江戸期創建の天守が遺存するとともに、城郭の内部及び周囲には石垣、濠等が極めて良好に遺存しており、山陰地方を代表する近世城郭として貴重であることから、昭和九年に史跡に指定された。

慶長五年（1600）関ヶ原合戦に功績のあった堀尾吉晴・忠氏父子は出雲・隠岐両国二三万五千石を与えられ、出雲富田城に入った。しかし、さまざまな地形的制約等から、島根半島の丘陵から派生した亀田山に城を移そうと考えた。その場所の選定について堀尾吉晴・忠氏父子の間で意見の相違があったが、慶長九年に藩主であった忠氏が急死したことから、その子の忠晴が幼少であったため、再度国政を預かることとなった吉晴が忠氏の意思を尊重して、城を亀田山に築くこととした。

築城工事は慶長十二年から同十六年にかけてであり、同時に城下町の整備も行った。本丸には五層六階、本瓦葺、望楼型の複合式天守が築かれ、周囲には櫓が六か所に配置され、それぞれ多門で連結された。江戸創建期の天守が遺存する全国でも数少ない城の一つであり、天守は重要文化財に指定されているのに加えて、一度も戦禍にまみえることなく明治維新を迎えた点でも稀有な城郭であり、完成当初の状況を良好に遺存している。

今回追加指定を予定するのは、丘陵裾部の市有地および民地のうち、条件が整った場所である。（以上、月刊文化財平成25年9月号）

**追加指定説明-3：**松江城は、松江市街地を南北に分断する大橋川の北側、標高約三〇メートルの亀田山（城山）に築かれた城郭である。本丸、二の丸、三の丸を備え、本丸には江戸期創建の天守が遺存するとともに、城郭の内部及び周囲には石垣、濠等が極めて良好に遺存しており、山陰地方を代表する近世城郭として貴重であることから、昭和九年に史跡に指定された。

慶長五年（1600）関ヶ原合戦に功績のあった堀尾吉晴・忠氏父子は出雲・隠岐両国二三万五〇〇〇石を与えられ、出雲富田城に入った。しかし、さまざまな地形的制約等から、島根半島の丘陵から派生した亀田山に城を移そうと考えた。その場所の選定について堀尾吉晴・忠氏父子の間で意見の相違があったが、慶長九年に藩主であった忠氏が急死したことから、その子の忠晴が幼少であったため、再度国政を預かることとなった吉晴が忠氏の意思を尊重して、城を亀田山に築くこととした。

築城工事は慶長十二年から同十六年にかけてであり、同時に城下町の整備も行った。本丸には五層六階、本瓦葺、望楼型の複合式天守が築かれ、周囲には櫓が六か所に配置され、それぞれ多門で連結された。江戸創建期の天守が遺存する全国でも数少ない城の一つであり、天守は重要文化財に指定されているの

に加えて、一度も戦禍にまみえることなく明治維新を迎えた点でも稀有な城郭であり、完成当初の状況を良好に遺存している。

今回丘陵裾部の民有地のうち、条件が整った部分を追加指定して保護の万全を図ろうとするものである。(以上、月刊文化財平成26年9月号一部改)

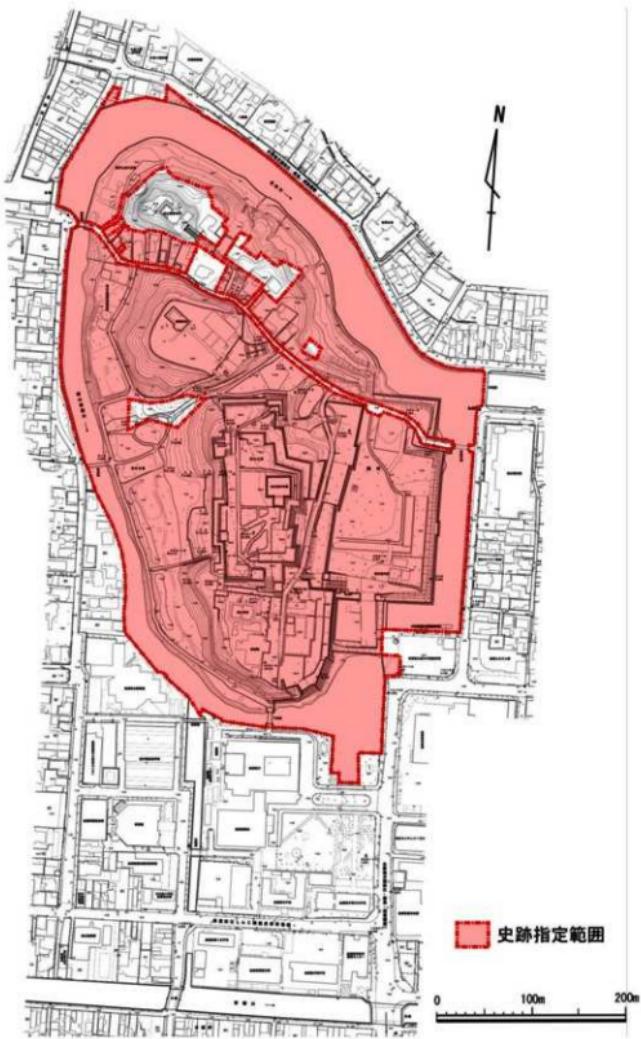


図2-17 史跡指定範囲図

**【国宝】**

建造物の指定について、文化財保護法第二十七条には、文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、類いない国民の宝たるものを見定め、これを国宝に指定することができる。と規定されている。

松江城天守は、昭和 10（1935）年 5 月 13 日に国宝、その後昭和 25（1950）年の文化財保護法により重要文化財に改称されたが、平成 27（2015）年に国宝に指定された。

番号 建第二三三号

名 称： 松江城天守 1 棟

四重五階、地下一階付、本瓦葺、南面附櫓一重、本瓦葺

附

祈祷札 2 枚 慶長十六年正月吉祥日

鎮宅祈禱札 4 枚

鎮物 3 点 祈祷札 1、槍 1、玉石 1

指定年月日： 2015.07.08(平成 27.07.08)

指定説明： 松江城は、松江市街の中心部、標高二九メートルの亀田山に築城された平山城である。東から南及び西には城下町が形成され、宍道湖と中海を結ぶ大橋川が天然の外堀となっている。明治八年には御殿や櫓などの諸々の建造物が民間に払い下げられ、当初からの繩張りと堀及び石垣などはよく残るが、近世の城郭建築は天守のみが現存する。

遠江を治めていた堀尾氏は、関ヶ原合戦などにおける行賞により、慶長五年（1600）に出雲と隱岐の二四万石の領主として出雲に入った。最初はかつて尼子氏が居城とした富田城に入城した。富田城は、松江城から南東約一六キロメートルの山間部、安来市広瀬に所在する典型的な中世の山城である。標高一九〇メートルの月山山頂に本丸を構え、中腹に山中御殿、下段に花ノ壇、千疊平などの郭をそなえ、飯梨川沿いの平坦地に城下町を構えていた。

堀尾氏は、地勢の難や交通の便などから亀田山の地を選んで富田城からの移転を計画し、同十二年より築城を始め、同十六年にはほぼ完備した。現在の天守はこのときのもので、完成は近年に再発見された二枚の祈禱札から明確となった。松江藩主は堀尾氏が三代で断絶し、続く京極忠高も一代で、寛永十五年（1638）に松平直政が信濃松本城から移り、明治維新まで、松平氏一〇代が治世した。延宝、元禄、元文、寛保、文化に部分修理があったことが知られ、松平氏によって適切に維持してきた。明治二十七年にも修理が行われ、昭和十年に国宝保存法により国宝に指定され、その後、文化財保護法による重要文化財となった。昭和二十五年六月に着手した解体修理工事は同三十年三月に完了し、現在に至っている。

天守は山頂に構えた本丸の北東端に位置し、自然石を主体とする天守台石垣上に南面して建つ。外観は四重、内部五階、地下一階の形式で、二重目と四重目は東西棟の入母屋造、二重の南と北には入母屋造破風の出窓をつけ、正面の南面には玄関となる一重一階の附櫓を設けて地階への入口とし、屋根はすべて本瓦葺である。外壁は初重と二重が總下見板張、三重と四重及び附櫓が下部下見板張に上

部漆喰塗とし、二重上の出窓は漆喰塗、内壁は全て真壁造とする。各重の四面には突上板戸建の連子窓を配し、要所に鉄砲狭間をあけ、南と北の出窓中央に花頭窓をつける。四重は四面とも板戸建込の窓で、横桟三筋の手摺を廻している。

平面は各階とも桁行に相当する東西方向に少し長く、一階と二階が同規模、三階と四階も同規模であるが、隅の出入りで四階を通減させる。一階と二階は四周を幅二間の武者走りとし、四階の一部を除いて各階とも間仕切りがないが、柱列と内法貫で区画される。五階は四周を幅半間の入側とし、内部は内法小壁で東西二室に分ける。一階から五階は板敷、根太天井であるが、五階は四周を化粧屋根裏とするのみで天井を設げず梁組を現している。地階はほぼ正方形の平面で、ほぼ中央に石積の円形井戸を構え、東北隅の一画の食塩貯蔵場所は平瓦敷の土間床とし、他は板敷である。附櫓は不整形な四角形平面で、石垣南面の中央西寄りに鉄板張扉の入口を構え、階段を経て地階に登る。

軸部は太い柱と梁を組み、貫で堅牢に固め、長さ二階分の通し柱を多用している。柱配置は通減のない階同士を整然とそろえているが、通減するところでは通柱を除いて、上下階の柱位置をそろえていない。こうした点は、上に向けて通減する天守の形態を、二階分の通し柱で達成しようとした構造技法の特色といえる。

また、柱寸法は一階から二階が九寸から一・五尺角と太く、三階四階が九寸から一尺角、五階は七寸角であり、上層の方を細くしている。一階から四階の柱のうち、一三〇本は一面から四面に包板を釘、鍵、帶鉄で取り付けている。この包板は二寸から二・五寸と厚く、軸部強化の役割も期待していたと思われる。

部材の番付は、地階から二階が影彫番付、三階から五階が墨書番付というように、大きく二群に分かれることが判明した。また、当初部材を精査すると、一階二階には多数の古材が用いられており、また二階以下は面皮や曲りがある丸太の形状が多く、三階以上では製材された角材を多く用いているなど、用材や加工に番付と同じような差異が認められる。二階以下の部材には、堀尾氏の家紋である分銅紋に富の字が刻印された部材が含まれており、これらは堀尾氏が最初に居城とした富田城の部材と推定される。これらにより、地階から二階には富田城の部材が多く用いられ、そこに新たに三階以上の部材が加えられたと推定される。

松江城天守は、中国地方に唯一残る莊重雄大な四重五階の天守であって、近年に再発見された祈祷札から慶長十六年の完成が明らかとなり、通し柱による構法や金物を多用した包板の技法などにみられる特徴とともに、近世城郭最盛期を代表する遺構として極めて高い価値がある。

また、当初の部材に転用を示す痕跡を残しており、高層化による象徴性を達成した松江城天守は、防御性を重視した中世の山城から近世都市の基軸となる城郭へと進展してきた我が国の城郭文化の様態をあらわすものとして、深い文化史的意義が認められる。

なお、慶長十六年の祈祷札二枚、鎮宅祈祷札四枚、鎮物三点を附指定として保存する。

### ・都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として策定されている。

松江市でも、都市計画区域内における都市施設（道路・公園等）、各種地域地区（用途地域等）、地区計画の決定、変更を行なっている。

### 用途地域等

松江城周辺の用途地域は第一種中高層住居専用地域に指定されており、内堀を含む史跡指定地のほぼ全城が都市公園 8・5・2 城山公園（20.7ha）に定められている。このため都市公園法により公園内における禁止行為が定められ、史跡の適切な維持管理を継続する上で有効である。

史跡外の内堀周辺の用途地域は、三之丸を含む南側一体は商業地域であるが、それ以外の区域は第一種中高層住居専用地域または第一種住居地域に指定されている。更に松江城の北側一帯は景観地区（塩見繩手地区）に定められている他、松江城の東側の大手前通り沿線には地区計画制度が導入され、建築物の高さ制限が行われるなど、史跡の周辺環境を良好に保つための施策が採られている。



図 2-18 都市計画図

### ・景観法

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として策定されている。

景観地区は、都市計画法によって街の景観を維持するために定められた補助的地域地区で、建築物のデザインや色、高さなど多岐にわたり規制することができる。塩見繩手地区（景観地区）

は、全国 38 地区指定されているうちのひとつである。

松江市では、景観法に基づいて「松江市景観計画」を策定し、市全域を「松江市景観計画区域」として景観形成の方針や基準などを示す他、重点的に良好な景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」として定め、よりきめ細かな基準により規制・誘導を図り、史跡松江城にふさわしい周辺環境の整備に取り組んでいる。

#### 伝統美観保存区域 塩見繩手地区（景観地区）（平成 19 年 4 月 1 日指定）

本地区は、重要文化財である松江城の北面に隣接し、かつて中老格の藩士の屋敷が並び、現在もその面影を色濃く残している。昭和 48（1973）年松江市伝統美観保存条例の制定と同時に、第 1 次保存指定地区に指定し、門、堀の復元、堀沿いのマツの移植・補植、電柱移転等、松江を代表する歴史的景観として保存を図ってきた。通りに面して連続する門、堀と老松、堀川などが相まった景観は四季折々に美しく、観光客の周遊ルートとしても重要な観光資源であり、松江市の個性と格式の高さを形成している代表的な景観である。

この塩見繩手地区的景観を松江市固有の歴史・文化的資産として後世の市民に継承されるべきものとし、郷土愛の高揚に資するとともに、広く文化的向上発展に寄与することを目的とし、景観地区として指定し、その伝統美観を保存するものとする。

#### ・松江国際文化観光都市建設法（昭和二十六年三月一日法律第七号）

松江市が明るな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的として策定された。

松江国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとし、松江国際文化観光都市を建設する事業（以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。）は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとすると示されている。

### iii) 上位計画・関連計画

#### ・松江市総合計画（平成 19 年 9 月策定）

平成 17（2005）年 3 月 31 日、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町の合併により、新「松江市」が誕生した。

新生「松江市」のめざすべき将来の姿を明らかにし、より充足感の高い市民生活の実現に向けて、具体的な目標を定め、行政はもとより、市民・企業・市民活動団体など、あらゆるまちづくりの主体が、新生「松江市」のまちづくりに取り組んでいくための指針として平成 19（2007）年 9 月 12 日に『松江市総合計画（平成 19 年度～28 年度）』が策定された。

総合計画は、基本構想（松江市がめざすべき都市像と、これを実現する施策の柱、都市像実現に向けたまちづくり方針などを示す）、基本計画（基本構想を実現するための具体的な施策・主な事業を体系的に示すもの）、実施計画（基本計画で定めた施策体系に基づいて、3 年間の事業実施方策を明らかにし、事業内容を具体的に示すもの）からなる。

基本構想は目標年次を平成 28（2016）年度、前期基本計画は目標年次を平成 23（2011）年度、後期基本計画は目標年次を平成 28（2016）年度と設定し、実施計画は 3 年ごとに見直しを行うこととしている。

総合計画では、松江城に関する項目として、第 5 章 将来都市像実現のための基本目標の中で、「豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる」として、

「本市は、大山隠岐国立公園に指定されている島根半島部やラムサール条約の登録湿地となつた宍道湖・中海、縁豊かな山並み・田園など、恵まれた自然環境を保全します。また、古代出雲文化発祥の地である風土記の丘周辺、近世江戸時代のたたずまいを色濃く残す松江城周辺など、歴史的・文化的景観も数多く有しています。この、自然と共生した美しい都市景観など景観資源を保全し、後世に継承していきます。」と示されている。

#### ・松江市総合計画（後期基本計画）

総合計画に基づいて平成 24（2012）年度に策定された『松江市総合計画（後期基本計画）』（平成 24～28 年度）では、第 2 章歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる〔教育文化〕の、4 文化の振興-1 指定文化財の保存と活用に松江城を含む文化の保存と継承が、4 松江城国宝化の推進に向けての調査研究の取り組みが示されている。

#### 4 文化の振興

##### 背景・前期計画の取り組み・経過

松江市は全国で初めて文化政策として「松江城天守」に指定される史跡、松江城をはじめ文化財や歴史史跡

保存の取り組みを行っています。

平成19年から平成24まで「歴史・文化・伝統の継承下取り」をテーマとした「松江城400年祭」が実施され、その年にあわせて松江城の復元研究会を設立する機運が高まった頃から、「松江城天守」の復元によって歴史保存や歴史活用による市の振興策へ、新たな「松江城史」の確立もめざされました。あわせて、様々な文化団体の活動により文化の振興を図るとともに、文化の活性化・発展を目指します。

↓

**【第 1】**

●松江・毛利・吉川の歴史から文化財までの変遷からして、歴史状況で地元住民が文化を行っていないものの現状に悩んでいたのがあります。

●また、歴史史料の保存が十分に実施されていないため、歴史が壊してしまったのが懸念です。

**【第 2】**

●重要な文化財についての調査・研究を行い、既存して保存を図ることとともに、松江歴史館などで歴史文化を広めています。

●として、松江城天守の近代化過程については、既存より歴史的・学術的な意義文化財に登録して保護に取り組んでいます。

●松江城天守を主な施設として、西洋の貴重な文化をネットワークで開拓し、「くまつ松江」・「松江」の歴史を発信します。

●内閣府による重要文化財認定を受けた天守閣を松江市に譲り、松江市が運営して、松島天守閣です。

●歴史文化財の活用事業(松江市内外社説明会開催事業)

●松江城天守開設事業

**【第 3】**

目標期間	予算額(H18)	実績額(H18)	残額予定期間	予算額(H19)
国定文化財修復費(万円)	234	238	→	245
重要文化財修復費(万円)	6	29	→	34
合計(万円)	13,254	18,234	→	40,000

**【今後】**

- 国定文化財修復費用事業(国定文化財松江城天守修復事業・再開発解体修復事業)
- 歴史資料修復費用事業(松江市内外社説明会開催事業)
- 松江城天守開設事業

↓

**【第 1】**

●松江城天守の新たな文化財の価値を実現するため学術論議に取り組むとともに、国定文化財を市民の皆さんとの協働により継続させていく必要があります。

**【第 2】**

●専門研究者による学術的な議論に取り組み、国定文化財につながる新しい発見を求めて研究を進めます。

●国定文化財に取り組む研究団体を支援し、議論を深めながら、市民と行政が一体となって歴史文化を継承めます。

●松江城に関する新しい歴史資料の発見のため、広く市民に協力を求めます。

**【第 3】**

目標期間	予算額(H18)	実績額(H18)	残額予定期間	予算額(H19)
松江城天守開設にかかる事業費(万円)	—	1	→	2

**【今後】**

- 松江城文化振興事業
- (松江城歴史文化財委員会による研究講座・史料調査、
- 松江城を誕生する市民の社会貢献、歴史判定による歴史資料の収集など)

松江市総合計画（後期基本計画）より抜粋

※松江城天守は平成27（2015）年国宝に指定された

### ・重要文化財松江城天守保存活用計画（平成 26 年 3 月）

重要文化財松江城天守保存活用計画は、天守の文化財としての特性を損なうことなく後世に引き継ぎ、天守が松江市の文化的、経済的発展に果たしてきた役割を高め、松江市民はもとより、市外からの来城者が松江城の価値を最大限享受できるよう、対処すべき課題を明らかにし、保存と活用に必要な事項をまとめることを目的として策定した。

天守について、保存管理、環境保全、防災、公開活用に区分して保護の課題を整理し、方針及び対策を計画としてまとめた。また、各計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他の関係法令に規定されている手続きを明確にすることを基本方針とし、天守の価値の向上については、史料収集及び調査研究の進展が不可欠であり、そのための計画をまとめた。

計画は下記の 6 項目で構成されている。

#### ①保存管理計画

天守の修理の経緯から保存の課題と留意点を明らかにし、部分や部位の取り扱いの方針をまとめた。また、日常的に行うべき管理行為や小修理の内容を明らかにすると共に、中長期的な対応方針をまとめた。

#### ②環境保全計画

天守が立地する本丸について、天守の保護を図る適切な環境の創出、城跡としての歴史的風致の向上、市民の憩いの空間の創出という 3 つの観点から整備の方針と対策をまとめた。

#### ③防災計画

備えるべき灾害の種別として火災、地震、風害を特定し、それぞれについて保存と活用の両面から課題を整理し、防災の方針と対策をまとめた。

#### ④公開活用計画

天守の外観及び内部の公開を促進し、展示の改善や充実を図り、天守にふさわしいイベントを開催することによって、より多くの人がその価値を享受できるよう、方針と対策をまとめた。

#### ⑤保護に係る諸手続き

前述①～④の計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他の関係法令の規定に従い、とるべき手続きを明確にした。

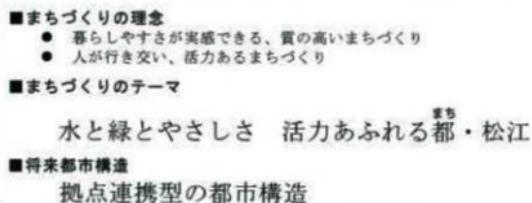
#### ⑥史料等の管理活用計画

天守の築城や建築の変遷等に関する歴史史料を収集し、適切に整理・保管し、これを調査研究に活用し、今後の松江城の保存、活用、普及啓発に役立てる。また、古材の管理等の目録の作成やき損・小修理等の記録の情報の一元的に管理し、閲覧しやすい状態にするとともに、関係部署と情報の共有化を図る。

### ・松江市都市マスタープラン（平成 20 年 3 月策定）

松江市都市マスタープランの松江市全域の都市整備の方向性を示す全体構想では、松江市が山陰の中核として確たる地位を築き、さらに飛躍していくためには、都市ビジョンで示したまちづくりの根幹となる考え方を基に、拠点連携型の都市構造の構築が必要である。そのためには、市域全体について、実効性と推進力を伴った体系的な都市政策を展開することで、中核都市としての存在意義を示すことが可能となる。

自然と歴史・文化を大切にする都市環境の形成、誰もが安心して安全に生活できる基礎的条件の整備、秩序ある計画的な土地利用、交流と連携による利便性・機能性の高い施設整備、都市機能の集積と利用による活力ある拠点形成を目指し、五つの方針を示されている。



松江市都市マスタープランより抜粋

・松江市歴史的風致維持向上計画（平成 23 年 2 月策定）

松江市では、『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』(平成 20 年法律第 40 号) 第 5 条に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画として、平成 22 年から 31 年度を計画期間として『松江市歴史的風致維持向上計画』を策定している。

同計画は、本市の基本構想である『松江市総合計画』に基づき、『松江市都市計画マスタープラン』、『松江市景観計画』などの既存計画との整合を図りながら、歴史文化のまちづくりを推進する具体的な計画としての役割を持つものとして位置付けられている。

計画では、国指定文化財を中心としてその他の文化財や伝統的なまちなみなどの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も展開され、それらが一体となって松江市の風情を醸し出して良好な環境を形成している範囲で、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲として、「旧城下町エリア」「国府跡周辺エリア」「美保関エリア」「鹿島エリア」「宍道エリア」の 5 地区を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策に取り組んで行くこととしている。

旧城下町エリアの範囲は、松江城を中心として江戸時代に形成された堀割りや道筋、町割りやまちなみが今も良く残っており、寺社建築や武家屋敷、茶室などの歴史的な建造物が集中していること、伝統文化として江戸時代に盛んになった茶の湯文化が今も息づいており、伝統的な人々の活動としては城山稻荷神社の式年神幸祭であるホーランエンヤや、左吉先行事をルーツとした斎行列が歴史的な道筋を通って今も繰り広げられているとして、江戸時代に形成された城下町の範囲を基本として設定している。

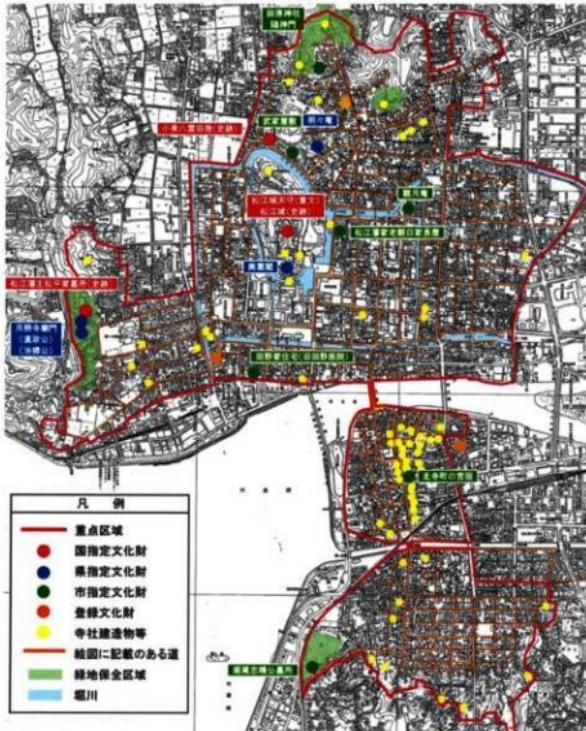


図 2-19 旧城下町エリア重点区域図

松江市歴史的風致維持向上計画より抜粋

### ・松江市景観計画（平成 19 年 3 月策定）

景観に関する総合的な法律である景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による景観計画として、平成 19 年 3 月に『松江市景観計画』を策定した。

本計画では、松江市全域を景観計画区域に指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定め、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を積極的に果たしながら、美しく風格ある松江固有の景観を守り（保全）、開発と保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て（創造）、市民共有の財産として後世に伝えることを目的としている。

また、松江城周辺や宍道湖周辺など重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域（伝統美観保存区域、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域）」として定め、よりきめ細やかな基準により規制・誘導を図っている。

松江城周辺では、伝統美観保存区域（塩見繩手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区）と北堀町景観形成区域、北殿町懸門橋通り景観形成区域を重点地区として定めており、建築物・工作物の高さを 12m 以下とする。屋根は勾配屋根とし、いぶし瓦や黒瓦を基本とするなど、松江城などの眺望景観の保全や歴史的・伝統的な景観の保存、修景を目的とした基準を定めている。

#### 【対象区域】 松江市全域

#### 【届出対象行為】

建築物や工作物で高さ 13m 以上又は建築面積 1000 m<sup>2</sup> を超えるもの、大規模な開発行為など

#### 【景観形成基準の特徴】

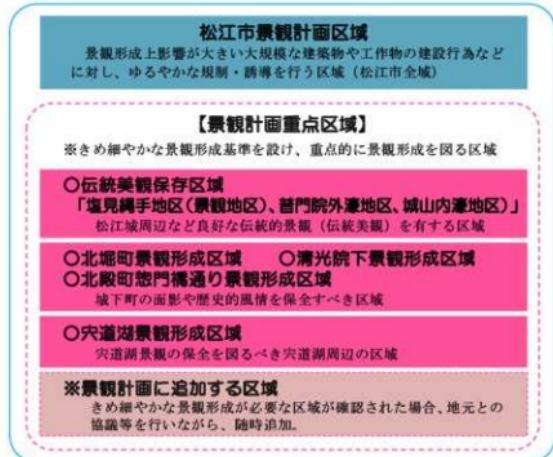
景観形成上の影響が大きい大規模な建築物や工作物等の建設行為について、緩やかな規制・誘導を行います。

松江市全域に点在する特色を持った地域や展望地、道路や河川を「景観上重要な地域・展望地・道路・河川」として位置付け、それらとの調和を図りながら良好な景観を形成します。

松江城、田和山史跡公園、大塚山公園を「主要な展望地」として定め、個別の景観形成基準を設け、湖面景観や山稜に対する眺望景観の保全を図ります。

と示してある。

#### 【景観計画のイメージ】



### ・大手前通り地区計画（殿町、母衣町、米子町、南田町）

史跡松江城の東側にあたる大手前通り地区は、松江市の文化・観光の拠点である松江城（城山公園）に隣接し、松江の文化・歴史を代表する地区である。概ね米子川より西の地区は、島根県庁、県民会館、医療施設等公共施設が集積しており、都市拠点機能を併せ持つ松江の都市政策上非常に重要な地区であり、米子川より東の地区は、木造住宅を主体とした昔ながらの風情を残す閑静な住宅地があるとともに幹線沿いの商店街として賑わった地区でもある。

現在、当地区では松江市街地及び周辺の円滑な都市交通環境を実現するため、内環状道路の一部として都市計画道路城山北公園線の整備が進行中である。

この幹線道路整備に併せて、沿道地区における周辺の街並みと調和した活気あるまちづくりを行うことにより、中心市街地の活性化、居住・交流人口の拡大及び、良好な都市環境の形成を図ることを目標として地区計画がつくられている。

松江城の堀に面した北殿西地区では、建築することができる建築物は、①建築基準法別表第二(は)項に掲げる建築物に限定し、高さの限度は12m、建築物等の形態・意匠についても制限を設けている。

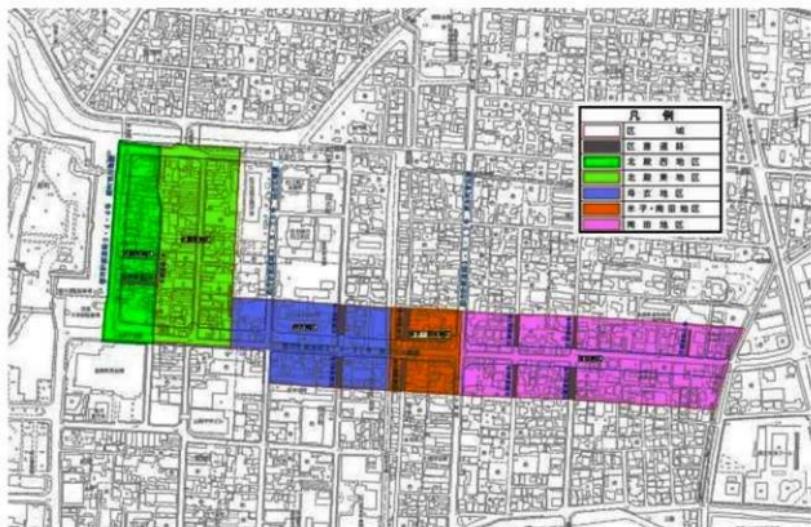


図2-20 大手前通り地区計画（殿町、母衣町、米子町、南田町）より抜粋

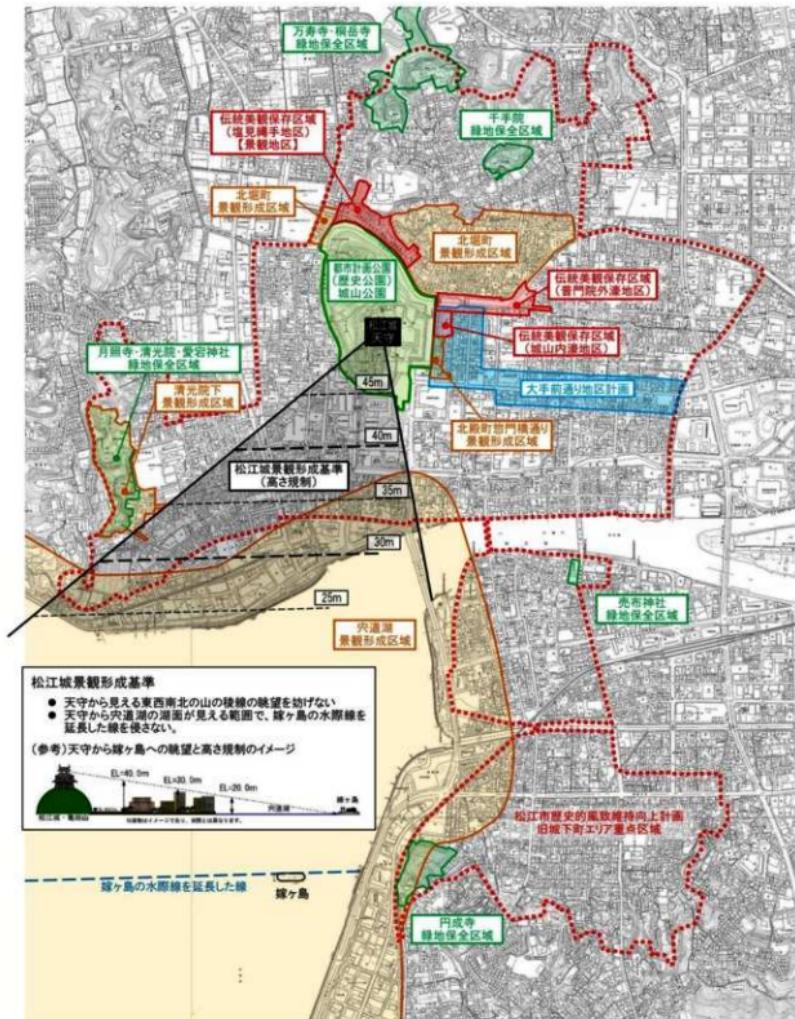
## iv) 土地利用に関する制限

史跡周辺の一部の区域においては、都市計画法における用途地域による土地利用規制のほかに、城下町風情の保全、醸成、継承や良好な都市環境の形成を目的として、さらに上乗せとなる基準を定めている。該当する地域において建築物等の新築や改築、土地の形質の変更等を行う際には、建築基準法の確認申請だけでなく、担当部署に届出等を提出する必要がある。

以下に史跡周辺における土地利用に対して上乗せとなる制限のかかる区域とその概要をまとめた。

表2-3 法的規制の内容と届出

根拠となる法律	都市計画法	景観法		
		伝統美観保存区域 (塩見縄手地区)	伝統美観保存区域 ①(普門院外濠地区) ②(城山内濠地区)	①北堀町景観形成区域 ②北殿町憩門橋通り景 観形成区域
区域等の名称	大手前通り地区計画	伝統美観保存区域 (塩見縄手地区)	伝統美観保存区域 ①(普門院外濠地区) ②(城山内濠地区)	①北堀町景観形成区域 ②北殿町憩門橋通り景 観形成区域
区域等の位置	殿町、母衣町、米子町、南田町の各一部	北堀町の一部	①北堀町、北田町、殿 町、母衣町の各一部 ②殿町の一部	①北堀町全域と奥谷 町の一部(伝統美観 保存区域を除く) ②殿町の一部
届出が必要な行為 (抜粋)	・建築物の建築 ・工作物の建設 ・建築物、工作物の形態・意匠の変更 ・土地区画形質の変更	・建築物・工作物の新築、改築、外観の変更 を伴う修繕 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採		(左のうち、一定規模 を超えるもの)
建築物等の制限に関する事項 (要約・抜粋)	高さ	・高さ 12m(一部の地区は 20m)以下とする。	高さ 12m以下、かつ、3階建て以下とする。	
	屋根・瓦	・勾配屋根を原則とし、黒や灰色の日本瓦、金属板葺き等とする。 (米子町以東は制限なし)	・勾配屋根とし、黒色系和瓦とする。 ①和瓦や同程度の素材感のものとする。 ②黒色系和瓦を基本とする。	①勾配屋根とするよう努め、黒色系和瓦を基本とする。 ②勾配屋根を原則とし、黒色系の和瓦を基調とする。
	壁面	・落ち着きのある色彩とする。	・白漆喰塗又は板張りとする。 ・門、塀及び長屋門は壁面位置を揃え、連続性を保つ。	①落ち着きのある色彩とする。 ②黒、白、低彩度・低明度の茶系統を基調とする。
届出先	松江市都市政策課	松江市まちづくり文化財課		
リンク先		<a href="http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/keikankokoku/keikantodokekijun/todokededenagare.html">http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/keikankokoku/keikantodokekijun/todokededenagare.html</a>		



松江市歴史的風致維持向上計画・松江市景観計画・松江の都市計画から転写

#### (4) 土地所有及び土地利用状況

史跡松江城内には、明治期から個人所有の宅地や店舗として使用している茶店等の借地、公共施設として無償貸与地が所在していたが、それらのうち、個人所有地の多くは、松平氏が買い戻し等を行って、再び松平氏の所有となった。松平氏は、それらの土地を昭和2(1927)年～3(1928)年にかけて松江市や松江神社、城山稻荷神社に寄付を行ったが、内堀内の北側には多くの神社有地や個人所有地が残ることになった。

松江市がこれらの民有地の最初の買い上げを行ったのは、昭和12(1937)年で、4筆(425-1、427、428、428-1)約882m<sup>2</sup>である。その後の買い上げは、昭和50(1975)年で、6筆(434-1、-2、-3、435、436、437)792m<sup>2</sup>である。それ以降、平成3(1991)年度～10(1998)年度まで、断続的に買い上げを実施し、6年間で約14,944m<sup>2</sup>を公有地化した。しかし、これらの買い上げは、整備等の必要に応じたもので、決して計画的な買い上げではなかった。

松江市では近年、高齢化による都市の空洞化が進んでいるが、この空洞化は城山内にもいえる問題で、空き地や廃屋は史跡松江城の景観に悪影響を及ぼすばかりでなく、放置すれば大規模な集合住宅の建設という事態を引き起こし、その結果、取り返しつかない景観破壊に繋がることが想定されていた。そのため松江市は平成22(2010)年度に条件の整ったところから、随時買い上げていくことや、史跡景観を保護するため、史跡指定地の土地の固定資産税の課税免除を条例化するなど、指定地の拡大を促進することとした。

その結果、未指定地は、城山地内の市道城山線、城山稻荷神社及び松江神社所有地を除く、一部の個人所有地を残すのみとなった。今後は、すべての未指定地の史跡指定を目指すとともに、神社有地を除く民有地についても、条件が整った土地について公有化を図っていく。

地目は、松江市有地の多くは公園で、雑種地、道路、原野、山林、畠、井溝などがあり、神社有地は境内、原野、山林、民有地は宅地、山林、畠である。

表2-4 史跡松江城土地所有状況及び指定面積一覧

平成27年9月18日作成 (単位:m <sup>2</sup> )						
	市有地	神社有地			民有地	合計
		松江神社	松江稻荷神社	松江護国神社		
指定地	188,861.57	4,447.00	0.00	7,699.00	3,626.03	204,833.60
		(指定)神社有地 合計 12,146.00				
未指定地	2,614.00	1,965.73	6,223.00	0.00	2,026.92	12,829.65
	市道城山線面積	(未指定)神社有地 合計 8,188.73				
合計面積	191,475.57	6,412.73	6,223.00	7,699.00	6,007.33	217,817.63
		神社有地 合計 20,334.73				

※それぞれの合計面積は、登記簿の調査を基にしているため、今後の実測によっては変動もある。



図 2-22 土地所有状況図

## (5) 史跡内の指定文化財建造物等

史跡地内の文化財建造物としては国宝松江城天守がある。本丸に位置する一ノ門及び一ノ門東側多聞は天守と一体となって歴史的風致を構成している建造物であるが、一ノ門は、昭和30(1955)～31(1956)年度に国庫補助を得て、消防設備の保管施設及び警備員用施設として復元風に建てられた。復元建造物であり文化財指定建造物ではない。また、それに連結する多聞は、昭和35(1960)年に市制施行70周年記念事業として、松江城の古材を再活用して建てられた建物であり、指定建造物ではない。

このほか、二之丸にある興雲閣が島根県指定有形文化財に指定され、歴史的風致形成建造物となっている。

### i) 松江城天守

#### ①松江城天守の築城

関ヶ原の戦いで戦功のあった堀尾吉晴・忠氏父子が、慶長5(1600)年に雲州・隠岐両国の太守として遠州より雲州富田に入封したその後、居城の地として松江を選び、慶長12(1607)年から同16(1611)年の5年をかけて亀田山に松江城を築造した。

しかし、堀尾氏は、嫡子が無く三代で改易となつたため、寛永11(1634)年、若狭国小浜から京極忠高が入部した。しかし、京極忠高氏も僅か3年で病死し、嫡子が無かつたため一代の短い治世に終わる。

その後、寛永15(1638)年に松平直政が信州から雲州に移封されて松江に入封し、以後十代にわたって234年間、松平氏の居城として使用された。現在見る三之丸を含む松江城の全容は、堀尾氏の築城に始まり、京極氏に引き継がれ、松平氏の時代に整つたものである。

明治2(1869)年、松江城は、版籍奉還と同時に陸軍省の所管となった。明治4(1871)年の廃藩置県に伴い、明治6(1873)年に陸軍省及び大蔵省により「廢城令」が公布されると、明治8(1875)年には天守を除く全ての建造物が4～5円で払い下げられ撤去された。天守も売却が予定され、180円で落札されたが、旧藩士や豪農が同額を納めて買い戻し、現地で保存されることになった。

明治22(1889)年には、島根県知事・籠手田安定により「松江城天守閣景観維持会」が設立された。また、明治23(1890)年に、松平氏は三之丸を除く城内一円を市民の公園として活用する目的で国から買い戻した。その後、明治25(1892)年には初代松江市長福岡世徳らにより「千鳥城天守閣修繕計画」が公表され、それに基づき明治27(1894)年、天守の大修理が実施された。これらに要した経費2,500円は、すべて寄付で賄われている。

#### ②文化財としての価値

松江城(千鳥城)は、日本に現存する城郭天守12棟のうちの1棟である。天守は附櫓を加えた複合式天守で、4重5階であるが、2重の櫓の上に2重の望楼をのせた形式である(望楼型天守)。石落しなど実戦本位で安定感のある武骨な体裁を成している。慶長期の築城で、また、松江城の建造物として唯一のものであり、旧状もよく残り、日本の城郭建築の変遷を知る上で貴重な建築資料とされる。

昭和10年5月の国宝指定にあたっては、次のような説明がなされている。

「松江城ハ堀尾吉晴の築キシ所ニシテ慶長十二年起工慶長十六年功ヲ竣ヘタ其天守ハ慶長十五年落成セシモノニシテ本城現存唯一ノ遺構デアル五層天守ニシテ(屋根四層)形態莊重頗ル安定

ノ観を呈シテイル」

### ③構造及び規模

4重5階天守、地下1階付、本瓦葺、南面附櫓、1重、本瓦葺

松江城天守は、本丸北東部に南に面して建つ。天守台の上に、本瓦葺屋根を4層に重ね、内部を5階に区切る4重5階の構造をのせ、天守台には地階を設ける。地階正面中央部には1重1階の附櫓が接続する。

### ④主な建築的特徴

天守は、昭和の修理で寛永期の資料に基づき旧状がほぼ整えられ、慶長期に建築された天守の一例として、次のような特徴を伝えている。

**【石垣】** 自然石を主とし、一部に割石を交えて、2寸前後の勾配でほぼ直線状に積み上げている。出隅は直方体状の石を長短交互に積む。天守台石垣と附櫓台石垣の形式は天守台と同じであるが、両者の石垣は別個に築かれており、繋がりはない。

**【屋根】** 初層を四面葺き降ろしとし、2層を南北棟の入母屋造とする二重の檜の上に、同様の屋根形式の二重の望楼をのせ、全体で4重の外觀を成す。2重の屋根南北面には入母屋屋根の張出しをのせ、附櫓も南に妻面を向ける入母屋屋根となる。このように、千鳥が羽を広げたような破風が外觀を特徴づけていることから、千鳥城の通称でも親しまれてきた。屋根の軸は木彫銅板張りである。

**【外壁】** 初重及び2重の全面並びに3重及び4重の腰壁を黒塗りの下見板張りとする。望楼となっている4重（5階）は、四周各間を腰窓とし、各面に一本敷の雨戸を建て込み、手摺を廻らす。

**【構造】** 4階までの側周りや母屋周りには、1~2階、3~4階の通し柱を配し、中央部には地～1階、2~3階、4~5階の通し柱を配しており、二層を貫く通し柱を交互に建てる構造を見せる。この構造がこの天守の大きな構造上の特色である。

また、5階の側柱筋を4階の柱が直接支えていないという独特な柱配置は、それだけで見れば構造上の弱点とも受け止められがちであるが、熊本城宇土櫓、丸亀城天守、宇和島城天守、姫路城大天守等と比較すると、木材調達に関わる当時の社会的背景の中で、天守という特別な構造を組み立てるために成された工夫の軌跡を表す一例と捉えることが可能とされる

4~5階の通し柱は、1尺角の4階部分に対して5階部分を細く削って7寸角としている。この理由は明らかではないが、住宅風の意匠や眺望等を意識したとも考えられる。

**【内装】** 床は板張りとする。天井は張らずに上階の根太天井を現し、5階は小屋裏を現す。内壁は漆喰塗りの真壁とし、側柱を露出させて貫は塗り籠める。内側に立つ柱には包板を施し、内部の体裁が整えられている。

**【装置】** 2階の四隅と東、西、北側外壁中央部に石落しが取り付き、狭間は、5階以外の全ての階に設置されている。また、塩蔵の間と呼ばれる地階は、籠城用生活物資の貯蔵倉庫とされ、中央部には井戸が置かれるなど、実戦的な設えを見せる。

なお、昭和の修理では便所や人質蔵等、この点に關係する要素の復元が見送られており、調査研究の進展により、建築的特徴をより良く表現できる可能性が残されている。このように実戦的な設えを持つ天守は、軍事施設としての機能を重視しており、このこ

とから「関ヶ原の戦」以降、決して徳川の政権が安定した状勢ではなかったことを知ることができる。また、この天守の防御的な構造は、松江城全体の石垣や各曲輪の配置などの繩張りや城下町の構造に共通しており、のことから築城と城下町が一連の一貫した設計プランで進められたと考えることができる。

## ii) 興雲閣

### ・指定年月日

昭和 44 (1969) 年 2 月 18 日 島根県指定有形文化財

平成 23 (2011) 年 7 月 20 日 歴史的風致形成建造物

### ①興雲閣の建設と変遷

興雲閣は、松江市が松江市工芸品陳列所として建てた建物で、明治 35 (1902) 年 12 月に着工し、翌 36 (1903) 年に完成した。当初、明治天皇の巡幸を願い、行在所に使用する目的でつくられたため、装飾、彫刻を多く用いた華麗な仕上げとなっている。

設計は、島根県庁の技術者が松江市の委嘱を受けて行い、当時の島根県土木建築関係部署には、島根県が雇用した最初の土木技師である久松龍吉、工芸品陳列所の工事監督をした松村団次などがあつたことがわかっているが、設計者は判明していない。

工事は入札によって松江市寺町の和泉利三郎（和泉組）が落札し、工事費は 13,489 円 35 銭 6 厘、このうちの 1,800 円余りが市民からの寄付によって賄われた。

明治 40 (1907) 年 5 月の山陰道行啓の内定に伴い、工芸品陳列所を行啓の御旅館としてふさわしい建物とするための改修工事と、松江城の大手前から工芸品陳列所まで馬車で行くための道路を取り付ける工事が行われた。皇太子は 5 月 22 日から 25 日まで二階の南隅の部屋で宿泊し、御旅館としての設備は 6 月までに撤去された。

行啓後、旧松江藩主家の当主である松平直亮により興雲閣と命名され、各種の会合や展覧会の会場、迎賓館としての役割を果たすようになる。明治 45 (1912) 年に松江城山一帯で開催された「山陰鉄道連絡記念 物産共進会」の際には美術会場に充てるために階段室を増築して二階を大広間とするための工事が行われ、現在の興雲閣の形ができあがった。

その後の興雲閣は、松江市の公的な歓迎所となり、昭和 48 (1973) 年 11 月 3 日からは「松江郷土館」を設置・活用してきたが、平成 23 (2011) 年 3 月に閉館し、新たな活用のため平成 25 (2013) 年度から 27 (2015) 年度にかけて保存修理工事と耐震補強を行った。

### ②文化財としての価値

竣工時の松江市工芸品陳列所は、現在の興雲閣と異なり背面に階段室がなく、階段は建物の中に取り込まれていた。また、二階は南隅の三部屋と玄関上以外に 7 つの部屋に分かれていた。下見板を張りベランダを巡らせた洋風の外観や洋式トレス構造を採用しながら随所に和風の意匠を取り入れており、全国的にみると明治 20 (1887) 年頃には造られなくなつていった擬洋風建築の最晩年の建物として建築史上価値のある建物である。

### ③構造及び規模

木造、二階建、正面玄関ポーチ、背面階段室、渡り廊下、便所付、桟瓦葺

面積 延床面積 772.65 m<sup>2</sup> (内エレベーター部分 18.90 m<sup>2</sup>)

建築面積 598.93 m<sup>2</sup> (内エレベーター部分 14.53 m<sup>2</sup>)

## (6) 調査と保存等の経過

### i) 発掘調査

史跡地内の調査としては、昭和40年代より遺構の確認及び保存、さらに復元や環境整備に必要な情報を得るための発掘調査が行われてきた。また、民有地や神社有地内での建物増築や工作物の移転等に際しても遺構確認調査が実施されている。

これに加えて、石垣の総合調査、石垣構造調査、刻印・墨書の調査等が行われ、平成27年度まで実施されている石垣の総合調査の結果に基づき、保存のために必要な修理、整備事業が今後も計画されている。

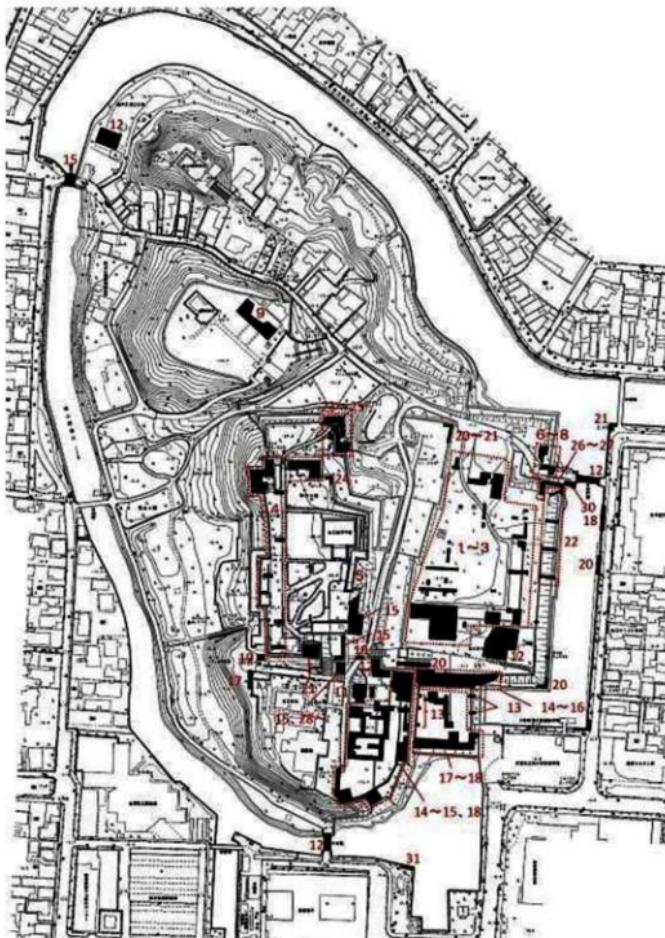


図2-23 発掘調査位置図

表2-5 発掘調査履歴

番号	年 度	事業区分	事業箇所	内 容
1	昭和 47 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段米蔵遺構（第1次）米蔵基壇の遺構確認
2	昭和 48 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段米蔵遺構（第2次）米蔵遺構南半分を全面発掘調査
3	昭和 49 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段米蔵遺構（第3次）米蔵遺構南側全面発掘調査。米蔵基壇、源蔵居所軒田屋敷建物基礎、排水溝を検出
4	昭和 53 年	発掘調査	本丸地区	乾ノ角櫓跡と周辺、北ノ門跡、多門跡の発掘調査
5	昭和 54 年	発掘調査	本丸地区	天守南東多門跡、武具櫓跡の発掘調査
6	昭和 56 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	脇虎ロノ門跡 門跡南側の調査
7	昭和 59 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	脇虎ロノ門跡 碇石 9 塚所、雨落溝 2 塚所を検出
8	昭和 60 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	脇虎ロノ門跡 門跡南側取付石垣、土居の調査
9	昭和 61 年	発掘調査	北之丸地区	上御殿の一部を発掘調査。掘立柱建物跡 1 棟、小殿遺構 1、土壙 1 を検出
10	平成 3 年	石垣調査		史跡松江城石垣調査委員会の開催
11	平成 4 年	発掘調査	二之丸地区	番所跡の発掘調査。石列 1、圓跡 1、かわらけ溜りなどを検出
12	平成 5 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	御破損方、寺社修理方跡の発掘調査。礎石建物跡 2 棟、排水溝 4 塚所を検出
			眼鏡橋 城山稲荷神社地区	北懸門橋の調査。江戸期の橋脚、橋の横木を検出 足輕屋敷跡の調査。礎石建物跡 1 棟、雨落溝 1 石列 1 を検出
			千鳥橋 二之丸地区 二之丸下ノ段地区	千鳥橋の調査。江戸期の橋脚、橋の横木を検出 御門東之櫓、定番所跡の調査。礎石数ヶ所を検出 大手門跡の調査。礎石の一部を確認
13	平成 6 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	大手門跡試掘調査 馬溜周囲の石垣根石調査
14	平成 7 年	発掘調査	二之丸地区 二之丸下ノ段地区	南櫓跡、中櫓跡、太鼓櫓跡、南口門跡の全面発掘調査 大手門跡西側取付石垣の一部解体調査
15	平成 8 年	発掘調査	本丸地区 二之丸地区 二ノ丸下ノ段地区	武具櫓跡、一之門跡前、二之門跡脇 太鼓櫓跡周辺の追加調査
			後曲輪地区	井戸跡発掘調査、大手門跡西側取付石垣および二之丸高石垣の解体に伴う石垣構造調査
				稲荷橋架替計畫に伴い、江戸時代の護岸及び稲荷橋の基礎構造を確認するための発掘調査
16	平成 9 年	発掘調査	二ノ丸下ノ段地区	大手門跡東側取付石垣の解体に伴う石垣構造調査
17	平成 10 年	発掘調査	二之丸地区	二之丸西側虎口石垣の解体に伴う石垣構造調査
			二之丸下ノ段地区	馬溜地区整備に伴う遺構調査
18	平成 11 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	馬溜地区整備に伴う遺構調査
			二之丸地区	二之丸御殿跡の発掘調査

番号	年 度	事業区分	事業箇所	内 容
19	平成 12 年	発掘調査 報告書作成	二之丸地区	二之丸西之門跡発掘調査、三之門跡発掘調査 「史跡松江城整備事業報告書」作成
20	平成 13 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区 中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	二之丸下ノ段石垣修理に伴う発掘調査 二之丸下ノ段南東角塙石垣の解体に伴う石垣構造調査 中曲輪北東角石垣の解体に伴う石垣構造調査 城山東内堀石垣の解体に伴う石垣構造調査
21	平成 14 年	発掘調査	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	弓橋下石垣の解体に伴う石垣構造調査 中曲輪北東角石垣の解体に伴う石垣構造調査 東内堀石垣の解体に伴う石垣構造調査
22	平成 15 年	発掘調査	本丸地区 二之丸下ノ段地区	武具櫓石垣の解体に伴う石垣構造調査 二之丸下ノ段東側塙石垣構造調査
23	平成 16 年	発掘調査	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区	武具櫓石垣の解体に伴う石垣構造調査 水ノ手門跡構造調査
24	平成 17 年	発掘調査	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区	本丸北東角石垣の解体に伴う石垣構造調査 水ノ手門跡周辺石垣の解体に伴う石垣構造調査
25	平成 18 年	発掘調査	中曲輪・腰曲輪地区	水ノ手門跡周辺石垣の解体に伴う石垣構造調査
26	平成 19 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側塙石垣の解体に伴う石垣構造調査
27	平成 20 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側塙石垣の解体に伴う石垣構造調査
28	平成 21 年	発掘調査	本丸地区	二之門北側石垣・本丸弓櫓下石垣の発掘調査
29	平成 22 年	発掘調査	本丸地区	二之門北側石垣修理の解体に伴う発掘調査
30	平成 23 年	発掘調査	入口地区	北懸門橋西詰南側石垣の解体に伴う石垣構造調査
31	平成 24 年	発掘調査 石垣調査	三之丸地区	平成 23 年 7 月 7 日に雨のため崩落した三之丸北東角石垣構造調査等の発掘調査 石垣総合調査（1 年目）
32	平成 25 年	石垣調査		石垣総合調査（2 年目）
33	平成 26 年	石垣調査		石垣総合調査（3 年目）
34	平成 27 年	石垣調査		石垣総合調査（4 年目）

## ii) 現状変更

現状変更是指定となった、昭和 9(1934) 年以降の調査、整備、開発行為等の土地形質の変更等に係わる行為について随時提出されている。このうち、史跡松江城に特に重要な影響を及ぼしたものについて下表に示す。

表 2-6 現状変更の履歴

年月日	概 要	備 考
昭和 12 年度	S13 に城山で開催する神国大博覧会に先立ち、大手前広場の道路撤去及び塙の一部壠立の申請 馬洗池から松江神社付近まで自動車道として拡幅の申請 神国大博覧会開催のため、現大手前駐車場凹部を埋立て、終了後は復旧することを申請 S12.4.1 起工 S12.7.31 竣工予定 天守と興雲閣火災予防のため、消防用自動車通路の設置を申請 S12.6.10 起工 S12.8.31 竣工予定	復旧には多額の経費が掛かるとして、知事に願い、現在まで埋立てのまま 申請はすべて即日許可

昭和 13 年度	島根県招魂社(後の護国神社)の建設	事後申請
昭和 14 年度	直政公御手帳の松損傷報告	
昭和 26 年度	史跡松江城整備に伴う現状変更申請※1 市民の位立向上を図るため休養、運動、散策等時代に適合した施設整備 (イ)テニスコートと児童遊園地の整備 (ロ)大手前の埋立 (ハ)散策道の整備 (ニ)バレーボールコート整備 (ト)巡回道路の建設 (ヘ)梅林の整備 (ト)小京ハ雲旧居前の埋立	※1この申請は S26 に提出されたが、当時の図面や保護委員会の現地視察で、撤去が勧告されたものもあることから現状は既に完工していたと考えられる 昭和 26 年 10 月 15 日～16 日、(イ)(ロ)(ニ)及び史跡内の武徳殿、図書館、職員会館等の史跡と無関係の建物は、文化財保護委員会現地指導により撤去の勧告があった
昭和 30 年度	松江城竣工に伴い古材有効活用のため、古材記念館建設について申請	寄付金が集まらずに事業は中止
昭和 32 年度	本丸内の木造公衆便所の鉄筋コンクリートへの改築と移転。	平成 5 年に撤去
昭和 37 年度	福荷橋の架替え工事申請（木造から鉄筋コンクリートに） 本丸下茶店から出火したため松江市から移転勧告を受ける。 (大正 5 年にも同茶店から失火) 松江護國神社道標設置	
昭和 38 年度	「岡崎連兵衛銘像」の復元を申請 史跡松江城内公衆便所改築に閑る現状変更申請	胸像復元は不許可
昭和 39 年度	二之丸下ノ段について、既存トイレの撤去と規模を大きくしたトイレの新設 住宅新築 3 軒※2	※2 案件付き許可
昭和 40 年度	「松江いいだろう会」からサクラ 200 本の寄贈と記念碑の設置申請	
昭和 42 年度	本丸の貯水タンクの配水変更 松江神社内建物等の移設 【史跡松江城維持整備計画に基づく整備】 二之丸大手入口石垣、本丸、二之丸 説明板 1 基、標識柱 20 基を整備 二之丸 広場芝付、標識柱 5 基を整備 内堀東側石垣、二之丸石垣、本丸入口茶店 2 軒移転、大手入口馬道芝付	
昭和 43 年度	市道城山線全線の舗装	
昭和 45 年度	椿谷地区「電気発祥の地」記念標識・照明設備（水銀灯 1 基）設置	
昭和 48 年～ 昭和 51 年度	馬洗池～北門石垣下側溝をコンクリート側溝に替える、ヒュームパイプの埋設 本丸天守裏に玉石側溝設置（総延長 28.8m） 【環境整備事業の一環として公園整備】 事前発掘調査（米甕等の遺構確認と復元整備のため） 排水溝、芝張り、植樹、園路工事、給水工事、照明設備工事等 馬溜地区 割栗石側溝等排水施設設置（総延長 4.8m） 二之丸松江神社前、既設来待石製側溝の撤去新設。	許可条件：側溝は自然石を用いること
昭和 48 年～ 昭和 51 年度	割栗石側溝工事 47m 復元整備のための発掘調査（米甕 2 棟、壓敷跡 2 棟） 本丸北半部 流土防止の盛土（803.4 m <sup>2</sup> 、平均 15cm の盛土・芝張） 祈禱櫓・武具櫓下にコンクリート排水溝設置（延長 65.5m）	
昭和 52 年度	【二之丸下ノ段環境整備】 賀上民有地の整備（盛土・芝張、排水施設の整備）護国神社敷地内に「義勇軍慰靈碑」、「母の像」建立	
昭和 53 年度	【本丸（西側）環境整備】 流土防止の盛土（約 20cm）・芝張、木製ベンチ 10 脚設置	

昭和 55 年度	<b>【二之丸下ノ段環境整備】</b> 二之丸下ノ段便所改築（水洗）、大手前污水幹線～公衆便所までの下水管・マンホール等埋設	
昭和 58 年度	<b>【二之丸下ノ段環境整備】</b> 本丸（階段）下 入場料金徵収所の新設 内堀斜面の原状修復（石垣の侵食崩壊、流出） 公園樹木庫及び作業員休憩所増改築	
昭和 59 年度	市道城山線民家の下水管道布設・マンホール設置	
昭和 60 年度	千鳥橋西側石垣（県庁側）の原形復旧 護国神社社務所・參集殿等改築、事前発掘調査とその結果に基づく設計変更	
昭和 63 年度	護国神社 本殿向拝拡幅、参道整備 護国神社 上下水管道布設工事（塩ビ管・コンクリート製の埋設） 県道松江鹿島美保関線の道路用地、道路整備 歩道用転落防止構（既存フェンスを撤去し、軽量擬木構を設置）	下水道布設工事は昭和 62 年 5 月 11 日付で文化庁許可済
平成 4 年度	<b>【整備のための発掘調査】</b> 足軽屋敷跡、舟着門跡、二之丸番所跡、興雲閣裏の台所付近	
平成 5 年度	<b>【整備のための発掘調査】</b> 二之丸下ノ段南東部 破損方、寺社修理方遺構と規模確認（400 m <sup>2</sup> ） 北懸門構 江戸期の木橋復原のための発掘調査、眼鏡橋の撤去。 仮橋の設置 千鳥橋 木橋として架替、事前発掘調査 福荷橋 修景を基本として改修 本丸・二之丸・二之丸下ノ段の仮設公衆便所 3箇所の撤去 松江城保存修理事業（石垣修理） 茶店撤去（1軒）、御門東ノ櫓・定御番所跡の発掘調査、公衆便所の設置（2軒） 櫓遺構整備（中櫓） 茶店撤去（1軒）、盛土整地・防護柵を設置 「掲手之虎口広場」整備の基礎資料とするための発掘調査 遺構整備（武者溜及び瓦塙） 茶店撤去（1軒）、盛土整地・防護柵を設置 北懸門構の復原（発掘調査により橋脚位置・本数・橋台取付部付近判明）	
平成 6 年度	二之丸石垣修理のため、石垣上にある茶店を撤去し、管理保全のため盛土整地及び防護柵を設置する。 <b>【松江城公園周辺整備事業】</b> 広場及び散策路を整備 掲手之虎口広場・鎮守の森散策路・福荷広場・休憩広場整備 福荷広場整備予定地（足軽屋敷跡）発掘調査 史跡散策者の便宜性を考慮し、休憩施設を建築 史跡地内 32 箇所に説明板等を設置 <b>【松江城保存修理事業】</b> 遺構確認の発掘調査 馬溜地区、大手門跡、太鼓櫓跡 椿谷会館の撤去 堤川の底泥を浚渫 松江神社社殿修復 排水施設・防犯照明設備設置	
平成 7 年度	二之丸南口門跡・南櫓跡・中櫓跡・太鼓櫓跡周辺、大手門西側取付石垣の発掘調査 内堀石積護岸 崩壊のため原形復旧（塩見堀・田部美術館前） 内堀石垣根入部調査（市道岩出崎西通線新橋周辺区域、遊歩道整備） 二之丸のラジオ塔を瀬町に移設	

年月日	概 要	備 考
平成 8 年度	本丸の入場券発売所撤去、管理事務所増改築、天守内の誌所兼検札所の移設、多聞櫓内の休憩室整備 椿谷落下防止の机設置 <b>【椿谷地区整備】</b> 園路の改修、植栽整備、四阿設置（後曲輪 2 軒・千鳥橋広場 1 軒・外曲輪北側入口 1 軒）、防犯灯・案内板・案内柱設置 外曲輪北側入り口の民有家屋の撤去、既存電柱の撤去（10 本） <b>【内堀周辺の遊歩道整備】</b> 福荷橋架替計画に伴う発掘調査	
平成 9 年度	<b>【松江城建設物復元工事】</b> 南橋・中橋・太鼓橋・堀の復元 <b>【内堀の護岸整備等】</b> 西側内堀 稲荷橋架替（江戸時代の橋位置・橋長を踏襲）、石積護岸整備、天然護岸整備（145m）、連杭打設 焼却炉の撤去（二之丸上ノ段西ノ門跡地付近、椿谷）	
平成 10 年度	堀川遊覧船の乗降場（浮桟橋構造）設置 本丸北門改修 内堀 前壌した護岸石積・石段の修復、堀川浚渫 <b>【内堀の護岸整備等】</b> （亀田橋から北へ 105m の区間）	
平成 11 年度	二之丸地区発掘調査（トレンチ 11 箇所） <b>【椿谷（外曲輪・後曲輪地区）～護国神社入口付近約 150m の園路・修景施設整備】</b> 真砂土舗装、エクセリ敷設、自然石緑石工、排水溝（来待石・石積水路）設置、竹垣設置、整地・張芝、植栽整備 <b>【内堀の石積護岸整備】</b> 新橋周辺護岸（68.0m） 新橋～稻荷橋間に新橋 北側（90m） 県立図書館対岸～稲荷橋（439m） 市道城山線道路整備工事（500m 区間） <b>【二之丸地区整備工事】</b> 遺構・敷地・植栽・施設整備 <b>【馬濯地区整備工事】</b>	
平成 12 年度	本丸に仮事務所（据置型）1 棟設置（設置面積 9.74 m <sup>2</sup> ） 設置期間は将来の事務所改築時まで	当初、建築面積 19.55 m <sup>2</sup> だったが、20 m <sup>2</sup> 超は掘削の必要があり、建築面積を縮小した
平成 13 年度	<b>【二之丸下ノ段～二之丸通路（石段部分を含）電線地下埋設】</b> 事前発掘調査（38 m <sup>2</sup> ）、電柱移設、ハンドホール設置 椿谷地区梅林の樹勢回復 土壌改良剤と DO バイプ（酸素管）埋設（約 1600 m <sup>2</sup> ）	
平成 14 年度	<b>【市道城山線沿い整備】</b> 休憩所設置、景観舗装等 <b>【石垣災害復旧】</b> 鳥取県西部地震 本丸堀下石垣・中曲輪北東部石垣 <b>【内堀（宇賀櫻南誌）石垣解体・石積】</b> 危険箇所の解体面積 3.2 m <sup>2</sup> 、石積面積 22.6 m <sup>2</sup>	
平成 15 年度	二之丸下ノ段東側堀石垣周辺の遺構確認調査（70 m <sup>2</sup> ） 本丸武具櫓下石垣（解体・積上げ（508 m <sup>2</sup> ）、発掘調査（根石確認） 防犯灯 1 枚（フットライト式）設置工事 電線埋設 記念植樹のサクラ 7 本を二之丸下ノ段へ移植、移植場所へ倒溝まで暗渠排水 <b>【西側外周園路整備】</b> 園路・園路の橋の整備、竹柵（大津垣）・生垣の整備、植栽整備、行燈（園路灯）整備（20 基） 椿谷 ツバキ植樹（椿サミット） 本丸 台風枯死のサクラ補植（5 本）	

年月日	概要	備考
平成 16 年度	二之丸下ノ段の植栽整備地へサクラ 1 本補植、補植場所から近くの側溝まで暗渠管理設 本丸水之手門跡石垣周辺の遺構確認調査（40 m） 本丸北東角石垣の災害復旧工事の事前遺構確認調査（45 m） 護國神社便所解体撤去 本丸 無死サクラ 5 本を伐採し、同じ場所にサクラを補植	
平成 17 年度	<b>【石垣災害復旧工事及び保存修理】</b> H12 鳥取県西部地震 石垣の解体・積上げ 本丸北東角（71 m）・水之手門跡周辺（96 m、53 m） 発掘調査（石垣確認並びに根石確認） サクラの苗木（15 本）の補植 本丸・二之丸下ノ段（松江ソロブチミ スト協会）	
平成 18 年度	<b>【堀川護岸整備】</b> H18・19 年度 稲荷橋～宇賀橋西側の 484m 区間	
平成 20 年度	平成 17 年に許可された現状変更（災害復旧工事）の期間及び内容変更 内堀石垣（東面）の護岸 危険箇所について孕みを修理工事まで抑制する 松江神社 集殿及び社務所の部分改修、渡り廊下新設 枯死サクラ（ナラタケモドキ）2 本の伐根、除去後の土壌改良 本丸庭削面積：16 m <sup>2</sup> 、二之丸上ノ段削面積：36 m <sup>2</sup> 二之丸北側石垣 石垣解体・積上げ・発掘調査 二之丸下ノ段 外灯 1 基、控支柱 2 基の撤去及び電線の埋設（市街路 灯から敷地内ハンドホールまで） 二之丸復元櫓 3 棟 塗装修繕（黒塗り塗装：総面積 669 m <sup>2</sup> ） 木製電柱の建替 本丸多門跡付近、二之丸上之段、地下埋設線の移設、 事前発掘調査 椿谷内堀護岸及び散策路 無許可現状変更についての願未書提出と申請（危険木支柱設置、護岸 改修、散策路修繕	
平成 23 年度	<b>【松江城天守の耐震診断に伴う地盤調査】</b> 掘削・ボーリング及び標準貫入試験・土質試験用サンプル採取 平成 23 年 1 月 7 日の大雪により崩落した石垣の災害復旧工事 枯死サクラ（ナラタケモドキ）3 本の伐根、除去後の土壌改良 本丸庭削面積：（最大 36 m <sup>2</sup> ）3箇所 石垣総合調査（平成 24 年～）のための基準点設置（13 箇所） 本丸・二之丸・二之丸下ノ段・北之丸・中曲輪	
平成 24 年度	園路補修工事に伴う事前の試掘調査（中曲輪） トレーンチ調査：6 箇所 三之丸北東角石垣の復旧工事、石垣の構造調査等の発掘調査	
平成 25 年度	史跡内民有地買上げ事業に伴う建物解体撤去、基礎撤去及び整地 平成 25 年追加指定地、388、67 m <sup>2</sup> 史跡内民有地買上げ事業に伴う建物解体撤去、基礎撤去及び整地 平成 25 年追加指定地、99.17 m <sup>2</sup>	※99.17 m <sup>2</sup> の件については、所有者意向で買上げが中止となり、現 状変更是実施されず

### iii) 修理・整備

松江城で行われた最初の修理は明治元年の天守の屋根、小屋組みの修理に始まり、明治 27 (1894) 年、昭和 25 (1950) 年と定期的に修理が行われてきた。史跡においては、昭和 30 年代に石垣の修理に着手して以来、発掘調査と一体となった整備事業として修理や環境整備が進められてきている。

表 2-7 修理・整備一覧

期間	事業名	事業箇所	内容
明治元年	修理	本丸地区	天守屋根、小屋組の修理
明治 3 年	修理	本丸地区	天守閣 4 重屋根、小屋組みの修繕(「重要文化財松江城天守修理工事報告書」昭和 30 年 3 月)
明治 21 年	修理	本丸地区	天守閣修理 (3 月 27 日新聞記事内容: 3 月 27 日から天守閣修理。6 月まで続くか)
明治 25 年	修理	本丸地区	天守閣修理 (8 月 6 日新聞記事内容: 天守閣崩壊。過日の暴風雨のため天守閣東南隅の屋根 5~6 間の崩壊を発見する。8 月 25 日の記事に天守閣修繕。とある)
明治 27 年	修理	本丸地区	天守修理
昭和 25~30 年	保存修理	本丸地区	天守全解体修理
昭和 30~31 年	復元風建物	本丸地区	天守の修理に合わせて一ノ門跡付近に一ノ門を復元風に建て、ポンプ室と守衛室を設置
昭和 34 年	石垣修理	本丸地区	乾ノ角櫓西南角
昭和 35 年	復元風建物	本丸地区	市制施行 70 周年記念事業として、松江城の古材を再活用して休憩施設として活用するため、多聞を復元風に建てる。
	石垣修理	二之丸下ノ段地区	乾ノ角櫓西南角 大手木戸門南側
昭和 36 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区 中曲輪・腰曲輪地区	大手木戸門南側 天守東側下
昭和 37 年	石垣修理	中曲輪・腰曲輪地区	北側管理員宅下
昭和 38 年	石垣修理	中曲輪・腰曲輪地区 二之丸下ノ段地区	馬洗池西南 大手門西側
昭和 42 年	石垣修理 土壁整備	二之丸下ノ段地区	大手門東側 大手木戸門土壁
昭和 43 年	環境整備、 土壁復旧	後曲輪地区	後曲輪(通称: 椿谷)のバレーコート及び観覧席を全て撤去後、張芝、ツバキ・カシ・シイ・カエデを植栽し、土壁を復元。表示施設を設置
昭和 47 年	石垣修理 堀川暗渠通水	本丸地区 入口地区	本丸北側、脱陥した同結石の補填 県前と大手北の内堀を暗渠で連絡通水
昭和 48 年	堀川浚渫 公園整備	内堀地区 二之丸下ノ段地区	県前内堀、汚泥浚渫 排水溝、芝張り、植樹、園路工事、給水工事、照明設備工事等
昭和 50 年	護構整備	二之丸下ノ段地区	米賦護構の石積基壇、排水溝の平面整備
昭和 52 年	石垣修理 環境整備	二之丸下ノ段地区	馬溜南側の毀損した石垣の修理 土地買上した旧民有地の盛土・張芝、排水施設の整備
昭和 53 年	環境整備	本丸地区	調査成果に基づく護構平面整備 現地盤に約 20cm 山砂を盛り、締め固めて張芝。 木製ベンチ設置
		二之丸下ノ段地区	盛土・張芝。灌木の設置。排水溝に板で蓋をする。 クロマツの植樹

期間	事業名	事業箇所	内 容
昭和54年	環境整備 石垣修理	本丸地区	調査成果に基づく遺構平面整備 坤槽跡直下の石垣修理
昭和55年	環境整備 石垣修理	本丸地区ほか 二之丸下ノ段地区 本丸地区 内堀地区	調査成果に基づく遺構平面整備 南西角上部石垣修理 多門跡周辺石垣、北ノ門西側石垣修理 大手前北端石垣修理
昭和56年	石垣修理 天守修理	二之丸下ノ段地区 本丸地区	脇虎口ノ門跡北側石垣の除去、土裏による復旧 附櫓・一階瓦全面葺替 各階一部葺替 全面下見板張修理及び張替 外部漆喰全面塗り替え
昭和57年	石垣修理 天守修理	二之丸下ノ段地区 入口地区 本丸地区	脇虎口ノ門跡北側石垣修理 千鳥橋東面石垣修理 災害復旧
昭和58年	石垣修理	内堀地区	北田川に面する斜面が浸食され崩壊、流出したため、石垣等を原状に修復
昭和59年	石垣修理	入口地区	地覆石列など争みの目立つ眼鏡橋付近の石垣を修理
昭和60年	遺構整備 石垣修理	二之丸下ノ段地区	脇虎口ノ門跡の礎石、雨落溝、地覆石などを平面表示 脇虎口ノ門跡南側の石垣を修理
昭和61年	環境整備	二之丸下ノ段地区 外曲輪地区	二之丸下ノ段北側にある城山公園作業員詰所を北側外曲輪に詰所を新築し、倉庫も移築する。跡地は公園用地として整備
平成5年	橋梁改築 石垣修理 環境整備	入口地区 二之丸地区 本丸地区 二之丸地区	千鳥橋架替、眼鏡橋解体 二之丸北西部：崩壊した石垣の修理 本丸にある公衆便所と本丸及び二之丸、二之丸下ノ段の仮設公衆便所3箇所の撤去 松江城保存修理事業（石垣修理）に伴い、支障となる茶店建物の撤去を実施
平成6年	石垣修理 環境整備 堀川浚渫	二之丸地区 城山福禪社地区 二之丸地区 後曲輪・外曲輪地区 内堀地区	二之丸北西部：崩壊した石垣の修理 鉄守の森散策路、撮手之虎口広場、千鳥橋広場整備 石垣修理のため、石垣上にある茶店を撤去し、管理保全のために墳土整地及び防護柵を設置 二之丸下ノ段：休憩施設設置（売店、茶店、公衆便所） 各所：地区説明版、案内道標、遺構標柱の設置 堀川に堆積した底泥の浚渫
平成7年	石垣修理	二之丸地区 二之丸下ノ段地区 内堀地区	二之丸南口門跡周辺石垣解体修理 大手門跡西側取付石垣一部解体工事 北田川の護岸が崩壊したため、石積護岸を原形復旧

期間	事業名	事業箇所	内容
平成 8 年	石垣修理 環境整備	二之丸下ノ段地区 後曲輪地区 外曲輪地区 内堀周辺 本丸	二之丸高石垣解体修理工事 大手門跡西側取付石垣解体修理工事 既存園路の改修 後曲輪の植栽整備後曲輪に 2 箇所、千鳥格広場と外曲輪北側入口に各 1 箇所四阿を設置 防犯灯設置 案内板、案内柱の設置 外曲輪北側入口部の既存民有家屋の撤去・既設電柱の撤去 遊歩道整備 本丸無料開放に伴い、既存の入場券発売所（昭和 58 年設置）を撤去し、管理事務所を増改築して新たに設置
平成 9 年	石垣修理 建造物復元 護岸整備等	二之丸下ノ段地区 二之丸地区 内堀地区 橋荷橋 内堀地区	二之丸高石垣解体修理工事 大手門跡西側取付石垣解体修理工事 大手門跡東側取付石垣解体修理工事 南櫓等復元工事 西側内堀の護岸整備等 稻荷橋架け替え工事（江戸時代の橋の位置・橋長を踏襲し架け替え、石積護岸整備工事は空石積、天然護岸整備工事は法署より 1 割 5 分の法勾配で張芝侵食防止のためガコマット、板棚、ココナツ繩維ログを設置） 坂崎切堀 松江城西側内堀護岸の洗堀による護岸崩壊を防止するため、現状護岸の根面近くに連杭打設
平成 10 年	石垣修理 建造物復元 環境整備 災害復旧 護岸整備	二之丸下ノ段地区 二之丸地区 二之丸下ノ段地区 二之丸地区 内堀地区	大手門跡東側取付石垣解体修理工事 中槽・太鼓槽、南槽、堀復元工事 史跡松江城馬籠地区整備工事：壁石垣整備、水路整備、井戸跡整備、広場西側舗装等 二之丸西側虎口石垣災害復旧工事 西側内堀護岸整備工事。発掘調査で確認された現況の根石位置に石積みで護岸整備
平成 11 年	建造物復元 環境整備 災害復旧 護岸整備	二之丸地区 二之丸下ノ段地区 外曲輪地区、後曲輪地区、北之丸地区 内堀地区 内堀地区	中槽・太鼓槽、南槽、堀復元工事 史跡松江城馬籠地区整備工事：井戸形復元、水路整備、照明設備工事、広場東側舗装等 椿谷と護国神社入口付近市道とを結ぶ園路及び修景施設の整備、真砂土舗装、玉砂利敷設、自然石縁石工、排水工（右積水路、来待石水路）竹柵（四つ目垣）、竹壁（建仁寺垣）、整地及び草芝、楊柳 東側内堀石垣災害復旧工事 内堀の石積護岸整備。江戸時代当時の復元を原則とし、空石積整備。洗掘された箇所は碎石で充填し、法尻前面には捨石を布設し、洗尾の防止。河川内に張り出した木根については、松丸木により鳥居支柱を設置
平成 12 年	建造物復元 環境整備 災害復旧	二之丸地区 二之丸下ノ段地区 内堀地区	中槽・太鼓槽、堀復元工事 史跡松江城馬籠地区整備工事：井戸形復元、水路整備、照明設備工事、広場東側舗装等 二之丸下ノ段南東角石垣解体修理工事

期間	事業名	事業箇所	内 容
平成 13 年	災害復旧 石垣修理	中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	二之丸下ノ段南東角堀石垣解体修理工事 中曲輪北東部石垣解体修理工事 城山東内堀石垣解体修理工事
平成 14 年	災害復旧 石垣修理 環境整備	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区 城山福荷神社地区	本丸弓檜下石垣解体修理工事 中曲輪北東部石垣解体修理工事 城山東内堀石垣解体修理工事 市道城山線沿いにある松江市所有地及び道路用地に休憩所を設け、県親睦会等を施し整備
平成 15 年	災害復旧 石垣修理 環境整備	本丸地区 二之丸下ノ段地区 本丸地区 外曲輪地区	本丸武具櫓下石垣解体修理工事 二之丸下ノ段東側堀石垣/被災箇所のうち 4 箇所について 石垣写真図化 本丸西側虎口周辺石垣/石垣写真図化 西側外周園路の整備園路・園路上の橋の整備、竹柵（大津 垣）と生垣の整備広場及び園路沿いの植栽整備、行燈（園 路灯）の整備
平成 16 年	災害復旧 石垣修理 環境整備	本丸地区 二之丸下ノ段地区 本丸地区 二之丸下ノ段地区	本丸武具櫓下石垣修理工事 水之手門跡周辺石垣/被災箇所のうち 4 箇所について石垣 写真図化 二之丸下ノ段東側堀石垣/石垣写真図化 サクラの苗木 1 本を、植栽整備地区として指定されている 二之丸下ノ段の植栽整備地へ移植する。移植場所から近く の側溝まで暗渠管を埋設
平成 17 年	災害復旧 石垣修理	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区	本丸北東角石垣解体修理工事 水之手門跡周辺石垣解体修理工事
平成 18 年	災害復旧 護岸整備等	中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	水之手門跡周辺石垣解体修理工事 稻荷橋を起点とし宇賀橋西側を終点とする城山堀川左岸の 護岸整備（洗掘された箇所は碎石で充填し、法面前面には 捨石を布設）
平成 19 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣解体修理工事
平成 20 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣解体修理工事
平成 21 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣修理工事
平成 22 年	石垣修理	本丸地区	二ノ門北側石垣解体修理工事
平成 23 年	保存修理	入口地区	北懸門橋西詰南側石垣解体修理工事
平成 24 年	保存修理	三之丸地区	崩落した三之丸北東角石垣の復旧工事及び石垣解体・積上。 石垣の構造調査等の発掘調査。石垣の解体・積上。三之丸 北東角石垣修理

## (7) 管理及び公開・活用の現状

### i ) 管理体制(平成 29 年 3 月現在)

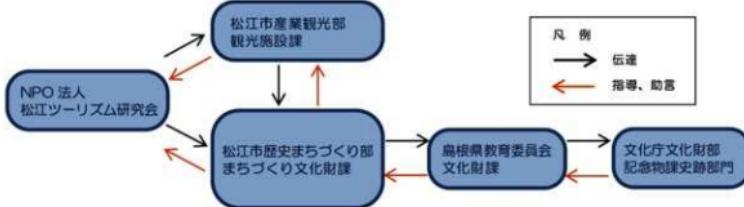
管理体制は、下記、管理体制表に示す通りである。史跡松江城の管理は、松江市産業観光部観光施設課の監督の下、指定管理者が行う。植栽管理、警備、設備点検については、別に外部委託も行っている。指定管理者は、松江城山公園管理事務所を拠点として業務にあたり、天守や興雲閣、外曲輪(二之丸下ノ段)の観光案内所に職員を常駐させている。

表 2-8 管理体制表

業務分担	担当 部 課
日常管理全般 来訪者対応等	松江市産業観光部観光施設課 (電話:0852-55-5699) 【指定管理者】 NPO 法人松江ツーリズム研究会 (電話:松江城山公園管理事務所 0852-21-4030)
文化財保護関連	松江市歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 文化財保護係 (電話:0852-55-5523)
城郭の研究	松江市歴史まちづくり部 史料編纂課 (電話:0852-55-5388) 松江市歴史まちづくり部 松江歴史館 学芸係 (電話:0852-32-5511)

### ii ) 連絡体制(平成 29 年 3 月現在)

管理上の緊急時等の連絡体制は、以下の通りである。



### iii ) 入場者数(平成 28 年 3 月現在)

史跡松江城は市民の憩いの場として自由に立ち入りができるところから入場者数の計測は行っていないが、松江城天守の入場者数は下表の通りである。

表 2-9 松江城天守入場者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	対前年度
平成27年度	29,621	50,767	34,673	35,194	63,422	62,379	62,372	67,865	30,609	26,513	26,122	45,937	535,494	45.4%
平成26年度	33,517	43,829	26,944	26,015	45,398	38,197	38,306	40,573	18,324	13,296	14,599	29,374	368,372	-13.0%
平成25年度	29,624	44,064	32,048	32,847	50,424	44,382	49,324	47,399	26,904	17,527	15,803	32,352	423,498	49.0%
平成24年度	25,224	31,966	19,288	20,166	36,591	27,409	32,089	31,080	14,359	10,624	12,340	23,108	284,244	

### iv ) イベント、年間行事

松江城では、元旦の朝に行われる『天守から挙げ初日の出』、3月中旬の『椿祭り』と『椿谷探訪』、3月下旬から4月上旬にサクラの開花に合わせて開催される『お城まつり』、4月下旬から5月上旬のゴールデンウイークには『本丸千鳥茶屋』が催される。6月の夏至の頃にはろうそくの灯りで描いた絵を眺める『キャンドルナイトまつえ』、9月には松江城天守から眺める『秋の名月鑑賞会』、10月には、松江城を中心に行灯で演出する『松江水燈路』、12月には正月準備の『天守閣

すすはらい』を行うなど、年間を通して多くのイベントや行事が開催されている。

#### v) 管理活用に関する履歴（出典のままの語句を使用）

表 2-10 記録に残る松江城に関わるできごと

期 間	内 容	出 典
明治元年 3月	山陰道鎮撫使 松江城に入城	
明治 4年	松江藩より廃城の問い合わせが太政官に提出される	「太政類典」
明治 6年	陸軍省と大蔵省の間で松江城の地券発行に関する交渉 9月松江城を借用し動員品目算査会を行う 30日間 出雲松江博覧会で竹内平六氏出品の「松江城天守閣縁形」(市指定文化財)が物品目録にある	陸軍省大日記 「松江市誌」昭和 16 年
明治 15年 9月	旧城内に陸軍分営を設置のため、城内の宅地を買取る報道	山陰新聞
明治 17年 3月 10日	大根島の人々城山稻荷などに参詣し事故にあう	山陰新聞
明治 18年 11月 4日	広島鉄台第 11 連隊古志原、上乃木で対抗演習、松江城を陣地とする演習。城内で分列式を行う	山陰新聞
明治 19年 2月 27日 3月 20日 5月 3日 11月中旬	二之丸跡地で松江中学・師範学校運動会 二之丸跡地で松江中学・師範学校第二回運動会 市内各小学校、二之丸米蔵跡で連合運動会 陸軍の演習で松江城が陣地	山陰新聞
明治 20年 4月 2日 4月 6日 5月 14日	亀田城、この度鉄台から本県に引き渡しつき、城内の廻舟を伝える。枯れ木の払下げ、天守の金剛等を外すなど紛失物。取り締まりを兵事課へ申する 城地の県へ引き渡すと同じに以前の番人廃止、今度兵事課にて旧三之丸跡は監獄へ貰し与えることにより当城地縁組の主官方を当監獄へ依頼されたる中に聞く。旧城内を公園地とする等、いよいよ確定せし跡で、城内の作付等を取り扱うことになりしと ※城内二之丸での学校の運動会開催記事。二之丸師範学校附属操練場で秋季馬会開催	山陰新聞
明治 21年 4月 13日 4月 17日 6月 24日 5月～10月	先月 24 日以来、天守閣縁貫者 1,600 余名。寄付金 20 円の記事 城内二之丸、本丸に仮居を兼て飲食に供する許可が料理屋、すし屋、菓子屋など 10 人ばかりに出される 天守閣の土上げ（修繕中の天守閣に旧藩士族による） 二之丸での相撲興行、淨瑠璃奉納、馬会開催等の記事 天守一般開放の記事（登場者の人数等）	山陰新聞
明治 22年 8月 6日 8月 28日 9月 27日 10月 9日 11月 6日	天守閣の収入と人数の記事有。1～4 月まで毎月 4 千人で 40 円、5,6 月は平均 1,500 人(15 円)、7 月は 700 人(7 円)、8 月は日々平均 30 人 松江に外国人や内国人の到来を促すためホテルを設置する思見の中で、設置候補地に城山その他のを挙げる 城山公園賃門これまで午後 10 時に閉門を午後 12 時に改める 松平亮亮氏が旧松江城の払下げを匾額 来 14～15 日に軍事の検査 城山天守閣の閉鎖	山陰新聞
明治 23年 1月 16日 3月 19日	有志による慰志会の発会式を城山二松亭で開催予定。 亀田城(松江城)が旧藩主松平家に 4,500 円で払下げの報道。 この年の 4 月から、取扱い「城山事務所」との記事初見 ※平成元年 4 月刊行の「松江市誌」では、明治 18 年に 3 千円で 払下げ。昭和 16 年 10 月 1 日発刊の「松江市誌」では、明治 23 年 9 月に再び松平氏の有に帰ると記載	山陰新聞
明治 24 年 3月 27日 9月 29日	ヘルン氏散歩の際に稻荷社の奉納狐に興味を持ち、城山稻荷など市内各所の狐像の写真を殿町の写真家 森田禮造氏に撮影を依頼 二之丸の松、入札の上売却 10 月 2 日に限り城山事務所に入札の広告	山陰新聞
明治 25 年 3月 13日	昨秋の暴風で折れた二之丸跡の松の落葉者に、直政公御手植えの松と伝わり、額面を括いて楽山神社に奉納する素志ありのこと	山陰新聞

期 間	内 容	出 典
明治 25 年 4 月 21 日 4 月 24 日 5 月 7 日 5 月 11 日 5 月 24 日 8 月 6 日 8 月 25 日 8 月 30 日～9 月 20 日	<p>城山の射的場はこの頃毎日盛況 昨日生馬尋常小学校生徒一同、城内の桜を一覽し、写真を撮影し、帰路皆田村有澤山莊で運動会を行う。</p> <p>松江祭の計画について、城山公園に美山神社を遷座する。祭日には、城山で相撲、弓馬の大會を催すなど。</p> <p>昨日開催の松江祭委員会で福岡世徳市長から天守閣を日本の美術として保存したいとの演説。</p> <p>美山神社 今年は、城山仮殿に神輿を渡御することの広告。</p> <p>天守閣崩壊。過日の暴風雨のため天守閣東南隅の原根 5～6 棟の崩壊を見発する。</p> <p>かねて噂のあった天守閣を修補して美術標本にすることについてその儀を漸く一步進み今度佐藤喜八郎、岡崎連兵衛等の集儀にかかる。</p> <p>松江城天守旧貌保存。旧親が餘々に破壊されることに対し悲しむこと。修補して共進会議と美術品展覧所、農產品、工芸品の共進会場に充てること。修繕費積 2,500 円の内、1,000 円を各都有志が負担し、残り 1,500 円を松江市有志が負担する。東京の松平伯に依頼書。許可有。</p> <p>9 月 20 日には天守閣修繕見積りに疑義提出。調査委員会の招集を訴え、今度調査委員会を行うの記事。同日記事に、天守閣保存反対の記事有。</p>	山陰新聞
明治 26 年 4 月 18 日 8 月 20 日	<p>有澤と城山。(有澤山莊と城山の桜名所について比較。花見客は城山に多く赴くようになっている説。)</p> <p>大弓射会。本日城山弓射場において大弓射会を催す。</p>	山陰新聞
明治 43 年 4 月 17 日 11 月 11 日	<p>興雲閣参觀希望者が常に絶えることがないので、明くる 17 日から一般の観覧を許す。同館守衛に通券を求めるごとに 3 枚。軍服軍人・学生等は半額の記事有。</p> <p>(明治 40 年松江市に歩兵第 34 旅団司令部が置かれ、歩兵第 63 連隊兵営の設置が命ぜられる。10 月 16 日松江の新兵営に入る。大正 14 年 5 月陸軍軍備整理により 4 個師団廃止となり、松江歩兵第 63 連隊は、姫路第 10 師団に隸属、同時に歩兵第 34 旅団司令部も廃止となった。)</p> <p>11 月 11 日の記事に、本日午前 10 時より「産業組合鳥根支会と組合成績展覧会」を興雲閣で開催し、松平家より特に天守閣無料観覧を許されるとの記事有。</p>	山陰新聞
明治 44 年 5 月 16 日 11 月 9 日	<p>城山において鳥根県子供博覧会開催。</p> <p>松江共進会建物の記事。来年 5 月城山で開催の物産共進会は、二之丸練兵場内、武徳殿前に建設予定で 10 棟に 34 間の武徳殿式平屋造りの建坪に、自下市役所で設計。工費 7 千円の見込み</p>	「松江市誌」平成元年 4 月市制施行 100 周年記念(付録 松江史年表) 松陰新聞
明治 45 年 5 月 20 日	松江物産共進会についての記事。本日開会式を興雲閣で挙行。陳列本館は、武徳殿前の本館は、昨年 12 月 7 日起工、4 月 30 日竣工。歐州古代のルネッサンス様式で、広壯且つ優雅。面積 371 坪。工費 6,880 円。玄関入口は正面。美術館は、興雲閣と白潟尋常小学校。	山陰新聞
大正 4 年 2 月 5 日	松江城写真寄贈の記事。和田義太郎氏は明治 8 年の松江城の写真を有しているので一枚を「興雲閣」に寄贈すべく松江市長に送付せるにより市長はこれを受理し額顔として同間に掲げることになった。	山陰新聞
昭和 2 年 10 月 12 月 27 日稟議、決裁、 12.7 施行	松平直政公銅像除幕式(本丸) 松平家から市に城山千鳥遊園地一帯の寄付を受けたことについて 願書条件のとおり、從来の天守看守 3 名、圓丁 1 名を採用してよいか	松江市所蔵公文書
昭和 3 年 6 月 30 日 稟議、7 月 4 日決裁、 施行 7 月	天守登聞者心得制定の件:天守閣入口掲示板に表示。從来の内規や規程を廃止。(内容 登聞時間、火器攜行禁止、喫煙飲食の禁、備付け革履使用、券売者の手数料は 1 割 当時登聞料は 10 銭) 松江城山を城山公園と名付ける	松江市所蔵公文書  「松江市觀光白書」資料編 平成 24 年 3 月

期 間	内 容	出 典
昭和3年5月16日 稟議、6月20日決裁 6月20日稟議、30日 決裁施行 7月13日稟議、14日 決裁、施行	松平家からの城山一帯の寄付に伴い松江市公園使用料条例及公園 管理規則制定 松江市公園供用開始命名告示の件  天守閣内陳列品保管書の件:寄託目録52点	松江市所蔵公文書
昭和6年4月	商工祭（後のお城まつり）始まる	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成24年3月
昭和7年5月24日稟 議、28日決裁	興雲閣の元使丁詰所を利用し、増築して園丁詰所に充用する。(建 設場所と建物図面有、馬洗い池の東に設置)	松江市所蔵公文書
昭和8年8月5日稟議、 8日決裁、9日施行 6月1日稟議、14日決 裁	天守閣を放火等から守るために園丁による夜間警備を2回行う。手 当は別に定める。 千鳥城天守閣御宝指定調査費支出の件 (天守実測の図面有り)	同上
昭和9年4月28日稟 議、決裁、5月5日施行 昭和9年9月28日稟 議、決裁	城山公園内庭蓮根払下げの件:入札の結果、50貫匁5円で払下げ。  城山公園内施設による件報告:「くろがねもち」の天然記念物指 定、「史跡松江城」の史跡名勝指定。同時に千鳥城から松江城に改 移。眼鏡橋から稻荷橋までの道路拡幅工事竣工。城山西端公園 回遊道路拡幅工事竣工。	同上
昭和12年3月23日 稟議、3月29日許可 6月5日稟議6月10日 許可 10月	神国博覧会開催のため横上道路を撤去し、その土砂の一部で南 内堀の一部を板垣立し、終了後、旧に復する。また、その土砂で 二之丸広場を整地する。S12.4.1起工、S12.7.31竣工予定。 天守と興雲閣火災予防のため、消防用自動車通路の設置。 S12.6.10起工、S12.8.31竣工予定。 松江護國神社建立	松江市所蔵公文書  松江市所蔵公文書  「松江市誌」平成元年4月市 制施行 100周年記念(付録 松江史年表)
昭和26年3月	松江市国際文化観光都市建設法公布	「松江市誌」平成元年4月市 制施行 100周年記念
昭和27年6月	松江市文化財保護条例制定	同上
昭和30年	天守の修理に合わせ一ノ門跡に一ノ門を復元風に建てる。	「史跡松江城環境整備指針」 H5.5 史跡松江城整備検討 委員会
昭和31年9月	昭和9年1月天然記念物指定を受けた、後曲輪(二之丸下ノ段)と 中曲輪を結ぶ右段脇に所在するクロガネモチの樹勢回復のため、 セメント充填法による外科手術を実施する。	「クロガネモチの外科手術 報告」山科健二・伊藤宏治 日林誌
昭和32年3月1日	松江市新都市計画を決定。殿町に城山公園、浜乃木に嫁ヶ島公園 を開設。	「松江市誌」平成元年4月市 制施行 100周年記念(付録 松江史年表)
昭和33年5月10日	古式に則った松江城山稻荷神社式年神幸祭(ホーランエンヤ)が 29年ぶりに復活	「松江市誌」平成元年4月市 制施行 100周年記念
昭和35年11月5日	市制施行 70周年記念事業の一環として、本丸に多聞櫓を復元風 に建ててる	同上
昭和44年5月 7月	松江城山稻荷神社の式年神幸祭(ホーランエンヤ)開催 市は大手前に有料駐車場開設	同上
昭和45年11月	松江市観光開発公社設立(大手前駐車場、武家屋敷を管理)	同上
昭和48年4月 9月 11月3日	伝統美観保存条例制定 塙見縄手地区を伝統美観地区に指定 興雲閣を松江郷土館と改称し、近世～近現代の民俗資料館として 開館	同上
昭和50年1月	普門院、外庭地区を伝統美観地区に指定	同上
昭和51年8月23日	湖水を導入し堀川浄化始まる。	同上

期 間	内 容	出 典
昭和 51 年 4 月	松江市観光開発公社に城山公園の管理を委託	同上
昭和 58 年 10 月	松江城登闇料を入場料に変更	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月
昭和 60 年 5 月	松江城山稲荷神社の式年神幸祭(ホーランエンヤ)開催	「松江市誌」平成元年 4 月市制施行 100 周年記念
昭和 63 年 9 月	松江郷土館で松平直政公入府 350 年記念展開催	「松江郷土館 37 年のあゆみ」平成 23 年 3 月 松江市教育委員会
平成元年 5 月	松江市観光基本計画答申	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月
平成 2 年 3 月 7 月	松江城天守ライトアップ開始、城山公園が「さくら名所 100 選」に選定される。 松江城天守防災設備竣工(放水銃・スプリンクラー等)	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月 「重要文化財 松江城天守保存活用計画」平成 26 年 3 月 松江市
平成 9 年 5 月 7 月	松江城山稲荷神社の式年神幸祭(ホーランエンヤ)開催 ぐるっと松江堀川めぐり就航	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月
平成 10 年 7 月 10 月	堀川山口県宇部より譲り受けた白鳥が放される 松江城本丸フェスティバル開催	同上
平成 11 年 2 月 7 月 9 月	堀川遊覧船が「毎日・地方自治大賞最優秀賞」に選ばれる お化けに親しむ夏の一夜 開催、堀川遊覧船夕涼み船登場 観光ボランティアガイド養成講座始まる	同上
平成 12 年 1 月	松江城天守にて初日の出イベント実施	同上
平成 13 年 3 月 4 月	南櫓・中櫓・太鼓櫓復元竣工に伴いライトアップ開始 二之丸櫓茶会の開催(復元櫓を活用)	同上
平成 14 年 9 月	堀川遊覧・花嫁・花婿船を運行	同上
平成 15 年 10 月	「松江水燈路」開催	同上
平成 19 年 4 月	松江開府 400 年祭開幕	同上
平成 20 年 9 月	松江開府の塗ウォーク開催 松江開府 400 年祭記念「松江城薪能」開催 松江のジャボニズム「お城・お菓子・だんだん縁遊会」開催	同上
平成 22 年 10 月	松江城天守でオープン・マインド・オブ・ラフカディオ ハーン 開催	同上
平成 23 年 3 月 12 月	松江歴史館オープン 松江開府 400 年記念博覧会展示開始(松江歴史館) 松江開府 400 年記念博覧会終了	同上

## 参考文献

- 松江市文化財調査報告書 第139集 松江城下町遺跡(殿町 287 番地)・(殿町 279 番地外)発掘調査報告書 2011.3、松江市ふるさと文庫 6 「堀尾吉晴 - 松江城への道」山根正明 2009.1.17 (松江市教育委員会)、松江市ふるさと文庫 5 「城下町松江の誕生と町のしくみ」松尾寿、松江市ふるさと文庫 8 「京極忠高の出雲国・松江」西島太郎、松江市文化財調査報告書 第139集 松江城下町遺跡(殿町 287 番地・殿町 279 番地外)発掘調査報告書 2011.3、松江市文化財調査報告書 第163集 城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡 5 松江城下町遺跡第16 ブロック武家屋敷・大橋家与力屋敷 2015.3、松江市歴史叢書 3 「建築史から見た興雲閣の位置づけ」足立正智 2010.3 松江市教育委員会

## 第3章 保存・管理

### 第1節 基本方針

#### (1) 史跡の特性

史跡松江城は、国の史跡指定を受けた国民の大切な文化財であり、松江市民の誇りであり、貴重な財産である。同時に、松江市を代表する風致と歴史を有するなど様々な複合的価値を内包した空間と位置付けることができる。

それは、松江市が明治以降の都市形成を進めていく過程で、近世城下町を大きく変更することなく、うまく活用しながら創り上げてきたことによるものである。

これらのことから史跡松江城の特性について、以下に整理する。

#### ①歴史的・文化的資源である貴重な文化財としての特性

内堀と外堀の配置、曲輪内の建造物群の地下遺構などがほぼ往時のまま残り、山陰地方唯一の現存天守が国宝に指定されている。

調査・研究を継続的に実施し、その成果に基づく遺構の修復、顕在化、復元等の整備や保存のための措置が講じられてきた。

史跡地内には、藩政時代から生育していた樹木が残り、また、樹種も多様で当時の植生を知る貴重な資料となっている。

#### ②松江市の都市構造の核としての特性

史跡松江城は、宍道湖の北側、松江市のほぼ中央に位置する平山城であり、松江市のシンボリックなランドマークになっている。

また、明治以降に整備された松江市街地も、当時の城下町の堀や地割、道路網を活かして整備された全国的にも希少な都市景観を維持している。その中心になるのが史跡松江城であり、松江市の都市構造の核と位置付けられる。

#### ③様々な都市機能を有する空間としての特性

史跡松江城がもつ歴史的・文化的価値と、現存する各遺構や歴史的背景から文化や歴史に触れあえる空間として、市民の心のよりどころとなっている。

内堀内の敷地は、都市公園として活用されているほか、市街地における広大な敷地であることから広域避難所にも指定され、防災機能上も重要な場所である。

緑の豊かな空間として都市景観形成における重要な風致景観空間であり、市民にとっての憩いの場である。

松江市は数多くの旅行者や見学者が訪れる観光都市であり、歴史を生かした保存整備に加え積極的な活用を行っており、松江城と城下町周辺がその中核をなしている。

## (2) 保存管理の基本方針

保存管理の基本方針は、「史跡松江城環境整備指針」に明記されている整備にあたっての基本目標を踏襲しつつ、さらに保存に係わる考え方を具体化して以下のように定める。

- ①慶長期に造られた天守や石垣、堀などの遺構や国宝天守など史跡松江城を構成する本質的価値を明確に把握するとともに、特定した松江城を構成する諸要素について個々に適切な保存管理の方法を定めて確実に保存、継承する。
- ②現存する指定地内の遺構に加え地下に埋蔵されている遺構・遺物については調査・研究を進め、松江城の価値を明らかにするとともに、保存や公開・活用を図る。
- ③史跡松江城が築城時から現在に至るまで、都市構造の核であることを顕在化できるような眺望の確保と、史跡地内はもとより眼下に広がる旧城下町においても歴史的景観や自然環境の保全を目的とした文化財の保護と都市計画等が一体となった環境づくりに努める。
- ④都市公園でもある松江城は、市民の憩いの場、散策や休息の空間であることから、現状保存を図る区域と、適切な保存管理の下で整備活用を図る区域を明確に位置づけ、史跡の文化財的価値の保存や歴史的景観の保全や植生管理、公園的機能の充実に努める。
- ⑤史跡松江城を将来にわたって適正に保存・管理するための仕組みや体制を構築するとともに、具体的な取り組み内容を明確にする。

## 第2節 構成要素と保存・管理の方法

### (1) 史跡を構成する諸要素

#### ①諸要素の体系

史跡の保存とは、史跡の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達していくことから、史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。

史跡松江城に関する諸要素は、次のとおり分類される。史跡の構成要素は、本質的価値を構成する枢要の諸要素とそれ以外の諸要素に分けられる。後者は、さらに本質的価値と密接に関わる諸要素とその他の諸要素に細分される。

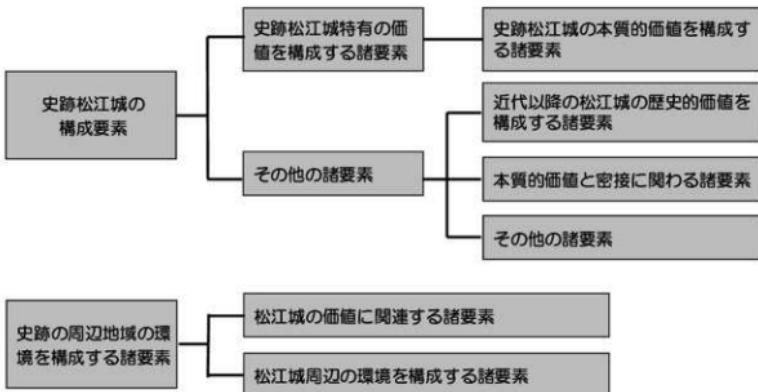


図3-1 史跡松江城に関する諸要素の体系

#### ・史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、城郭を構成する歴史的建造物や、縄張り・城郭を構成する石垣や堀、曲輪と、地下に埋蔵されている遺構・遺物等。我が国の歴史上または学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきもの。

#### ・近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素

近代化とともに城内に建築や移築されてきた文化遺産等や、史跡松江城の景観構成要素となっている樹木等の植栽で、適切に維持管理することにより保全に努めるべきもの。

#### ・本質的価値と密接に関わる諸要素

文化財の保存・整備・活用を目的として配置された施設等で、遺構や歴史的建造物等の調査や整備に応じて更新を図る必要があるもの。

#### ・その他の諸要素

時間経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素。史跡や遺構の保存に悪い影響を及ぼしているか又は将来的にその可能性があるもの、史跡とかかわりのないもの等で、除却や移転を検討すべき要素も含む。

#### ・松江城の価値に関連する諸要素

史跡指定地外のかつての松江城内に所在する城郭遺構や地下に埋蔵されている遺構遺物等で本質的価値を構成する諸要素同様の保存を検討すべきもの。

#### ・松江城の周辺地域の環境を構成する諸要素

史跡周辺における本質的価値と密接に関わる要素で、外堀の堀割や街路などの城下町の町割と城下町の風情を残す建築物、及び景観として史跡地と連続し、又は一体となっている宍道湖と大橋川など城下町の景観を構成する自然等の地域環境やこれを構成するもの。

## ②諸要素の概要

表 3-1 史跡松江城の構成要素

諸要素区分		諸要素
史跡松江城特有の価値を構成する諸要素	史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素	<p>城郭を構成する歴史的建造物 松江城天守</p> <p>縄張・城郭を構成する石垣、堀等 造成地形、縄張（本丸、二之丸、外曲輪、中曲輪、腰曲輪、後曲輪、内堀） 石垣、土塁、土羽、水路、石段、道、井戸</p> <p>地下に埋蔵されている遺構・遺物 本丸：乾ノ闕櫓跡、坤櫓跡、北ノ門跡、武具櫓跡、弓櫓跡、一ノ門跡、多聞跡、鉄砲櫓跡等 二之丸：番所跡、御門東之櫓跡、南櫓跡、中櫓跡、太鼓櫓跡等 外曲輪（二之丸下ノ段）：米蔵跡、御破損方跡、寺社修理方跡等 中曲輪・腰曲輪：ぎりぎり御門跡、水ノ手御門跡等 北之丸：御殿跡等</p> <p>近世から続く植生 樹齢 150 年以上の樹木</p>
	近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素	歴史的建造物 興雲閣
		宗教施設等 松江神社：本殿、拝殿、手水舎、土蔵、福徳福筒、鳥居、灯籠、照明灯、狛犬、絵馬掛け、由緒書、神社名称柱等
		<p>近代以降の価値とかかわる植栽 皇太子嘉仁親王御手植えのマツ 秩父宮殿下御手植えのイチヨウ 皇太子裕仁親王御手植えのマツ</p>
その他の諸要素	本質的価値と密接に関わる諸要素	<p>復元建造物 二之丸：南櫓、中櫓、太鼓櫓、瓦塀</p> <p>復元風建造物 本丸：一ノ門、多聞 二之丸：番所、井戸屋形 二之丸下ノ段：井戸屋形 外曲輪（二之丸下ノ段）：御破損方、寺社修理方</p>
		<p>遺構平面表示 二之丸：御殿跡 外曲輪（二之丸下ノ段）：米蔵跡、排水溝跡 外曲輪（馬溜）：大手門跡、井戸跡 中曲輪・腰曲輪：通路跡</p>

	説明施設等	総合案内板、史跡名称石柱 地区説明板、個別説明板、名称柱
	防災設備	放水銃、防火水槽、屋外消火栓
	利活用施設	園路、広場、ベンチ、東屋、案内標識、手摺、安全柵、木橋、水飲み場、売店、食堂、便所、券売所
	管理施設	管理用道路、管理用駐車場、管理用門・柵、車止め、倉庫、土留柵、道路標識、
	公園設備	埋設管(上下水道、電気等)、側溝、電柱、キュービクル等の盤類、公園灯、貯水槽、ライトアップ用照明
	大手、橋	大手前、北懸門橋(復元風)、稻荷橋、亀田橋、千鳥橋(復元風)
	植生	北之丸：スダジイ、ヤブツバキ、スキ、タブノキなどの常緑樹を主体とした社叢林 外曲輪(城山稻荷神社)：ヤブツバキ、ヒノキ
	修景・公園植栽	サクラ、ヤマモミジ、イヌツゲ、ヤブツバキ、ウメ、クロマツ、ヒトツバタゴ、ハリエンジュ
その他の諸要素	記念植樹	サクラ、クロマツ、イチョウ、ヒトツバタゴ
	石碑類	松江城碑、西南之役戦死者慰霊碑、警察官忠魂碑、天皇皇后両陛下行幸記念碑
	竹林	外曲輪(城山稻荷神社、後曲輪・外曲輪)の堀土羽部分のモウソウチク
	宗教施設	松江護国神社：本殿、拝殿、社務所、鳥居、灯篭、手水舎、駐車場、参道、幡竿、慰靈碑、玉垣、由緒書や神社名称石柱
	個人住宅	個人住宅、門、塀、庭等

表3-2 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

諸要素区分		諸要素
松江城の価値に関連する諸要素	純張・城郭を構成する石垣、堀等	造成地形、純張(三之丸、御鷹部屋、御花畠、内堀)、石垣、土壁
	地下に埋蔵されている遺構・遺物	内堀(埋立) 三之丸：御殿、表御門、土橋、番所、東多聞、御作事所、廊下橋等 三之丸之内(御鷹部屋)：御鷹部屋、殺生方、鉄砲方、御銀蔵等 三之丸之内(御花畠)：田中御殿、南方御殿、枡形御茶屋、枡形池、花燐懸所、泉水、長局、南門、引堀、御物見等
	宗教施設	城山稻荷神社：本殿、拝殿、鳥居、参道、狛狐、狛石像
松江城の周辺環境を構成する諸要素	大手前 市道	広場、駐車場 市道城山線
	内堀周辺 (塩見縄手)	塩見縄手通りの旧武家屋敷の家並(武家屋敷、史跡小泉八雲旧居) 明々庵、北堀橋からの眺望
	外堀 穴道湖 大橋川 京橋川	堀割(水面、水質) 穴道湖

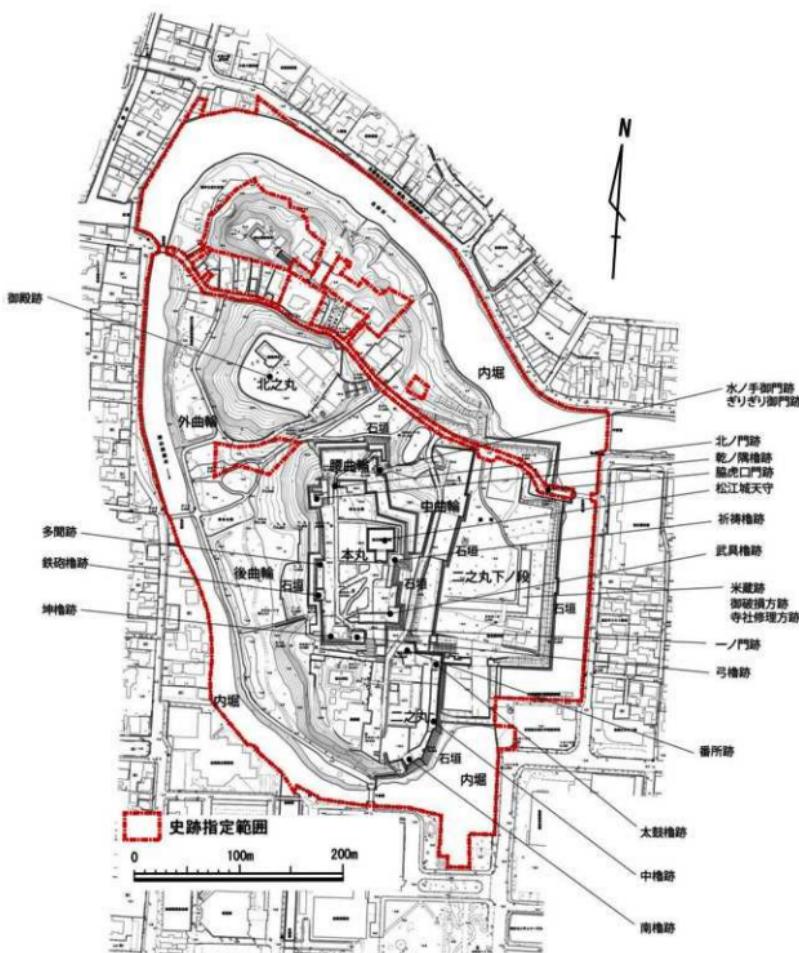


図3-2 本質的価値を構成する諸要素

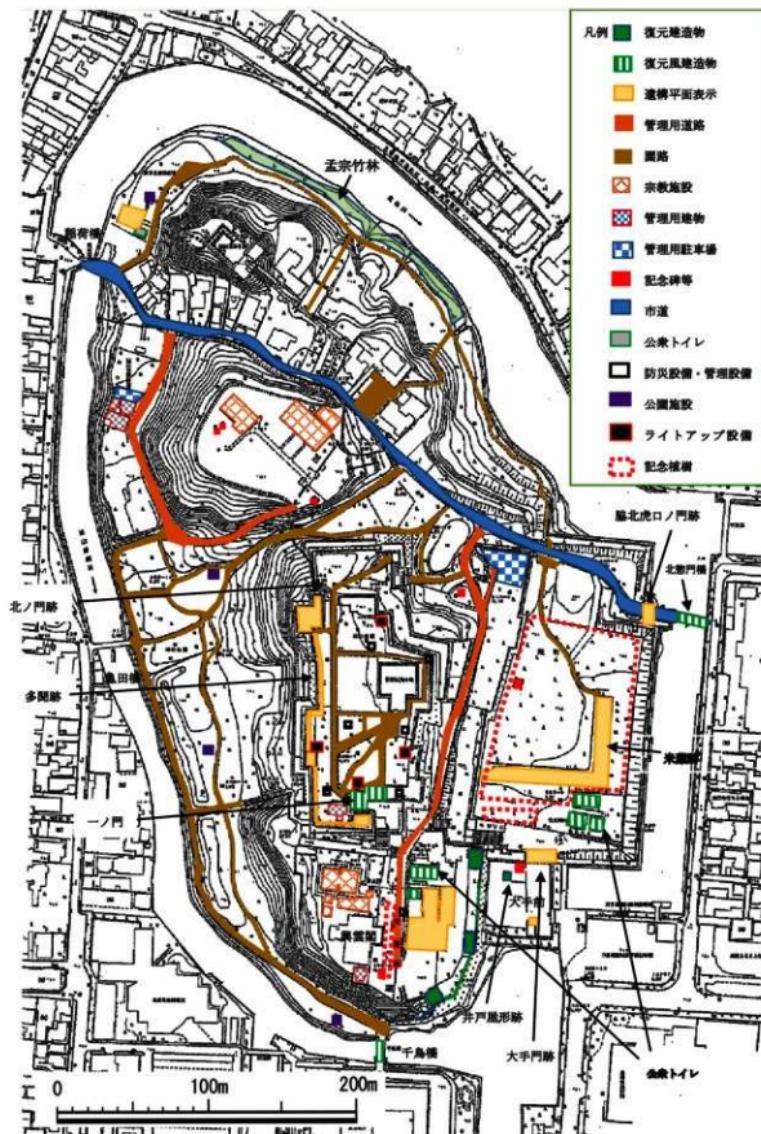


図 3-3 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素・  
本質的価値と密接に関わる諸要素・その他の要素



図 3-4 松江城の価値に関する諸要素・松江城の周辺環境を構成する諸要素

## (2) 地区区分

史跡松江城は面積約 20ha と広大な面積を有し、また文化財、公園、観光といった多様な機能を有することから、適切な保存管理と活用を図るに際して、城内をいくつかの地区に区分する。

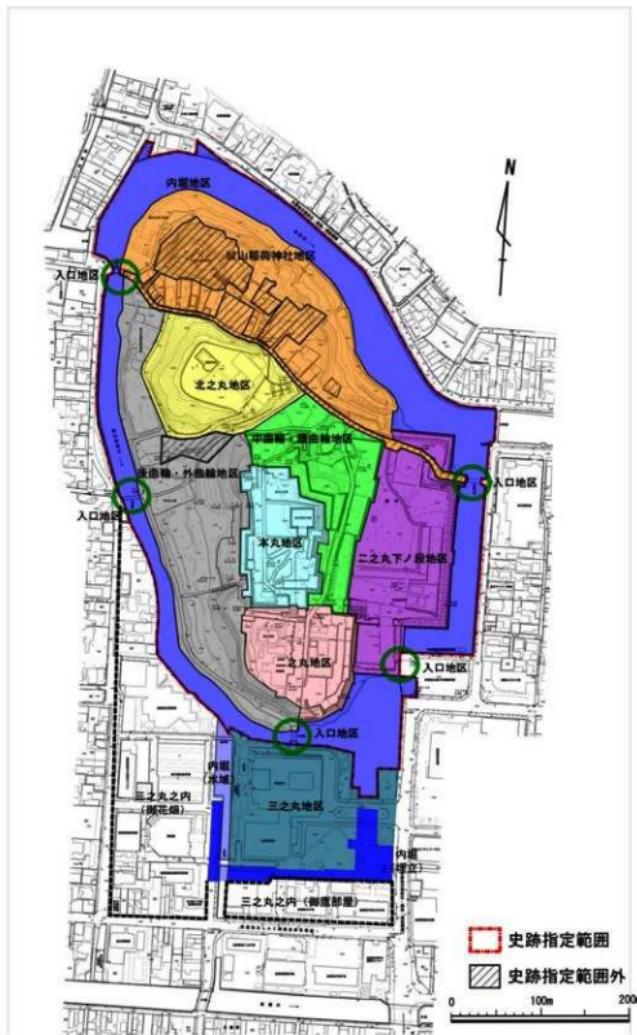


図 3-5 史跡松江城地区区分図

各地区は、城地本来の役割、機能に応じて区画された曲輪跡に準ずることが合理的であるため「環境整備指針」での区画を踏襲するが、市道城山線で区画された北側は、民家や神社が所在し、そのため市道城山線南側とは、全く雰囲気が異なることや、民有地の買上げも進んでいることから、一体的な整備が必要なため、市道城山線を区画線とする。

市道城山線西側の外曲輪と後曲輪とは、以前から市民の散策路として整備が進み、ウォーキングやジョギングのコースとしても親しまれている公園的要素の強い区域であるため、同一区域として取り扱う。

なお、環境整備指針に示された地区のうち、三之丸之内（御鷹部屋）地区、三之丸之内（御花畠）地区、内堀地区の一部は史跡指定地外に位置するが、史跡の周辺環境を構成する諸要素が存在し松江城として重要な意味を持つため、松江城の価値に関連する諸要素として取り扱う。

## ①本丸地区

### i) 地区の概要

本丸は南北約 122m、東西約 54m 規模で、所々に屈曲を伴う石垣によって囲まれる。石垣の高さは東側で 9.7m、南、西側で 6.5m である。天守は、本丸の東部中央北寄りに南面して建つ。

近世の本丸の状況を示す古絵図には、堀尾期松江城下町絵図（17世紀前半）、出雲国松江城絵図（17世紀第2四半世紀）、出雲国松江城之図（延宝2年（1674））、松江城縄張図（17世紀末）、御本丸二ノ御丸三ノ丸共三枚ノ内（17世紀後半）、御城内絵図面（18世紀前半）等がある。また、主たる文献史料には「竹内右兵衛書つけ」（松江歴史館蔵）、「御城内惣間数」（国文学研究資料館蔵）等がある。

城郭の要である本丸は、亀田山丘陵のやや南寄り中央の丘陵最高所に所在する南北に長い曲輪である。

松江城天守は、四重五階、地下一階付、本瓦葺きの複合式望楼型天守で、高さ約 30m、下部は下見板張りで、五階は望楼式、南側に附櫓を設け、石落や矢狭間、鉄砲狭間など防御上の設備を備えた実戦本位の特徴を留めた形式となっている。

絵図史料によれば、近世の本丸には、南端中央部に樹形を設けて一ノ門が置かれ、北端西寄りには北門が置かれていた。三ノ門及び二ノ門を経て一ノ門から本丸に至る道が大手の登城道、水

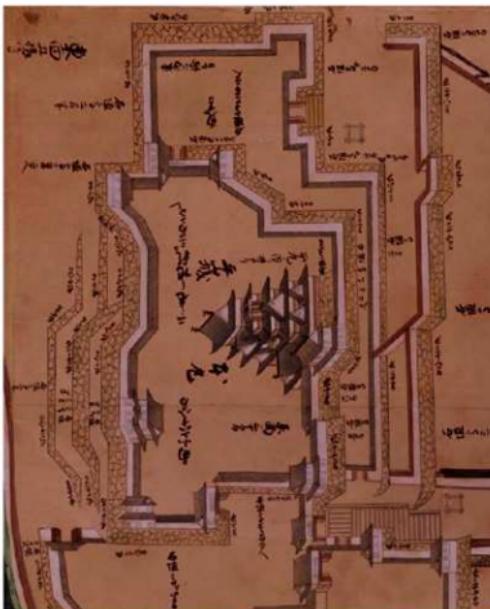


図 3-6 「出雲国松江城絵図」(国立公文書館蔵)  
城下町絵図本丸部分を抜粋

ノ手門及び腰曲輪を通って北門から本丸に至る道が搦手の登城道とされる。

星線上には6カ所に二重櫓が配され、その間を多聞、瓦塀が繋いでいたことがわかる。南北の各門から西側については、東西に門口を開く一ノ門の南に隣接して弓櫓が建ち、南西隅に坤櫓、西端中央部に鉄砲櫓、その北側に多聞、北西隅に乾の隅櫓が置かれ、それぞれの間を多聞が繋いでいたと考えられる。東側については、一ノ門と南東隅の武具櫓を多聞がつなぐと共に、天守附櫓の東側に祈禱櫓が、北門の東に隣接して多聞が置かれ、多聞から祈禱櫓の間を瓦塀が繋いでいたと考えられる。

また、本丸内には、築城当初御台所以外に御殿が建てられていたようであるが、詳細は不明である。

現存する建物遺構は、明治4(1871)年の版籍奉還後、旧藩士や豪農の懇願により取り壊しを免れた天守のみであり、全国に残る12の天守の一つとして国宝に指定されている。

### ii) 改変の経緯

松江城は、明治6(1873)年の「廢城令」により、明治8(1875)年天守以外の城郭建築物は全て取り壊された。天守も、取り壊しの上、その部材が売却される予定であったが、旧藩士や地元の豪農の尽力により、現地で保存されることとなった。その後の経緯は以下の通りである。

表3-3 本丸の改変の経緯

明治22(1889)年	松江城天守閣景観維持会が組織される。
明治23(1890)年	松江城が再び松平氏の所有となる。松江城が市民の憩いの場として開放される。
昭和2(1927)年	松平氏が城址一円を松江市に寄贈する。私立図書館用地を除いた三之丸県庁敷地を県に寄贈する。 松江市が本丸に直政公銅像を建設する(戦争中に銅像を供出)。
昭和3(1928)年	松江市が公園管理規則を制定し、城址一円を「城山公園」とする。
昭和4(1929)年	造園家・本多静六により「松江市城山公園改造計画」が提案される。
昭和27(1952)年	「松江市城山公園改造計画」が都市計画事業認可を受ける。
昭和30(1955)年	一ノ門を管理施設として建設し、その中に券売所(守衛室を兼ねる)と消防ポンプ室を設ける。 管理事務所を一ノ門北西方に設置する。
昭和35(1960)年	一ノ門東側の多聞を公園施設として建設し、消防設備庫、倉庫、休憩所として使用する。
時期不明	本丸に公衆便所などの便益施設を整備する。
平成5(1993)年	史跡松江城環境整備指針に基づき、直政公銅像台座と公衆便所を撤去する。
平成13(2001)年	管理事務所を増築する(9.74 m <sup>2</sup> のフレハブ事務所を設置し、連結)。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・動線を阻害するイヌツゲ植栽撤去(実施予定 H28~30年度)
- ・北ノ門跡の開放と腰曲輪方面への動線の確保(実施済)
- ・天守からの眺望や天守景観を妨げている樹木の計画的伐採(段階的に実施中)
- ・調査成果に基づく一ノ門の復元の再検討(未実施)
- ・直政公銅像台座、公衆便所の撤去(実施済)
- ・今後の発掘調査、文書調査等に基づく櫓等の復元整備の検討(調査検討中)

## iv) 現状と課題

## ア) 現状

本丸は城郭の中心に位置し、史跡指定地内に現存する唯一の城郭建築であり国宝に指定されている天守が位置する。

現在の本丸の園路や芝庭は、本多静六による昭和4(1929)年の公園計画(図3-8)に基づくものであるが、昭和30年代に園路を若干変更したり、園路に沿ってイヌツゲが植えられるなど、植栽が比較的多い空間となっている(写真3-1)。

本丸は、このように、近世の歴史と、公園として市民に開かれた近代以降の歴史の二つの側面を合わせ持つ。

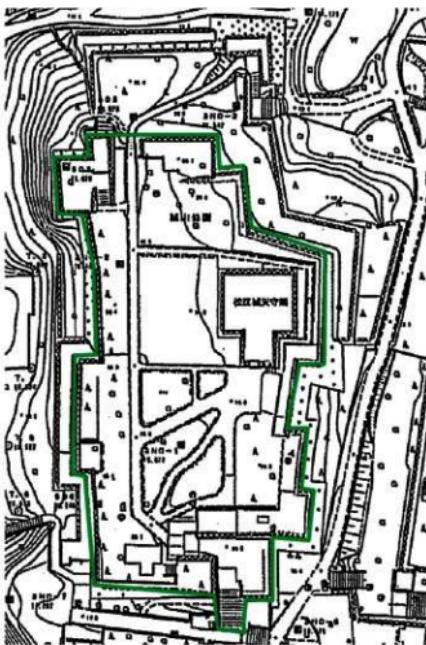


図3-7 本丸地区現況図

図3-8 「松江市城山公園改造計畫」  
より転載(本丸部分を抜粋)

写真3-1 松江城本丸の現状(天守南面を見る)

## イ) 課題

本丸地区では近世の歴史的価値の保存継承と公園としての活用の共存が図られてきたが、遺構の保存や文化財建造物保護のための措置と歴史的な価値の顕在化、風致の維持等において課題もあり、その解決が求められている。

二之丸下ノ段も含め、倒木や落枝が天守や石垣等に影響を及ぼすと考えられる高木が存在する。本丸西側石垣付近のマツ等、石垣のゆるみや孕みを誘発すると考えられる樹木を特定し、その伐採等を行う必要がある。

一ノ門、多聞は管理防災施設として建てられたものであり、史料や発掘調査結果等を用いて歴史的な再検証を行い、確実な遺構保存を図ったうえで、史実に基づく適切な建築表現に改める必要がある。

天守からの眺望や、天守の眺望を阻害する高木の整備を図る必要がある。

本丸内のサクラは市民に親しまれる存在であるが、密植やナラタケモドキ菌の感染等により、樹勢が衰えたり、枯死しているものがある。景観、見学者の安全の両方の視点から、この状況を改善する必要がある。

園路は、銅像の撤去などの環境の変化から、本多静六の遺構としては改変がみられるものの、公園施設としては必要があるので、整備に際しては十分な検討が必要である。

イヌツグは、昭和4年の計画にもなく、昭和30年（1955）の大修理完了後に併い植えたものであり、刈り込みが西洋風となっていて本丸の歴史的景観にそぐわない。また、この植栽により来城者の動線は制約されていることから、防災や景観の観点も含めて、これを見直し、城郭としての歴史的風致の向上を図る。

本丸内に必要な管理機能、便益機能、案内機能を明らかにし、今後の史跡整備との整合を図りつつ、施設・設備の整備を計画的に行う必要がある。

夜間の侵入等による本丸内での犯罪、事故、いたずらを防止するため、防犯上の対策を強化する必要がある。

天守周辺の景観に相応しくないと指摘を受ける野外照明付鉄塔、貯水槽、プレハブ建物等（写真3-2,3）については、その移設や修景を検討する必要がある。

本丸石垣からの転落防止のために設けている木柵については、その安全性を保つために、定期的な点検、修理、更新が必要である。



写真3-2 本丸多門東の貯水槽



写真3-3 本丸内の鉄塔

## ②二之丸地区

### i) 地区の概要

二之丸は、城山の丘陵尾根を削平して形成された本丸南側の一段低い曲輪で、当時の資料によれば、中央に「御書院」があり松平家二代藩主綱隆の時まで藩主の居宅となっていた。

「御書院」の北側には「局長屋」があり御殿女中の住居、「御書院」の南側には「御月見櫓」があった。

「御書院」は階段付の廊下をもって「御廣間」、「御式臺」、「御作事小屋」に通じていた。「御廣間」周辺には他に「番所」、「井戸」、石垣に沿って「二ノ門」、「三ノ門」、「定御番所、御門東之櫓」、「下雪隠」、「太鼓櫓」、「中櫓」、「南櫓」があった。

### ii) 改変の経緯

江戸期の建物群は、明治 8(1875) 年に全て取り壊され、以後その時々の施設の設置がなされてきた。

昭和に入ると地区的東側の中央部分は砂利敷園路を設けた公園となっており、ツツジとサクラ等が密植されていた。また、一角には N H K ラジオ塔（昭和 8(1933) 年 5 月建立）があったが平成 7(1995) 年に撤去された。石垣上の櫓跡にあたる箇所及び二ノ門上段付近で 6 軒の茶店が営業を行っていたが、これも撤去された。

南側は砂利敷の広場となり、石垣付近は大手前方面の市街地を見下ろすことのできる展望所となっており、以前は老朽化した転落防止のフェンスが巡らされていたが、櫓や瓦塀の復元に伴い撤去された。

平成 3(1991) 年には、周囲の石垣の内、北東隅は孕みが目立ち、その後平成 5(1993) 年に三ノ門東の茶店直下の石垣が崩壊し、茶店の床面も沈下して非常に危険な状態となっていたが、茶店を撤去したあとに石垣を修復して、南櫓や中櫓、太鼓櫓を復元した。

一方、西側は石垣に沿って管理用道路が南北に通り、明治 40(1907) 年当時の皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）の宿泊所となった興雲閣（明治 36(1903) 年建築）がある。木造擬洋風建造物で、昭和 44(1969) 年 2 月に県指定文化財建造物となり、昭和 48(1973) 年 11 月、松江郷土館として公開、活用が図られていた。この建造物については、史跡松江城の風情に相応しくないとして、撤去すべきという意見も過去にはあったが、「史跡松江城環境整備指針」を定めるにあたって、市民や専門家の議論の中で、松江市の発展と文化的な顕成に大きく貢献してきた明治のシンボリックな建物として、この場所で保存して活用すべきと決定された。そのため平成 22(2010)



図 3-9 松江城縄張図：二之丸地区抜粋（松江歴史館蔵）

年に閉館した後は、新たな活用を図るために平成23(2011)年に保存活用計画を定め、興雲閣の歴史展示や、くつろぎの空間・交流の施設として再生することとした。平成24年(2012)度は、それに基づき実施設計を行い、平成25(2013)～26(2014)年度で半解体調査を行いながら活用のための設備の新設や耐震補強を実施した。

興雲閣の北側に隣接して松江神社がある。この神社は明治32(1899)年に西尾町の東照宮を移築したもので徳川家康、堀尾吉晴、松平直政、松平治郷の四柱を祀っている。したがって、建造物遺構としての文化財的価値を有するだけでなく、松江松平家の歴史を示す遺構としても重要である。また、本丸への石段西に本丸への入場料金徵収所の施設があったが、現在は撤去された。

以上のように二之丸地区は、比較的新しい時代の擬洋風建築と神社が、復元櫓3棟と同居している。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・城とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設の撤去（実施済）
- ・石垣修理と遺構の調査、これに基づく御廣間跡の建築遺構の平面表示（実施済）
- ・櫓跡の発掘調査と、古写真、古絵図に基づく復元（実施済）
- ・遺構整備に合わせた園路の移設と、標柱、公衆便所、ベンチ等の設置（実施済）
- ・興雲閣の復元修理（実施済）と見学、休憩施設としての活用（実施中）

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

松江城は明治時代以降に公園として市民に開かれ、二之丸にもサクラやヤマモミジ、クロマツなどの樹木が植えられてきた。

近年、二之丸では、可能な限り城跡とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設を撤去しつつ、必要に応じ石垣修理をすすめ、また遺構の調査を並行して実施し、御廣間等の建物遺構については平面的に明示するなどの整備を図った。また、櫓跡については発掘調査、古写真、古絵図等に基づき可能なかぎり復元してきた。これにより城郭としての歴史的景観が整ってきた。

また、遺構整備にあわせて樹木を撤去し、園路を遺構の外周に移設して、遺構を一巡して見学できるようにし、適所に史跡説明板や標柱、公衆便所、ベンチ等を設置し、見学者の休憩、利便等に供する施設も整ってきている。

松江神社は、明治期に移築されたとはいえ、東照宮や西川津の楽山神社を合祀した神社で、建造物としての文化財的価値を有するだけでなく、松江松平家の神社として松江城にもかかわりの深い歴史を有する神社である。

興雲閣は建築後100年以上を経過し、全体的に老朽化し、早急な復元修理が求められた。平成20(2008)年度からタウンミーティングを開催し、広く市民の意見を聞いたり、外部委員による活用委員会や文化財建造物の専門家による改修のための委員会を開催し、改修と活用策を検討し、見学や休憩、市民のサロンとして活用していくという内容で、平成23(2011)年度に「興雲閣保存活用計画書」としてまとめられた。それに沿って24(2012)年度は実施設計を行い、25～26(2013～2014)年度で半解体調査及び修理を行い、活用のための耐震補強と設備の新設を行って、27(2015)年10月に一般公開と利活用がスタートした。

### イ) 課題

二之丸については、『史跡松江城環境整備指針』に示された課題については対応が完了した。今後は、松江神社や賀雲閣も含めた建造物や整備された遺構表示等の定期的な補修や管理についても具体化を図る必要がある。その中でも、発掘調査によって明らかになった江戸期の排水遺構は、盛土をして保護した上で、遺構表示しつつ排水路としても活用を図っているが、設備系統の配管をその中に収納した箇所もあることや、近年の短時間雨量の増加によって、オーバーフローの状態を引き起こしている。この問題を解消するためには、定期的な管理を実施するとともに排水路の処理能力を調査した上で、計画的に更新を図る必要がある。



写真3-4 屋根葺替等の定期的な維持管理

### ③二之丸下ノ段地区

#### i) 地区の概要

二之丸下ノ段は本丸の東側、中曲輪の東に接する東西約100m、南北約210mの広大な平地で、本丸の3倍の面積を有する。外曲輪、二之丸米蔵とも称し、7棟の米蔵をはじめ、御小人部屋、源蔵居所、荻田表長屋等が建てられていた。大手口には馬溜と称される約60m×50mの樹形を構え、内側には櫓門形式の大手門が、大手側に柵門が築かれていた。北には、城の北東入口として木造の北懸門橋を渡った個所に脇虎口ノ門を有していた。

脇虎口ノ門は、3間×7間の2階建櫓門形式で、2階に縦格子の狭間が造られていた。昭和56(1981)年の台風による石垣崩壊に伴う発掘調査により、史料通りの礎石が検出されている。この門は大手門に引けを取らない堂々とした門で、防衛戦略上のみならず稻荷神社、出丸、船着門、馬洗池、米蔵など信仰、生活、財政と密接なかかわりを持つ重要な門である。

廃城後は、二之丸下ノ段地区には武徳殿、運動場、図書館、民家などが立ち並んでいたが、昭和50(1975)年までにすべての施設は撤去、移転されている。

#### ii) 改変の経緯

二之丸下ノ段は、二之丸同様に明治6(1873)年の『廃城令』以後その時々の施設の設置がなされてきた。

明治44(1911)年には、武徳殿が建設されたが、昭和48(1973)年に解体撤去されている。

大正13(1924)年には二之丸下ノ段に警察官忠魂碑が建立され、現在に至っている。

昭和21(1946)年にはそれまで朝酌村にあった青年修練場が城山二之丸下ノ段に移築改造され、昭和23(1948)年には弓道場、昭和24(1949)年にはテニスコートが造られたが、二之丸下ノ段の発掘調査並びに整備に先立って解体撤去されている。

#### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・米蔵遺構の平面表示（実施済）
- ・樹形の修理（実施済）

- ・大手門の復元整備(遺構表示として整備)
- ・脇虎口ノ門の復元整備(遺構表示として整備)
- ・遺構(御破損方・寺社修理方)の明示復元(休憩、便益機能の付加)(実施済)
- ・便所の改修(上記に含む)

#### iv) 現状と課題

##### ア) 現状

昭和 47~49(1972~1974)年の調査により検出された米蔵遺構を平面的に整備し、また周辺一帯には公園事業でマツが植栽され、城内で最大の広場として、松江城大茶会などの催しに利用されている。馬溜りの樹形は、平成 10(1998)年度から 12(2000)年度にかけて樹形の整備のなかで、大手門跡の遺構表示、腰石垣や井戸跡の整備等が行われている。北懸門橋は明治時代に木橋からコンクリート橋と土橋に架け替えられ、眼镜橋とも呼ばれていたが、平成 6(1994)年度に解体され木橋として復元風に整備されている。

同じく平成 6(1994)年度には発掘調査の成果に基づき御破損方と寺社修理方を復元風に整備し、休憩・便益・案内施設として、売店、茶店、公衆便所の機能を持たせている。

##### イ) 課題

二之丸下ノ段については、大手門跡と脇虎口ノ門跡の整備は平面表示となっているが、馬溜から大手門跡にかけては城の正面入り口としての構えが整ってきている。また、休憩や便益等の活用施設も充実していることから、今後はこれらの施設の適切な維持管理が必要となる。

なお、平面表示にとどまっている大手門跡をはじめとする各遺構については、今後も史料等の調査を実施し、歴史的建造物の復元の可能性を模索する。

これまで松江城に関わりの薄い施設を城外へ移設してきたなかで、二之丸下ノ段に建てられている警察官忠魂碑については史跡地外への移転の必要性について検討する。

公園事業の中で米蔵跡周辺一帯にわたり記念植樹されているマツは、公園の修景樹木として植えられたものである。史跡の保存や活用を前提としつつ、公園としての良好な空間を形成するため、大きく成長する前に早急に移植等による撤去を検討する。

排水路については、江戸時代の遺構の上に水路を平面表示したものを活用したり、地盤の高さによっては遺構をそのまま活用している。しかし、この地区は広大な広場になっているため全体的に排水能力が不足し、特にイベント時には季節によって湿った状態が続いている。史跡の保存と良好な活用のためにも適切に排水する必要がある。但し、排水路の更新や新設を行う場合は、史跡松江城全体を調査した上で総合的に計画する必要がある。



写真 3-5 警察官忠魂碑



写真 3-6 マツの植生管理

#### ④中曲輪・腰曲輪地区

##### i) 地区の概要

本丸北ノ門から水ノ手に至る下段に築かれているのが腰曲輪で、一部二段に石垣を築き本丸を強固に守っている。また、腰曲輪の南西石段下には埋門がつくられ北之丸、後曲輪方面に抜け出されるようになっていた。本丸東側には中曲輪と称する南北に細長い曲輪があり、北端に馬洗池、その東方にぎりぎり御門という城門があり、北之丸や脇虎口ノ門方面に通じていた。

##### ii) 改変の経緯

明治 23(1890) 年陸軍省から松平家に所有が移ってからは、馬洗池より南側は公園として活用されていく。一方、馬洗池の西側には明治以降に民家が建てられ、平成 11(1999) 年に松江市が買い上げ撤去するまで存続した。

明治 40(1907) 年、大手前入口から翼雲閣まで、行啓用の馬車道として積上道路が整備された。この道は昭和 12(1937) 年の神国大博覧会開催のため撤去されると同時に、馬洗池から松江神社までの道も博覧会のための自動車道路として整備された。この道路は、現在も見学用及び管理用道路として活用されている。

##### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・中曲輪及び腰曲輪の石垣修理（一部実施済）
- ・石垣に影響を与えている樹木の計画的な伐採（未実施）
- ・馬洗池周辺の樹木伐採による修景（実施中）
- ・本丸北ノ門の開放と水ノ手門跡の通行可能化（実施済）
- ・水ノ手門の復元（未実施）
- ・史跡追加指定と公有化（実施中）

#### iv) 現状と課題

##### ア) 現状

腰曲輪の水ノ手門跡は昭和 38(1963) 年に石垣修理が行われたが、本丸北ノ門跡と水ノ手門跡は閉じられていたため、通行ができなかった。昭和 55(1980) 年に本丸北ノ門西側石垣の修理を行い、開放したため馬洗池方面からの腰曲輪、本丸への出入りが可能となった。中曲輪は、本丸、二之丸方面から市道城山線に接する通路として利用され、馬洗池付近は、樹木が繁茂しすぎて陰うつで閉鎖的な空間になっていたが、伐開を進め、徐々に開放的な空間になりつつある。

なお、馬洗池西方に民家が所在していたが、平成 11(1999) 年に公有地化し、解体撤去を終了し、平成 25(2013) 年に追加指定を行った。

##### イ) 課題

馬洗池付近は伐開により開けた空間になってきているが、さらに、樹木の生育状況に応じた伐採や剪定等を行っていく必要がある。

また、日光が差し込むようになったことで環境が変化する可能性があり、雑草の繁茂や馬洗池の水質についても状況に応じて適切な管理が求められる。



写真 3-7 馬洗池の浄化

写真 3-8 中曲輪石垣上の傾斜  
樹木の植生管理

## ⑤後曲輪・外曲輪地区

### i) 地区の概要

後曲輪は城山、本丸西側に位置し、本丸石垣下からのやや急勾配の傾斜地とそれにつづく平地よりなる。後曲輪は、椿谷とも呼ばれ、ヤブツバキやスダジイの古木が多く見られ、ヤブツバキは城内で実用（ツバキ油）を兼ねて栽培されていたものの名残りと思われる。この地域は、ほぼ放置された状況であったが、戦後建設省の都市復興事業により遊園地やバレーコートを整備し、地域の人々のスポーツ・レクリエーション空間として利用された。その後、文化財保護委員会（文化庁の前身）からの指導勧告を受けて昭和 44（1969）年にはこのバレーコートを撤去し、ヤブツバキ、ウメ等の植栽をするとともに、園路等も再整備された。

外曲輪は、城山稲荷神社の西側の裾部にあたり、絵図等によれば足軽屋敷があったことがわかるが、明治以降は民家等が建てられた。

### ii) 改変の経緯

明治 28（1895）年この地区に松江電燈株式会社が設立され、火力発電を開始したが、明治 34（1901）年に本社移転に伴い発電所も移転した。現在は、松江電気発祥の地として石碑が残されている。

昭和 24（1949）年に城山椿谷バレーコート 4 面が完成し、需要多いため昭和 26（1951）年には 6 面に増設したが、昭和 44（1969）年に撤去、土壟を復旧し周辺植生にならって整備した。

昭和 25（1950）年に建設省の都市復興事業で椿谷の公園整備を実施し、シーソー等の運動器具や藤棚の設置、ツバキやモモの植栽が行われた。城山公園管理事務所は昭和 45（1970）年に改築され現在に至っている。

後曲輪南端にかつて県の職員会館（椿谷会館）が建設されたが、平成 6（1994）年老朽化により撤去された。

この地区は、昭和 10～20 年代に本多静六の設計に基づいて、園路等が整備されていたことを、実施図面等で知ることができるが、文化財保護委員会の指導と勧告を受けて、昭和 40 年代にスポーツ施設等を撤去して再整備するにあたり、園路等も新たに設計され整備されたため、本多静六の遺構は現存していない。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・園路の改修、植栽整備、防犯灯、案内板、北側入口民家の撤去等の椿谷の整備（実施済）
- ・便所・四阿を含む亀田橋付近の入口広場の整備（施設建設は未実施）
- ・島根県職員会館（椿谷会館）の撤去（実施済）

#### iv) 現状と課題

##### ア) 現状

後曲輪内堀にかかる南の千鳥橋から西の亀田橋まで堀沿いに園路があり、園路の東側には土里跡といわれる土堤が続いている。中央部平坦地は、ツバキや梅林（北部）の疎林をめぐる園地となっている。両側を高い樹林に囲まれた静かで落ち着きのある椿谷広場は、四季折々の変化のある姿を呈し、四阿も配置されて、人々の憩いの空間として利用されている。県の職員会館の跡地は入口広場として整備されている。

外曲輪は、一部平坦地に城山公園の機材庫・公園作業員詰所、民家等建物が分布している。また、堀端等はうっそうと茂る樹木で覆われていたが、徐々に開放的空间になりつつある。

##### イ) 課題

北之丸地区との間（北之丸斜面）に無番地が存在しているので、法務局等関係機関と対応について協議を行う必要がある。

整備からの時間の経過に伴い老朽化する公園施設について、四阿等の公園施設の補修や建て替え、管理用道路の表層打ち換えを実施するとともに、排水側溝に堆積した落ち葉や堆積土の除去、樹木の剪定などを定期的に行い、公園として快適な空間の維持が必要である。



写真 3-9 無番地



写真 3-10 公園施設(四阿)

#### ⑥北之丸地区

##### i) 地区の概要

宝永元（1704）年に3代藩主綱近も北之丸の新御殿で眼疾の治療にあたったことが知られ、また、松平4代藩主吉透が奥方と新居を同地に造営し（「上（うわ）御殿」、「新御殿」と呼ばれる）、当時新築された建物群があった。この地区については、史料が少ないが、絵図に見える北之丸は、「上御殿」・「新御殿」、「出丸」と呼称が変遷し、これによりこの地区的機能の変遷を窺い知ることができる。なお、殆どの絵図に門と多聞と石垣が描かれていることから、城郭の一部として機能していたことを知ることができる。

##### ii) 改変の経緯

昭和7(1932)年にテニスコートが作られたが、昭和13(1938)年に東側を拡張して松江招魂社(現在は松江護国神社と改称)が創建されるのに伴い、二之丸下ノ段に移転した。松江招魂社は明治維新から第2次世界大戦終結までの戦没者を祀っている。創建50周年を記念して社務所と神職住居を改築する際に、一部で発掘調査が行われ、当時の建物跡の一部が検出されたため、設計を変更して改築された。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・未指定部分の史跡指定化を図る。(実施済)
- ・樹林の保全と適切な管理を図る。(未実施)
- ・関係機関との調整を図り、発掘調査などにより遺構の解明を順次進めていく。(一部実施)

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

北之丸は出丸とも呼ばれるように、本丸の北の独立丘陵地上に築かれており、石垣も現存している。現在の社殿地は松江護国神社所有地となっているが、江戸時代の史料から御殿が建てられていた時期があったことを知ることができる。また、幕末の絵図から櫓や門、多聞なども見受けられるが、その詳細は判明していない。スダジイやタブノキ、スギ、ヒノキの古木が多く、それらの高い木立によって社叢が形成され、静かな雰囲気を保っている。

#### イ) 課題

北之丸の建物遺構等の遺存状況については不明な部分が多い。今後は、神社内での施設建設や工作物設置に先立つ発掘調査を実施し、遺構の把握と確実な保護を図っていく必要がある。また、社叢の保全や新たな植栽についての方針や方法を示しておく必要がある。また、スダジイ、タブノキ、スギ、クスノキなど藩政期から存続する古木の内、最も古いと考えられるものは、特にこの地区的斜面に集中的に所在するので、それらの適切な保全と管理についての方針や方法を示しておく必要がある。また、松江護国神社は、松江城と直接関係のない神社であるため、設置された歴史的経緯を踏まえつつも、今後の社会環境等の変化も注視しながら、今後の位置づけを検討する必要がある。



図3-10 出雲国松江本城図 元治元年(1865)

国立公文書館蔵 部分



写真 3-11 松江護国神社遺構の調査と保存



写真 3-12 松江護国神社社叢林

## ⑦城山稻荷神社地区

### i) 地区の概要

この城山稻荷神社一帯は、松平氏の治世となった築城後まもなくの万治2(1659)年に宮が築かれ、一帯は山々の樹林に囲まれ、往時も自然を極力尊重した整備が行われていたと思われる地区である。東部には堀に面して舟着場と船着門、「木苗方」という樹木を管理する役所が所在したことを示す絵図もある。舟着門跡付近には石敷の道、石段、土壘、井戸なども現存している。また、西には搦手虎ロノ門が、神社周辺には足軽屋敷、用屋敷があつたことが史料等に記されている。

### ii) 改変の経緯

他の地区と異なり公園としての利用はされなかつたことから、当地区南側の市道沿いは明治以降に宅地化が進行しそれぞれに増改築が繰り返されてきた。

但し、住宅地については指定範囲外ではあったが、松江市から高さ制限や建築意匠の指導があり、史跡景観を阻害しない状況の下で、現在まで住宅地が継承されている。

また、城山稻荷神社北部の樹林地は、平成5(1993)年度に実施した発掘調査の成果を踏まえ、翌年、稲荷橋から外曲輪(二之丸下之段)に至る回遊性のある散策路として整備され(鎮守の森散策路)、平成10(1998)年度にも稲荷橋とともに民有地を買上げ、公園的整備を行つた(ヘルンの道整備事業)。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・北部樹林地に散策路を整備し、広場、便所、四阿等を整備する。(実施済)
- ・船着門を復元整備し、土壘、石敷、石段、井戸の遺構を保存整備する。(未実施)
- ・市道と民家、神社有地の史跡指定化を図るとともに適切な整備を行う。(継続中)
- ・城内の市道の遊歩道化を図る。(未実施)
- ・樹林地の整理、伐採と植生の保存を行う。(継続中)

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

松江松平家が勧請した、城山稻荷神社が所在しており、この神社は、松平期以降の絵図にも必ず記載されている。当地区の北側をはじめとする堀端は史跡指定地で公有化されているが、中央部は城山稻荷神社有地及び松江神社有地、民有地で、内堀内の未指定地の大半がここに集中して

いる。堀端沿い及び東側は、樹林地となっているが、南側を東西に市道城山線が貫通し、市道沿いには民家がはりつき、城郭景観とは異質な環境が続いている。

#### イ) 課題

松江城の中で最も未指定地が多い地区で、城山稻荷神社及び松江神社有地の追加指定に向けて、関係者との協議を継続するとともに、民有地については条件が整えば、公有化も積極的に進めていかなければならない。また、この城山稻荷神社の社殿等の適切な保存についても、将来的には検討が必要である。

市道については、史跡の追加指定と城内の遊歩道化について関係者との協議を行う必要がある。

船着門や搦手之虎口ノ門については復元を視野に入れた発掘や史料調査が必要である。足軽屋敷、用屋敷などが置かれた境内地及び民有地についても遺構の把握及び保存を目的とした調査の実施について関係者と調整を図る。

見学者が安全に散策できるように、木橋や階段等の定期的なメンテナンスや説明板や案内板の更新等の維持管理が必要である。

植生については、危険木の伐採や枝払いなどの管理に加えて、内堀に面した竹林の拡大防止についても注意を払う必要がある。

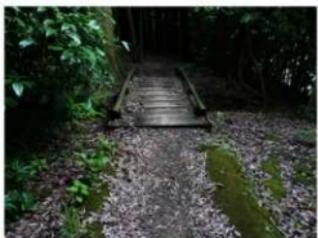


写真 3-13 散策路の維持管理と樹林の植生  
管理



写真 3-14 史跡指定拡大と公有化

#### ⑧入口地区

城内の入口地区としては、大手前付近、北惣門橋付近、稻荷橋付近、千鳥橋付近及び亀田橋付近の5ヶ所である。

##### Ⅰ) 地区の概要

大手前はかつての城への正門である大手（虎口）門へ通じる箇所で、古図をみても広場となっている。

北惣門橋は城山への北東入口部で、大手前の北惣門に対して北惣門へ渡る橋としてその名がある。本丸東北隅の脇虎口ノ門へ通じる箇所であり、敵の勢力をこの門付近で停滞させるため、周囲の石垣は北へ直角に折れ曲がっている。

稻荷橋付近はかつての城内の稻荷神社参道に通じる道であることから名付けられている。橋付近には城裏口を守る搦手之虎口といわれる門（西口櫻門）がつくられていた。また、絵図によるとこの周囲は、城代組、用屋敷、足軽屋敷などと書かれており、松江城の警備や管理に携わる者の屋敷地であったことを窺い知ることができる。

千鳥橋は、絵図によるとかつては屋根付の廊下橋によって三之丸と城山を結んでいた。

### ii) 改変の経緯

明治 40 (1907) 年に行啓のため大手前駐車場から興雲閣まで土積の道路を整備した。昭和 13 (1938) 年に神国大博覧会(世界情勢不安から中止)開催計画に伴い現大手前駐車場の回部の埋め立てを実施するとともに興雲閣までの積上道路を撤去した。回部の埋め立てについてには、原状回復や境界柱などで史跡の明示を文化財保護委員会(現在の文化庁)より指導されたが、現在も埋め立てられたままである。

北惣門橋は松江藩の統計書「雲陽大数録」によれば、長さ 9 間 4 尺 5 寸、幅 2 間と記され、明治 22 (1889) 年の道路取調図にも、同じ長さと幅になっている。しかし、明治 35 (1902) 年の道路水路図では、短くなっていることから、この間に一部を土橋にして、中央を石造アーチ橋に架け替えられたと思われる。この橋は、その形状から眼鏡橋と呼ばれたが、のちの平成 6 (1994) 年に発掘調査の成果や史料をもとに木橋に復元された。

昭和 13 (1938) 年、本多静六の計画に基づき城西と後曲輪・外曲輪地区を結ぶために、近世にはなかった亀田橋が架橋される。

### iii) 現状と課題

大手前は、戦後からは市営駐車場として利用されるようになったが、近年観光客の増加により、空車スペース待ちの車の列ができる。そのため、平成 24 (2012) 年に大手前駐車場の改良工事を実施するとともに、周辺駐車場への誘導を行うことによって、現在渋滞はかなり緩和されてきている。

北惣門橋は、平成 6 (1994) 年に往時の姿に復元され、現在は城の入り口として歴史的景観を醸し出している。橋のたもとに設置された説明板の老朽化が進行している。また、車両の通行により橋板の被覆材が摩耗、消失している。

稲荷橋と北惣門橋を結ぶ城内道は、市道であるため朝夕のラッシュ時には、抜け道として多くの車が利用する状況があり、そのため橋梁の傷みが加速している。更に、通過車の存在は、観光客や市民の自由な散策を阻害している。

三之丸と城山は、かつては廊下橋によって結ばれていた。現在は千鳥橋と呼ばれる木橋が架かっているが、老朽化しているため平成 5 (1993) 年に改修を行った。なお、隣接の堀石垣の改修も行っている。

亀田橋は、江戸時代にはみられない橋であるが、城山の椿谷と城山西側地区を連絡する動線として、本多静六の計画に基づいて新設された。

入口地区は、城内と周辺域を結ぶエントランスとして、遺構の確認と保存に努めるとともに、広場の確保や案内板の設置等の入口にふさわしい空間形成が求められる。

また、城内動線や城周辺への誘導も含めて、入口地区的交通規制等についての関係者と協議を行い、来訪者にとって安全に散策や見学ができる城内通路としての整備が必要である。



写真 3-15 大手前



写真 3-16 北惣門橋



写真 3-17 稲荷橋



写真 3-18 千鳥橋



写真 3-19 亀田橋

## ⑨内堀地区

### i) 地区の概要

内堀は、城内外周に巡らされた水をたたえた堀で、築城に際し最初に普請されたと伝えられている。

### ii) 改変の経緯

内堀の内、三之丸周辺には、元々ハスが繁茂していて、松江城の古写真にもハスが写り込んでいる。明治の新聞には、収穫された蓮根を入札にかけたという記事もある。昭和 2 (1927) 年に松江市が松江松平家から城山一帯の寄付を受けた時の条件にも、松江市でハスを保存することという一文があった。このハスがいつ撤去されたか知る資料はないが、昭和 47 (1972) 年から昭和 51 (1976) 年の 5 か年間で計画的に、内堀の浚渫事業や通水事業を実施しているので、内堀を浚渫した昭和 48 (1973) 年に撤去した可能性が考えられる。また、三之丸を囲んでいた南東の堀の一部は、警察法改正に伴う市町村立警察設置のため、建設用地確保の必要が生じ、松江市事業として昭和 24 (1949) 年に埋め立てられた。ただし、それ以外の南内堀や、西側内堀については、島根県関係の施設設置のために埋められていったと考えられる。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・松江城にとって欠くことのできない遺構の保存と修景を図る。(一部実施)
- ・水質の浄化や防災面からも汚泥の浚渫、大手前の暗渠改良、導水等を実施する。(一部実施)
- ・石垣護岸の修復を行う。(一部実施)
- ・発掘調査等をはじめとして資料が得られた場合には十分な検討に基づき船着門の復元等を行なう。(未実施)

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

内堀の大部分は河川であり、史跡の北側に位置する「北田川」と西側に位置する「城山西堀川」は一級河川に指定されている。また、東側に位置する「城山内堀川」は、準用河川となっている。全般に往時の形態を良くとどめており、城山を取り囲むこれらの内堀は、松江城に欠くことのできない非常に重要な景観要素となっている。

また、この内堀及び外堀の一部は、堀川遊覧船のコースとしても活用が図られているため、安

全性の確保が求められているが、この内堀の外曲輪(二之丸下ノ段)側には、クロマツの高木が内堀に向かって斜めに成長しているため、将来倒木の危険を孕んでいる。西側の稻荷橋や亀田橋付近では、ヒノキ・タブノキ・スダジイなどの古木が垂れかかり、枯損した枝は落下の危険性がある。

#### イ) 課題

昭和47年度から5カ年計画で、大手前堀川暗渠通水工事や堀川浚渫工事等を実施したが、今後も内堀の浄化対策を継続的に行う必要がある。

また、石垣上の樹木で、近年積雪により突然倒木し、石垣を破壊するという事故が複数回起きている。内堀は堀川遊覧船の中心的コースとして活用が図られており、遊覧船の安全航行のためにも、松江城の重要な構成要素である石垣の保護のためにも、早い段階での伐採や剪定等により適切な対応が必要である。

なお、三之丸を囲む内堀は史跡の追加指定を前提として関係者と協議を進めるとともに、状況に応じて造構把握のための調査が必要である。



写真 3-20 石垣上の樹木管理



写真 3-21 堀の浄化対策

#### ⑩三之丸地区

##### i) 地区の概要

図3-11のように三之丸地区は、南に三之丸之内(御鷹部屋)、西に三之丸之内(御花畠)の2地区と屋根付きの廊下橋で結ばれていた。この地区は、城山の南側平地に位置し、内堀によって城山と区画されている。

三之丸は、約128m×111mの略正方形を呈して、千鳥橋によって城山と結ばれ、緑橋によって三之丸之内(御花畠)と連結しているが、かつては、それぞれの地区と屋根付廊下橋で結ばれ、松江藩主の住居と、出雲・隠岐を支配する藩庁が置かれていた。明治維新後、廃藩置県が施行される明治4(1871)年まで、松平定安が知藩事となりここで政務を執った。その後は、城山一帯とともに陸軍省の所管となつたが、明治8(1875)年に城山の



図 3-11 幕末頃の松江城下町模型(部分) 松江市歴史館蔵

諸建物と同様に、取扱いのため入札に掛けられ悉く撤去された。

現在、松江市が所蔵する資料に三之丸の建物に使用されていたといわれている釘隠し金具があり、これには堀尾氏が使用した六目結文が施されている。旧藩士からの寄贈によるもので、三之丸のものである可能性は高いが、さらなる検証が必要である。

## ii) 改変の経緯

三之丸については、明治8(1875)年に全ての建物が消滅した。その後に陸軍省がどのような施設を設置したかは、資料が無く不明であるが、明治32(1899)年、木幡久右エ門によって母衣町に創設された私立松江図書館を、翌明治33年(1900)に三之丸東南隅に建設したことが分かっている。この私立図書館は大正8(1919)年、松江市に寄付移管されるが、昭和20(1945)年太平洋戦争により川津村に建物疎開するまで、この地で図書館として機能した。

初代と2代の県庁は、三之丸之内(御鷹部屋)に所在したが、手狭になったため3代目の県庁舎新築の計画が起きた。このとき三之丸と城山は、既に松平氏が買い戻して松平氏の所有であったため、県は松平氏から借地をして3代目県庁を建てることになった。この時の県庁舎は、京都府庁舎を参考に設計され、明治40(1907)年に起工し、明治42(1909)年に竣工した。

なお、三之丸の県庁敷地は、昭和2(1927)年、松平氏から県へ無償譲渡がなされ、それ以降、以前から県の管理地だった御花畠、御鷹部屋とともに県の所有地として活用が図られていく。

戦後まもない昭和20(1945)年8月24日「松江騒擾事件」が起き、県庁が全焼したため昭和22(1947)年6月に起工し、昭和26(1951)年3月に4代目県庁が完成した。この4代目県庁も、昭和31(1956)年12月に原因不明の失火により焼失。現在の県庁舎は5代目で、安田臣の設計によって昭和32(1957)年9月に着工し、昭和34(1959)年1月に完成了。また、同時に県庁前庭、中庭等の第一期工事も昭和33(1958)年に着工し、昭和34(1959)年3月に竣工している。

三之丸周辺の堀は、松平氏により城山と一緒に松江市に寄付されたが、南側内堀の一部は、警察法改正に伴い市町村警察を設置することになり、その用地とするため松江市が昭和24(1949)年に埋立て、松江市警察署が建てられた。この建物は、再度の警察法の改正(昭和29(1954)年)により市町村立警察が不要になったことから、同建物は昭和37(1962)年まで松江市消防署として使用された。このように現在埋立てられている南と南東側の三之丸の内堀は、昭和24(1949)年の松江市事業での埋立が皮切りとなったが、その後、埋立地が県によって買収され、残りの内堀も県によって埋立てられ、県庁前庭として整備された。県庁前庭第二期工事は、昭和41(1966)年3月から同年6月にかけて実施され、現在の県庁の庭園すべてが完成した。この庭園は、松江城の歴史的景観との調和を設計理念として一期、二期ともに重森完途氏の設計になるもので、現在も県民の憩いの場として定着している。

このように見てくると、三之丸は、一時、陸軍省所管時代があるものの、江戸時代から現在までほぼ一貫して出雲・石見地方の政庁としての機能を継承しているということができる。

なお、堀の埋立てによって施工された前庭については、松江市が、松平直政公銅像<sup>註</sup>の移転復元場所を探る目的で、内堀石垣の所在確認の地下レーダーと電気探査を実施した結果、図3-12のように南・南東の石垣が残存している可能性が推定された。

註：昭和2(1927)年 松平氏による城山一帯の土地の寄付



写真3-22 三之丸の内堀  
(右は御花畠、左が県庁)

を記念して本丸の天守入り口前に松平直政公の銅像を建立した。銅像は米原雲海、台座と外柵は伊東忠太に製作を依頼した。戦時供出によって銅像が撤去され、台座は平成に入って場所を移され保管されていた。復元されたものは、台座も若干縮小され外柵は除かれている。

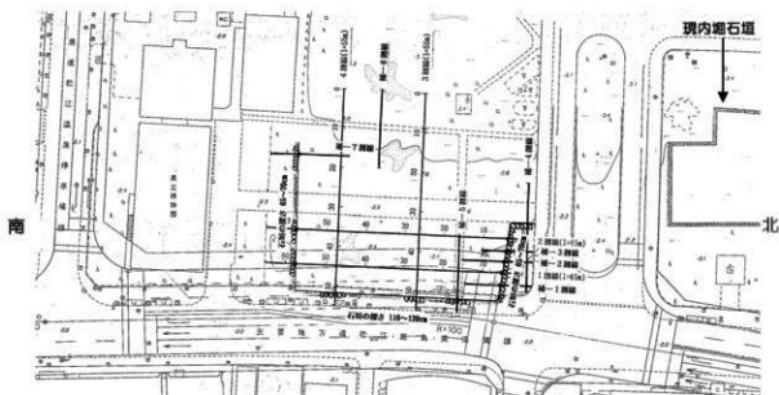


図 3-12 三之丸地下レーダー探査・電気探査成果図

### iii) 現状と課題

三之丸及び周辺地には、前出の図 3-11 のように藩庁関係の施設が建てられていたため、明治以降、図 3-13 のように跡地を利用して多くの官公署や学校が集中した。これらの建物は、徐々に再配置や移転がなされ、平成 2(1990)年の島根県職員会館の新築移転によって、現在の配置となる。なお、松江市役所も、明治 26(1893)～昭和 20(1945)年まで三之丸の東に所在していた。

現在の 5 代目県庁は、安田臣の設計によって、昭和 34(1959)年に竣工し、ほぼ同時期に重森完途によって県庁庭園第一期工事も完了した。その後、昭和 41(1966)年の県庁庭園二期工事によって、三之丸地区は現在と同じ景観となつた。

この地区については、度重なる建設工事によって遺構の殆どが

図 3-13 松江市宅地等級概要図(部分)明治 44(1911)年頃  
松江歴史館蔵

消失していると考えられてきたが、県庁の耐震補強工事の事前発掘調査によって遺構が部分的には遺存していることが判明した。県ではそのため、耐震補強工事の計画を変更するなど、地下遺構の保護にも取り組んだ。今後も、地下遺構の保護・保存に努めることが必要である。また、内堀石垣が残存することも発掘調査や地下レーダー探査でも判明していることから将来的には、遺構表面表示や内堀の復元も検討するなど、それらの地下遺構を活用する手法も課題である。

ただし、その場合は、重森完途設計の前庭の価値の保全をどのように図っていくか慎重に検討しなければならない。



写真 3-23 三之丸の発掘調査(平成 25 年 2 月～4 月) 1 区  
石積み遺構(南東から) 位置は図 3-14 参照※註

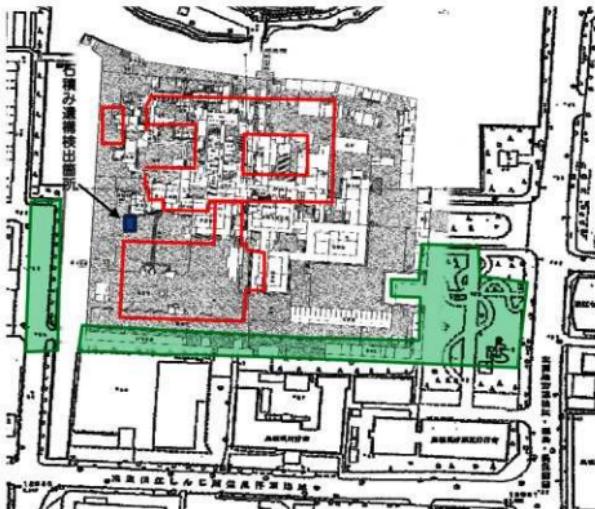


図 3-14 幕末期の三之丸建物群と現在の県庁主要建物  
(赤が現在の県庁、緑は埋立推定ライン)

なお、三之丸地区については、四方を堀で囲まれる松江城の重要な郭として機能していたことや、堀石垣等の地下遺構も残存していることから、追加指定によってより強い保護・保存を検討する必要がある。

また、現在、史跡指定されている三之丸北側の堀石垣については、孕みや洗掘が著しく指定地内で崩落の危険性が高い状態にある。これらの堀石垣については、所有者である松江市で、崩落

する前に早めに修理計画を立て、県庁敷地部分の所有者である島根県の協力を得ながら計画的に修理を実施しなければならない。

※註『松江城三之丸跡 松江城下町遺跡(殿町 128)』島根県庁改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

2015年3月 島根県教育委員会 写真図版3より転載

### ⑪-1 三之丸之内(御鷹部屋)

#### i) 地区の概要

三之丸之内(御鷹部屋)は、史料が少なく概要を知ることさえ難しいが、『雲藩職制』(正井儀之丞 昭和54(1979)年)によると、御鷹の部屋は鷹の数により別々に設けられ、その他に、<sup>御鳥見</sup>・<sup>御餌差</sup>・<sup>御鉄砲方</sup>を支配する御殺生方も置かれ、鷹の飼育や訓練だけでなく魚漁の取締、山獵師・鉄砲廻の支配も所掌していた。「松江城三ノ丸物語」で引用された『雲藩職制』付図にも「沢山建物はあれども不明、記さず」とあるので、相当数の建物があつたことが想像できる。この御鷹部屋の西側には、御銀蔵(御金蔵)が置かれており、明治の古写真には堀端に寄棟で南北に長い漆喰壁の蔵が写っている。

#### ii) 改変の経緯

当初の島根県庁は、三之丸之内(御鷹部屋)にあった松平直応邸を改造して使用したが、その後、明治7(1874)年 同じ場所に新庁舎を建設し、初代県庁とした。明治9(1876)年12月、浜田・鳥取両県を合併したため、民家2棟を借りたが狭かったため、明治12(1879)年2月に2代目の新庁舎を建設した。その後、明治42(1909)年に3代目県庁舎が三之丸に完成したため、この場所には島根県商品陳列所、島根県工業試験場、松江公共職業安定所、日本赤十字社島根県支部、島根県警察本部などがあった。

現在では、第二分庁舎、第三分庁舎(現島根県公文書館・竹島資料館・島根県古代文化センター)が所在するほか、南西端の旧テニスコートは、駐車場として利用されている。

#### iii) 現状と課題

この地区は、明治維新後、御鷹部屋の機能が不要となったのち様々な利活用が図られた地区であるが、内堀の外であるということや道路に面した立地、周辺施設との密接な関連性を考慮すると、史跡指定地としての保存・活用が困難な地区である。ただし、既に周知の遺跡として取り扱われていることから、できれば学術調査等によって地下遺構の詳細調査を実施し、御鷹部屋遺構や南側堀石垣の実態把握に努めるとともに、その適切な保存を図る必要がある。



写真3-24 三之丸の内堀(一部埋立)と御鷹部屋を望む

### ⑪-2 三之丸之内(御花畠)地区

#### i) 地区の概要

三之丸之内(御花畠)は、『雲藩職制』によると、「池三ヶ所と花園あり、鷹のため引堀あり馬場あり、藩公百姓御覽のための田地を設けらる。一中略一 その中にありし主たる建物は、田中御殿・南方御殿・舟形御茶屋・歌仙堂等なりき」とあり、この地区は、若君の養育の場や行楽の場とし

ての機能を有していて、他地区とは、性格の異なる場所であった。この御花畠地区は御鷹部屋と同様、廢藩置県後、県の所管となった。

## II) 改変の経緯

明治 8 (1875) 年に全ての建物等が撤去されたのちは、明治 11 (1878) 年に三之丸之内(御花畠)に松江監獄署が新設され、翌年には外中原の監獄 2 棟を松江監獄署内に移した。この松江監獄署は、昭和 33 (1958) 年に移転が決定し、昭和 41 (1966) 年に西川津町に新築移転するまで、この地でその機能を果たした。

また、この地区的南端には、現在、日本赤十字社島根県支部（以下日赤支部と略す）が建っているが、日赤支部は、当初、県庁内に事務所を構え、一時殿町 369番地に事務所を移転した時期（明治 40 (1907) 年～大正 13 (1924) 年）もあったが、その後、三之丸之内(御鷹部屋)に事務所を再移転し、最終的に現在地に移った。なお、日赤支部の前身は、明治 20 (1887) 年に島根県が独自に設立した島根赤十字社で、翌年、日本赤十字社島根県支部として発足したものである。

島根県は、松江監獄署の移転が決定するとともに、以前から外曲輪(二之丸下ノ段)などに建てられていた島根県関係施設の再配置計画を立て、昭和 43 (1968) 年には、島根県立図書館を現在地に新築移転した。また、同じく武徳殿の機能を移すため、昭和 45 (1970) 年、現在地に武道館を建設した。これらの建物は、いずれも菊竹清訓の設計による。

更に、昭和 24 (1949) 年、松江市から借地して後曲輪に建設されていた島根県職員会館の機能を移すため、平成 2 (1990) 年、武道館の西側に新たに島根県職員会館が建てられた。

このように史跡内に所在した諸建物は、次々に三之丸之内(御花畠)や城外の地域に移転し、史跡の景観が回復していく半面、この三之丸之内(御花畠)の景観は、ますます過去とは遠いものとなり、現代の政府空間として新たな景観を生み出していると言える。

表 3-4 三之丸・三之丸之内(御鷹部屋)・三之丸之内(御花畠)に設置及び建設された主な施設 (平成 28 年度末現在)

年号	地名 名	三之丸	東・南内庭(荷埋立地)	凡例		集会室関係	図書室関係	その他						
				三之丸之内(御花畠)	三之丸之内(御鷹部屋)									
<b>明治 8 (1875) 年</b>														
すべての建物等の取り扱いを行うための入札が行われ、それに併せ建物等の解体撤去が行われた。														
明治 10			外曲輪新規開拓	日赤新規開拓	島根県新規開拓	松江監獄署 延喜 11～昭和 11 年								
明治 20			日赤新規開拓	日赤新規開拓	島根県新規開拓	昭和 11～昭和 12 年								
明治 30			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	昭和 12～昭和 13 年								
明治 40			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	昭和 13～昭和 14 年								
<b>大正 10 (1921) 年</b>														
三之丸之内(御鷹部屋)に新規開拓														
大正 10	三之丸之内(御鷹部屋)		日本赤十字社島根県支部	日本赤十字社島根県支部	日本赤十字社島根県支部	日本赤十字社島根県支部								
<b>昭和 10 (1935) 年</b>														
昭和 10			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								
昭和 20			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								
昭和 30			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								
昭和 40			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								
昭和 50			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								
昭和 60			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								
<b>平成 10 (1998) 年</b>														
平成 10			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								
平成 20			島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓	島根県新規開拓								

### iii) 現状と課題

この地区は、三之丸や三之丸内（御鷹部屋）と違って、県関係の諸施設もあるが、多くの民有地も所在している。これらは混在してはいないため区画することは可能であるが、県有地以外は殆ど市街地化しており、かつて城郭の一部だったという名残を感じることはできない。ただ、日本赤十字社島根県支部の建替えに伴い、発掘調査を実施した結果、南方御殿の「水琴窟」と思われる遺構が検出されたことから、地下遺構の一部は遺存していると考えられ、御花畠全域の解説のため、今後もできる限り発掘調査を実施して、可能であれば地下遺構の保存も検討すべきである。

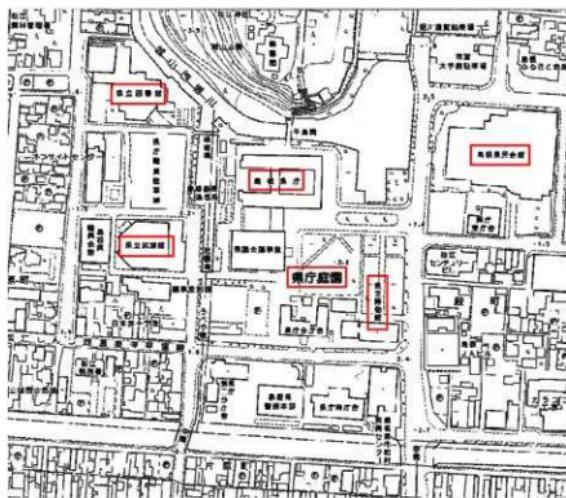


図 3-15 平成 23(2011)年時点の三之丸周辺県庁関係建物位置図

#### ●県庁周辺整備計画に基づく建築群について（図 3-15 参照）

昭和 33(1958)年の博物館と昭和 34(1959)年の五代目県庁建設後、島根県は県庁周辺整備計画委員会を立ち上げ、計画的な施設建設に着手した。この計画のコンセプトは松江城周辺の景観との調和であり、昭和 45(1970)年、この計画が高く評価され日本建築学会賞を受賞した。この計画によって建築されたのは、昭和 43(1968)年の県民会館と図書館、昭和 45(1970)年の武道館などである。

なお、これらの建物の設計者は、県庁舎・県民会館が安田臣、県公文書館（旧博物館）・図書館・武道館が菊竹清訓、県庁舎庭園は重森完途であり、近年、これらの建築群は、モダニズム建築群として評価が高まっており、一連の建築群として登録有形文化財に登録するなど保護の措置を検討する必要がある。

また、保護の措置を施した後は、「松江城周辺の景観との調和を基本コンセプト」を引き続き活かしつつ、計画的な整備を行っていく必要がある。



写真 3-25 三之丸の県庁と御花畠の武道館を望む



写真 3-26 三之丸の県庁と御花部屋の島根県公文書館（旧県立博物館）・県民会館・前庭を望む

### (3) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理方針と方法

#### ①城郭を構成する歴史的建造物

本質的価値を構成する諸要素のうち松江城天守については、『重要文化財松江城天守保存活用計画』に基づいて管理を行う。

#### ②縄張・城郭を構成する石垣・堀等

##### a.石垣（曲輪石垣、堀石垣、枡形石垣、櫓台石垣、橋台石垣）

###### i) 石垣の概要

松江城は慶長 16 年（1611）堀尾吉晴によって築かれた平山城で、天守、曲輪、石垣、内堀などの城郭遺構が良好に残る。

石垣に利用される石材は玉石に近い自然石から割石、一部切石が使用されている。石材は玄武岩質安産岩やディサイトが多く、その他には凝灰質砂岩や輝石安山岩が少量見られる。加工程度が低く、自然石に近い石は本丸西側及び北側の石垣、後曲輪に残る石垣などに見られ、割石を主に使用する石垣は本丸南東部、二之丸南東部、中曲輪東側、二之丸下ノ段東側などに見られる。切石は本丸祈禱櫓下や二之丸東側などに限定的に見られる。

松江城の石垣は、築城期に構築された箇所と、幕末までに積み直しを受けた箇所、更に近現代の石垣修理で積み直された箇所がある。

築城期の石垣は、本丸天守台の一部、本丸東側と北側の一部、二之丸高石垣南東部、中曲輪東側、腰曲輪北東部、二之丸下ノ段東側などに見られる。割石を主に使い、一部自然石も使った乱積みが特徴で、角石部は算木積みを志向しつつも石材の加工精度や角脇石が未発達である。

江戸時代中期から明治までに積み直しを受けた石垣は、本丸祈禱櫓下や、二之丸高石垣東側などに見られる。角石の加工精度が高く、角脇石も存在し、完成された算木積みが見られる。築石も切石風に加工され、間詰石を用いず、落し積みで構築されている。

現代の石垣修理で積み直された箇所は、本丸武具櫓下、二之丸高石垣北東部、腰曲輪水之手門跡周辺、中曲輪北東部石垣などである。

###### ○築城期に構築されたと考えられる石垣



写真 3-27 本丸天守台石垣



写真 3-28 本丸南側多闇下石垣



写真 3-29 本丸北側石垣



写真 3-30 二之丸南東高石垣



写真 3-31 二之丸下ノ段東側石垣



写真 3-32 中曲輪東側石垣

## ○江戸時代中期から明治までに積み直されたと考えられる石垣



写真 3-33 本丸祈祷櫓下石垣



写真 3-34 二之丸東側高石垣

## ○現代の石垣修理工事で積み直した石垣



写真 3-35 本丸武具櫓下石垣



写真 3-36 二之丸高石垣北東部



写真 3-37 淫曲輪水ノ手門跡周辺石垣



写真 3-38 中曲輪北東角石垣

## ○堀石垣、櫓台石垣、橋台石垣



写真 3-39 東内堀石垣



写真 3-40 本丸北ノ門樹形石垣



写真 3-41 大手門跡東側取付石垣



写真 3-42 本丸鉄砲櫓跡石垣



写真 3-43 北懇門橋 橋台石垣



写真 3-44 千鳥橋 橋台石垣

松江城に用いられた石垣石材に刻印を有するものは、約33種類、約1000個の刻印が判明している。その中で、分銅紋は堀尾家の紋であり、中曲輪南側石壁に限って見られる。刻印のある石材はほぼ全城に分布しているが、特に二之丸下ノ段、中曲輪の東面に多く見られる。



写真 3-45 中曲輪南側石壁分銅紋（左：写真、右：拓本）

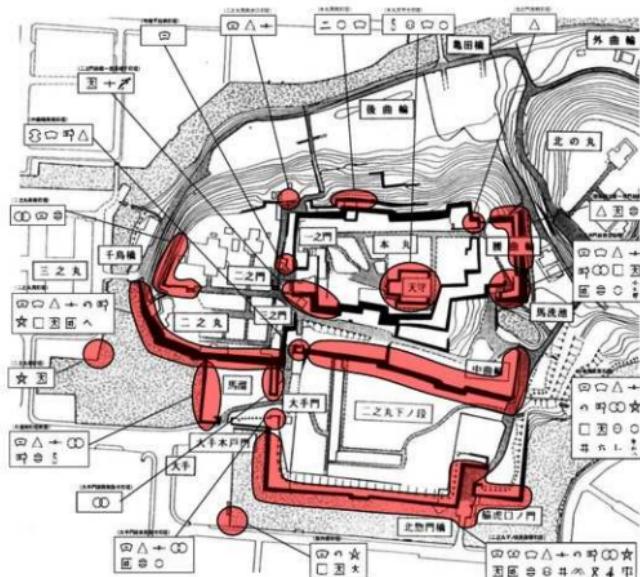


図 3-16 石垣刻印位置

## ii) 調査及び修理の状況

発掘調査は昭和47（1972）年から49（1974）年度の米蔵遺構の発掘調査に始まり、以降、保存整備や修理に先立ち発掘調査が継続されている。石垣に関しては平成7（1995）年度に石垣調査を実施し、この中で石垣の刻印調査、破損要因の分析、石材の規格や加工、産地、文献資料による石垣の分析、破損箇所の抽出等を行っている。

石垣の積み替えに関しては、現地の目視により考察が示されている。史料等による記録がある

ものと、記録にはないが、明らかに利用石材が異なり積み替えが行われている部分があるが、築造時の石垣が残る部分については今後もその保存に努めるとともに、適切な修理を行うことが求められる。

これまでの調査履歴は、第2章第2節(6)調査と保存等の経過に記載している。

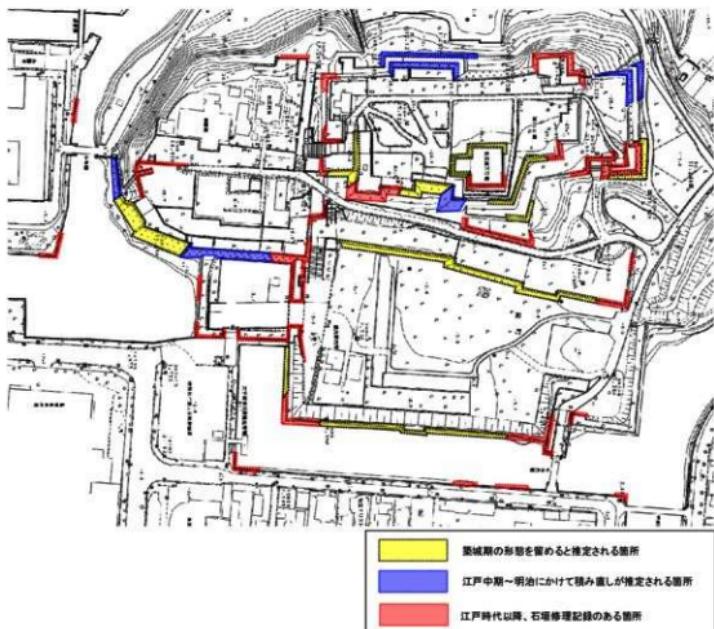


図3-17 各時代の石垣

### iii) 保存管理の基本方針

- ・石垣を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置を実施する。

### iv) 保存管理の方法

- ・石垣の現況を記録するために測量図の作成やカルテを作成し、石垣が良好に現存する箇所では、現状の厳肅な保存を図り、さらに顕在化に努める。
- ・石垣がき損もしくは衰亡している箇所は、学術的調査等の成果を踏まえて適切な復旧・修理を行う。
- ・石垣に崩落の危険性が認められる箇所は、各種調査等により原因を解明し、学識経験者の指導の下で修理範囲や工法について決定したのちに、計画的に復旧・修理を行う。
- ・城内で確認されている石垣刻印は、松江城の歴史や築城に係わる重要な要素であることから、刻印のある石は確実に保存し、石垣の修理等に際しても再利用を前提とする。

### b. 土手・土壘（堀の土手）の保存管理

- ・土手・土壘が良好に現存する場合には、地形（遺構）の厳密な保存を図り、保存のための適切な管理を実施する。
- ・土手・土壘などの遺構が、き損、衰亡している場合には、土手・土壘としての連続した地形や景観の維持に努める。さらに急勾配の法面などで安全対策を図る必要のある場合には、地形の改変を極力避けるとともに、土手としての表面の維持や緑化などの工法を施すことにより、連続した土手・土壘としての統一的な景観を保全する。

### c. 内堀の保存管理

#### i) 内堀の概要（図 3-5「史跡松江城地区区分図」参照）

内堀については、ほとんど江戸時代からの旧状を良く留めている。この内堀の大部分は、松江堀川として一級河川に指定されており、各河川名称は、西側の内堀が城山西堀川（南流）、北側の内堀が北田川（東流）である。

明治末頃に、木造の北懸門橋が土橋（眼鏡橋）に造り替えられたことで、橋の南側の水質が悪化した。このため、三之丸北側内堀と通水する目的で、昭和 47(1972)年に大手前駐車場地下にヒューム管による暗渠通水工事を実施した。しかし、これによる効果は得られなかつたため、史料調査や発掘調査の成果を踏まえて、平成 6(1994)年に北懸門橋を復元した。

この内堀については、旧状を留めているが、一部埋め立てられている箇所がある。一か所は、大手前の現進入路部分で、神国大博覽会開催のため、昭和 12(1937)年に埋め立てられた。もう一か所は、内堀北側の「史跡小泉八雲旧居」前であり、当初から、入り込んだ形状のため自然に土砂が堆積する状況であったため、昭和 26(1951)年 3 月に埋め立てている。

なお、史跡指定地外であるが三之丸の南東側及び南側内堀も昭和 24(1949)年以降、市や県の施設を設置するため埋め立てられて現在に至っている。

#### ii) 保存管理の方針及び方法

- ・水面が現存する場合には、将来にわたり水面として維持するため、学術調査などの成果を踏まえた上で、堆積物の除去などの適切な管理を必要に応じて実施する。
- ・関係機関と調整して、浚渫や水質向上にむけての調査を継続し、水質環境の向上を図る。
- ・埋立により水面が現存しない場合には、学術調査などの成果を踏まえて地下遺構の保存を図るとともに、堀としての地形や景観の維持に努める。

### d. 排水設備

#### i) 排水設備の概要

排水設備は、昭和 48(1973)年に二之丸下ノ段地区的公園整備事業として、芝張り、植樹、園路工と共に整備したのが最初で、その後は、米藏遺構などの発掘調査で検出された成果を活かして排水設備の整備を実施している。特に、平成 10(1998)年から 3 カ年をかけ集中的に二之丸地区や二之丸下ノ段地区、外曲輪・後曲輪地区的排水設備の整備を行っている。これらの排水設備で遺構として検出されたものについては、それらをそのまま現在の高さに嵩上げした後、水勾配を取って据え直している。その中で部分的に欠失している排水路は、新設の来待石で製作し補足されている。

なお、外曲輪・後曲輪地区については、環境整備の一環として周辺の発掘調査の成果や現存する水路と整合するよう、石積水路や来待石水路で整備している。

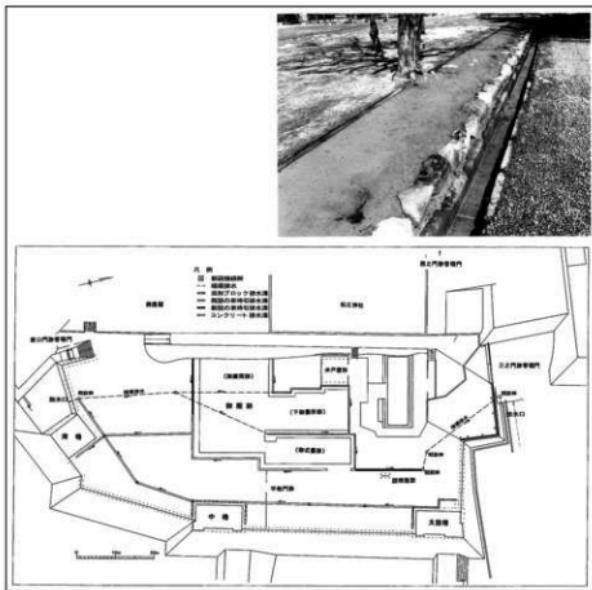


図 3-18 二之丸の排水路整備(史跡松江城整備事業報告書 2001年3月 松江市教育委員会)

#### ii) 保存管理の方針及び方法

- 排水路が常に良好に機能するよう定期的に落葉や土の除去を行う。
- 排水路の毀損等を発見した場合は、速やかに文化財所管課に連絡を取るなど適切な処置を行う。
- 排水設備の内、暗渠の中には、電気配線など他の管を収めたものもあるため、集中豪雨時などはその機能を果たせず、周辺を洗掘する事態も起きている。また、二之丸下ノ段地区のように広大な地区は、排水設備が不足しているため能力が十分でなく、湿った状態が長く続いている。これらの課題を解消するためには、史跡松江城全体の排水設備の状況と能力を調査した上で、総合的で計画的に設備への更新や新設を検討する必要がある。

#### ③地下に埋蔵されている遺構・遺物

##### i) 埋蔵遺構及び遺物の概要

図 3-19 は、『縄張図』をもとに和田嘉宥氏によって作図されたもので、和田氏の研究によると 17 世紀後半から 18 世紀初頭の成立とされている史料である。また、図 3-20 は、前出の図 2-8(P13) 堀尾期松江城下町絵図の城郭施設を分かりやすくした同じく和田氏作成の図である。

これらの図から城郭内の諸施設の配置を知ることができ、地下に礎石等の地下遺構が埋蔵されていると考えられる。

地下遺構の調査は昭和 47(1972) 年から 49(1974) 年度の米蔵遺構の発掘調査に始まり、以降、保存整備や修理に先立ち発掘調査が継続されている。その結果、地下遺構及び遺物については、

現地表面より、おおむね 30 cm 下に埋蔵されていることが判明している。

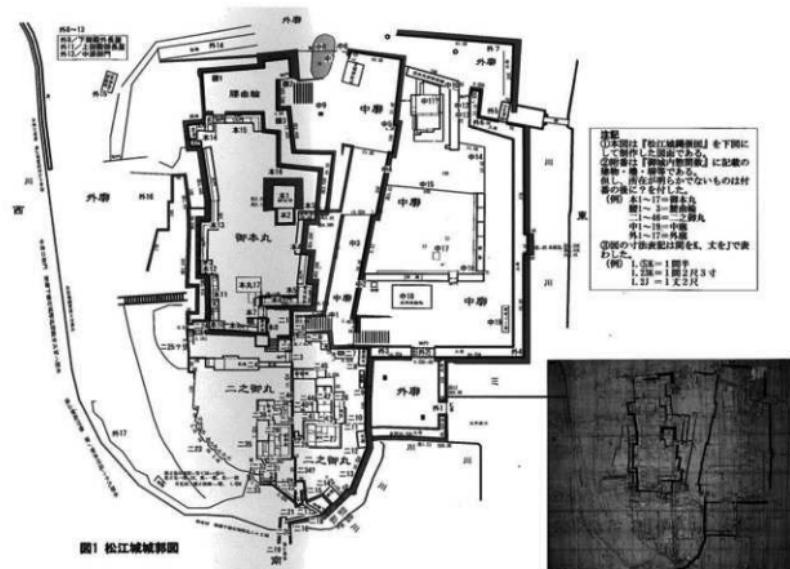


図 3-19 付図 松江城城郭図（【史料翻刻・解題】『(竹内右兵衛書つけ)』和田嘉宥 松江城研究 1 2012.3 より）

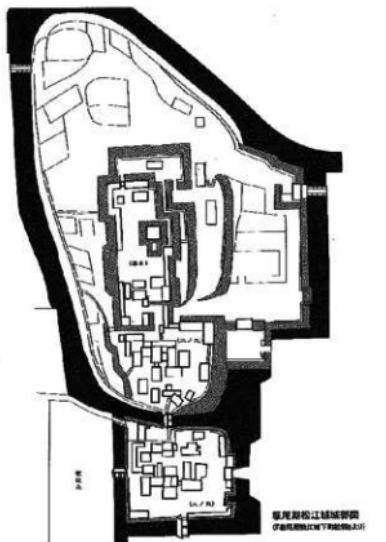


図 3-20 堀尾期松江城城郭図（「松江城城郭施設の推移について」和田嘉宥 松江城研究 2 2013.3 より）

## ii) 保存管理の方針及び方法

- 学術調査などにより松江城に関連する地下遺構が発見された場合は、その状況に応じて適切に保存を行うとともに、出土遺物は適切に保管する。

### ④近世から続く植生

#### i) 植生の概要

江戸時代の城内の樹木は、「木苗方」<sup>きなまかた</sup>によって適切に管理され、主に建築部材や緊急時の食料或是、修景用として活用された。

しかし、明治時代以降になると、「木植方」という役所が無くなり、管理が行き届かなくなったりことや、公園整備的な植樹や記念植樹、自生木の増加によって史跡内の本来の植生は乱れ、植生の歴史的な経過を読み取りにくくし、地区によっては植生の環境も非常に悪化している。

これらの影響は、史跡松江城の重要な構成要素である石垣などの建造物や、地下に埋蔵されている遺構にも悪影響を及ぼし、更には、天候の影響で倒木するなど人的被害に及ぶ危険性を孕んでいる。また、その樹木群が存在する場所が適切でないため、あたかも江戸時代からの植生と誤解を与えていているものもある。

これらの植生全体の課題解決の方針については、第4章 活用・整備の項に譲り、この章では、江戸時代からの本来の植生保存についての保存管理の方針について示すこととする。



写真3-46 北之丸 スダジイ、タブノキ林



写真3-47 二之丸下ノ段 松並木

表3-5 樹齢200年前後と推定される樹木分布

場所	樹種	スダジイ	タブノキ	クスノキ	計(本)
後曲輪(北之丸斜面)	17	3			20
後曲輪(北之丸)護国神社入口	1			1	2
後曲輪(本丸鉄砲・坤櫓西)	1	1			2
合計(本)	19	4	1		24

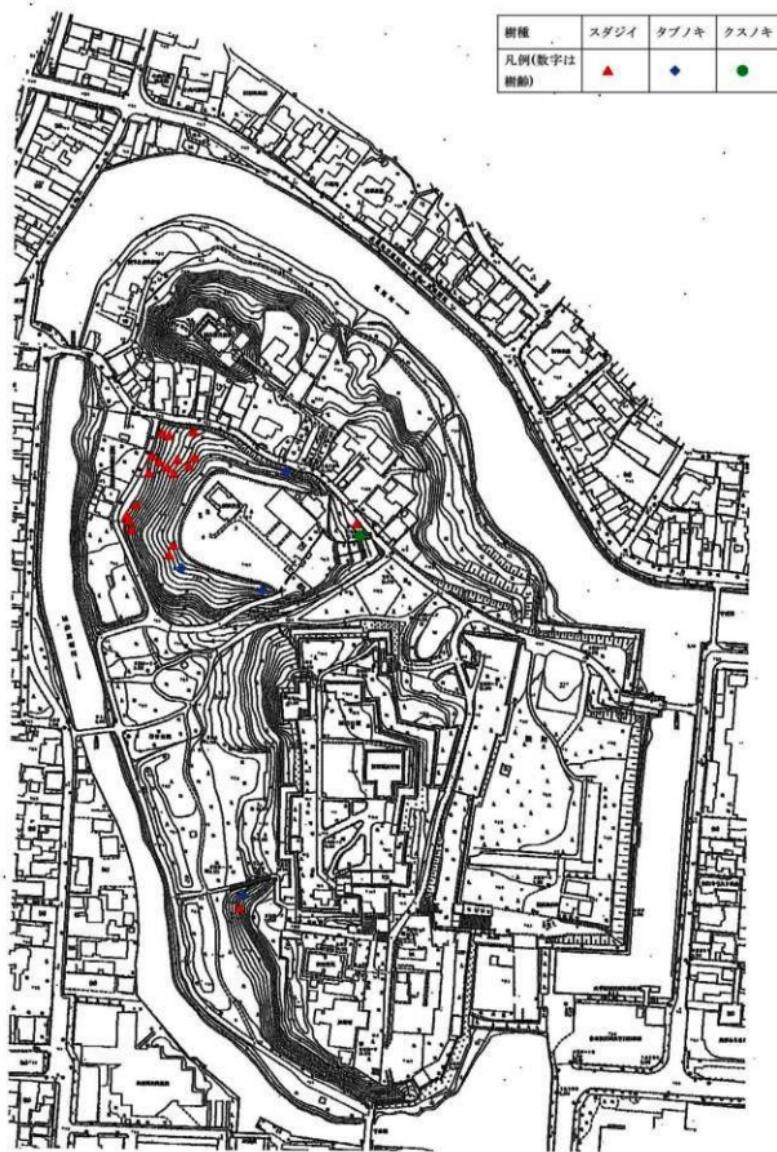


図 3-21 樹齢 200 年前後と推定される樹木分布

表 3-6 樹齢 150 年前後と推定される樹木分布

樹種	スダ ジイ	タブノ キ	スギ	クロ マツ	クロ ガネ モチ	ムクノ キ	クスノ キ	ヤブ ツバ キ	ヒノキ	エノキ	セン ダン	イト バ	ケヤ キ	コノテ ガシ ワ	イヌマ キ	クロ キ	ハゼ ノキ	計
本数	55	52	36	13	8	7	6	5	5	3	2	2	1	1	1	1	199	
本丸																	0	
二之丸			1		6		2							1			10	
腰曲輪		1	3						2			2					8	
中曲輪			25	1	1		2										29	
外曲輪(馬道)				3													3	
外曲輪(二之 丸下段)			1	7													8	
外曲輪	45	16	6	1		1	1	4	3				1		1	1	81	
後曲輪	10	35		1		6	1	1			2						56	

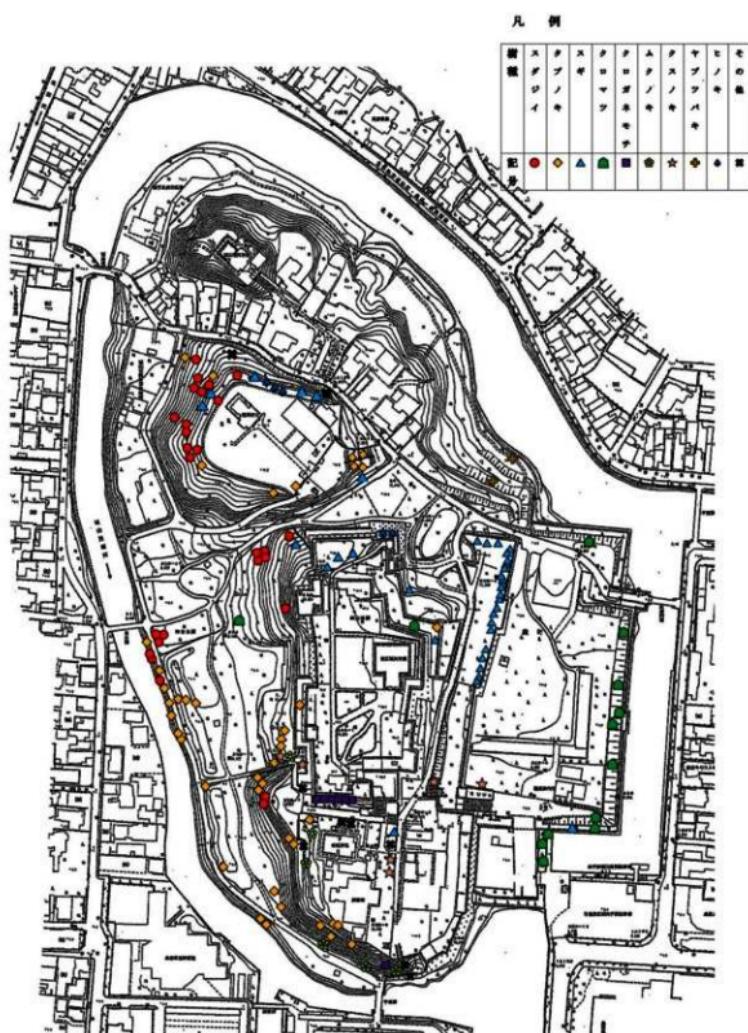


図 3-22 樹齢 150 年前後と推定される樹木分布

## ii) 保存管理の基本方針及び方法

- 図3-21及び図3-22に示す江戸時代からの樹木については、史跡松江城特有の価値を構成する諸要素として、また、松江藩の植生管理の一端を知る貴重な資料として、保存と保護を図る。ただし、天守や石垣、造成地形、地下遺構など、同じ特有の価値を構成する諸要素に悪影響を与える場合は、まず、可能であれば移植や枝払いなどの保護の措置を検討し、止むを得なければ伐採する。
- 枯死や腐朽によって倒木の恐れがある樹木は、速やかに伐採を行う。

## (4) 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素の保存管理

### ①興雲閣

- 松江市の近代化を象徴する建造物として適切に管理し、その保存に努める。
- 防災のための設備及び、公開・活用に必要な諸設備は適切な状態となるよう維持管理を行う。

### ②松江神社

- 松江市西尾町に所在した東照宮や楽山に所在した楽山神社を合祀した神社であり、多くの建築物を移築して保存している。明治の移築で、城郭とは直接関係はないが、松江藩堀尾家、松江松平家と関係が深く歴史性が強い神社として保存する。

### ③皇太子嘉仁親王御手植えのマツ、皇太子裕仁親王御手植えのマツ、秩父宮雍仁親王御手植えのイチョウ

- 興雲閣前には、明治39(1906)年、東伏見宮が来松された際に植樹されたゲッケイジュ(現存しない)や、明治40(1907)年、皇太子嘉仁親王が山陰巡幸された際に、御手植えされたマツ(現存)や、大正6(1917)年、皇太子裕仁親王の行啓の際に植樹されたマツ(現存)、大正14(1925)年、秩父宮雍仁親王が来館された時に植樹されたイチョウ(現存)などの記念植樹があり、松江市の発展の歴史を示す特に重要な記念樹として、保存が必要である。ただし、今後の記念樹の植樹は、松江市が史跡松江城の価値の向上を図っていくという方針で整備を進める以上、基本的に避けける。

## (5) 本質的価値と密接に関わる諸要素の保存管理(図3-23、図3-24、図3-25参照)

### ①復元の施設(復元建造物・復元風建造物)

- 二之丸にある南櫓・中櫓・太鼓櫓の各復元櫓とそれを連結する瓦塀については、史跡の構成要素として、松江城天守と一緒に保存を図る。
- 本丸内の建物に関しては、『重要文化財松江城天守保存活用計画』に基づいて管理を行う。

### ②遺構平面表示

- 史跡整備として実施した遺構の平面表示等は、良好な状態を保持できるように維持管理を行うとともに、破損や汚損が生じた場合には速やかに復旧を行う。

### ③説明施設等

- 史跡整備として設置した説明板や案内板は、良好な状態を保持できるように維持管理を行うとともに、歴史的建造物の復元や散策ルートの変更その他の整備の進捗に応じて更新を図る。破損や汚損が生じた場合には速やかに復旧する。

- ・説明施設や休憩施設、安全柵等の史跡の公開・活用上必要な施設の設置にあたっては、歴史的景観に調和した形状、材質を選定する。

#### ④防災設備

- ・天守や復元建造物等の防災として設置された設備については、定期的な検査等により確実に作動することを確認する。

#### ⑤利活用施設・管理施設・公園設備・大手・橋

- ・これらの施設・設備は常にその目的が十分果たされるように維持管理を行い、破損や老朽化が生じたときは史跡地内の必要な諸手続きを踏まえて、更新や再設置等の措置をとる。
- ・公園設備の内、照明設備については、松江市は、平成14(2002)年度に「光のマスター・プラン」(資料編に掲載)を策定し、その計画に則って松江城を中心とする城下町とその周辺域、景観との調和が図れるように計画的な整備を続けている。したがって、今後も計画範囲が整合性のある整備になるよう、未整備箇所や不足している箇所、更新が必要な箇所については適切に配置する。

なお、ライトアップ設備の更新や新設にあたっては、景観を阻害しないよう高さや素材、色等を厳選する。

- ・利活用施設・管理施設の内、管理用道路や園路(図3-25参照)については、今後、新たに設置する必要はないが、既存の設備が老朽化しているものや一部毀損しているものもあるため、計画的な整備を実施する目的で、日常管理による状況把握の必要がある。

なお、元治元(1865)年松江藩が幕府に提出した絵図と比較すると、図3-24のようにそのまま活用されていると思われる通用路もある。したがって、整備を実施する際には、地下遺構の確認調査が必要である。また、遺構が発見された場合は、保存の措置も必要である。

- ・公園設備の内、側溝等の排水施設については、近世の排水設備の状況を解明するなど、全容を把握した後に、必要な箇所を計画的に整備する必要があるため、日常管理による状況把握の必要がある。
- ・大手前は、内堀を埋めた箇所があるため、将来的には埋立箇所の復元を検討する必要があるが、当面の間、遺構平面表示するなどの措置が必要である。また、橋についても日常管理によって、適切に状況把握するとともに、重要な動線として必要に応じて、園路等と一体の整備を検討しなければならない。

#### ⑥植生・修景・公園植栽

- ・公園的地域(椿谷地区、外曲輪(北部樹林地帯))は、市民が史跡松江城に親しむため整備され、様々な植樹が行われたので、その散策路としての目的を阻害しないよう十分な管理を行うこととする。

なお、詳細は(7)樹木の管理 で触れる。

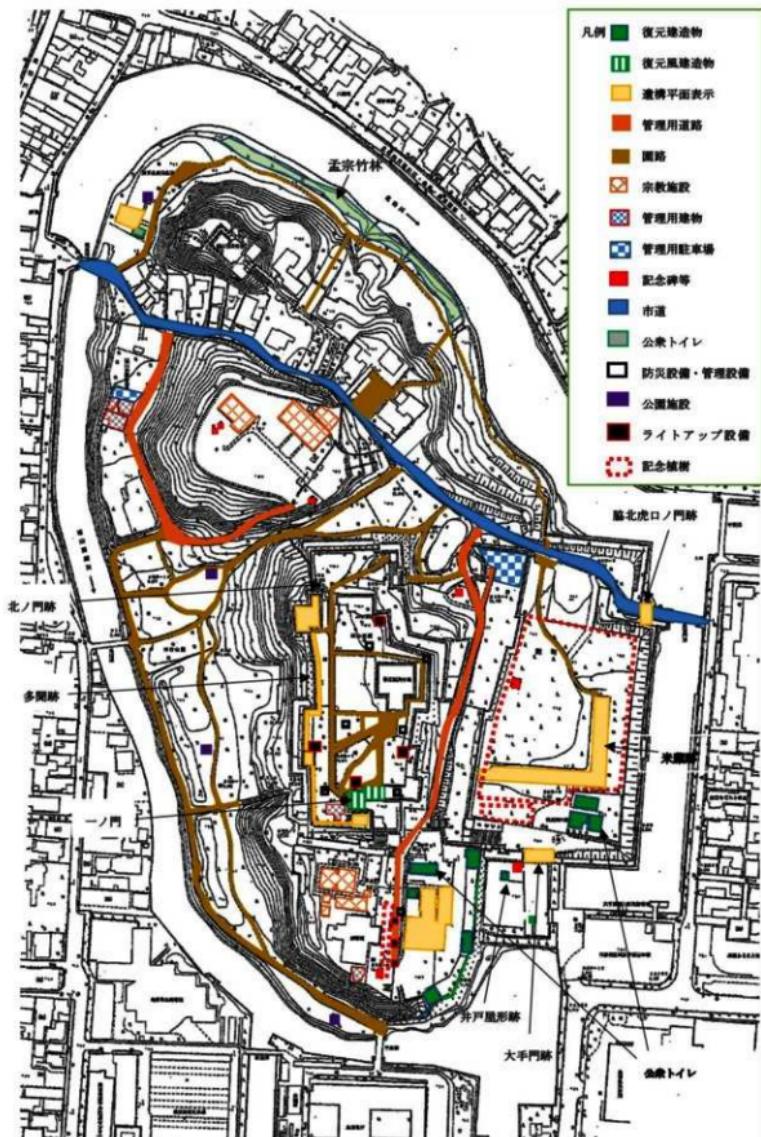


図 3-23 本質的価値と密接に関わる諸要素及びその他の諸要素

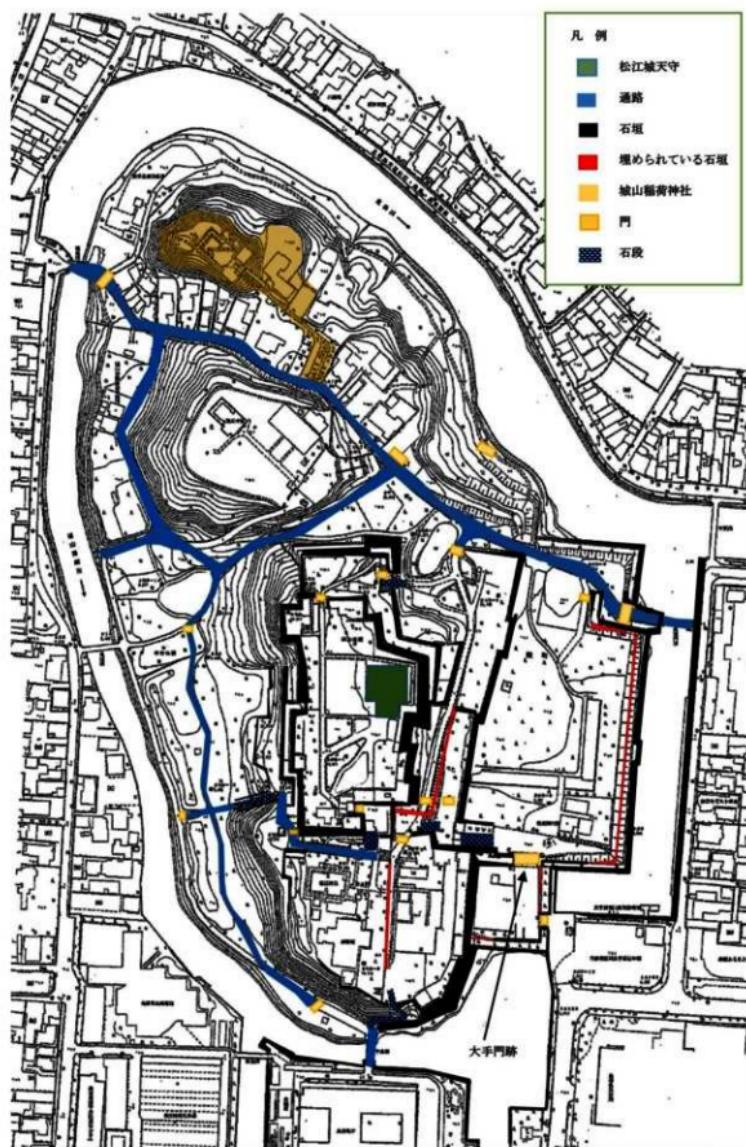


図 3-24 平成 26 年の測量図と元治元（1865）年の絵図に見える通路と門と石垣

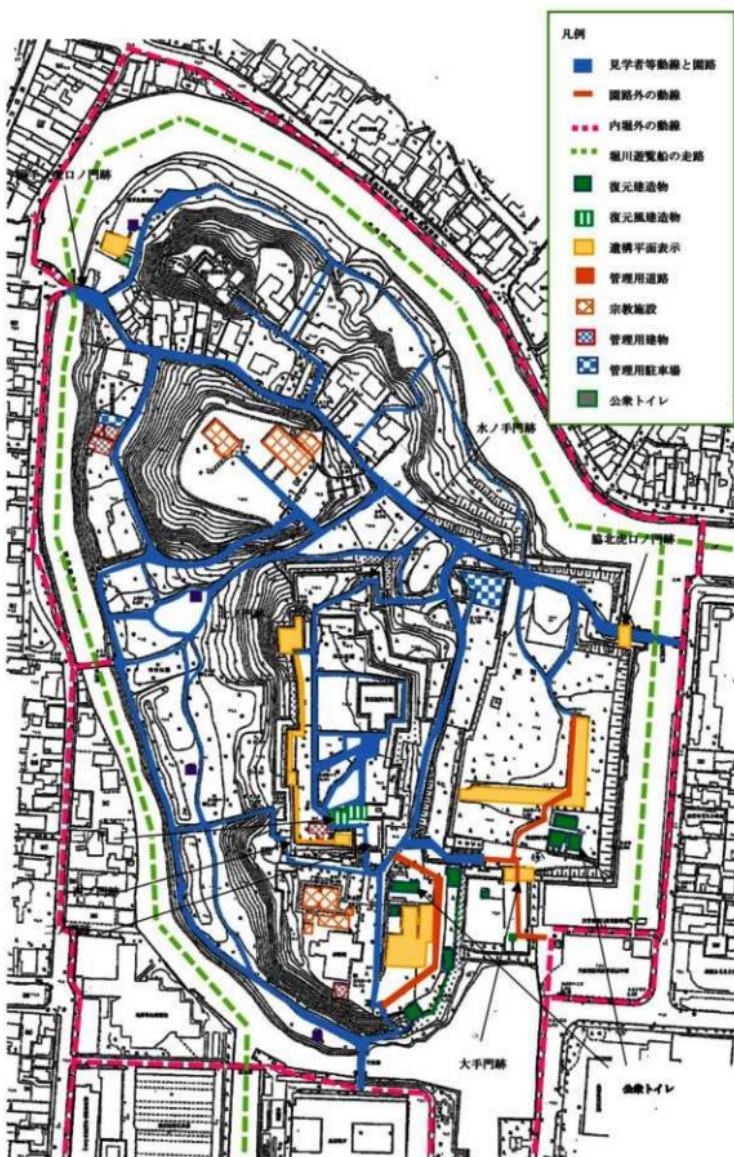


図 3-25 見学者動線・園路・堀川遊覧走路図と松江城内の諸要素

## (6) その他の諸要素の管理

### ①記念植樹、竹林

- ・高密度に生育している樹齢の浅い樹木は、間伐等により適正な樹木密度を維持する。また、自生木は早い段階で除去するなどの植栽管理を行う。詳細は(7) 樹木の管理 で触れる。
- ・モウソウチク林は林分の縮小を検討し適切な維持管理を実施する。詳細は(7) 樹木の管理 で触れる。

### ②石碑類

- ・史跡と関わりのない石碑類については、史跡地外への移転等を検討する。

### ③宗教施設

- ・宗教活動の場として尊重する。但し、将来的には、宗教活動の場として維持ができない状況になった場合は、「史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素 地下に埋蔵されている遺構・遺物 北之丸」として取扱い、地下遺構の保存に努める。

### ④個人住宅

- ・史跡指定拡大並びに公有地化を図る。

## (7) 樹木の管理(本質的価値と密接に関わる諸要素・その他の諸要素の管理)

### 1) 植生の状況

史跡松江城内の植生は、平成12(2000)年、12月の調査によると総数3,206本、84種の樹種が確認されている。現況での樹種と本数については、P24の表2-2と図3-26のとおりでありヤツツバキやスダジイ、クロマツ、タブノキなどの常緑樹、ヒノキ、スギなどの針葉樹など多種多様な構成になっており、この中には、近世から続く植生や記念植樹などすべてが含まれている。

最も古いと考えられるものは、江戸時代中期末～後期頃からの樹木で、地図で示すと図3-21のように北之丸斜面に集中しているが、これらのスダジイやタブノキは、建築部材や木材としての活用がないため存続したものと考えられる。

図3-22は、幕末頃の樹木である。中曲輪、腰曲輪には、スギが多くヒノキも僅か2本ではあるが残っている。これらは、建築部材や緊急時の食料として使用するため植えられたと考えられる。なお、松江城天守は松材が多用されているが、それらはアカマツが殆どであり、建築部材としてクロマツは、一般的ではないと考えられるため、外曲輪(二之丸下ノ段)の堀側のクロマツ並木は、景観上の目的で植えられた可能性が高い。ただし、堀石垣に近いことや江戸期には、石垣上にぐるりと瓦塀が巡っていたことを考えると、それらに影響を与えない状態で管理されていたと推察できる。

外曲輪の北之丸斜面や、通称椿谷といわれる後曲輪には、スダジイやタブノキの古木が多く、僅かであるがムクノキやヒノキ、スギも観られる。これらのうちスダジイやタブノキ、ムクノキは果実を食料として活用することが可能であるため、飢饉等緊急時の食料とするため植えられた可能性がある。

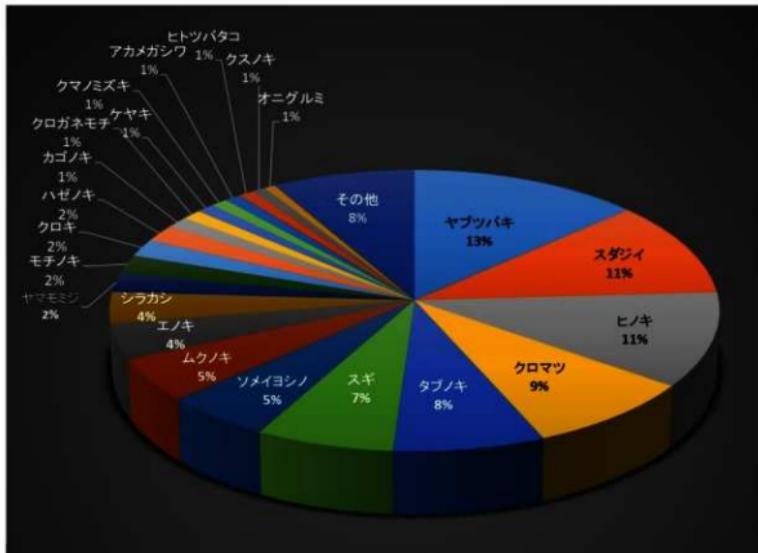


図 3-26 史跡松江城内の植生グラフ（孟宗竹は含まず）

## 2) 植生の基本方針

史跡松江城の植生の内、近世から続く植生と近代以降の価値にかかる植栽については、前の頁で触れた。従って、ここでは、史跡松江城の構成要素の内、本質的価値と密接に関わる諸要素とその他の諸要素として、北之丸地区や城山稻荷神社地区、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区の東側斜面の鬱蒼とした樹木群、公園修景等の目的で植栽や記念植樹された本丸や二之丸のサクラなどの樹木、珍しい樹種として受け入れた二之丸下ノ段地区的記念植樹、及び各地区的自生木と市道城山線北側のモウソウチク林を対象として、基本方針を挙げることとする。

- ここで取り扱う植生全体の最も重要な基本方針として、天守や石垣、地下遺構等の史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素の適切な保存に、悪影響を及ぼしている、若しくはその危険が大きい樹木は、速やかに伐採等の措置を行う。
- 北之丸地区や城山稻荷神社地区、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区の東側斜面の鬱蒼とした樹木群については、近世から続く植生の保存に努めつつ、適切な環境になるよう間伐や枝払い、剪定等を行う。
- 公園修景等の目的で植栽や記念植樹された本丸地区や二之丸地区的サクラなどの樹木や、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区のツバキやウメなどの樹木は、その目的が達成されるよう枝払い、剪定等によって適切に管理する。また、病害虫の被害から守り、病害虫の被害にあってもそれが拡散しないよう適切な処置を施す。なお、修景用に補植が必要な場合は、地下遺構の保存と保護及び周辺環境との調和が図れるよう計画的に実施する。

更に、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区的ハリエンジュ（ニセアカシア）は、周辺植生

に重大な影響を与えるため、日本生態学会に日本の侵略的外來種ワースト 100 にも選定されている。松江城の植生を守るために早い時期での伐採と伐根が必要である。

- ・二之丸下ノ段地区のヒツヅバタゴは、珍しい樹種として松江城の入口である大手門付近に記念植樹されたが、本来、この樹木は日本でも植生分布域が非常に少ない外来種であり、史跡景観にそぐわない違和感のある記念樹となっている。したがって、適切な時期に他の場所へ移植するなどの景観の復元が求められる。なお、枯死や腐朽によって倒木の危険がある場合は、速やかに伐採する。また、伐採しても補植は行わないこととする。
- ・各地区に非常に多く自生する樹木で、史跡景観と環境の維持に支障のある樹木は、速やかに伐採等の処置を行う。また、密植により鬱蒼とした箇所は枝払い、剪定、間伐等によって良好な状態を確保する。
- ・市道城山線北側の堀端に密植するモウソウチク林は、成長や群生化が非常に速いため、早い時期に伐採等の措置を取る。
- ・天守への眺望を遮る樹木などは、近世から続く植生の保存に配慮しつつ、視点場の確保のためにも、その状態に応じて伐採や枝払い、剪定など適切な管理を行う。
- ・調査等によって枯死や腐朽が判明した樹木は、倒木の恐れがあるため早い時期に伐採を行う。
- ・記念樹等の受け入れや記念植樹等については、国宝を有する史跡公園としての価値を向上させることを第一義として、公園的地域(椿谷地区、外曲輪(北部樹林地帯))を除いて、基本的には受け入れないこととする。

### 3) 地区ごとの保存管理の方針

#### (本丸地区)

- ・密植により樹木の健全な生育が妨げられている状態を改善し、これによって、それぞれの樹木の樹勢回復を図り、虫害の防除、倒木等の防止につなげる。
- ・天守や石垣、地下構造に影響のある樹木、消防活動の支障となる樹木、天守の眺望を阻害している樹木を特定し、植え替え、伐採や枝払い、剪定等、必要な処置を施す。
- ・サクランボを間引き、健全な育成環境を整える。ナラタケモドキ菌に感染しているものについては、感染源を絶つなど必要な措置を講ずる。
- ・天守から 10m 以内には建造物保護のための「保存区域」に当たるので、その中にある樹木で、天守台石垣に悪影響を及ぼす恐れがあるものは撤去または移植する。

#### (後曲輪・外曲輪地区～腰曲輪)

- ・スギ、ヒノキ、ヤブツバキ、エノキ、タブノキ、シラカシなど樹種や本数が多い。石垣の中に根が入るものや石垣に非常に近いものもあるため伐採などの管理が必要である。近世からの植生も残っているため、これらを保護するための樹木の整理が必要である。

#### (中曲輪・腰曲輪地区～中曲輪)

- ・近世からのスギが多く残る区域である。これらは、近世には管理された樹林と考えられるので、眺望の確保や石垣の保護のため適切に管理する必要がある。
- ・馬洗池周辺は、新しい樹木が多く、鬱蒼とした雰囲気がある。西側は特にそれが顕著である。この地域は、松江歴史館や小泉八雲旧居などへの重要な導線部分に当たることから、それに応じた整理が必要である。

### (二之丸地区)

- ・近世には御書院や局長屋、番所などが建てられていたので、樹木は比較的に少ないが、クスノキやクロガネモチなど江戸期からの古木もある。特に、クロガネモチは、6本が整然と植えられていて、松江藩の樹木の考え方を示す資料であり、保存が必要である。大手前からここに至る石段の途中に国指定天然記念物のクロガネモチが所在したが、昭和38(1963)年に枯死した。
- ・多くのサクラがあるが、ナラタケモドキ菌に感染しているものが無いため、樹勢を維持している。今後とも、植樹等を検討する場合には、地下遺構の保護の対策をとることは言うまでもないが、病気に感染しないよう適切な間隔を空け樹勢が保たれる工夫が必要である。

### (二之丸下ノ段地区)

- ・クロマツが多く、中には近世のものも多く残っている。近世からのものは堀石垣付近に所在するが、当時は瓦壠があることや石垣が近いことから、根が張りすぎないよう管理がなされていたと考えられる。したがって、堀石垣の保護の観点から、今後も適宜、整枝するなど管理が必要である。また、中には堀側に大きく傾いたものもあり、これらのクロマツと石垣を保護し、また、人身事故を防止するためにも、定期的な観察によって、枝払いや剪定等の管理が必要である。
- ・広場内には多くのクロマツが植樹されている。この区域は、近世には7棟の米蔵や御小人屋敷、鍵番である源蔵居所などが所在し、昭和へ平成の発掘調査によって遺構が確認されている。また、この区域は明治時代以降、運動会の会場として活用されるなど、イベント広場としての活用が最も多く、それは現在も変わっていない。従って、これらの地下遺構を保護するため、また、広場の活用を継続するためにも植樹された樹木は、成長を抑制するなどの管理が必要である。
- ・大手門付近の天守に登る石段前には、ヒツヅバタゴ(通称ナンジャモンジャ)が多く植樹されている。これらの樹木は、朝鮮半島で自生していたものの苗木を育てたもので、当時の日本では珍しかったため昭和15(1940)年に寄贈されたものである。植樹先として松江城が選定されたが、松江城の玄関口である大手前に、本来、日本にも殆ど自生しない樹木が所在するのは問題があると言わざるを得ない。これらの樹木については、公園的地域(椿谷地区、外曲輪(北部樹林地帯))などの、それにふさわしい地区を新たに選定し、移植するなどの検討が必要である。また、枯死しても補植しないことも重要である。

### (後曲輪・外曲輪地区～外曲輪)

- ・散策路が整備され同時に植樹されたものも多いが、自生木も多いため暗くジメジメした雰囲気になっている。今後、散策路としての活用が図られるようにするためには、間伐等により整理が必要である。
- ・近世には「木植方」等の役所が所在し、城内の樹木を管理・活用した区域である。堀側には、船着きもあり門も所在したことを絵図で知ることができる。ここは、今まで埋蔵文化財調査が行われていない区域であり、そのまま保護されてきた区域もあるので、地下遺構の保護のためにも成長を抑制するなど植栽管理が必要である。

### (北之丸地区)

- ・スダジイ、タブノキ、スギ、ヒノキなど近世からの樹木も残っているので、整理したうえで

保護を図る必要がある。

- ・密生のため鬱蒼とした雰囲気になっている。建物周囲の高木は建物への落雷を防止する反面、被雷した樹木が倒れかかると、護国神社の社殿も被害を蒙る恐れがあり、状況によっては天守にも被害が及ぶことも考えられるため、間伐、枝払い、剪定等の対策を検討しなければならない。

#### (後曲輪・外曲輪地区～後曲輪)

- ・外曲輪と同様に散策路が整備され、同時に植樹されたものも多い。こここの樹木群は、密植していないため、散策しやすい雰囲気となっている。今後ともにこの状態を維持するための管理が必要である。
- ・本丸側の斜面には、スダジイ、タブノキ、スギ、クスノキ、ムクノキ等の近世からの古木を含む樹木が密生している。これらも整理したうえで保護を図る必要がある。ただし、建物周囲の高木は建物への落雷を防止する反面、被雷した樹木が倒れかかると、天守などにも被害が及ぶと想定されるため、間伐等の整理や枝払い、剪定等の管理が必要である。
- ・遊歩道脇に、外来種のハリエンジュ(通称ニセアカシア)が10本ほど植樹されている。この木は芳香を放つきれいな花が咲くため街路樹や公園に植えられてきたが、幹に棘があり剪定しにくくこと、風で倒れやすいこと、短期間で生育し高木化しやすいこと、根からも増殖し単独でも他の樹木を駆逐し、本来の植生を変化させ、独自の構成に変えるなど悪影響が多いことで、日本生態学会では、「日本の侵略的外来種ワースト100」に選定している。これらについては、この区域の植生の保存と維持のため、早い時期に伐採の上、除根の措置が必要である。

#### (三之丸地区)

- ・庭園は作庭家として著名な、重森三玲の長男、重森完途の設計によるもので、議会棟東の広い前庭は、職員のみならず広く県民が憩うことのできる公園的な場所として設計された。本館中庭は「八雲立つ出雲」をイメージ、県民室中庭は島根県の海、特に磯や海岸線を抽象化した枯山水様式で、これらは県の顔として管理が行き届いており、今後とも保存継承すべき庭園である。

#### (三之丸之内(御鷹部屋)) (三之丸之内(御花畠))

- ・保存すべき庭園やその構成要素としての樹木は、特にない。

## (8) 地区別の保存管理方針と方法

史跡指定地の保存管理は、地区区分ごとに定めた基本方針に基づいて適切な保存管理（一般事項）を行う。一般事項に加えて行う必要がある保存管理の項目は、諸要素の保存管理（個別事項）に示す。

なお、史跡地内における保存管理の共通事項については、下記の通りとし、その詳細に関しては各地区的保存管理（一般事項）によるものとする。

### ■指定地内における保存管理の共通事項

- ・石垣や土塁等が、き損もしくは衰亡している場合には、学術的調査等の成果を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。
- ・造構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新たな植栽は行わないことを原則とする。
- ・史跡地内の保存整備や環境整備に際しては、本計画に示す整備活用基本方針を踏まえて、発掘調査等の調査研究結果に基づく整備計画を策定し、学識経験者の指導を受けながら質の高い整備を実施する。
- ・樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・天守の眺望を妨げる樹木については、可能な限り高さ等の調整を行う。
- ・史跡内の植生の中で、樹木密度が高すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する公園修景樹木については、造構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・造構の平面表示や立体的な表示、園路等の整備箇所は適切に維持管理を行い、歴史的風致の維持と向上に努める。
- ・説明施設や休憩施設、照明設備（ライトアップ・園路灯を含む）安全柵等の史跡の公開・活用上必要な施設・設備の設置にあたっては、歴史的景観に調和した高さ、意匠形状、材質を選定する。

## ①本丸地区

管理の対象となる本丸地区を構成する諸要素は図のとおりである。

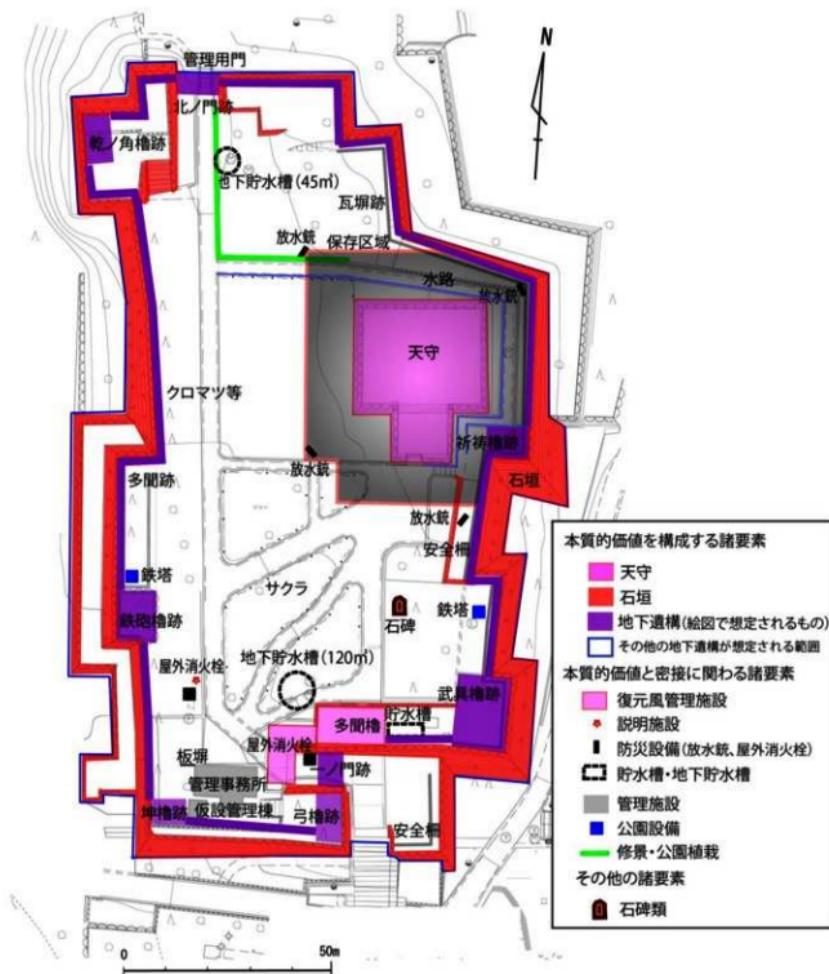


図3-27 本丸地区の構成要素

## 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-48 石垣



写真 3-49 造構（鉄砲櫓跡）



写真 3-50 天守



写真 3-51 縄張、造成地形

## 本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-52 一ノ門



写真 3-53 多聞

## Ⅰ) 基本方針

本丸地区は、「史跡松江城環境整備指針」の中で「城郭の要である天守の遺存する曲輪跡」と位置づけられるように、史跡松江城の中核を成す場所であり、厳密な管理が求められる。一方で、史跡松江城は都市公園でもあり、人々に憩いの場を提供してきた明治以降の歴史を有する。

そのため、史跡としての本質的価値と国宝天守の保存を第一義とし、城郭としての歴史的風致や市民の憩いの空間という位置づけに留意して、以下の方針を定める。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。

- ・文化財建造物保護のための良好な環境を創出する。
- ・城郭としての歴史的風致の維持向上を図る。
- ・市民の憩いの場として良質な空間を創出する。

## ii) 保存管理の方法

『重要文化財松江城天守保存活用計画』では、樹根による天守石垣のき損の防止を図り、天守の確実な保存を行うため、本丸地区のうち天守台石垣根石から10mの範囲を保存区域、それ以外を文化財建造物保護のための良好な環境を妨げることなく、城郭としての歴史的風致の向上及び市民の憩いの空間の創出を図るために保全区域に区分してその取扱い方法を定めている。

また、本丸内の建造物については、松江城天守以外に歴史的風致を構成する要素として現状の保全を図るべき建造物を保全建造物、将来に修景や撤去、移設等が求められる建造物をその他の建造物と定めている。

史跡松江城の保存管理においても、本丸は国宝松江城天守が建つ城の中核と位置づけ、史跡の本質的価値の保存を行う。それに加えて保存区域では、文化財建造物保護のための良好な環境の創出に重点を置いた保存活用を図る。

本丸地区的建造物の保存活用については、『重要文化財松江城天守保存活用計画』に示したことおり実施し、本項では史跡保存管理の方法について示す。

- ・天守や保全建造物の保護や防災、遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新たな植栽は行わないことを原則とする。  
特に保存区域においては、改変は行わず、可能な限り空地の状態で維持する。
- ・遺構（石垣、建物遺構等）の保存を図り、史跡として、また、国宝松江城天守の景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・学術調査等の成果に基づいて行う本丸内の城郭建造物の復元に際しては、文化庁や学識経験者の指導を受けて実施する。また、復元後は天守と同様に保存建造物として取り扱う。
- ・消防活動の支障となる樹木、天守の眺望を阻害している樹木を特定し、城外移植、伐採、整枝等、必要な措置を施す。また、公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観を阻害しないよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・史跡や建造物の解説を行う場合には、遺構に影響を及ぼさず、歴史的景観にあったものとする。臨時に案内板や誘導表示の必要がある場合には可動式のものを用いる。
- ・防災等の施設設備の設置にあたっては、できる限り地形の変更や掘削等の行為を避け、必要に応じてその状況に合う適切な修景の措置を講じる。
- ・公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。

## ②二之丸地区

管理の対象となる二之丸地区を構成する諸要素は図のとおりである。



図 3-28 二之丸地区の構成要素

## 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-54 石垣

## 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素



写真 3-55 興雲閣



写真 3-56 松江神社(宗教施設)

## 本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-57 太鼓櫓(復元建造物)



写真 3-58 南櫓(復元建造物)



写真 3-59 中櫓(復元建造物)



写真 3-60 復元風建造物・遺構平面表示

## i) 基本方針

二之丸は、本丸南側の一段低い曲輪で藩主の居宅ともなっていた場所で、近世松江城の遺構が残り史跡として整備された東側と、近代の松江城の歴史を顕著に示す興雲閣と松江神社が位置する西側が、松江城の歴史の重層性を顕著に示す場所である。

史跡としての本質的価値を構成する近世の諸要素の保存を第一義としつつも、近代以降の松江城の歴史的価値を継承する空間としての位置づけに留意して、以下の方針を定める。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・学術的な検証に基づいて復元した歴史的建造物は、石垣や堀と一緒に城の歴史的風致を構成する要素として適切な維持管理を継続する。
- ・近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素は適切に保存活用を図る。

## ii) 保存管理の方法

二之丸にある南・中・太鼓の各復元櫓とそれを連結する瓦塀は本丸内の建造物ではないが、『重要文化財松江城天守保存活用計画』のなかで、松江城天守と一緒に保存を図るべき建造物と位置付けた保存建造物と同様のものとして取扱うものとする。

- ・遺構（石垣、建物遺構等）の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・南櫓・中櫓・太鼓櫓及び瓦塀の保護や防災、遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置は行わないことを原則とする。
- ・学術調査等の成果に基づいて行う二之丸の城郭建造物の復元に際しては、学識経験者の指導を受けて実施する。また、復元後は南・中・太鼓櫓等と同様に保存建造物と同等として取り扱う。
- ・近世より生育している樹木や記念樹については、可能な限り樹木特性や状態に応じた保全を図り、樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・二之丸地区にあるクロガネモチは、6本が整然と植えられていて、松江藩の植樹の考え方を示す資料であり、生育状況に応じて適切な手入れを行う。
- ・遺構の平面表示や立体的な表示などの整備個所は維持管理を行い、歴史的風致の維持と向上に努める。
- ・防災等の施設や設備の設置にあたっては、できる限り地形の変更や掘削等の行為を避け、必要に応じてその状況に合う適切な修景の措置を講じる植生等による修景を図る。
- ・従来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。

## ③二之丸下ノ段地区

管理の対象となる二之丸下ノ段地区を構成する諸要素は図のとおりである。



図 3-29 二之丸下ノ段地区の構成要素

## 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-61 石垣



写真 3-62 土羽

## 本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-63 大手門遺構平面表示



写真 3-64 排水溝（遺構）平面表示



写真 3-65 便益施設(復元風建造物)



写真 3-66 記念植樹



写真 3-67 松江城碑

## Ⅰ) 基本方針

二之丸下ノ段は、南に馬溜の樹形、北には脇虎口門跡があり、現在も城跡の外からの出入口として、休憩所や便所、売店などの便益施設が配置されている。広大な敷地にはマツの植林が行われ市民の憩いの場として利用されている。大手門や脇虎口門のほか広大な敷地に配置された米蔵

等の遺構も埋蔵されており、史跡としての本質的価値を構成する諸要素の保存を第一義として、正面入口にふさわしい景観を維持する。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・復元風建造物は維持管理により良好な状態を維持し、内部で展開している便益機能は今後も継続する。
- ・松江城の入口としての歴史的風致や景観の維持向上を図る。
- ・曲輪の広大さや、長く続く石垣、土羽等の遺構が視覚的に意識できる広がりのある空間を保持する。

## ii) 保存管理の方法

二之丸下ノ段にある便益施設は、歴史的建造物や学術調査に基づいた復元建造物ではないが、御被損方、寺社修理方を復元的に整備した建造物であり、『重要文化財松江城天守保存活用計画』で示してある**保全建造物**と同様のものとして取扱うものとする。

- ・遺構（石垣、土羽、建物遺構等）の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新たな植栽は行わないことを原則とする。
- ・便益施設の設備改修にあたっては、遺構保存を原則とし、き損か所以外の新たな遺構の掘削は行わない。
- ・近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保全を図り、樹木の根系等が、曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・從来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・二之丸下ノ段地区の堀石垣付近に所在する藩政時代のクロマツは、堀石垣の保護の観点から、今後も適宜、整枝や剪定などの管理を行う。
- ・堀側に大きく傾いた傾斜木については、定期的な観察を行い、その状況に応じて支柱の設置や整枝、倒木の恐れがある場合には、人身事故の防止と遺構の保護を優先して伐採等の管理を行う。

## ④中曲輪・腰曲輪地区

管理の対象となる中曲輪・腰曲輪地区を構成する諸要素は図のとおりである。

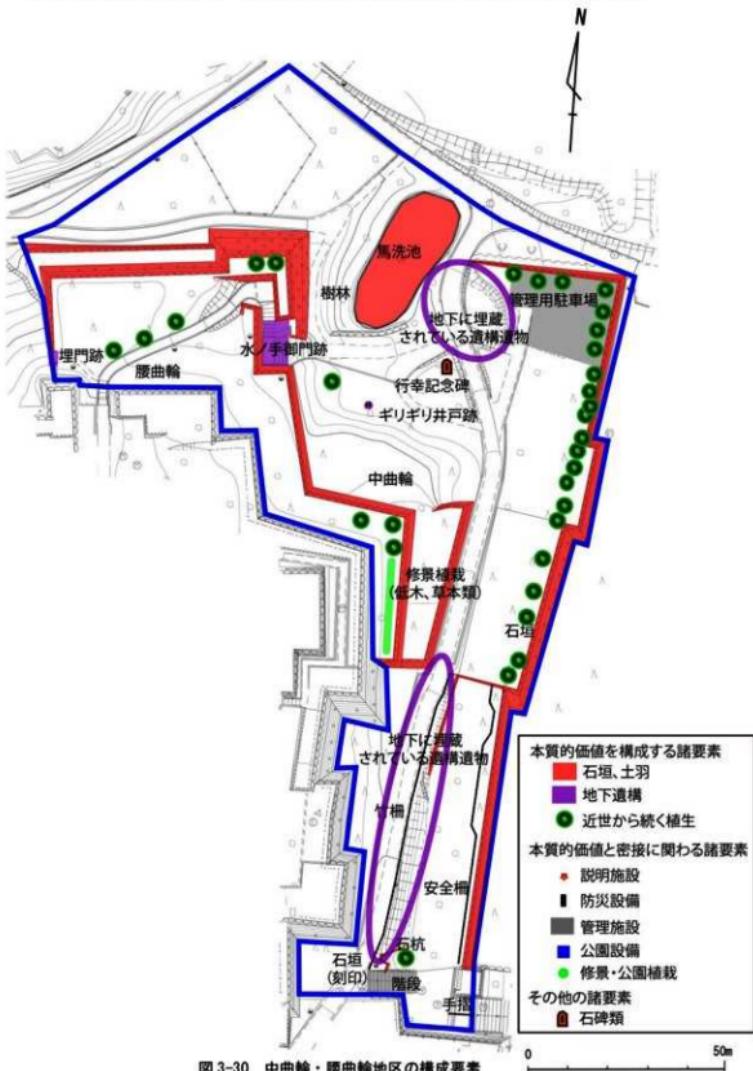


図3-30 中曲輪・腰曲輪地区の構成要素

## 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-68 水ノ手御門跡



写真 3-69 馬洗池



写真 3-70 中曲輪石垣



写真 3-71 ギリギリ井戸跡

## 本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-72 中曲輪修景植栽



写真 3-73 管理用駐車場

## i) 基本方針

本丸の北ノ門から東の水ノ手に至る下段に築かれた腰曲輪には、南西石垣下に埋門、水ノ手には水ノ手御門が造られ石垣が巡る。また本丸東側の中曲輪には馬洗池やその東側にギリギリ御門跡などが存在する。

史跡としての本質的価値を構成するこれらの遺構の保存に努めつつ、馬洗池を含めた城郭としての歴史的風致の向上や活用を図る。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確實に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに適切な保存措置や整備を行う。
- ・馬洗池は形状維持及び水質保全を図る。

- ・樹木は、遺構の保護と景観の保全に配慮して適切な密度と枝張を維持する。

#### ii) 保存管理の方法

- ・遺構（石垣、門跡遺構等）の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・学術調査等の成果に基づいて行う遺構の復元に際しては、学識経験者の指導を受けて実施する。また、復元後は保存建造物と同等として取り扱う。
- ・馬洗池は水位変動や降雨による護岸の洗掘防止に努めるとともに、水質向上のために必要な対策をとる。
- ・遺構に影響を与えない近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保護、育成を図る。
- ・從来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・管理用駐車場などの史跡の維持管理上必要な施設の配置にあたっては、生垣や柵等を巡らせて、歴史的風致の維持と来訪者の安全対策を図る。
- ・中曲輪にある江戸時代からのスギは、眺望の確保や石垣の保護のため往時と同様に適切に管理を行う。特に傾斜木もあり石垣に支障となると考えられるため、定期的な観察を行い、状況に応じて整枝、伐採等の処置をとる。
- ・腰曲輪にある藩政時代からの植生については、これらを保護するために、必要に応じてその他の樹木の間伐や枝払いなどを行う。ただし、石垣の中に根が入るものや石垣に非常に近いものについては、石垣の保存を優先し、伐採等の管理を行う。

## ⑤後曲輪・外曲輪地区

管理の対象となる後曲輪・外曲輪地区を構成する諸要素は図のとおりである。



図3-31 後曲輪・外曲輪地区的構成要素

## 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-74 井戸跡



写真 3-75 近世から存在すると推定される樹木

## 本質的価値と密接に関わる諸要素



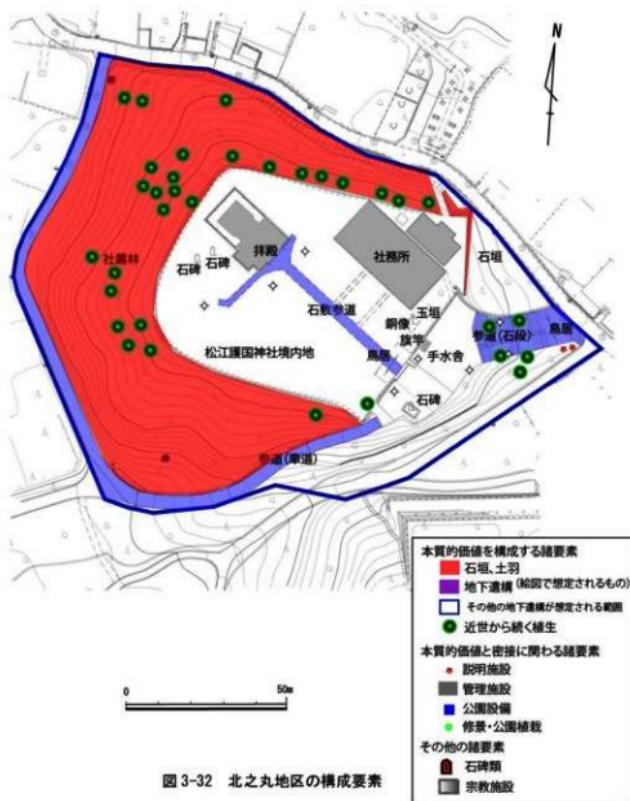
- ・近世より続く植栽地としての機能を継承するとともに、樹木の適切な保護管理育成に努め、市民の憩いの場として良質な空間を創出する。

## ii) 保存管理の方法

- ・今後の公園整備にあたっては、地下遺構等に影響を及ぼさないように行う。
- ・整備等の工事に伴う調査で遺構が検出された際には、その結果を踏まえた施設の計画を検討する。
- ・管理施設の配置及び外観は、史跡としての風致を考慮し、必要に応じて植栽その他による修景を図る。
- ・近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保全を図り、樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・管理施設の改修にあたっては、地下遺構の確認調査を行う。
- ・従来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・特定の外来植物等、本来の植生に悪影響を及ぼす樹木については、早めに伐採や除根等、適切な処置を行う。
- ・後曲輪にある江戸時代からの古木は松江城の歴史的に貴重なものであるが、密植しているため落雷等があれば、天守などにも被害が及ぶと想定されるため、樹木密度に配慮しながら間伐や整枝等の植生管理を行う。
- ・外曲輪は江戸時代には「木苗方」等の役所が城内の樹木を管理・活用した区域で、近代以降もそのまま保護されてきた区域もあるので、遺構保存上、これ以上の樹木の成長を抑制する。また、自生木は早い段階で除去するなどの植栽管理を行う。

## ⑥北之丸地区

管理の対象となる北之丸地区を構成する諸要素は図のとおりである。



## 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-80 松江護国神社と北之丸石垣



写真 3-81 松江護国神社（本殿、参道）

## 他の諸要素



写真 3-82 松江護国神社社叢林



写真 3-83 松江護国神社（社務所）



写真 3-84 石碑と記念植樹



写真 3-85 石碑等

## 1) 基本方針

北之丸は堀尾吉晴の松江城築城時には仮殿、松平吉透以降は御殿、焼失後は矢場や練兵場、テニスコートを経て現在の松江護国神社に至っている。部分的に行なった発掘調査で、建物跡の遺構の一部が検出されているが、史料に描かれた建造物等は判明していない。

この松江護国神社については、松江城とは直接関係のない神社であるため、設置された歴史的経緯を尊重しつつ、今後の社会環境や情勢の変化も注視しながら、その位置づけを明確にする必要がある。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・樹林は、遺構の保護と社叢林としての景観に配慮して適切な密度を維持する。

## ii) 保存管理の方法

- ・遺構（石垣、建物遺構等）の保存を図り、史跡としての景観と神社の風致に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保全を図る。
- ・樹林は、斜面安定や天守の眺望確保に配慮して剪定や伐採を行うとともに、林床については実生の外来植物等の早期処理や地被植物の育成を図る。
- ・北之丸地区に位置する江戸時代からの樹木は適切な密度となるように枝打ち、整枝などの手入れを継続しながら保護を図る。

## ⑦城山稻荷神社地区

管理の対象となる城山稻荷神社地区を構成する諸要素は図のとおりである。



図3-33 城山稻荷神社地区の構成要素

## 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-86 井戸（遺構）

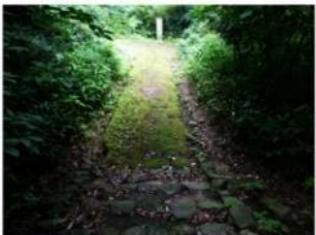


写真 3-87 石段（遺構）

## 本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-88 広場



写真 3-89 便益施設



写真 3-90 散策路、木橋



写真 3-91 城山稲荷神社参道：指定地外

## Ⅰ) 基本方針

城山稲荷神社地区は城内の最も北に位置し、城山稲荷神社等一部の民有地については史跡の未指定地であり、今後も関係者と協議を行い、文化財の指定を目指していく。

また、絵図や史料には、船着門や搦手之虎口ノ門、足軽屋敷、用屋敷などが記載されているが、不明な点も多く、史跡地内は本質的価値である遺構の保存を第一義とし、樹林の保全も含めて良好な歴史環境、自然環境を維持する。更に、松江城と共に存在したこの神社の歴史的価値を重視し、社殿等の適切な保存についても、将来的には検討が必要である。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施

する。

- ・指定拡大並びに民有地については公有化を図る。
- ・樹木は、遺構の保護と景観の保全に配慮して適切な密度と枝張を維持する。
- ・宗教活動の場として尊重する。

#### ii) 保存管理の方法

- ・土壘や石敷き通路などの本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・地下に埋蔵されている遺構については学術的な調査研究を実施して遺構の状況を把握し、適切な保存措置を行う。
- ・竹類が樹林の植生に影響を及ぼす場合には、伐採、除去等により拡大を防止する。
- ・通路脇の樹木については、見学者の安全を考慮して定期的な巡回等を実施し傾斜木や枯損木等の危険木の伐採を行う。
- ・近世の通路や石段を散策路として活用する場合には、遺構の保存に配慮し、その他の園路や説明施設、休憩施設、安全柵等の史跡の公開・活用上必要な施設の設置にあたっては、歴史的景観に調和した形状、材質を選定する。
- ・修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・城山稻荷神社地区にある近世より生育している樹木については、遺構に影響を与えない場合において樹木特性や状態に応じた保護、育成を図る。

## ⑧入口地区（一部史跡指定地外）

管理の対象となる入口地区を構成する諸要素は図のとおりである。

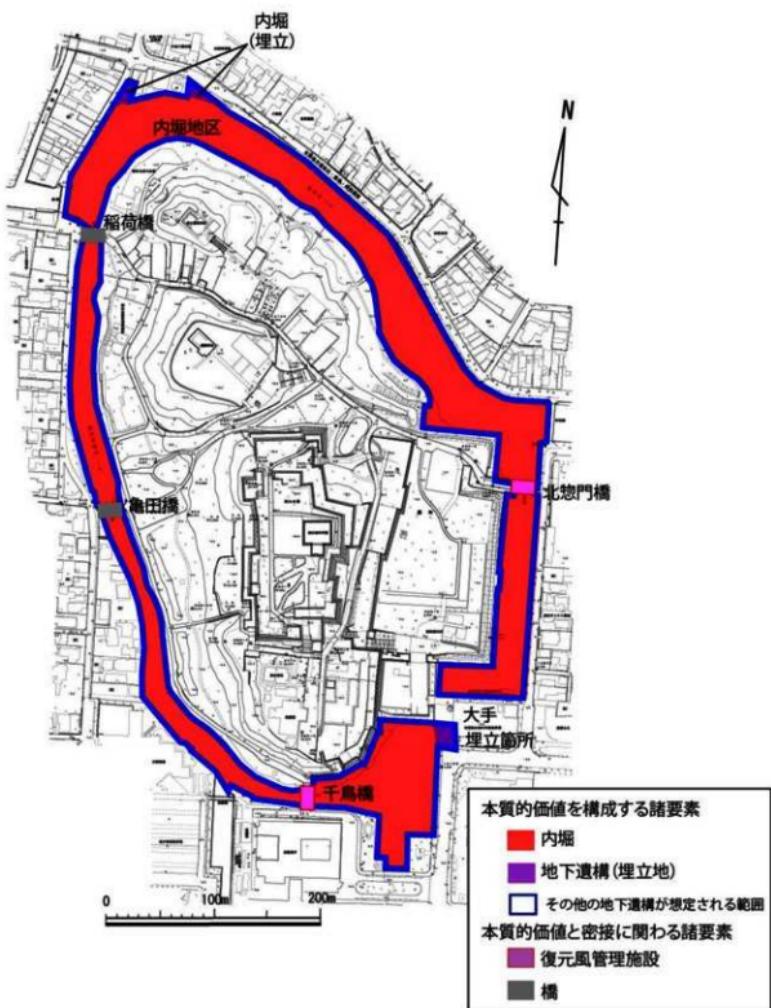


図 3-34 入口地区、内堀地区の構成要素

その他の諸要素（大手、橋）



写真 3-92 大手前



写真 3-93 北惣門橋



写真 3-94 稲荷橋



写真 3-95 亀田橋



写真 3-96 千鳥橋

#### 1) 基本方針

現在の城内の入口は、本来の城への正面入口であった大手、北惣門橋、稲荷橋、千鳥橋と、近代以降にかけられた亀田橋の5個所であり、城のエントランスとしてとしてふさわしい景観形成を図る。

城内を横断する市道は、史跡指定について関係者と協議し、通過交通を制限するなどにより、園路、散策路としての利便性を高める。

- ・市道部分の史跡指定及び交通規制等について関係者と協議する。
- ・城山に至る5つの橋については適切に管理する。
- ・大手前の内堀埋立箇所は、条件が整えば復元を図る。また、それまでは平面表示を検討する。

## ⑨内堀地区

本質的価値を構成する諸要素



写真 3-97 内堀南側 (県庁側内堀)



写真 3-98 内堀南側(二之丸下ノ段東側)

その他の諸要素



写真 3-99 内堀北側



写真 3-100 内堀北側



写真 3-101 内堀内の樹木支柱



写真 3-102 埋立水面と改変護岸：指定地外

## i) 基本方針

内堀は城内外周を巡る水堀で、三之丸の南側が埋め立てられているものの、往時の形態が良好に残る。護岸の石垣や土羽など遺構と史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を第一義としつつ、松江城の優れた歴史的景観を形成する骨格として水面や水質の保全を図る。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・水をたたえた景観の保全と水質の向上を図る。

## ii) 保存管理の方法

- ・護岸石垣や土羽等の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理を行う。
- ・水質の浄化を目的として実施する汚泥浚渫や暗渠改修等、導水等に際しては、遺構への影響がないように確認調査の結果をふまえて行う。
- ・遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更は行わないことを原則とする。
- ・史跡の維持管理上必要な施設の配置にあたっては、生垣や柵等を巡らせて、歴史的風致の維持と来訪者の安全対策を図る。

## ⑩三之丸地区（史跡指定地外）

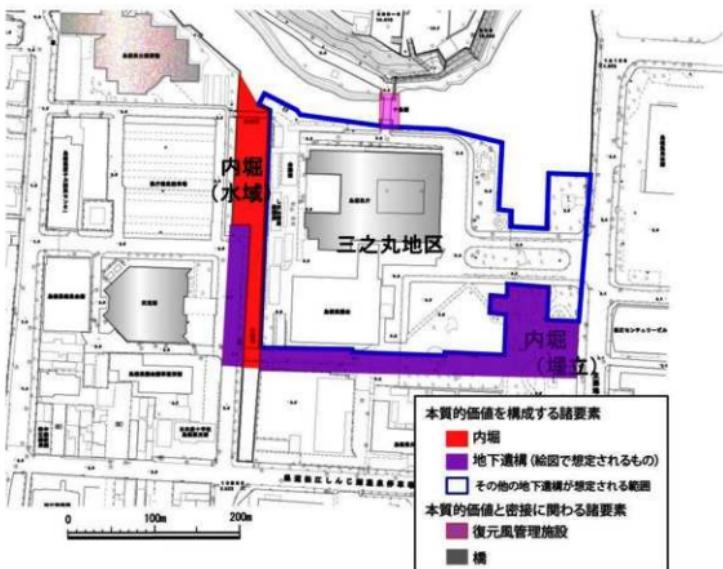


図3-35 三之丸の構成要素

## 網張・城郭を構成する石垣、堀等



写真3-103 三之丸網張（造成地形）



写真3-104 造成地形

### その他の諸要素



写真 3-105 県庁



写真 3-106 松平直政公像



写真 3-107 記念植樹

#### i) 基本方針

三之丸は明治 8（1875）年まで藩主の御殿と府政が置かれていたが、明治 42（1909）年以降は県庁敷地となり、その後の数回の庁舎建て替え等により遺構の多くは消滅していると考えられてきたが、近年の耐震補強に伴う地下遺構調査によって、建物外には遺構が現存する可能性が高いことが判明した。したがって、今後は機会をとらえて埋蔵文化財の調査を実施し、遺構の確認を進めるとともにその保存に努める。

- ・今後も関係者と協議を行い、史跡の追加指定を目指していく。
- ・遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置を実施する。
- ・天守並びに二之丸の復元建造物や石垣への眺望を確保する。
- ・周辺建造物と共に評価される動きのある県庁建物や前庭については、適切な保存と保護の方針を検討する。
- ・昭和 24（1949）年以降埋立てられた内堀は、将来的に条件が整えば復元を検討する。
- ・保存管理の方法については、史跡指定となった際に改めて検討するものとする。

## ⑪三之丸之内地区（御鷹部屋・御花畠・大手前を含む）

### i) 基本方針

史跡指定地外ではあるが、現県庁建設後、県庁関係施設の計画的な配置と建築が行われ、史跡隣接地域としての景観の保全に寄与してきた経緯を重視し、その基本コンセプトの継承をめざし、関係機関と協議する。また、今後は機会をとらえて埋蔵文化財の調査を実施し、遺構の確認を進めるとともにその保存に努める。

- ・「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトとし、近代建築群や庭園などを活かしつつ、松江城に隣接する藩邸エリアとしての整備に努める。
- ・整備にあたっては、関係機関と十分な協議を行ったうえで検討に努める。

### 参考文献等

「近現代松江の官庁街形成史」中野茂夫 公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol.47 No.3 2012.10、「警察に関する文書」自昭和23年至昭和27年 松江市公文書、「松江商工会議所七十年史」昭和42年4月16日 松江商工会議所、「新修島根県史」昭和40~43年、「松江市誌」平成元年 松江市、「新修松江市誌」昭和37年 松江市、「日本赤十字社 島根県支部百年史」平成2年 日本赤十字社島根県支部

## 第3節 現状変更の取扱方針及び取扱基準

### (1) 法令等による規定

#### ①適用の範囲

現状変更の取扱については、史跡指定地の範囲において適用する。なお、三之丸、三之丸之内（御鷹部屋）、三之丸之内（御花畠）は、松江城の中心的な郭を構成する地区であるので、地下遺構の保存に努める必要がある。したがって、三之丸、三之丸之内（御鷹部屋）は、現状のとおり周知の遺跡としての取り扱いを継続し、三之丸之内（御花畠）は、一部周知の遺跡として取り扱っているが今後、全体を周知の遺跡として取り扱う方向で検討する。

#### ②現状変更を認められない行為

文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成12年4月28日府保記第226号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）に基づき、下記の行為については現状変更を認めることができない。

ア. 史跡の適切な保存活用のために策定された本計画書（史跡松江城保存活用計画書）に定められた基準に反する場合

イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

#### ③現状変更の許可申請の対象となる行為

国指定史跡とは、『文化財保護法（以下法という）』第2条第4項により、「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」として定義され、法第109条により文部科学大臣によって指定されたものである。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し、管理する必要があるため、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、法第125条に基づき文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、法第125条第1項ただし書き「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」に該当する行為は許可不要となる。

現状変更行為の中で、軽微なものについては、法施行令第5条第4項に基づき松江市がその事務を行う。

き損が生じた際には法第33条による「き損届」、復旧工事を行う場合には、法第127条による「復旧届」を文化庁長官に届け出る必要がある。この際、き損以前の状態に復する行為以外の改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象行為となる。

#### ④維持の措置の範囲

法第125条第1項ただし書きにある「維持の措置」の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状等の許可申請に関する規則」第4条に規定されている。

第4条 法第125条第1項ただし書きの規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現

- 状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## (2) 現状変更の取扱い基準

### ①取扱いの原則

史跡松江城は、「第3章保存・管理 第1節基本方針(1)史跡の特性」(63頁参照)に示したように、歴史的・文化的資源である貴重な文化財としての特性、松江市の都市構造の核としての特性、様々な都市機能を持つ空間としての特性を有する。これらの価値を損なうことなく将来にわたり保存するために、これらを構成する天守、繩張、石垣、堀や土手などの遺構や地形形状について、保存が図れるよう保存管理の方法を定めるとともに、史跡地内において予測される各種の現状変更に対して、具体的な取扱い基準を設ける。

取扱いの基本方針としては、本質的価値を著しく減じる行為についての現状変更是認められないことを原則とし、史跡地内においても諸要素の分布やその保存状況、また土地利用の状況などが異なることから、地区区分ごとに現状変更の取扱い基準を定める。

### ②許容される現状変更等の範囲と許可基準

史跡地内には、橋梁などの公益上必要な施設や、防災、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物などがある。また、史跡地内の利活用にも有効な公園、遊歩道などや便益施設がある。これらの機能の維持にも配慮し、遺構の破壊や景観の影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取り扱う。

下記の現状変更是文化庁長官の許可を要する。

#### ア. 発掘調査等学術調査のために必要な行為

遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査やボーリング調査等の史跡地内の地形の変化を伴う調査行為については、調査の目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。

#### イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

学術調査の成果に基づく史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認める。

文化財の保存に関わる防災施設等の設置や改修、歴史的建造物等の復元、史跡の保存管理及び整備活用上必要な建築物の新築、増築、改築、除却、移転、並びに標識、説明板、境界標、囲い等の新設、除却、移動については、地下遺構等本質的価値の保存を目的とし、必要最小限の規模にとどめるとともに、歴史景観に配慮したものについては認める。

#### ウ. 建築物<sup>※</sup>・構造物の新築、増築、改築、移転または除却

上記イ. の場合を除き、建築物の新築、増築、改築または史跡地内における移転は、原則認めない。

ただし、神社有地における宗教活動に係わる諸施設の建設、民有地における住宅の新築、増築、改築においては、現在の規模を超えない範囲で、遺構の保存が確実に図られており、敷地

外からの景観への影響がないもしくは軽減措置が施してある場合において認めることもある。

建築物の除去は、遺構に影響の無いよう図った場合には、認めることがある。

#### エ. 工作物等の新設、増設、改修、移設または除却（地下遺構に影響のあるもの）

上記イ. の場合を除き、工作物等の新設、増設、改修または史跡地内における移設は原則認めない。ただし、公共・公益上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修、神社有地における宗教活動に係わる工作物等の設置、民有地における生活環境上必要な工作物等の設置にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

特に新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

#### オ. 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立てなどの地形の変更

遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、土手の削剥や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めない。

#### カ. 木竹の植栽、抜根

石垣や建物跡などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。

宗教活動や公園の修景として行う植栽は、遺構の保存が確実に図られている場合で、地下遺構の保存に影響のない場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合は認めることがある。

枯損木や危険木の伐採、植生が過密で遺構や地形に影響を及ぼす場合の間伐、松江城の近世以来の植生に影響を及ぼす外来種等の伐採は認める。

#### キ. 地下埋設物の設置、改修

公共・公益上必要な地下埋設物の設置は、地下遺構に影響のない場合は認める。

#### ク. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼす行為ではないが、地下遺構のある土地で、重量物の積載や振動を与える行為、地下遺構の露出などにより保存環境を変える行為などが相当する。これらの行為は案件毎に個別に判断するため、法令 125 条第1項ただし書きにある許可を要しない行為に含まれる「保存に及ぼす行為で影響の軽微なもの」についても事前に松江市と協議するものとする。

※建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいう（建築基準法第2条13号）。

- ・新築とは、新たに建築物を建築するもので増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。
  - ①既存の建築と同一敷地内であること
  - ②既存の建築と用途が不可分であること
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

#### ③市による現状変更の許可が必要な行為

法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を市教育委員会が行う。なお、現状変更許可の申請先は、市の教育委員会とする。

ア. 小規模建築物（階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積 120 m<sup>2</sup>以下のもの）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築（増

- 築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が 120 m<sup>2</sup>以下
- イ. 工作物の設置、若しくは改修（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- 工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・街灯を含む
- ウ. 道路の舗装若しくは修繕（土地の掘削、盛土、切土、道路幅員の変更など土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- 橋梁・道路の路面の補修、遊歩道の整備、道路に付帯する下水溝などの改修
- エ. 標識、説明板、境界標、囲い等史跡の管理に必要な施設（法第 115 条第 1 項に規定）の設置、又は改修
- オ. 電柱、電線、ガス管、水道管・下水道管その他これらに類する工作物の設置、又は改修
- カ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に限る）
- キ. 木竹の伐採

#### ④現状変更の許可を要しない行為

法第125条第1項ただし書に基づき、以下の行為については許可を要しない。

##### i) 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき

イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき

ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

##### ii) 非常災害のために必要な応急措置

台風や大雨、地震等の際に、倒木や石垣崩壊、土砂流出等の被害が生じた際に、被害拡大防止のために行う、土嚢やシート等の設置、立ち入り禁止柵等の仮設工作物の設置等。

##### iii) 日常的な維持管理の行為

###### ア. 石垣の維持管理行為

- ・石垣面の清掃（石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定）

###### イ. 堀・土手の維持管理行為

- ・堀・水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去）

- ・土手法面の清掃、植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）

###### ウ. 道路用地（橋梁）の維持管理行為

- ・道路・橋梁の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち替え・補修、欄干破損の応急措置、街灯等の清掃・保守点検、ガードレール・柵等の塗り替え（同系色の塗装）や破損・劣化による部分的な取り替え。）

#### 工. 公園としての維持管理行為

- ・植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、枝障害剪定、添え木等の設置、病虫害防除、草刈り等）
- ・街灯等の清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修、柵等の塗り替え（同系色の塗装）

### （3）地区別現状変更の取扱基準

地区別の保存管理の方法及び(2)現状変更の取扱基準を踏まえ、地区別の現状変更の取扱基準を、次表に掲載する。

史跡地内には、文化財の保存活用に供する土地のほか、道路や橋などの公益上必要な施設や、一般の住宅地、神社境内の関連施設、防災、土地・施設の管理上必要な工作物や埋設物、また、史跡地内の利活用にも有効な遊歩道や駐車場、便益施設が含まれており、文化財としての価値の保存を前提としながらも、これらの機能の維持にも配慮した現状変更が行われる必要がある。したがって、それぞれの現状変更の内容が、遺構の破壊を避け、かつ景観の向上に資するよう、許可基準を定めるものとする。

なお、②許容される現状変更等の範囲と許可基準のア、発掘調査等学術調査のために必要な行為、イ、史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為については、全地区共通として、原則として認めるものとする。

区分した地区的うち、三之丸地区は史跡指定地外であるため、現状変更には該当しないが、今後、周知の遺跡として埋蔵文化財の保護に努める。

表 3-7 史跡松江城における現状変更の取扱基準

許可区分	処理基準	具体例	地区名							
			本丸地区	二之丸地区	二之丸下ノ段地区	中曲輪・垂曲輪地区	後曲輪・外曲輪地区	北之丸地区	城山稲荷神社地区	入口部(史跡施設部分)
許可不要	i)維持の措置	ア. 原状復旧 イ. き損、喪失の拡大防止のための応急措置 ウ. き損、喪失、復旧不可能による除去								
	ii)非常災害のために必要な応急措置	非常災害時の土蓋やシートの設置、消火活動等								
	iii)日常的な維持管理の行為	石垣や堀・水路の清掃、小規模な浚渫、道路や橋梁の簡易な補修、植生・樹木の剪定								
文化庁	ア. 発掘調査等学術調査のために必要な行為	発掘調査やボーリング調査	調査の目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認める							
	イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為	防災施設や保存管理施設等の設置や改修・移設、歴史記念物の復元	学術調査の成果に基づいた保存修理や整備は、その方法などを充分検討したうえで行う場合は認める 史跡の保存・管理に係わる施設については、史跡の本質的価値の保存を目的とし、必要最低限の規模で、歴史景観に配慮したものについて認める							
	ウ. 建築物・構造物の新築・増築・改築・移転・除却	上記イ. の場合を除いた、建築物・構造物	認めない	原則認めないが、公益上、宗教活動上必要なものは内容で可否を判断する						
	エ. 工作物等の新設・増設・改築・移設・除却(地下道構に影響のあるもの)	上記イ. の場合を除いた、工作物、記念碑等								
	オ. 造成(土地の掘削、盛土、切土)や水面埋立など地形の改变	土手の削剥や水面の埋立、掘削を伴う土壌改良等	造構の復元や文化財保護の目的以外は原則認めない							
	カ. 木竹の植栽・伐根	新たな植栽、伐根、伐根を伴う移植等	公益上必要なもの以外は認めない ※重要文化財松江城天守保存活用計画に基づく	公益上、宗教活動上必要なものは認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なものは認めない	公益上、宗教活動上必要なものは認めない	公益上、宗教活動上必要なものは認めない	公益上、宗教活動上必要なものは認めない	公益上必要なもの以外は認めない
	キ. 地下埋設物の設置・改修	公共・公益上必要なもの	事前に発掘調査を行い、地下造構に影響のない場合のみ認める							
	ク. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為	重量物の積載や振動を与える行為、地下造構の露出等	案件ごとに事前に松江市と協議する							
松江市教育委員会(権限移譲)	ア. 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築	小規模なプレハブ・ユニットハウス・仮設トイレ等	必要に応じて認める							
	イ. 工作物等の新設・増設・改築・移設(地下道構に影響をあたえないもの)	仮設舞台・テント・柵・車止め・水質浄化装置・ベンチ・ゴミ箱・小規模な観測・測定機器、既設道路に付随する道路標識等	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない
	ウ. 道路の舗装若しくは修繕(地下道構に影響をあたえないもの)	管理用道路・園路の舗装・修繕、溝等の修繕	史跡景観に配慮したもののみ認める							
	エ. 史跡の管理に必要な施設の設置、改修	標識、説明板、境界柵、塀等	地下造構に影響がなく、史跡景観に配慮したもののみ認める							
	オ. 電柱、電線、ガス管、水道管等の設置、改修	左記に類する工作物(削削、街路、集水ます及び電線共同溝などを含む)	地下造構に影響がなく、公益上必要なもの以外は認めない							
	カ. 建物等の除却(設置後50年以内のものに限る)	小規模建築物、工作物等の除却	地下造構に影響がないものは必要に応じて認める							
	キ. 木竹の伐採	樹木の養生・地表より上の樹木撤去	必要に応じて認める							

※表中の「公益上必要なもの」とは、文化財保護法第4条第2項に規定する保存及び文化的活用のために必要なものとする。

※表中の「宗教活動上必要なもの」とは、挙殿や社務所など直接宗教の用に供するものであり、居住のみを目的とするもの等は除く。

## 第4節 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保全管理

### (1) 関連法規による周辺環境の保護、保全

#### ①景観形成の基本姿勢

##### ア 歴史的価値を高めるための景観形成を行う

- ・史跡の本質的価値を最大限引き出すよう、遺構及びその周辺を含めた景観整備を進める。
- ・江戸時代から引き継がれた曲輪や石垣を核とした松江城の風致を継承する。
- ・市内の中心に位置する、国宝天守を城の周辺から望めるという眺望を確保する。
- ・史跡指定地周辺における建築物や工作物などは、景観形成基準、地区計画に基づいた用途、規模、形態意匠、色彩、素材などで景観形成を行う。

##### イ 周辺環境を含めた広域的な景観形成を行う

- ・城に隣接する城下町や地割、歴史的建造物、文学や芸術などの多様性と広がりを意識した歴史的景観や風致を創出する。
- ・亀田山を利用して造り上げた平山城を中心に据え、内堀から外堀、さらには宍道湖まで含めた水のネットワークが広がる都市空間や立地環境を尊重する。
- ・城下町においても、史跡松江城と意匠や高さ材質など一体化した街路照明を設置することにより、日没後も城下町の落ち着いた美しい景観を創出する。

#### ②計画の枠組み

史跡指定地内の景観形成に関しては、本史跡の「保存活用計画」に位置づける。一方、松江城と一体となって環境を形成している史跡指定地周辺に関しては、都市計画関係の部局と協力し、積極的な景観形成が行われることが望まれる。加えて、文化財保護、都市計画、景観計画、観光計画など、総合的な都市政策として、松江城周辺の景観形成を図る必要がある。

本史跡は、指定地内外に広がる地形を基盤として造られた城郭であり、周辺も含めた立地環境と一体となって存在している。史跡地内はもとより周辺の景観を保全することは、このような史跡の立地環境や歴史的意義を理解するうえで重要である。

現況では、史跡内や史跡に隣接する地域などの中にも景観を阻害する要因がみられ、史跡の本質的価値を保全・継承するうえで課題である。今後、大規模な空間としての史跡地内や周辺も含め松江城の存在を認識できるよう配慮した景観形成の計画とするため、本史跡の緩衝区域（バッファーゾーン）を設定するなど保全対象とすべき範囲を定めることも今後検討する必要がある。

そのためには、『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』に基づいて策定された松江市歴史的風致維持向上計画（P37 参照）や、景観法に基づく松江市景観計画（P38 参照）、さらに『都市計画法』に基づく大手前通り地区計画（殿町、母衣町、米子町、南田町）（P39 参照）としての位置づけや、景観法に基づく景観重要公共施設の指定等を活用してより良い景観を保全することを関係機関、関連部署で協議し、まちづくりの視点からも位置づけることを検討する。

### (2) 城山稻荷神社地区

#### 《保存・管理の方法》

城山稻荷神社地区の城山稻荷神社等一部の民有地については史跡の未指定地であるが、今後も関係者と協議を行い、指定を目指していく。

現在も条件が整ったところから土地公有化を進めており、平成25(2013)年度、平成27(2015)年度にも買い上げを実施している。

これらの公有地については、まとまった土地が確保されたところから調査を進め、環境整備に着手する。

本格整備着手までの間は、除草等の維持管理に努め、史跡としての良好な環境の維持に努める。

### (3) 三之丸・三之丸之内(御鷹部屋)・三之丸之内(御花畠)

#### 《保存・管理の方法》

何れの地区も、松江城の主要な郭を構成する地区であることから、地下遺構の調査に努め、発見された遺構については、保全に努めることとする。したがって、三之丸地区全域と三之丸之内(御鷹部屋)地区全域、及び三之丸之内(御花畠)のうち県有地部分については、周知の遺跡の取り扱いを継続し、三之丸之内(御花畠)のうち民有地部分については、周知の遺跡として取り扱うことを検討する。なお、三之丸地区は、今後、関係者と協議を進め追加指定を目指していく。

### (4) 外堀

#### i) 外堀の概要

#### 《歴史的変遷と現況》

現在の松江市に城とそれを取り巻く城下町がつくられたのは、この地が「南は大橋川と宍道湖が天然の外堀をなし、東西を湿地に囲まれた適地」であったためとされている。城下町形成に伴いこれらの湿地帯を埋立てて町割りがなされ、内堀の周りに外堀(京橋川、四十間堀川、北田川、米子川)が巡らされた。町割りに際して堀は重要な基準線となり、堀を介して職業別の居住区が形成された。古絵図(正保年間-17世紀中頃一作成)によると、田町川は未だ自然の広大な入海状の沼地で、後世に耕地化が進んだことがわかる。また、四十間堀川は、その名が示すように、西方に丘陵地が連なるために、当初は広大な堀を築き防御を堅固にしていた。

外堀の中でも大橋川、宍道湖と城の内堀の中継ともなる京橋川は、当初から両岸に石積護岸が施され特に重要視されていた。

城下町形成後、宍道湖、中海とこれらを結ぶ大橋川とつながる松江は舟運の中継地として栄え、特に京橋川は多くの舟着場が設けられ商業活動の拠点として栄えた。このように堀川は城の守りとともに、城下町の骨格として、その主要運輸、交通路として、また生活用水として重要な役割を担っていた。

しかし、近世から現代に至る間に用途の変更や環境の変化により、徐々に堀が埋められてきた。護岸形状も石積や土羽であったものが四十間堀川や北堀川などではコンクリート護岸に変えられているところが多く、石積護岸の老朽化も進んでいる。また堀川と日本海との水位差が小さいうえ、低平地を流れる河川で河床勾配が緩いため、江戸時代以降も度々洪水による被害を被っており、最近では、昭和47(1972)年の水害の際の浸水家屋が2万戸に上り、松江城など一部の高台を除く市街地のほとんどが被害を受けている。さらに、中海から週上する海水が宍道湖に流れ込み汽水湖となっているため農地への塩害防止の堀の設置や、生活排水等による水質の悪化もあったが、近年は、下水道の整備などにより改善されている。

なお、外堀はいずれも一級河川斐伊川水系松江堀川に属しており、近年、堀川(松江堀川)全域が建設省(当時)による「ふるさとの川モデル事業」に指定され、松江城周辺の旧城下町の核と

して、また新しい街の発展を受け止める市街地の核として整備や種々の浄化対策が行われた。

その結果、堀川は修景や水質の浄化が進み、平成9(1997)年には松江城の内堀・外堀をめぐる「堀川遊覧船」が運行を開始した。現在では、松江城周辺の歴史ある風景と堀川の風情を観光資源として活用した水郷松江の新たなシンボルとして定着し、年間約30万人の観光客を集めている。



図3-36 現代に残る堀川

#### 《保全・管理の方法》

城山を取り囲む内堀と合わせて北田川、北堀川、米子川、京橋川、四十間堀川等の外堀は、城下町の骨格を知るため、また城下町松江の歴史的景観を形成する重要な要素であり、両岸に商業地が連なる京橋川をはじめ、これらの外堀は都市の喧噪を中和する空間として今後もその保全を図る必要がある。

よって今後さらに、治水事業の推進や水質浄化に努める。特に松江城周辺域として北田川、北堀川、米子川、京橋川、四十間堀川で画された部分を今後の外堀の歴史的景観の保存再生域として、現存する城下町風情を残す石積護岸の保全に努める。また、外堀沿いに植栽等を行い、水郷都市松江にふさわしい修景を図っていく。更に、治水機能の向上や水質浄化を図るために、河床掘削やヘドロ洗浄を実施し、塩害防止のため堰の移設など宍道湖の湖水導入の強化対策を講じてきており、今後もこれらの実現のために様々な省庁の事業の導入を検討する。護岸整備等に関しては、外堀のほとんどの区間が松江市景観計画における景観重要公共施設であることから、必要に応じて松江市景観審議会に諮り維持保全に努める。

## (5) 内堀周辺地区（旧武家屋敷地区）

### 《歴史的変遷と現況》

松江城の築城とほぼ時を同じくして城下町が形成されたが、松江市が非戦災地であったことなどもあり今日もその面影をよく残している。旧城下町の町割りでは外堀の内側はおおむね侍町が配されて城の守りを固めており、特に城の周囲には家老及び上・中級武士の屋敷が置かれ、侍町の周りに町屋や寺町、足軽町などが明瞭に区画されていた。名称を今に残す北堀町・殿町・田町・中原町の侍町、白湯本町・末次町の町屋、雜賀町の足軽町・寺町などは、往時の区画が概ね現在の土地利用にも引き継がれ、それぞれ住宅・官公庁街・商店・サービス業務地区、碁盤目状の道路に画された住宅地、寺院となっており城下町の町割りを今に伝えている。

なかでもかつての中級武士の屋敷地である松江城北側の塩見縄手は、旧武家屋敷の家並みが松江城と一緒に一体となって最もよく城下町の面影を残しており、一連の武家屋敷の長屋門、白漆喰と板張りの廻の連なりは「塩見<sup>塩見</sup>旧武家屋敷遺構」として松江市の指定文化財建造物となっている。このなかには通りに名を残した家老塩見家が栄進する以前に一時居住していた「武家屋敷」(市指定文化財建造物)や「小泉八雲旧居」(国指定史跡)も含まれ、訪れる人も多い。また、伝統的な美観、歴史的な町並みや建築群の保存、継承地区として松江市景観計画において「伝統美観保存地区(塩見縄手地区(景観地区))」に指定され、伝統的建造物の保存修理、整備、電柱移設などの保存修景整備が行われている。さらに城の北東には、松平不昧公も臨席したという茶室「観月庵」(市指定建造物)のある普門院が北田川沿いに閑静なたたずまいを見せており、この一帯も伝統美観保存区域(普門院外濠地区)に指定されている。このほか城東の殿町は家老などの上級武士の屋敷跡地であり北懸門橋付近にかつての面影が残っており、城山西堀川沿いや稻荷橋北側も城下町特有の鉤型路や丁字路の残る落ち着いた住宅地となっている。

### 《保全・管理の方法》

伝統美観保存区域等における景観形成基準に適合する建築物及び工作物の新築・改築等の修景に対して補助金を交付することにより、歴史的な伝統美観の保存・創造・継承を図っている。今後も補助制度を継承し、景観の維持に努める。

また、既に指定されている伝統美観保存区域に加え、その隣接する区域も建築物の高さやデザインを緩やかに統一させる北堀町景観形成区域(景観計画重点区域)として指定されており、景観形成基準に沿って、松江市の個性ある景観を今後に継承させていく。加えて、住民の方々と協議を行いながら、新たな景観計画重点区域の追加指定を進めていく。新たな指定に際しては、現代の生活上の快適性、利便性、安全性といった良好な生活環境の確保も検証し、住民の生活との調和を図りながら、歴史的景観を継承・創造していく。

(6) 城下町（城下町の範囲は、第2章 第2節(3) 指定地を取り巻く社会的環境 iii）及び  
松江市歴史的風致維持向上計画 図2-19を参照）

《歴史的変遷と現況》

歴史的変遷と現況については、「松江市歴史的風致維持向上計画」【城下町の構造】に詳しいので、ほぼそのまま掲載する。

【城下町の構造】

松江城が築かれた丘陵は「亀田山」または「極楽寺山」とも呼ばれる低丘陵地で、戦国時代に尼子氏の支城としての末次城が置かれた他、極楽寺、法眼寺、若宮八幡宮、須衛都久神社、春日大明神、稻荷神社などの寺社があった場所である。

近世城下町としての基盤を持たない場所に造られた城下町は、新たな都市計画に基づく都市であった。絵図から読み取れる城下町の構造は、堀の配置や道路網、家臣の屋敷配置などに実際の戦を想定した合理的、計画的な城下町であることがわかる。

城下町の構造は、宍道湖と中海をつなぐ大橋川を挟んだ南北で大きく異なる。大橋川北側の地域は城郭を中心として堀割りがなされ、それを囲むように武家地と町人地が配置されている。一方、大橋川南側の地域では、堀割りは無いが、大橋川と天神川で挟まれた地域に町人地と寺院地、天神川の南側には武家地が整然と配置され、実戦的かつ機能的な構造となっている。

大橋川北側地域で中心となる城郭は、亀田山丘陵の南端を切削し、南北 600m、東西 350m の独立丘陵に造成して本丸と二之丸を配置し、本丸最高所の標高 30m を測る位置に五層六階の天守閣を築いている。これらを内堀で囲んだ上でさらに南方に堀で囲んだ南北 128m、東西 111m の正方形の敷地を造成して三之丸とし、御殿が置かれた。大橋川北側の城下の屋敷配置は、城郭を中心として主に武家地で構成されている。城郭直近の周辺には重臣、上級～中級武士の武家地を配

置している。「内山下」と呼ばれる区

域は、現在の殿町、母衣町、内中原町に当たり、外堀で囲まれている。中でも城郭に隣接した東側の区画には、江戸時代を通じて重臣クラスの屋敷地が置かれた。松平氏の治世時代に代々家老を務めた朝日家もその一つで、天保 13 (1842) 年の祈祷札から、江戸時代後期の創建と推定される朝日家長屋（市指定文化財松江藩家老朝日家長屋）が現在も残されている。

外堀はいずれも城下町の造成に併せて、ともに掘削されたもので、城郭を中心にはほぼ方形に形成されている。外堀にあたる現在の河川は、南側が京橋川、東側が米子川、北側が北田川、西側が四十間堀川であり、往時の形態を今も良く留めている。

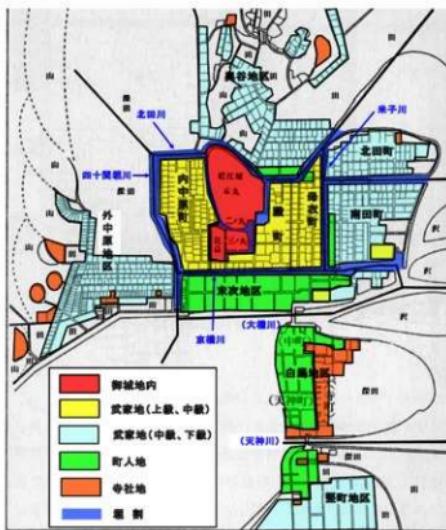


図3-37 堀尾期松江城下図概念図



図 3-38 現在の松江城下町(部分)



図 3-39 幕末の城下町と藩の施設(部分)

町人地は外堀を挟んで東側と南側、北東部にはコの字型に取り囲むように配置されている。近年の発掘調査の結果、東側の外堀（米子川）に沿って位置する町人地（米子町）では、生活雑器などの多量の遺物に混じって墨壺や錐が発見されるなど、職人達が居住していた様子を裏付ける資料が発見されている。南側の外堀（京橋川）沿い、現在の末次町～東本町にかけての区域にも町人地が置かれ、当時の細長い町割りは現在も良く残っている他、近年まで漁師町、大工町、鍛冶町、材木町という職人町の名残りを留める町名が使われていた。

町人地を挟んで更に東側、現在の南田町から北田町にかけての地域にも上級～中級武士の武家地を配置するが、城下町の最東端とも言える場所には堀尾氏ナンバー1、2の家臣の武家地が配置された。これは東に広がる湖沼地に面した位置を軍事的に固め、出城的な役割を持たせる意図があつたもので、堀尾氏以降、京極氏、松平氏の時代にもこの場所には有力な家臣の屋敷が配置されている。

外堀を挟んで北側と西側の地域にも武家地が配置された。城郭の北側は内堀と外堀を兼ねた堀割りとなっているが、その北側にも武家地が置かれ、塩見縄手と呼ばれる堀端の道路沿いには現在も武家屋敷（市指定文化財）が残されている。また北側の地域は、江戸時代の中頃に城地が拡張され、町人地が形成されている。

城下町の縁辺部には寺院が配置された。これは防御を固めるための意図であったと考えられており、北方に千手院、桐岳寺など、西方に大雄寺、清光院、愛宕堂などが置かれた。また、忠光寺の置かれた場所は、松平期には菩提寺としての月照寺（史跡松江藩主松平家墓所）が置かれた。

大橋川南側の城下の屋敷配置は、大橋川と天神川に挟まれた地域に町人地と寺院地が置かれた。特に寺院地では堀尾氏が広瀬町の富田城から移した寺を含めて 21 カ寺が置かれた。これは、地形的に見てこの場所が松江城への侵入路として最も可能性の高い方角であり、東方ないし南方から攻めてくる敵に対する防衛陣地や、出陣の際に軍勢を整えるための陣地としても使えるように計画されたものと考えられている。寺院の広大な土地は現在でも閑静な寺町を形成している。ま

た町人地が置かれた地区では、小路に取り付いた細い町割りが現在も見られる。

天神川を挟んで南側は雜賀衆（足軽）が配置された地域である。しかし、絵図に記載された東西に長い屋敷割りは、現在の南北に長い屋敷割りと異なるもので、松平期の絵図とは整合が見られる。最近の研究成果によると、堀尾氏から京極氏の治世には、まだ都市計画された段階に留まっており、実際に足軽屋敷が置かれるようになったのは、松平氏の治世に入ってからであることが判明している。

松平期に入ってから形成された基盤目状の方形区画の中には更に短冊状に区画された町割りが良く残っている。江戸時代の区画は間口5間、奥行き15間の75坪の敷地でほぼ統一され、20区画で1街区を形成している。現在でも板塀と門構えの屋敷が多く見られる。

南の丘陵地沿いには寺社が置かれ、堀尾家の菩提寺である圓成寺や、堀尾氏が松江移城の際に富田から移された洞光寺がある。また丘陵頂部の床几山は、堀尾吉晴と忠氏が松江を展望しながら城地の選定を行った場所であり、現在でも市街地が広く展望できる。

このように、江戸時代の城下町の構造は、堀割りや街並み、道路の形状として今も色濃く残されており、宍道湖の自然と相まって城下町松江の独特な風情を醸し出している。

#### 《保全・管理の方法》

外堀の保全・管理については、(4)外堀で示したとおりである。街並みの保全・管理については、街並み景観の保全の視点から、風情のある建造物を洗い出して外観の保全が図れるよう保存の措置を講ずる。

近年の発掘調査によって、城下町遺跡が地下に良好な状態で依存している状況が判明しつつある。このため、城下町エリア内の開発行為と埋蔵文化財保護との調整を十分に図るものとする。

#### (7) 視点場（眺望点・眺望線）の設定（写真3-108～3-110）

史跡松江城を取り囲む内堀周辺地区や遊歩道、周辺の橋において、歴史的景観としての視点、あるいは眺望の現況を鑑み、積極的に視点場として維持・整備すべき地点としての「眺望点」、あるいは連続的に眺望を確保すべき「眺望線」を設定する。

今後、平成26(2014)年度に作成した史跡及び周辺の三次元測量データを積極的に活用し、眺望点や眺望線から天守が視認できるよう、支障となる樹木を特定し、高さや密度の調整について検討していくとともに、そのデータを全体として整合性のとれた植生管理に活かしていく。

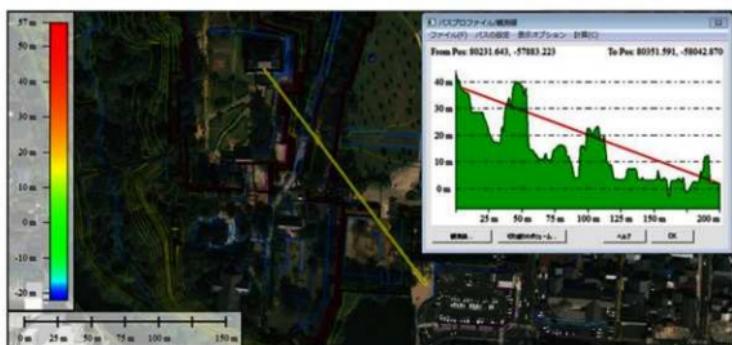


写真 3-108 視点場例 大手前から天守を見た場合の支障木の状況

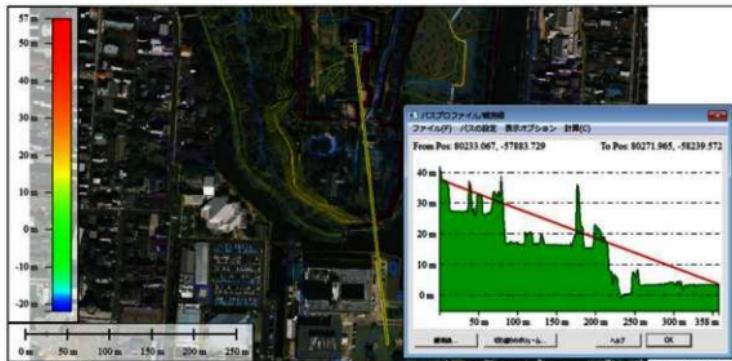


写真 3-109 視点場例 県庁前庭から天守を見た場合の支障木の状況

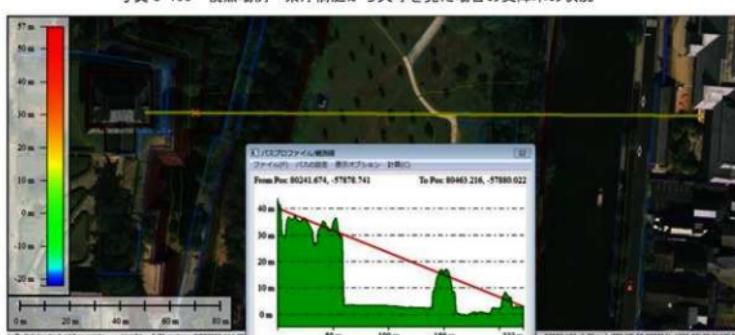


写真 3-110 視点場例 松江歴史館喫茶室から天守を見た場合の支障木の状況

## 第4章 活用・整備

### 第1節 活用・整備の基本方針

#### (1) 活用の基本方針

史跡の本質的価値を明確化し、その価値を分かり易く次世代へ確實に伝達するとともに、その価値を様々な活用分野で活かせるようその基本方針について、次のとおり定める。

①旧城下町の核として松江城の全体像をより深く理解できるような調査研究体制の強化と継承

旧城下町の中核的な存在として史跡松江城の活用が図れるよう、史跡地内はもとより、眼下に広がる旧城下町の歴史も一体的に捉えて広域的・総合的に調査研究を図っていく。

②史跡の普及・啓発活動の推進と情報発信

松江城をフィールドとしたイベントを開催するほか、観光資源として、地域づくりの一翼を担うものとする。史跡松江城や城下町、国宝天守に関する情報を集約し発信することで、現地見学の円滑な誘導案内と、歴史学習・学校教育に役立てる。

③地域と連携した多面的活用の推進

史跡を取り巻く自然環境や、周辺に分布する歴史・文化資源と連携し、市民や地域住民に親しまれる多面的活用を推進するとともに、整備や公開においても地元住民や民間団体、企業等との協働を図り、まちづくりの拠点としての活用を図っていく。

④誰にでもわかりやすく体感できる松江城

現存する天守や石垣、堀に加えて、地下に埋蔵されている遺構や存在した建造物等についての情報はバーチャルリアリティー、パノラマ映像などを活用するとともに、音声や文字情報も組み込み、誰にでもわかりやすく体感できる松江城を目指す。

#### (2) 整備の基本方針

史跡の本質的価値を確実に保存した上で次世代へ伝達し、更に、本質的価値を顕在化することで、まちづくりの核として地域に根ざした望ましい活用ができるよう整備の方針を定める。

①保存のための整備の推進

現存する指定地内の遺構に加え地下に埋蔵されている遺構・遺物については、良好な状態を維持しつつ次世代へと確実に継承するため、調査・研究を進め、松江城の価値を明らかにするとともに、必要に応じて保存のための整備を推進する。

②史跡の価値に基づく整備

慶長期に造られた国宝天守や、石垣、堀などの史跡松江城を構成する諸要素については、史跡の価値が正しく理解されるよう、発掘調査や史料調査等の学術的調査の成果を踏まえた整備を行う。

### ③公開活用のための施設の充実

史跡地内外における便益施設、案内・説明施設や園路等の公開・活用に関わる施設等の整備を推進する。多くの来場者に史跡の価値とその保護に対する理解と協力、共感を得ていくために、ユニバーサルデザインの施設整備、分かりやすい案内の工夫に努める。史跡に関連する情報発信は、多くの人に伝達できるよう多様な手法や媒体を用いて行う。その際、史跡としての歴史的環境に配慮し、良好な景観形成に資するよう留意する。

防災や活用を目的として整備された諸設備については、必要な機能は維持しつつ、修景や再配置を行う。

### ④都市構造の核として松江城の全体像を理解できるような整備

史跡地内はもとより眼下に広がる旧城下町に所在する文化遺産も一体的に捉えて広域的・総合的に保存を図り、歴史や文化に根ざしたまちづくりの中核的な存在として史跡松江城を整備する。

史跡松江城が築城時から現在に至るまで、都市構造の核であることを顕在化できるよう、国宝天守や曲輪の石垣などの重要な遺構を望む場所に展望点を設定し、解説板等を設置して、松江城の全体像や縄張りを把握できるような整備を行う。

### ⑤市民の憩いの場、公園としての環境整備

史跡地内の歴史的景観にそぐわない植栽や危険木は、遺構の保護や景観、防災などの観点を含めて見直しを図るとともに、市民の憩いの場や公園として活用する地区では、必要に応じて緑陰樹や修景樹の植栽を行う。ただし、記念植樹の内、史跡の景観維持、遺構保存及び適切な活用に支障があるものは移植等の整理が必要である。なお、近世から続く植生や皇室関係の記念植樹は、遺構の保護を優先しつつ生育に適した環境になるよう維持管理を行う。

本丸の園路や亀田橋など、松江城廃城後に本多静六の設計によって整備された遺構は、松江市の近代化の歴史にかかわる遺構と捉えて、地下遺構の保存と整備に支障がない範囲内で今後も活用して整備を図っていく。

### ⑥歴史的環境と自然環境が一体となった景観の保全

松江城と隣接する伝統美観地区の町なみからなる歴史的な景観の保全を図るとともに、それらの景観が、市街地における広大な水辺・緑地の空間となり、地域住民にとって文化的な潤いのある空間となるよう文化財と都市計画等が一体となった良好な環境形成を行う。

樹林や水辺として良好な環境が維持されている北之丸地区、城山稲荷神社地区、内堀地区は、鳥類や魚類など多様な生物の生息地でもあることから、自然環境の保護にも努める。

## 第2節 活用・整備の方法と進め方

### (1) 活用の方法と進め方

①旧城下町の核として松江城の全体像をより深く理解できるような調査研究体制の強化と継承

市の行政機関等(史料編纂課、松江歴史館、埋蔵文化財調査室、松江城調査研究室※平成28(2016)年度時点)の体制を維持強化し、大学・研究機関との連携を更に発展的に継続することによって、史跡松江城だけでなく、旧城下町の歴史も一体的に捉えて広域的・総合的な調査研究を進めていく。そのためには、今後も資料等の発掘に努めると共に、得られた資料や研究成果は隨時発信し、調査研究がより深化していくように努める。

### ②史跡の普及・啓発活動の推進と情報発信

松江城をフィールドとして開催される松平治郷(不昧)とゆかりの深い松江城大茶会や「ツバキのふるさと」ともいわれ松江市の花でもある椿まつりなどのイベントを今後も継続する。また、城郭史跡に主眼を置いた「石垣刻印見学ツアー」や「松江城の井戸発見ツアー」などの開催を検討する。これらの情報を、積極的に発信することで史跡松江城への関心と理解につながるように努める。

更に、史跡松江城や旧城下町の調査研究によって得られた様々な成果や整備などの情報をインターネット等を活用して継続的に発信するなど、常に新鮮な情報を提供することで見学者の増加へとつなげていく。なお、これらの調査研究成果は、生涯学習や学校教育の分野で役立てていく。

### ③地域と連携した多面的活用の推進

行政や観光協会、NPO法人などの団体に加えて、地域住民や学校などと協働して史跡を活用したり、市民が外へ向けて情報を発信できるしくみを検討する。

史跡地内の除草やゴミ拾いなどの日常管理の一部を体験したり、条件の整ったところでは発掘体験を実施するなど、史跡を見るだけでなく整備や管理に係わることのできる機会を設ける。

### ④誰にでもわかりやすく体感できる松江城

実際の建造物復元については発掘や史料の調査研究などに多くの時間を要することから、スマートフォンやタブレット端末などを利用して往時の松江城の映像を現地で見ることにより空間体験できるようにする。

発掘調査で検出された遺構についても同様に、埋戻しや整備後でも可視化できるよう、情報通信技術を活用した臨場感のある遺構の表示を検討する。

## (2) 整備の方法と進め方

### ①保存のための整備の推進

史跡地内の石垣調査を実施し、き損している石垣や土壌などは、危険度や緊急性に応じて修理の優先順位を設定する。必要に応じ周辺も含めて積極的に学術調査を実施して、成果に基づき順次保存・整備事業を行う。

倒木や落枝で天守や石垣、地下遺構に影響がある樹木、石垣のゆるみや孕みを誘発すると考えられる樹木等は伐採を行い、遺構保存に努める。

史跡地内での建築物や工作物の設置にあたっては、事前に発掘調査により遺構の把握を行い、適切な保護措置を施す。

遺構への影響が危惧される管理施設や防火水槽の目隠しとして植栽されている樹木は伐採して、板塀等への変更を検討する。

今後の記念植樹や記念樹の取り扱いについては、本丸・二之丸・二之丸下ノ段・中曲輪・腰曲輪などの主要な城郭施設や地下遺構が所在する地区や、北之丸のように近世から続く植生が多く現存する地区では、原則受け付けないものとする。通称「椿谷」といわれる後曲輪・外曲輪地区や市道城山線から北側の城山稲荷神社地区については、近世から続く植生を阻害しないという条件、及び周辺植生に悪影響を与えない樹種であるという条件であれば受け入れを検討することとする。

### ②史跡の価値に基づく整備

天守や石垣の視認を阻害している高木は、設定した視点場からの眺望確保のために、伐採や枝払いなどを行う。

遺構上に建てられている管理便益施設等の更新の際には、史料や発掘調査成果等を用いて歴史的な再検証を行い、確実な遺構保存を図ったうえで、可能であれば史実に基づく復元等の適切な建築表現に改める。

発掘調査で検出されている建造物の遺構については、資料調査を継続して復元の検討を行い、復元が可能と判断されたものについては復元を目指す。

### ③公開活用のための施設の充実

説明施設や案内誘導表示、水飲み・ベンチ等の簡易的な休憩施設、その他の公園管理上必要な施設（柵・照明・排水路等）は、遺構の整備の進捗に応じ、更新や新設を行う。これらの施設は、規模や数が過度にならないよう必要最小限に止めるものとし、かつ史跡の理解を妨げることのないよう位置やデザインを十分検討したうえで配置する。特に、照明設備は、「光のマスタープラン」（資料編に掲載）に則って史跡内全体が史跡景観に相応しい設備になるよう計画的に新設や更新を図る。

遺構の復元や整備の進捗に応じて新たに園路を整備する際は、景観に配慮した色調や素材を選定し、車両通行の有無や勾配などに応じて、安定した舗装を施す。

管理や便益等の施設は、今後の復元等整備と整合を図りつつ、塗装や目隠しなどの修景を行う。また、施設老朽化に伴う更新については、規模や配置等について再検討を行い、計画的に建設や撤去を行う。

なお、排水路については、城山公園内の全体区域の、排水施設・排水状態の現況調査を行ない、雨水排水区域やその排水系統を把握する。集中豪雨等により頻繁に排水が溢れ出す排水系統につ

いては、現況の排水断面・排水能力を調査・把握し、既存の排水施設の部分改修や既存施設を補完するバイパス排水工の整備などを検討する。その場合、史跡区域内における史跡等への影響、掘削深、景観、皇室関係の記念樹等にも配慮した整備を計画するものとする。

#### ④都市構造の核として松江城の全体像を理解できるような整備

松江城周辺の内堀添いや城下町などの天守を望む場所を視点場として設定し、説明板やベンチなどの休憩施設を配置したポケットパークとして整備する。

松江城が近世から続く都市構造の核であることがわかるように、天守をはじめとした史跡地内から近景としての曲輪・縄張、中景としての城下町や市街地、さらに遠景としての宍道湖などを眺望する視点場を複数整備し、それらの景色に関する説明板を整備する。

松江城の内堀は水の都松江における貴重な水辺空間で、堀川遊覧船は水に親しむことに加え城の規模や石垣の大きさを体感できる動く視点場としても活用を図る。

#### ⑤市民の憩いの場、公園としての環境整備

史跡松江城には、市民の憩いの場、公園として機能もあるが、排水能力不足や茂りすぎた樹木の影響で、じめじめしてその機能が十分に果たせない地区もある。そのため排水設備の見直しや、樹木の間伐や枝払い・剪定等によって利活用しやすい状態に整備する必要がある。

また、保存を図るべき樹木の生育が不良な場合には、必要に応じ樹勢回復を図り、虫害の防除、倒木等の防止につなげる必要がある。

#### ⑥歴史的環境と自然環境が一体となった景観の保全

史跡地内には市街地の中心でありながら、江戸時代から継承する多様な樹木が生育して樹林や、植栽地を形成しているが、明治期以降、ランダムな植栽や記念植樹の受け入れによって、近世からの植生と誤解を与えていたものもある。これらの植生の内、植生環境に悪影響を及ぼす侵略的外来種(ハリエンジュ)は、早い時期の整備が求められる。また、過去の記念植樹のうち、その植樹場所が適切ではないため、史跡景観に誤解を与えていたヒツバタゴは、今後、移植も検討し補植などの更新は行わないこととする。馬洗池は水の浄化と汀線の洗掘防止などにより保全を図り、内堀とともに史跡地内の親水空間として活用する。

内堀に沿って植栽されている樹木のうちマツについては、江戸時代の絵図にも描かれ、江戸時代には木植方によって適切な管理がなされた樹木で、現在でも松江城と塩見縄手の伝統美観地区の一体的景観を形成している重要な要素である。しかし、近年、風水害の影響により突然倒木し、石垣等を破壊するなど、状況によっては堀川遊覧船など人的被害が発生する危険もあるため、適切に維持管理を行うとともに、補植が必要な場合は石垣に影響を及ぼさない範囲で行う。また、その他の樹木については、それぞれの地区ごとの方針に基づいて管理や整備を行う。

### (3) 地区ごとの活用・整備

史跡全体の活用・整備については(1)活用の方法と進め方、(2)整備の方法と進め方に示した通りであるが、立地環境や遺構の状況、公開・活用方法などについては地区により異なることから、地区ごとの活用・整備の詳細については下記に示す。

#### ①本丸地区

##### ○活用方針

松江城の全体像をより深く理解できるよう調査研究を進め、その成果を天守などで公開していく。また、その成果は誰にでも分かり易く体感できるように工夫する。

天守を中心とするこの地区は、松江城のシンボル的な地区なので、公開するだけでなく歴史・文化的なイベントの開催や日常の管理体験を実施するなど市民、NPO等と一体化した幅広い活用を図っていく。

##### ○活用の方法と進め方

- ・調査研究で得られた成果は、天守内にパネル等で展示したり、本丸内の解説板を最新の情報に更新するなど活用を図っていく。天守内の展示は、基本的に天守の構造や松江城と城下町に関わるものに限定して整理を図っていく。
- ・天守を中心に開催された囲碁の大会や小泉八雲に関するイベント、天狗の間での初日の出イベント等、天守を様々な視点で体感できるようイベントを工夫しながら活用を図っていく。
- ・史跡松江城や国宝天守に愛着を持ち、より良い状態で次世代に継承できるよう、除草や年末のすす払い等の日常管理が体験できるよう市民、NPO等とも連携を図っていく。

##### ○整備方針

本丸は、保存管理の基本方針にも示した通り、国宝天守の保存活用を目的とした建造物の維持管理及び防災等設備等の更新に加え、本丸に所在する石垣等の遺構保存を第一義として、城郭としての歴史的風致や市民の憩いの空間として整備する。

##### ○整備の方法と進め方

- ・管理防災施設として建てられた一ノ門、多聞は、史料や発掘調査の結果を基にして歴史的な再検証を行い、専門家の指導や文化庁協議等を踏まえて、史実に基づく復元等をめざす。
- ・復元を行う歴史的建造物等については、照明等の諸設備を整え、建造物としての内部公開に加えて、史跡等に係わる展示空間や管理施設としても活用を図る。
- ・防災設備については、国宝天守を守るために設備の補強を図っていく。内容として、天守最上階のスプリンクラーの増設や屋内消火栓の更新、屋外放水銃の自動化、防犯カメラの設置等を検討していく。
- ・平成23(2011)年～平成25(2013)年に実施した耐震基礎診断に基づく耐震補強案を検討し、専門家の意見を徴しながら早い段階で耐震補強を行う。
- ・本丸の庭園は本多静六の設計によるものは継承するが、環境変化や歴史的建造物の復元等に伴う動線の変化等に応じて、必要に応じて検討の上で改修等を行う。
- ・後世に園路脇に植えられ、動線を阻害しているイヌツゲは撤去し芝庭として整備する。サクラは、ソメイヨシノが多く、密植のためナラタケモドキ菌に感染し樹勢が衰えている。地下遺構保

護の観点からも、適切な間隔による再配置を計画的に進める。その際は、盛土による遺構と樹根保護措置を施し、サクランの種類についても再検討する。

- ・本丸に設置されている工作物のうち、景観を阻害している野外照明付鉄塔や貯水槽、管理用のプレバブ建物等については、その位置でなければ用をなさないものに限って機能を残すこととするが、配置や形状・規模については再検討を行う。
- ・ライトアップ照明の内、鉄塔に設置されたものは地面に設置するものに変更する。
- ・石垣縁辺に設置されている転落防止の木柵やロープ柵、石垣天端付近に付設されている有刺鉄線、丸太土止め等については、安全性の維持の点から定期的な点検を行い、老朽化が進行した場合には、素材や形状を再検討し、城内で統一したデザインのものを整備する。

## ②二之丸地区

### ○活用方針

東側は、櫓復元や遺構平面表示など調査等の成果を活かして史跡整備を実施した空間であり、西側は、近代に建築された興雲閣と移築された松江神社が所在する空間になっており、松江城の歴史の重層性を顕著に示す場所である。

したがって、活用の方針は、東側と西側では自ずと異なり、東側は、復元した歴史的建造物や遺構平面表示を、学習素材的に生かした活用が望ましく、西側の、松江神社については、藩主家とその歴史に関わる神社としての敬意と信仰の対象として活用すること、興雲閣については、建物の外部の意匠や内部の広さを活かした様々なイベント、或は休憩施設として活用することが求められる。

### ○活用の方法と進め方

- ・東側の南櫓・中櫓・太鼓櫓は、復元櫓として城郭の構成を学習できる建築遺構として活用を図っていく。また、屋根と壁に囲まれた空間なので、休憩施設としても活かしていく。
- ・御殿跡の遺構平面表示についても藩主の居所の規模の一部を知る資料として、活用を継続する。
- ・現在、公衆トイレとして活用されている建物は、「松江城縄張図」とおり発掘調査の成果によって御番所遺構が検出され、その成果を活かして公衆トイレが整備されたものであり、本丸にも、公衆トイレが無いためそのまま活用していく。
- ・西側の松江神社は、楽山神社と東照宮の遺構を移築した松江藩主家の信仰を象徴した神社であり、それに則した活用が求められる。また、歴史的に古いため、今後の調査が必要であり、成果によっては文化財指定を検討するなど保存を図る。
- ・興雲閣は、広い空間を利用してコンサートの会場等、文化・芸術的な活用が図られるほか、通常は、建物見学や休憩施設としても活用が図られており、これらの活用を継続するとともに、更に、魅力ある活用によって、建物を活かす必要がある。

### ○整備方針

二之丸は、近世松江城の縄張と、近代になって造られた興雲閣や松江神社などが存在する歴史の重層性を顕著に表す場として整備する。興雲閣の改修工事が完了し、地区内の諸要素についてはおおむね整備が完了した状態にあるが、新たな課題として豪雨時の排水問題と園路照明があり、今後、排水設備については、史跡全体で処理能力と現状を調査した上で、総合的・計画的に整備を実施する必要がある。照明設備については、「光のマスタープラン」(資料編に掲載)に則って史跡景観に

適応するよう総合的・計画的に配置する。ただし、設置に際しては、遺構の保護が優先される。

興雲閣前の皇室関係の記念植樹は、樹勢が維持できるよう適切な管理が必要である。また、西南の役戦死者慰靈碑は、松江城とは無関係のため適切な場所への移設を検討する。松江神社北のクロガネモチ並木は、枯死したため国の指定を解除されたクロガネモチの巨木の附指定であり松江城とかかわりの深い樹木のため指定等の保存の措置が必要である。

註：昭和9(1934)年に指定。枯死により昭和46(1971)年指定解除

#### ○整備の方法と進め方

- ・「松江城縄張図」にも見え、地下遺構として残っていると思われる二ノ門跡や定番所跡、北の多聞、御局長屋等の遺構については、今後も史料調査や写真資料の収集を行い、成果が得られた場合には、復元計画を立てた上で、それに基づいて整備を行う。
- ・この地区には、管理用道路を活用して障がい者の散策のための車両が駐車したり、興雲閣イベント時の準備車両、松江神社の例祭時の関係車両が臨時に駐車する場合があるため、事故が起きないよう駐車許可スペースの設定を検討するなど安全対策を講じる必要がある。
- ・排水路については、二之丸地区の南口門跡管理門から石段を下り内堀へ放流している排水系統では、集中豪雨時には階段路面を流下したり、石垣からの排水出口での跳水などが既に確認されている（写真4-1は、石垣からの排水出口）。この排水区間では、既存水路のかさ上げや、二之丸の流末にある既存排水樹からの分水（バイパス）排水工を検討する。排水工の計画・設計は、国土交通省が監修し一般社団法人 日本国公園緑地協会が出版する「都市公園技術標準解説書」を標準とする。
- ・照明設備については、興雲閣でのイベントが夜に開催されることもあり、以前から活用面での必要性が指摘されていた。ただし、設置に際しては遺構保護と史跡景観への適応が前提であり、「光のマスター・プラン」に沿って総合的・計画的に検討しなければならない。
- ・松江神社北のクロガネモチ並木については、江戸時代の植生を知る資料でもあり、附指定であった経緯も踏まえ、市の指定も検討するなど大切に保存する必要がある。なお、保存にあたっては、専門家の意見によって剪定や枝払い、病害虫の駆除等、必要な措置を図る必要がある。
- ・皇室関係の記念植樹についても、保存にあたっては、同様に専門家の意見によって適切な措置が必要である。
- ・西南の役戦死者慰靈碑は、犠牲になった方々の慰靈の場として、二之丸下ノ段の警察官鎮魂碑とともに関係機関と十分協議した上で、護国神社などへの移設を検討する必要がある。

#### ③二之丸下ノ段地区

##### ○活用方針

二之丸下ノ段地区は、米蔵や寺社修理方、御破損方、御小人長屋、荻田屋敷などの地下遺構が



写真4-1 二之丸南櫓下の石垣からの排水出口

あり、そのうち寺社修理方・御破損方については、発掘調査の成果を活かして復元風に建物を建て、休憩施設やガイダンス施設、一部公衆トイレとして活用を図っている。米蔵については、造構平面表示を行い、排水路は、検出された造構を改修してそのまま活用している。それ以外は、復元等はなされておらず、広く開放的な空間を形成している。現在も松江城のメイン入口に当たり、休憩や便益施設も整った活用の利便性が高い地区である。今後は、市民や観光客がスムーズに散策できるだけでなく、様々な文化イベントが開催できるような環境と空間形成が必要である。

#### ○活用の方法と進め方

- ・ここでは、広場空間を利用した様々なイベントやレクリエーションが可能であり、定期的なイベント開催のため多くの団体の発掘や育成、それらの団体の行政との連携・協力が必要である。開催するイベントの内容については、史跡の価値を阻害しないものに限定されることはあるまでもない。
- ・このような活用の方法は、今後の造構の復元状況によって左右されるが、本来、史跡の価値の向上を目指していく上では、資料等が整った段階での造構の復元は、優先的に進められるべき将来像である。

#### ○整備方針

大手門跡は城の正面入り口として非常に重要な位置に当たり、今後も史料調査や古写真の収集を継続し、十分な成果が得られた段階で復元等の可能性について検討を行い、史実に基づく復元等を行う。その他の造構の復元についても同様に進めていく。

今後、地下造構への影響が懸念される広範囲に植樹された松は、早い時期に移植等を実施する。また、史跡景観上、及び松江城の植生上課題になっているヒトツバタゴについては、適切な場所に移植等を検討する。

内堀の石垣沿いに、近世から続く植生として数本のクロマツがあり、保護する必要がある。ただし、石垣などの造構の保護が優先であり、共存のための管理の強化が求められる。

適切な利活用を図ることを目的として、排水設備や照明設備の総合的・計画的な配置が必要である。その場合は、地下造構の保護が優先されることは言うまでもない。

#### ○整備の方法と進め方

- ・米蔵跡は城内にあった建物の中でも規模が大きく、復元を行った場合には様々な活用が期待できる。その他の造構についても、復元によって様々な活用が可能なので、大手門同様に史料調査を継続し、史跡松江城内の建築物の規模や施設の種類・配置が体感できるように整備し、建物に適応した適切な活用を検討する。
- ・雨水により表層が洗掘されている茶店付近の舗装をはじめ老朽化した園路舗装の打ち換えに際しては、管理車両等の通行やイベント時の利用等も考慮して、安定性が高くかつ景観に適した材料を用いて整備する。
- ・園路だけでなく広場全体の芝地を散策し、イベントでも活用しやすいように発掘調査の成果を活かして排水機能の強化を検討する。
- ・内堀沿いの近世から生育している数本のクロマツは、石垣などの造構に悪影響を与えないように、管理の強化を図って保護していく。
- ・排水問題の解決にあたっては、二之丸の排水問題もあり、史跡内の排水状況等の調査を実施した上で、総合的・計画的に設置していく。

- ・照明設備については、地下遺構の保護を優先しつつ総合的・計画的な配置を検討していく。
- ・米蔵跡一帯に記念植樹されているマツは公園の修景要素となっているが、遺構の保護に悪影響が予測されることや、成長に伴い景観的に支障となることが想定されるので、早い時期に移植等の措置が必要である。
- ・史跡景観上、及び松江城の植生上課題になっているヒトツバタゴについては、椿谷など適切な場所に移植等を検討し、この地区では枯死しても補植しない。

#### ④中曲輪・腰曲輪地区

##### ○活用方針

中曲輪・腰曲輪は、多くの石垣で囲まれた地区で、埋門跡や水ノ手御門跡、ギリギリ御門跡などの遺構が表示され、史跡松江城の中で最も身近に石垣を観察できる地区であり、そのことを利用した活用が必要である。各地下遺構については、条件が整えば復元を検討する。また、表示されている遺構は、史跡松江城を理解した上で、重要な要素として活用を図る必要がある。昭和になって設置された管理用道路は、石垣を埋めて設置されているため、そのことが分かるように表示の工夫を図る必要がある。

##### ○活用の方法と進め方

- ・この地区では、石垣を観察できる「石垣刻印見学ツアー」などの石垣の規模や構造、工夫を体感できるようなイベントによって松江城に対する理解と関心を深める活用が必要である。
- ・各地下遺構については、条件が整えば復元を検討して活用を図る。
- ・遺構表示されている城郭遺構は、史跡松江城の理解上重要な要素なので、説明板などを設置して活用を図る
- ・この地区には、市道城山線を起点として、馬洗池から二之丸に至る園路を兼ねた管理用道路もあり、この園路は、二之丸や本丸を見学したり、松江歴史館や武家屋敷方面へ誘導する連絡路の役割も果たしている。ただし、この園路は、昭和12(1937)年に天守と興雲閣を火災から守るために消防用自動車通路として設置したもので、石垣を埋めて設置されていることから、今後の整備によって、それらの石垣が破壊されることが無いように、説明板等に埋められていることを表示するなど、なんらかの周知策を行う必要がある。

##### ○整備方針

管理用道路は、二之丸や本丸に至り、松江歴史館や武家屋敷方面に誘導する連絡路の役割と防災用道路の役割もあるため、それらが果たせるよう整備する必要があるが、その場合、地下遺構の保存を前提とした上で、史跡景観に十分配慮した整備を行う。また、史跡松江城内の園路全体との調和も必要なため、総合的・計画的な整備の実施が必要となる。

照明設備については、城内の殆どの箇所が地下埋設配線となっているが、この管理用道路沿線と興雲閣前まで、木製電柱と裸電球による照明で、線の数も多く史跡景観上、問題があるため全体の照明設備の更新計画に位置付け、史跡景観の向上が図れるよう整備する必要がある。

##### ○整備の方法と進め方

- ・中曲輪・腰曲輪地区では、城郭としての歴史的風致向上のために、埋門や水ノ手御門、ギリギリ御門について今後も史料調査等を進め、学術的成果を基にした復元を行うことにより、虎口形

態の更なる具現化を目指していく。

- ・馬洗池は周辺樹木の間伐や剪定などにより視覚的にも空間的にも水ノ手御門の虎口と一体となるように整備する。これに伴い、水質向上のために必要な措置や見学者の安全のための防護柵等の設置を検討する。
- ・馬洗池東側の管理用駐車場や管理倉庫は、北の惣門があった北惣門橋から、一部視認できる状況のときがあり、史跡景観に悪影響を与えていたため、目立たない他の場所に移動することを検討する。
- ・目隠し柵や注意看板等の管理修景施設については、史跡全体でデザインや素材等について指針を作成し、これに基づいて段階的に整備・更新を図る。
- ・管理用道路については、観光客の見学路と管理用車両の通行路、防災用道路の三つの役割があるため、安全対策には十分配慮する必要がある。そのためには、この道路を通行する車両は、許可や届出、登録制にし、スピードも制限するなど一般車両が侵入できないような管理が必要である。
- ・管理用道路は、用途上、劣化や毀損も多いため日常管理によって、状態を把握し、必要に応じて修復に努める必要がある。なお、大規模修復に際しては、地下に石垣や遺構が所在することや、史跡景観との調和が前提であるため、史跡内の園路との調和を図った総合的・計画的な整備が必要である。

## ⑤後曲輪・外曲輪地区

### ○活用方針

後曲輪・外曲輪地区の一部北側には、絵図に用屋敷とあり、松江城の警護等に当たる足軽の屋敷があったと考えられるが、それ以外の広い場所には、殆どの絵図に何も描かれていないため、城郭の主要な建物は無かったと考えられている。ただし、この地区は椿谷と呼ばれ、それは代々の藩主が参勤交代の折に江戸や京都の椿を持ち帰り、ここに植えたからだと伝えられ、そのことを裏付けるように、城内の植生の中で最も数が多いヤブツバキの約半数がここで生育している。

この地区は、そのような状況から、近代以降には屋外バレーボール場や相撲場、遊園地として利用され、その後、公園としての修景植栽や四阿などが整備され現在の姿に至っている。

今後も、地下遺構も少ないと考えられるため史跡整備空間としての活用より、公園的な活用が相応しく、市民の憩いの空間として散策等に活用できるように維持する必要がある。ただし、掘削等を伴う整備を行う場合は、地下遺構の調査が必要なことは言うまでもない。

### ○活用の方法と進め方

- ・今後も、公園的な活用を継続し、市民の憩いの空間として散策等に利用できるように維持管理を実施する。
- ・椿谷と呼ばれてきた植生の特徴を保護・継承する必要がある。
- ・公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期の排除が必要である。
- ・東側の斜面には、近世から続く植生が存在するので、保護の措置とそれを明示して植生の学習に活かす必要がある。

### ○整備方針

市民の憩いの空間として散策等に利用できるような施設の充実に努める。椿谷と呼ばれてきた経緯を尊重し、植栽や補植によって植生の保護・継承を図る。公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期に伐採・除根を行う。東側の斜面には、近世から続く植生が存在するので、密植する自生木を伐採・枝払い、剪定するなど適切な保護の措置を図る。ただし、掘削等を伴う整備を行なう場合は、地下構造の調査を実施しなければならない。

### ○整備の方法と進め方

- ・市民の憩いの空間として散策等に利用できるような施設の充実に努める。
- ・椿谷と呼ばれてきた経緯を尊重し、植栽や補植によって植生の保護・継承を図る。
- ・公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期に伐採・除根を行う。
- ・東側の斜面には、近世から続く植生が存在するので、密植する自生木を伐採・枝払い、剪定するなど適切な保護の措置を図る。また、近世から続く樹木であることを明示する必要がある。
- ・指定管理者の管理事務所や関係車両の保管場所もあるため、公園及び史跡維持管理の拠点としての機能を継続しつつも、ここには、用屋敷と記された絵図もあるため、掘削を伴う整備を行う場合は、発掘調査を実施し、その成果によっては城郭としての整備を検討する。
- ・管理用駐車場や管理事務所、倉庫などの施設の目隠しについては、史跡全体でデザインや素材等について総合的・計画的に整備・更新を図る。

## ⑥北之丸地区

### ○活用方針

松江護国神社としての維持・継承を図る。斜面には、近世から続く植生が存在するため保護・保存を図る必要がある。

北之丸地区は御殿等が配置された場所であり、絵図にも瓦塀や門、櫓が描かれているが、これまでに行われた発掘調査では絵図に描かれた建造物等は判明していない。近代になってテニスコートが設置され、その後に、テニスコートが撤去され松江護国神社が建立されたとき、かなり削平されたという記録が残っているが、社務所の建設工事前に、発掘調査を実施した結果、遺構や遺物が検出された。したがって、将来的に城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する必要がある。

### ○活用の方法と進め方

- ・松江護国神社としての維持・継承を図る。
- ・斜面には、近世から続く植生が存在するため保護・保存を図り、それを明示して植生の学習に活かす必要がある。
- ・社殿等の改築や増築、新築に際して、掘削等が伴う場合は、発掘調査を実施して地下構造の確認を実施する必要がある。
- ・城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する必要がある。

## ○整備方針

松江護国神社としての維持・継承を図る。斜面には、近世から続く植生が所在するため保護・保存を図り、それを明示して植生の学習に活かす必要がある。

社殿等の改築や増築、新築に際して、掘削等が伴う場合は、発掘調査を実施して地下遺構の確認を実施する必要がある。また、城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する必要がある。

## ○整備の方法と進め方

- ・近世から続く植生は、周辺に密植する自生木等を間伐、枝払い、剪定し保護・保存を図る。
- ・社殿等の改築や増築、新築に伴う発掘調査で、地下遺構が確認された場合は地下遺構を適切に保存する。
- ・二之丸の西南の役戦死者慰靈碑、二之丸下ノ段の警察官鎮魂碑は、日本のために犠牲になった人を祀った石碑であるので、関係機関と協議の上、護国神社への移設を検討する。
- ・城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する。
- ・遺構の整備の実施に際しては、松江城における北之丸地区の役割や調査で検出された遺構等を解説した説明板の設置や休憩施設の配置等の環境整備も進める必要がある。

## ⑦城山稲荷神社地区

### ○活用方針

城山稲荷神社は、未指定地であるが、松平直政が勧請した歴史ある神社であり、多くの見学者や参拝者で賑わっている。したがって、神社敷地の歴史的風致を維持し、松江城の価値と関連する要素として保護・保存に努め、松江城と歴史を共有する神社として活用を図る必要がある。

絵図や史料に描かれた船着門や揚手之虎口ノ門、木植方、足軽屋敷、用屋敷等の遺構等により城郭遺構の顕在化を図っていく。整備した遺構等については、説明板の設置や園路整備などの環境整備を行う。

北の内堀沿いに整備された散策路は、小泉八雲旧居や武家屋敷の家並みを眺めながら散策ができるよう整備された、憩いの空間になっている。この散策路が、よりよい状態で活用が図られるよう、樹木が多くダメージしている箇所の間伐や枝払い、剪定等を行い、日照が得られる状態にする必要がある。また、堀端には、モウソウチク群が広がり景観と眺望を阻害しているので、整理する必要がある。

## ○活用の方法と進め方

- ・城山稲荷神社は、神社敷地の歴史的風致を維持し、松江城の価値と関連する要素として保護・保存に努め、松江城と歴史を共有する神社として活用を図る必要がある。
- ・城山稲荷神社を、よりよい状態で保護・保存・活用するため、早い時期に敷地の追加指定を行う必要がある。
- ・絵図や史料に描かれた遺構は、発掘調査等により遺構の確認を行った上で確実な保存を図るとともに、遺構表示等により城郭遺構の顕在化を図り活用していく。
- ・北の内堀沿いの散策路は、よりよい状態で活用が図られるよう適切な整備を行う。

### ○整備方針

城山稲荷神社を、保護・保存するため敷地を早い時期に追加指定する必要がある。

この地区には、絵図や史料に描かれた船着門や搦手之虎口ノ門、木植方、足軽屋敷、用屋敷等の遺構が存在するが、発掘調査未実施のため、実態が掴めていない。民有地の追加指定と公有地化を加速的に進めるとともに、まとまった範囲の公有地化が成された段階で、発掘調査や資料等の調査によって遺構の実態を明らかにし、その実態に則した城郭遺構の計画的な顕在化を図っていく。整備した遺構等については、説明板の設置や園路整備などの環境整備を行う。市道城山線については、民有地全体の公有地化の目途が立った段階で、関係機関と廃止等の検討をおこなっていく。ただし、史跡松江城の防災道路や、各神社、管理活用のための道路として、引き続き道路としての機能は、残さなければならない。

北の内堀沿いに整備された散策路は、よりよい状態で活用が図られるよう、樹木が多くジメジメしている箇所の間伐や枝払い、剪定等を行い、日照が得られる状態にする整備する。また、堀端には、モウソウチク群が広がり景観と眺望を阻害しているので、撤去していく。

### ○整備の方法と進め方

- ・城山稲荷神社を、保護・保存するため敷地を早い時期に追加指定する必要がある。
- ・民有地の追加指定と公有地化を加速的に進めていく。
- ・まとまった範囲の公有地化が成された段階で、発掘調査や資料等の調査によって遺構の実態を明らかにし、その実態に則した城郭遺構の計画的な顕在化を図っていく。
- ・整備した遺構等については、説明板の設置や園路整備などの環境整備を行う。
- ・市道城山線については、民有地全体の公有地化の目途が立った段階で、関係機関と廃止等の検討をおこなっていく。ただし、史跡松江城の防災道路や、各神社、管理活用のための道路として、引き続き道路の機能は残していく。
- ・北の内堀沿いに整備された散策路は、樹木が多くジメジメしている箇所の間伐や枝払い、剪定等を行い、日照が得られる状態にする整備する。
- ・堀端には、モウソウチク群が広がり景観と眺望を阻害しているので、撤去していく。

### ⑧入口地区

#### ○活用方針

大手前や北惣門など史跡松江城の入口にあたる箇所や橋、それ以外の稲荷橋、千鳥橋は、城郭史跡のエントランス部に相応しいように景観を重視した意匠で活用する必要がある。亀田橋は、昭和になって本多静六の整備計画に則って新設された橋であるが、他の橋と同様に入口地区的構成要素として取り扱う。大手前広場の埋立は、昭和 13(1938)年に実施し、戦後、昭和 26(1951)年に文化財保護委員会から旧に復するよう勧告を受けている。条件が整えば、旧に復することも検討しなければならない。それまでは、史跡指定地であることが分かるように平面に表示するなどの工夫が必要である。

#### ○活用の方法と進め方

- ・各橋梁は、城郭史跡のエントランス部に相応しいように景観を重視した意匠で活用する。
- ・亀田橋は、昭和になって新設された橋であるが、他の橋と同様に入口地区的構成要素として取り扱う。

- ・大手前広場の埋立地は、条件が整えば、旧に復することも検討する。それまでは、史跡指定地であることが分かるように平面に表示するなどの工夫が必要である。

#### ○整備方針

史跡松江城の入口にあたる大手や橋は、史跡の入口としての景観の維持、向上を図る。景観を重視した意匠で活用する必要がある。大手前広場の埋立地は、条件が整えば、旧に復することを検討し、それまでは、史跡指定地であることが分かるように平面に表示するなどの工夫をすることとする。

#### ○整備の方法と進め方

- ・史跡松江城の入口にあたる大手や橋のうち、説明・案内板がない場所は、適切な場所に設置していく。
- ・車両の通行が可能な北懸門橋や稲荷橋については、民有地の公有地化の完了とともに、市道城山線の廃止の検討と一緒に、車両の通行を制限していかなければならない。なお、北懸門橋の橋板被覆材については、車両通行の状況を踏まえて、修景的に更新を図る。
- ・大手前の内堀埋立箇所は、条件が整えば復元を図る。また、それまでは遺構平面表示を検討する。

#### ⑨内堀地区

##### ○活用方針

内堀地区には、埋立地が複数所在するため、条件が整えば復旧して活用を図る。それまでは、史跡範囲の平面表示などの設置を検討する。

史跡指定地内の内堀は、水質の向上に必要な維持管理と整備を行い、水に囲まれた松江城の優れた歴史的景観として保全に努めていく。内堀は、今後も遊覧船のコースとして活用を促進する。また、遊覧船の航路も動く視点場として捉え、遊覧船乗客の視点での史跡景観の向上を図っていく。

#### ○活用の方法と進め方

- ・内堀は、水に囲まれた松江城の優れた歴史的景観として保全に努めていく。
- ・内堀は、今後も遊覧船のコースとして活用を促進する。
- ・遊覧船の航路も動く視点場として捉え、遊覧船乗客の視点での史跡景観の向上を図っていく。

#### ○整備方針

三之丸南側以外の内堀が良好に残る中、埋め立てられている大手と小泉八雲旧居前については、旧に復することを検討しなければならないが、それまでは平面表示等により顕在化を図る。

暗渠の改修や導水等、遺構への影響がない範囲で、水質浄化に必要な整備を行うとともに、汚泥浸漬などによって水質の向上を図っていく。その場合、堀の造成地形の遺構が残存していることも想定されるので、可能な限り遺構の確認を実施する必要がある。

#### ○整備の方法と進め方

- ・埋め立てられている大手と小泉八雲旧居前については、旧に復することを検討しなければなら

ないが、それまでは平面表示等により顕在化を図る。

- ・暗渠の改修等、遺構への影響がない範囲で、水質浄化に必要な整備を行うとともに、汚泥浚渫などによって水質の向上を図っていく。その場合、堀の造成地形の遺構が残存していることも想定されるので、可能な限り遺構の確認を実施する必要がある。
- ・遊覧船乗客の視点で、鬱蒼とした樹木を整理するなど史跡景観の向上を図る整備を計画的に実施する。

## ⑩三之丸地区

### ○活用方針

三之丸は、近世から松江藩の政府としての機能を有し、近現代に至ってもその機能を継承している。近世の建物は、一切存在しないが、地下の一部には遺構が保存されている。これらの遺構の内、発掘調査によって確認された城郭関連遺構については、遺構表示等により顕在化を図るなど三之丸の価値の向上を目指していく。また、近世の遺構が現存する本丸並びに二之丸の眺望点として整備することで、かつて松江城と一体の空間であったことを体感できる場とする。なお、県庁建物や前庭などの近代化遺産として評価されるものについては、これらの建造物の価値の継承と活用が図れるよう関係機関と協議の上、連携して保存に努めていく。

また、重要な曲輪として保存するため、史跡の追加指定等に加え、諸条件が整った場合には、終戦直後に埋め立てられた内堀の復元等についても検討する。

### ○活用の方法と進め方

- ・発掘調査によって確認された城郭関連遺構については、関係機関と協議の上、遺構表示等により顕在化を図っていく。
- ・関係機関と協議の上、本丸並びに二之丸の眺望点として整備することで、かつて松江城と一体の空間であったことを体感できる場とする。
- ・近代化遺産として評価されるものについては、これらの建造物の価値の継承と活用が図れるよう関係機関と協議の上、連携して保存に努めていく。
- ・関係機関と協議の上、史跡の追加指定等を進めるとともに、諸条件が整った場合には、終戦直後に埋め立てられた内堀の復元等についても検討する。

### ○整備方針

三之丸は、重要な曲輪であったことを知ることができるような整備を、関係者と協議・連携して実施する。三之丸全体を保護するため、関係機関と協議の上、追加指定を検討する。

今後も発掘調査を継続し、遺構が確認された場合は、平面表示や解説板を設置するなどの整備を関係機関と協議の上進めていく。

### ○整備の方法と進め方

- ・調査で確認された城郭関連遺構については、関係機関と協議の上、遺構表示等により顕在化を図る。
- ・関係機関と協議の上、天守並びに二之丸の眺望点として整備することで、松江城と一体の空間であることを体感できる場とする。
- ・関係機関と協議の上、史跡の追加指定を実施する。

- 諸条件が整った場合には、関係機関と協議の上、戦後に埋め立てられた内堀の復元等についても検討する。

### ⑪三之丸ノ内地区(御鷹部屋・御花畠・大手前を含む)

#### ○活用方針

史跡指定地外ではあるが、江戸時代からの政府機能をずっと継承してきた地域である。現県庁建設後、「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトに、県庁関係施設の計画的な配置と建築が行われ、史跡隣接地としての景観の保全に寄与してきた経緯を重視し、その基本コンセプトの継承に努める。

また、近世には、御銀蔵、御鷹部屋、御殿や庭園も所在しており、地下遺構も現存する可能性が高いため、発掘調査を実施して遺構の解明に努める必要がある。

#### ○活用の方法と進め方

- 「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトに、計画的に建設された図書館、武道館、県民会館は価値の継承に努めるとともに、関係機関と協議の上、その保存と活用を図っていく。
- 必要に応じて学術調査を実施するなど、近世遺構の実態の解明を図っていく必要がある。確認された遺構は、保存した上で、平面表示や解説板の設置などで活用を図る必要がある。

#### ○整備方針

御花畠や御銀蔵、御鷹部屋の遺構は、全体像がつかめていないため、学術調査を実施するなど、近世遺構の実態の解明を図っていく必要がある。確認された遺構は、保存した上で、平面表示や解説板を設置する必要がある。

#### ○整備の方法と進め方

- 発掘調査や史料調査によって、御花畠や御銀蔵、御鷹部屋の遺構の実態を解明していく。
- 「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトとし、近代建築群や庭園などを活かしつつ、松江城に隣接する藩邸エリアとしての整備に努める。なお、整備にあたっては、関係機関との協議の上、連携を図っていく。

## (4) 整備事業の進め方

#### ①計画的・総合的な整備

史跡松江城はその大半が公有地化されているが、本来の縛張の範囲において未指定地や民有地も存在する。公有地化や土地の追加指定に時間を要するもの、近隣住民の生活に配慮を要するもの、宗教活動の場として尊重するもの、土地の所有が明確でないものなど、多様な条件の中で保存や整備を推進していかなければならない。

このため、整備は、公有地化や発掘、資料等の調査の進捗状況、さらに緊急性や保存のため必要な条件が整っているなどの状況に応じて、計画的・総合的に進めることとする。

また、石垣等の規模が大きく全体を一度に整備するのが困難な場合や、整備に長い期間を要する場合には、公開・活用のための諸事業と調整を図りながら、順次整備を進めていく。

②整備・活用のための組織づくり

保存のための維持管理的な措置を行う場合を除き、史跡の整備については、今後も専門家の指導や文化庁、島根県の助言を踏まえながら実施していく。

# 第5章 保存活用計画の推進体制

## 第1節 現状と課題

### (1) 現状

史跡松江城は、内堀に囲まれた範囲であり、約 21.75ha の広大な面積を有している。その中には、松江神社、松江護國神社などの既史跡指定地や城山稻荷神社、民家などの個人所有の未指定地も含まれている。

指定地の日常的管理運営は、松江市産業観光部観光施設課の監督の下、指定管理者が行っている。指定管理者は本丸に所在する城山公園管理事務所を拠点として管理業務にあたり、管理事務所以外では天守や興雲閣、外曲輪(二之丸下ノ段)の復元建物(寺社修理工)に職員を常駐させている。また、城山公園の名称で都市公園にも指定されているため、四阿等の公園施設や公園植栽の管理については、観光施設課と連携し、松江市歴史まちづくり部公園緑地課も携わっている。

指定管理者は、集客イベントとして「お城まつり」など独自事業を実施しているが、史跡全体の管理業務や独自事業の実施に際しては、文化財保護法の下に策定された「史跡松江城環境整備指針」(平成 5 年度策定)に基づいて、松江城天守の管理等については、「重要文化財 松江城天守保存活用計画」(平成 25 年度策定)に基づいて実施している。

また、日常的な管理運営上必要な現状変更等の手続きは、松江市歴史まちづくり部まちづくり文化財課が担っている。

なお、上記のように史跡松江城に関わる部署等はそれぞれ立場が異なった状態で複数に亘っているため、松江市では、毎年、専門家による「史跡松江城整備検討委員会」を開催し、整備計画の段階からその事業の検討や、事業実施後の検証も行い、それぞれが担当する整備計画のすり合わせや相互認識の場としている。

建造物としての天守や史跡としての松江城の調査研究については、平成 20(2008)年度からスタートした松江市史の編纂事業の中で、松江城編として一巻にまとめるため、平成 29(2017)年度の刊行を目指して調査研究・執筆が進められている。また、天守に特化して平成 22(2010)年度から「松江城調査研究委員会」が設置され、全国的な規模で構造的特徴や歴史的位置づけ等の調査が積極的に進められている。

それらの成果もあって、松江城天守は、平成 27(2015)年 7 月 8 日に国宝に再指定されたが、以来、登閣者数も増加し、対前年比 45.4 パーセント増の約 54 万人となった。そのため、安全対策として行楽シーズンには登閣者カウントによる滞留登閣者数の管理や、放火等の犯罪抑止対策も更に強化する必要が生じている。

なお、この登閣者数は、有料施設である天守だけの見学者数であるため、史跡松江城に散策や休息及びイベント参加のため来城する市民や観光客は、更に多いものと推定される。

### (2) 課題

松江市では、「史跡松江城整備検討委員会」を開催することによって、整備事業の計画や実施についての共通理解が図られているが、日常の管理については、意思の疎通が図られていない状況も発生するなど課題がある。それらの課題に対応するため、「重要文化財 松江城天守保存活用計画」や、本計画に基づいてマニュアルを作成し、指定管理者へ周知するとともに指定管理者の職

員を対象に定期的な研修を実施するなど、適切に管理業務が遂行されるような対策が必要である。

史跡松江城内には個人所有の住宅が数件所在する。これらの個人所有者は、史跡松江城の中に所在していることや史跡指定地に囲まれていることを十分に理解され、周辺環境に適応した住空間を創っているが、今後の史跡松江城のあるべき姿を追求するために、未指定地の指定地化や公有地化を進める必要がある。なお、未指定の神社についても、同様に指定地化を進める必要がある。

市民や民間事業者については、史跡松江城の価値を理解した上で、保存管理の必要性を認識できるよう、行政の働きかけによって、それぞれの立場で保存・管理・活用に取り組めるよう、本計画の周知に努める必要がある。

更に、現在進められている調査研究については、史跡松江城の価値の向上を図るだけではなく、それらの成果を発信することによって広く国民と共有できるよう、今後も計画的に継続する必要がある。

## 第2節 基本方針

### ①総合的な管理運営体制の強化

保存活用計画に携わる行政機関や指定管理者が、計画の共有の機会を形成するとともに、史跡松江城に関する管理上の問題や諸事業について積極的に情報共有を行うことにより管理運営体制の強化を図る。

### ②専門家による検討会議の継続

適切な保存・管理や整備・活用を推進するため、専門的な知見に基づく助言・指導を行う専門家の会議である「史跡松江城整備検討委員会」を継続する。

### ③計画的かつ持続的な調査研究体制の構築

史跡松江城の構造と本質的価値を明らかにし、適切な保存・管理を推進するとともに、その歴史的価値をさらに高め、その成果を活かして魅力ある整備と活用を図るため、計画的かつ持続的な調査研究体制を構築する。

### ④多様な主体による保存・管理の推進

保存活用計画の理解を土台として、行政機関の支援のもと市民や民間事業者の優れたアイデアや活力を活かした史跡松江城の魅力向上を図るしくみを構築する。

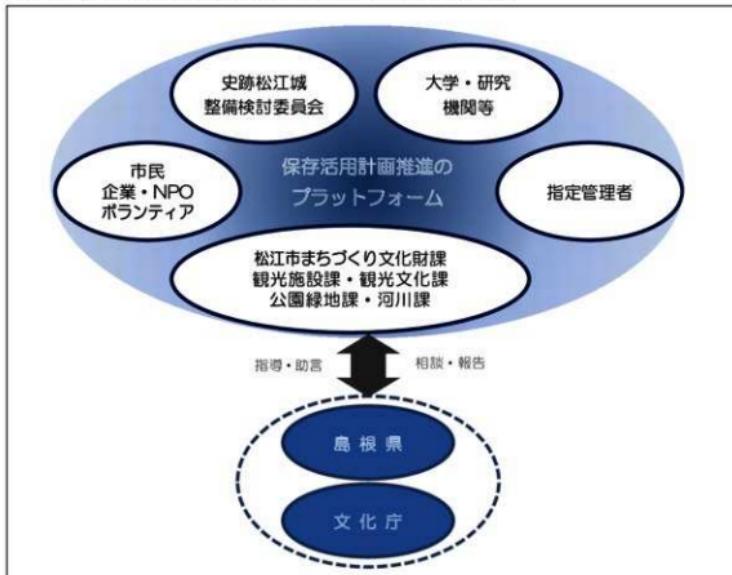


図5-1 計画の推進体制(平成28年度時点)

## 第6章 今後の課題と方向性

### (1) 追加指定と今後の活用

#### ①今後の課題

追加指定については、第3章 保存・管理 ⑦城山稻荷神社地区で触れたように、未指定地すべての追加指定を早期に目指すとともに、歴史的な経緯のある城山稻荷神社を除く民有地については、計画的に公有地化を図っていく必要がある。

護国神社斜面地の未指定地は分筆の過程で生じた無番地である。指定地内であるので、追加指定地ではないが、史跡地として活用できるよう関係機関と調整を図る。

#### ②今後の方向性

公有地化された民有地については、発掘調査を実施し、その成果に基づいて年次計画的に整備を図っていく必要がある。ただし、城山稻荷神社地区は絵図を見ても遺構が少ない地区であるため、発掘調査によって遺構が検出されない場合は、史跡松江城の景観の向上を最重要課題としながら、内堀北の塩見縄手地区や近世資料館である松江歴史館への誘導路の役割を強化させる必要がある。

### (2) 三之丸及びその周辺地の位置づけ

#### ①今後の課題

この地区は、近世から現代まで連続と政府機能を継承してきた地区であるが、地下に遺構が残存することが判明しているため、遺構の保護のため、なるべく早い時期に追加指定を目指す必要がある。また、県庁及び県民会館、図書館、武道館、公文書館(古代文化センター)、県庁前庭については、島根県庁舎周辺整備計画に基づいて、史跡松江城との調和をコンセプトに設計され整備された建造物群であり、その計画が建築学会賞を受賞するなど、一連の群として十分評価できることから、総合的に保護・保存を図る必要がある。

#### ②今後の方向性

三之丸の堀と石垣は、かなりの部分が埋め立てられている。史跡のよりよい在り方としては、堀の復元が最善であることは言うまでもない。将来的には、復元を模索するとして、当面の方向性として、重森完途設計の前庭の価値を阻害しない方法で、堀石垣の遺構を平面表示するなど遺構を活かす手法を検討する必要がある。

### (3) 城下町との一体的整備

#### ①今後の課題

松江市では、歴史的なまちなみを形成している概ね昭和25(1950)年以前に建てられた古民家(町屋)や近代建築物に光をあて、将来に向けて保全・継承するため、平成26(2014)年度から建物の悉皆調査を実施した。この調査によってリストアップされた建物の内、所有者と保全契約が締結されたものは、「松江市登録歴史的建造物」として登録され、維持管理のための支援制度が受けられる。なお、この制度では、所有者の負担を軽減するため規制は外観に留めている。

また、歴史的景観の保全・維承を目的に京橋川沿線(西片原町、東片原町、末次本町、東本町1丁目、2丁目)で住民同士で「歴史まちづくり協定」を10年間を限度に結んでいただき、それを市長が認定して建築物等の外観修景整備を支援する制度も新設した。

これらの支援制度のうち、後者の制度は既に協定が締結され外観修景整備の支援制度がスタートしている。

今後の課題としては、「松江市登録歴史的建造物」と「歴史まちづくり協定」を将来的にはリンクできるよう、個としての建造物の点を線に線に拡張・拡大していくことにある。

## ②今後の方向性

将来的には、これらの支援事業によって、城下町の歴史的風情を保存・再生することで、まちあるき観光に資するようになるとともに、NPOなどの建造物活用支援団体と共に創と協働によって、これらの建物が商業面でも有効に活用できるよう行政の積極的な関与が必要である。

更に、地元の高等教育機関への情報提供や連携を図ることで、歴史的建造物の調査・研究の場として知識・経験を有した人材の育成にもつなげる必要がある。

## (4) 調査研究体制

### ①今後の課題

現在、松江市の調査研究体制は以下のとおりである。(平成28年度末)

今後の課題は、市史編纂事業が完了する平成31(2019)年度以降の史料編纂課の在り方と市史編纂事業によって構築された全国的な研究者ネットワークの維持・継承と発展をどのような方法で図っていくかにある。

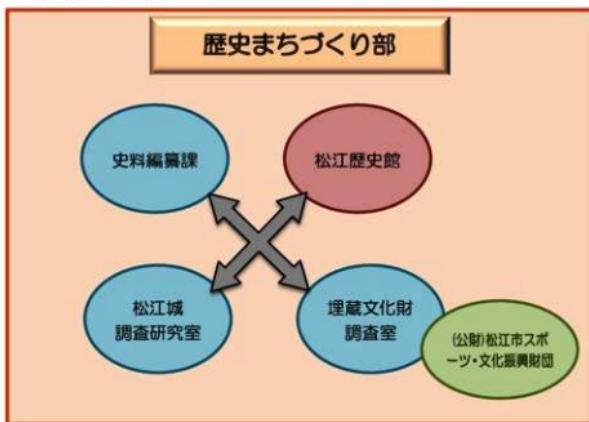


図6-1 計画の推進体制(平成28年度時点)

### ②今後の方向性

行政主体の調査研究は、その成果の公開と活用を図る目的で実施されなければならないが、そ

これらが円滑に実施できるように調査研究体制の一元化と、それに伴う体制整理と強化を図らなければならない。一例として挙げるならば、松江歴史館の中に市史編纂事業完了後の史料編纂機能と松江城調査研究機能を付加して調査研究体制を一元化する方法が考えられる。ただし、この場合、併任は不可能であるため目的が達成できる体制の確保が必要である。

## (5) 啓発事業

### ①今後の課題

現在、啓発事業としては、史料編纂課の市史講座や歴史館で開催する歴史講座、松江城調査研究室の研究成果の公開講座など、広く市民向けの講演会形式のものと、「ふるさと文庫」「松江市歴史叢書」「松江市歴史館研究紀要」などの出版物によるもの、埋蔵文化財調査室が実施する発掘調査成果の現地説明会など現地見学によるものがある。

また、学校教育では、平成28年(2016)度から史跡松江城の中での実地授業もスタートし、児童・生徒のふるさと学習の充実が図られている。

今後の課題は、これらの啓発事業を継承することによって事業の効果を検証し、よりよい啓発事業へと転換を図っていくことである。

### ②今後の方向性

啓発事業の推進にあたっては、それぞれの事業を継続的に実施することや、実施母体を強化することは不可欠であるが、調査研究の成果なくしては啓発事業は成立しないので、今後も新史料等の発見に努め、全国的な研究者との連携によって研究が深化、発展するよう努めることが大切である。

## (6) 管理設備

### ①今後の課題

史跡松江城の中には、天守などの本質的価値を構成する要素だけではなく、民間の住宅の他に神社、復元櫓や興雲閣などがあり、それらの活用にあたっては、電気や水、電話配線等の供給と排水は不可欠である。しかし、史跡内は地下遺構が良好に現存するため深い掘削を伴う電柱や電気設備、排水設備の新設や更新は、難しい状況である。

これらの管理設備のうち排水設備については、今後、江戸時代の排水設備を調査した上で、それらを活かした総合的な整備を実施すべきであるが、電源や電話回線、飲料水の確保についても、既存の電柱や配線、配管状況を把握した上で、史跡景観の保護と整合性を取りつつ総合的で計画的な整備を実施すべきである。

### ②今後の方向性

史跡松江城内は、電気だけではなく電話などの様々な配線が施され、それを支える支柱が設置されているが、これらは間違いなく史跡景観の阻害要因になっている。これらの電柱については、本数の整理も必要であるが、将来的には地下埋設等の方法によって極力表に出ない手法を検討すべきである。

排水設備の更新については、近世の遺構を活かしつつ、設備の能力強化を図る手法を総合的、

計画的に実施すべきである。

## (7) 安全対策

### ①今後の課題

高石垣の転落防止対策として、史跡内には木柵や鉄柵が設置されている。これらの安全対策用の設備は古く、景観を阻害しているものもある。そのため、史跡全体の状況を調査し、早い時期に、計画的に史跡景観に適した設備に更新する必要がある。また、管理用道路の車の通行についても、車の登録制や許可制にするなどルールを定める必要がある。

バリアフリーに関しては、現在、本丸に上るため階段昇降機が2台設置されている。しかし、この昇降機は介助者が必要なうえ、重たいため実用性に欠けている。したがって、今後、実用性に優れたものに更新する必要がある。なお、史跡松江城は、歴史的価値の向上を目指した整備を進めているため、石段をスロープにするなどのバリアフリー化は、不可能である。このため、例えば、駕籠を設置するなど、史跡と人、両方に優しい工夫が求められる。

### ②今後の方向性

転落防止柵等の安全対策用の設備は、早い時期に調査の上、適切なものに更新する必要がある。また、管理用道路の通行車両は、今後、通行管理する必要がある。更に、バリアフリーに関しては、史跡と人に優しい手法を検討すべきである。

## (8) 経過観察

第3～5章に記載した、保存、活用、整備、運営・体制の整備に関する方向性・方法の各項目について、確実に実行されるよう定期的な経過観察モニタリングを行う。

### ①経過観察の方針

活用整備及び日常的な維持管理の実施状況について、定期的に経過観察を行い、事業の進捗状況、課題等の検証を行い、史跡の保存、活用、整備、運営・体制の整備の適切な推進を図るとともに、課題を早期に把握し、その解決を図る。

### ②経過観察の方法

#### ・まちづくり文化財課による検証

文化庁作成の「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」及び「史跡等整備のてびき」に提示されている自己点検票を活用し、日常的な維持管理、各種施策、整備事業の進捗状況について内部検証を年1回行う。

#### ・史跡松江城整備検討委員会での審議

内部検証結果を含め、史跡松江城整備検討委員会に各事業の進捗状況、取組みの内容を報告し、文化財保護の観点から、適切なものであるか審議を受けるとともに、今後の進め方、課題がある場合はその解決策等について指導・助言を受ける。

#### ・情報の公開と評価

事業の進捗状況及び今後の方向性について、ホームページや市の広報誌などで積極的に公開するとともに、行政内部でも年次ごとの達成状況等について検証し、行政評価を実施して、そ

の結果を、議会・市民に公開する。

・経過観察により把握された課題の解決

経過観察により把握された課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう個別の施策・事業計画や運営の体制等について見直しを行う。また、本計画についても、施策・事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要な場合は見直しを行う。

## **資料 編**

## ○資料編

## 1. 絵図・写真資料等

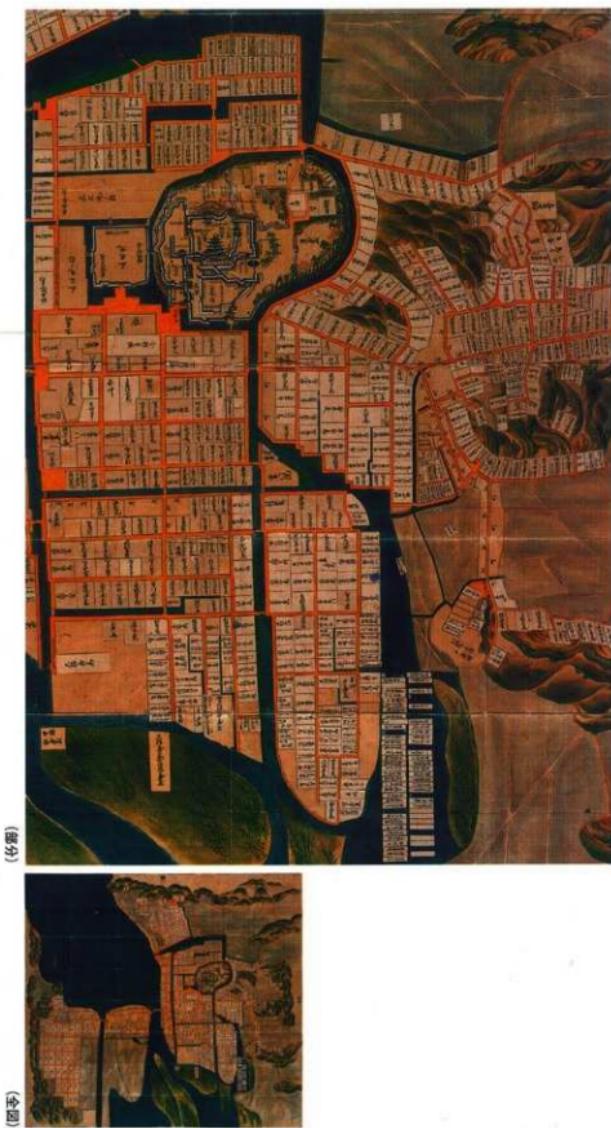
## (1) 絵図



寛永出雲国絵図（島根大学附属図書館蔵）



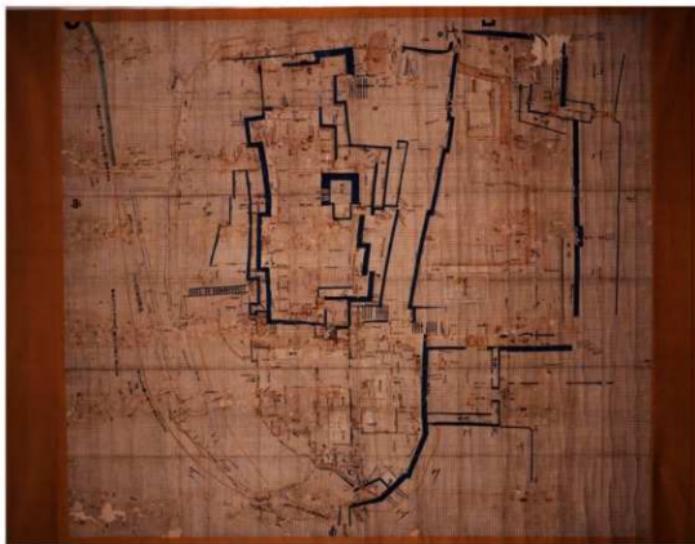
安政期松江城下町絵図（島根大学附属図書館蔵）



松江城下絵図（島根大学附属図書館蔵）



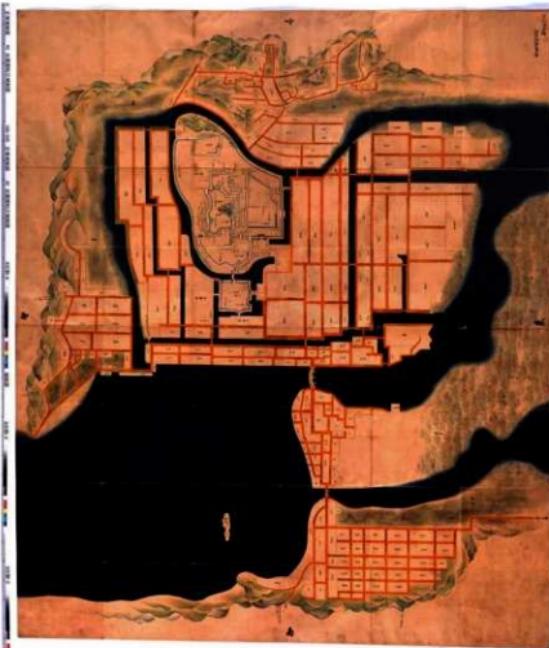
寛永年間松江城屋敷町之絵図（丸亀市立資料館蔵）



松江城縄張図（松江歴史館蔵）



出雲国松江本城図（国立公文書館蔵）

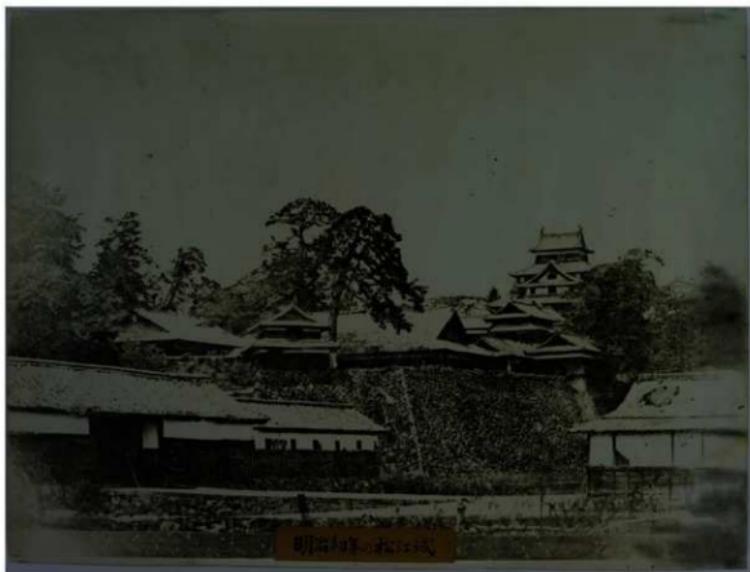


出雲国松江城絵図（国立公文書館蔵）

## (2) 写真資料



① 松江城古写真（明治8年以前：現存する最も古い松江城天守の写真）（松江歴史館蔵）



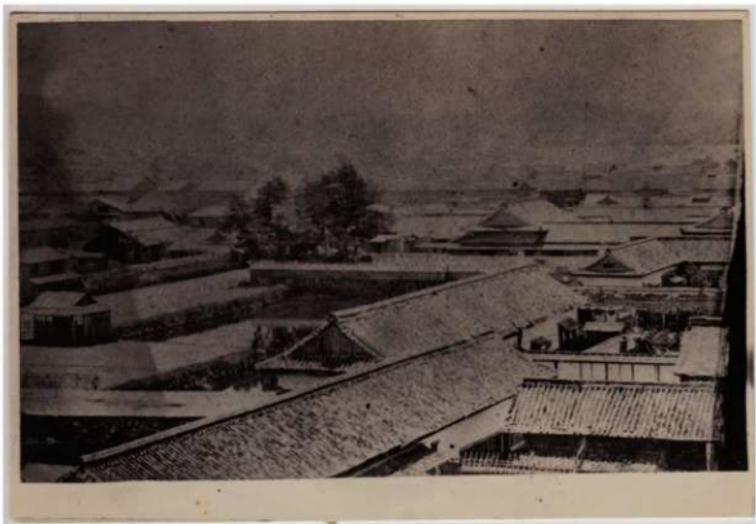
② 松江城古写真（明治8年以前：現存する二番目に古い松江城天守の写真（天守5階で掲額写真）（松江歴史館蔵）



③松江城古写真（明治8年以前：現存する三番目に古い松江城天守の写真）（松江歴史館蔵）



④松江城古写真（明治8年以前：御門右隣の多門の傷み具合から写真①と同時期の撮影）（松江歴史館蔵）



⑤松江城古写真（明治 8 年以前）（松江歴史館蔵）



⑥松江城古写真（推定：明治 25 年 8 月頃から明治 27 年 6 月頃の間の写真）（松江歴史館蔵）

## 2. 松江城危険木調査

この調査は、平成26年度に松江市が株式会社 L A T 環境クリエイトに委託して作成した史跡松江城内の樹木の状況調査の一部を、抜粋したものである。

### 1. 業務概要

#### 1) 業務名

松江城山公園本丸整備基本計画策定及び危険木調査業務委託

#### 2) 業務の目的

城山公園は、周囲を堀に囲まれた松江城址周辺を歴史公園として指定した都市公園である。松江の歴史的な観光地区の中心に位置し、公園内の松江城天守閣は、国の重要文化財に指定されており、多くの来訪者を集めている。公園全体が豊かな森林を有する丘陵地となっており、樹齢数百年の巨木やヒツツバタゴ等の珍しい樹木も見られ、堀川遊覧船や周辺の道路からの優れた景観資源ともなっている。また、本丸を中心に多くのソメイヨシノが植えられ、「日本さくら名所百選」にも選ばれている。

このように公園内の樹木、樹林地は、景観面、観光面等で重要な役割を果たしているが、樹木の成長や環境圧等により課題も生じている。近年園内のソメイヨシノは、老齢化が目立つとともに、「ナラタケモドキ病」が蔓延し、多くの樹木が枯渇している。また、文化財の石垣を崩壊させるほど成長した樹木や倒木の危険性がある老齢樹、散策園路周辺には繁茂しすぎて鬱蒼とした空間をつくり、安全性を低下させている樹林地も見られる。

中略

なお、業務を行うに当たっては、松江市が平成 5 年に策定した「史跡松江城環境整備指針」の整備目標を踏まえ、また、平成 25 年に策定した「重要文化財松江城天守保存活用計画」の第 3 章環境保全計画の中の基本方針及び整備方針を十分に検討した上で、松江市が運営する「松江市観光地樹木保護委員会」の意見を反映することとする。

#### 3) 業務位置

場所 松江市殿町地内 松江城山公園

#### 4) 工期

本業務の工期は、平成 26 年 1 月 7 日～平成 27 年 3 月 27 日である。

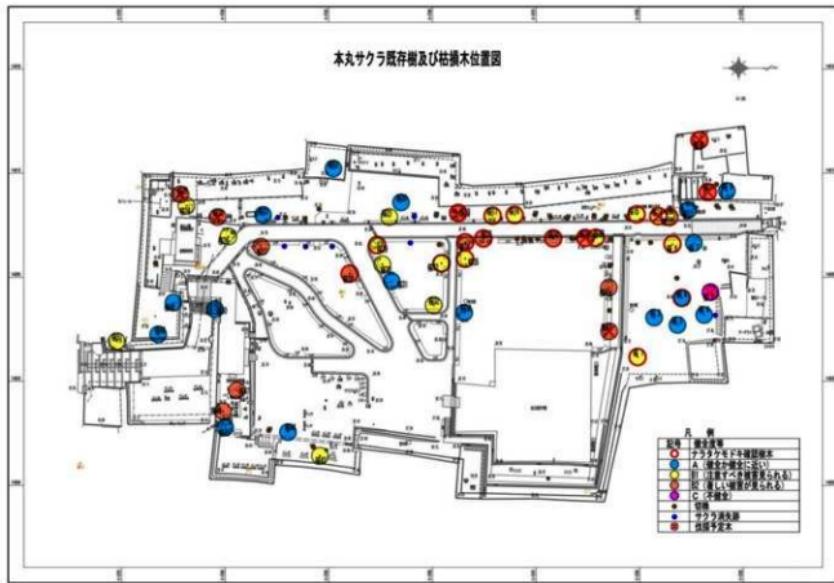


図1 本丸サクラ既存樹及び枯損木位置図

表1 本丸サクランボ腐朽診断カルテー観察表

2014/12/16

番号	樹種名	樹高 (cm)	直径 (cm)	アラヤヤマヒルギ	アラヤヤマヒルギ	白樺	白樺	樹木病害の主な特徴	特徴	伐採理由	名前等	その他の結果
1	シナノイヌノフジ	11.0	247	有	△ B1 有	無	無	B1-L3 ○			根の腐害、壊れ木の跡、枝枯れ、葉冠減少、落葉	
2	シナノイヌノフジ	0.4	88	△△ A 有	無	B1-L3 ○					根の腐害、枝枯れ	
3	シナノイヌノフジ	5.5	28	—	— A 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、枝枯れ	
4	シナノイヌノフジ	0.2	80	△△ A 有	無	B1-L3 ○					根の腐害、枝枯れ	
5	シナノイヌノフジ	1.0	25	—	— C 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
6	ツバキイヌノフジ	4.7	42	有	— A 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、枝枯れ	
7	ツバキイヌノフジ	4.4	38	— A 有	無	B1-L3 ○					枝枯れ、根の腐害	根株1/4の根腐害
8	ツバキイヌノフジ	5.0	46	有	△ B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、枝枯れ、落葉	根株1/4の根腐害
9	ツバキイヌノフジ	7.4	127	△△ A 有	無	B1-L3 ○					根の腐害、落葉	根株1/4の根腐害、形態の異様のために2回目切削
10	ツバキイヌノフジ	5.5	140	有	△ B1 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
11	ツバキイヌノフジ	3.5	65	有	△△ B1 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
12	ツバキイヌノフジ	8.1	46	—	— A 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、土壌害虫、葉枯れ	根株1/4の根腐害—根の腐害
13	ツバキイヌノフジ	8.2	41	—	— B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、土壌害虫、葉枯れ	根株1/4の根腐害—根の腐害
14	ツバキイヌノフジ	8.0	72	有	△△ B1 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
15	ツバキイヌノフジ	8.0	42	—	— B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	根株1/4の根腐害、落葉
16	ツバキイヌノフジ	8.0	50	有	— B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	根株1/4の根腐害、落葉
17	ツバキイヌノフジ	5.2	36	有	△△ B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、落葉	根株1/4の根腐害、落葉
18	ツバキイヌノフジ	10	25	—	— B2 有	無			○ 2年目植え、根株直付			
<b>ツバキイヌノフジ(根腐害)</b>												
19	ツバキイヌノフジ	0.6	40	—	— A 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、土壌害虫、葉枯れ	根株1/4の根腐害—根の腐害、土壌の根の腐害
20	ツバキイヌノフジ	5.2	35	— B1 有	無	B1-L3 ○					根の腐害、壊れ木の跡、土壌害虫、葉枯れ	根株1/4の根腐害—根の腐害、土壌の根の腐害
21	ツバキイヌノフジ	4.8	32	— A 有	無	B1-L3 ○					根の腐害、壊れ木の跡、土壌害虫、葉枯れ	根株1/4の根腐害—根の腐害、土壌の根の腐害
22	ツバキイヌノフジ	0.6	30	—	— B2 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
23	シナノイヌノフジ(根腐害)	0.6	30	—	— B2 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
24	シナノイヌノフジ(根腐害)	0.6	170	△△ B1 有	無	B1-L3 ○					根の腐害、壊れ木の跡、形態の異常	近傍のツバキの根腐害—根の腐害
25	モリツツバキ	5.2	34	—	— B 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
26	モリツツバキ	5.0	138	△△ B1 有	無	B1-L3 ○					根の腐害、壊れ木の跡、落葉	根株1/4の根腐害
27	モリツツバキ	4.3	35	—	— B 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	根株がもろい(お)い葉害、土壌の根の腐害
28	モリツツバキ	4.8	74	有	— B2 有	無	B1-L3 ○ ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	根の腐害、壊れ木の跡、落葉、不正根茎(根による)による葉害
29	モリツツバキ	0.6	30	—	— B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	上の葉を落す。間に隙地。
30	モリツツバキ	0.6	30	—	— B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、土壌害虫、落葉	モリツツバキの土壌害虫、土壌の根の腐害
31	モリツツバキ	0.6	76	—	— B 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	モリツツバキの土壌害虫、土壌の根の腐害
32	モリツツバキ	0.7	66	—	— B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	モリツツバキの土壌害虫、土壌の根の腐害
33	モリツツバキ	0.6	30	—	— B1 有	無	B1-L3 ○ ○				不完全な落葉性害虫、根の腐害、落葉	モリツツバキの土壌害虫、土壌の根の腐害
34	モリツツバキ	4.8	76	—	— B2 有	無	B1-L3 ○ ○				モリツツバキの土壌害虫、根の腐害、落葉	モリツツバキの土壌害虫
<b>モリツツバキ(根腐害)</b>												
番号	樹種名	樹高 (cm)	直径 (cm)	アラヤヤマヒルギ	アラヤヤマヒルギ	白樺	白樺	樹木病害の主な特徴	特徴	伐採理由	名前等	その他の結果
35	シナノイヌノフジ	0.2	28	有	△ B1 有	無	B1-L3 ○				モリツツバキの土壌害虫、根の腐害、落葉	モリツツバキの土壌害虫—根の腐害、土壌の根の腐害
36	シナノイヌノフジ	0.6	48	—	— A 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、落葉	
37	シナノイヌノフジ	0.6	62	—	— B 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、落葉	
38	シナノイヌノフジ	0.6	75	—	— B 有	無	B1-L3 ○ ○				○ 40cmに達する	
39	シナノイヌノフジ	0.6	61	—	— B 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、落葉	
40	シナノイヌノフジ	11.3	148	有	△△ B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	根の腐害、壊れ木の跡、落葉
41	モリツツバキ	6.2	66	—	— B2 有	無	B1-L3 ○ ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	根の腐害によるリンクの確立、ベンチの結果
42	モリツツバキ	6.1	52	—	— B2 有	無			○ 残留小枝葉の状況 ありなし			
43	モリツツバキ(山茶芋)	0.6	230	—	— B1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	モリツツバキの土壌害虫による葉害
44	モリツツバキ	0.6	114	—	— A 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	近傍のツバキの根腐害—根の腐害、モリツツバキの根腐害
45	モリツツバキ	10.4	182	—	— B 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、落葉	近傍のツバキ、ヒトツバキの根腐害による葉害、モリツツバキによる葉害
46	モリツツバキ	0.6	105	—	— B2 有	無	B1-L3 ○ ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	
47	モリツツバキ	0.2	177	—	— B 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	
48	モリツツバキ	0.6	194	—	— A 有	無	B1-L3 ○ ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	
49	モリツツバキ	0.6	67	—	— B 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	
50	モリツツバキ	0.6	101	—	— B 有	無	B1-L3 ○ ○				根の腐害、壊れ木の跡、落葉	
51	モリツツバキ	0.7	240	—	— B 1 有	無	B1-L3 ○				根の腐害、落葉	
52	モリツツバキ	0.7	165	—	— A 有	無	B1-L3 ○ ○				支被物害、落葉	近辺のモリツツバキ
53	モリツツバキ	0.7	24	—	—	—	—		42	42	4	9

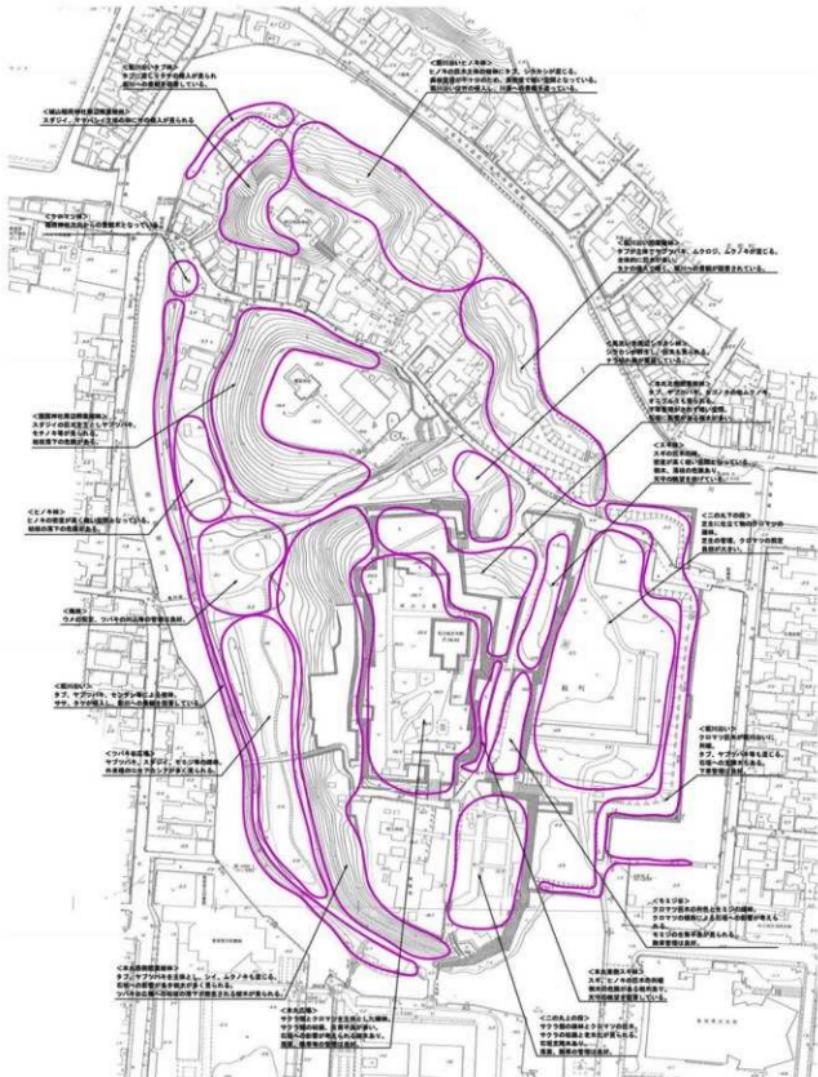


図2 城山公園樹木の状況図

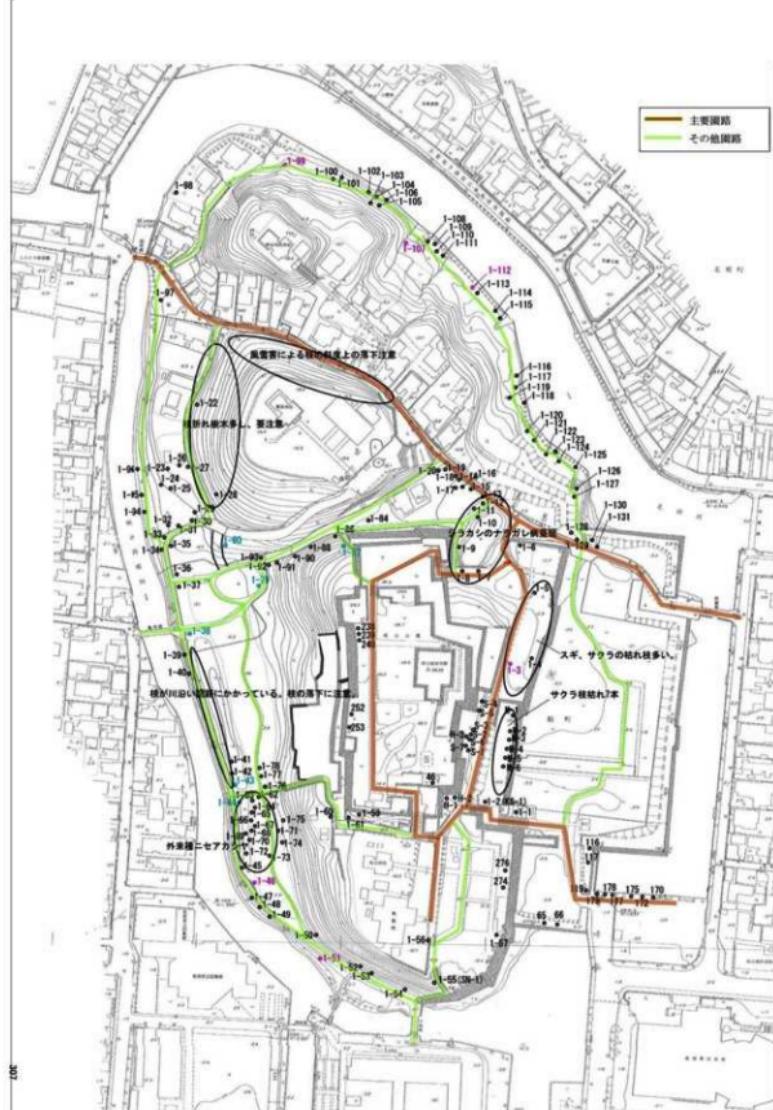


表2 園路・広場沿い危険木一覧表

番号	樹種	幹周	樹高	傾斜	写真番号	状況	留意事項	備考
1-	クスノキ	5.25	14	-		枯れ枝有り		
2	クスノキ	4.00	16	15		枯れ枝有り		
3	サクラ	0.40	3	8		枯損	注視	周辺のサクラ7本枯れ注意
4	エノキ	0.95	13	12		枯れ枝有り		周辺のサクラ、スギの枯れ枝多し、要注意
5	ユーカリ	2.00	15	14		枯れ枝有り		
6	エノキ	2.30	13	-		枯れ枝有り		
7	シラカシ	1.00	8	8		枝裂け		
8	シラカシ	2.30	11	10		枝裂け		
9	シラカシ	1.40	11	-		カシノガキイムシ被害		
10	シラカシ	0.90	7	5		カシノガキイムシ被害		
11	シラカシ	0.85	4	11		カシノガキイムシ被害		
12	シラカシ	0.70	4	3		カシノガキイムシ被害、根株腐朽		
13	ムクノキ	1.60	11	-		枯れ枝有り		ナラガレ舟が蔓延、早期の伐採必要
14	エノキ	1.85	13	12		枯れ枝有り		
15	スギ	0.85	15	-		枯れ枝有り		
16	シラカシ	1.60	13	5		カシノガキイムシ被害		
17	シラカシ	1.05	12	8		カシノガキイムシ被害		
18	ヒノキ	1.05	14	15		新芽渾化		
19	ナンキンハゼ	0.50	5	25		根折れ	枝切跡	
20	スズノキ	1.75	12	-		根枯れ	枝切跡	
22	スダジイ	1.55	9	42		新腐朽	枝等切跡	
23	ムクノキ					新腐朽		
24	ヒノキ	1.05	15	-		新腐朽		
25	ヒノキ	1.40	16	-		新腐朽		
26	ヒノキ	1.50	16	15		新腐朽、枯れ枝有り		
27	ヒノキ	1.00	12	12		新腐朽、枯れ枝有り		
28	タブノキ	2.20	7	7		新腐朽		新芽樹木も折れ枝の落下に注意が必要
29	ヒノキ	1.90	17	3		枯れ枝有り		
30	ヒノキ	1.15	16	4		枯れ枝有り		
31	ヒノキ	1.90	15	8		枯れ枝有り		
32	ヒノキ	1.25	17	-		枯れ枝有り		
33	ヒノキ	1.75	20	4		枯れ枝有り		
34	ヒノキ	1.10	13	5		枯れ枝有り		
35	ヒノキ	2.00	15	-		枯れ枝有り		
36	タブノキ	1.05	10	28		枯れ枝有り		
37	スダジイ	0.75	3	18		新腐朽		
38	スダジイ	3.45	7	-		大枝腐朽、折れ	固定	
39	スダジイ	0.80	5	5		新腐朽、折れ		
40	スダジイ	1.95	5	-		新腐朽、折れ	枯れ枝剪定	
41	エノキ	1.35	8	8		枯れ枝有り		
42	ヤブツバキ	0.50	5	10		新腐朽	切跡	
43	ムクノキ	1.30	10	-		大枝枯れ	固定	
44	エノキ	1.95	17	7		大枝枯れ	固定	
45	タブノキ	2.50	10	10		根株腐朽		
46	アカメガシワ	0.75	7	9		枯損	注視	
47	エノキ	1.10	9	9		株立ものの新腐朽		
48	センダン	1.95	10	5		枯れ枝有り		

番号	樹種	幹周	樹高	傾斜	写真番号	状況	留意事項	備考
49	ハゼノキ	0.90	7	45		枯れ枝有り		
50	ムクノキ	1.80	15	15		枯れ枝有り		
51	ケヤキ	1.95	3	-		幹腐朽	後援	
52	ムクノキ	1.90	10	-		枯れ枝有り		
53	タブノキ	1.55	12	32		枯れ枝有り		
54	ムクノキ	2.65	13	24		枯れ枝有り		
55	センダン	1.85	15	4		3株立ちの幹腐朽、太枝枯れ	判定	重要木にて計上
56	サララ	1.25	3	18		枯れ枝有り		
57	サクラ	2.80	7	5		枯れ枝有り	樹の脇の瓦に影響有り	
58	クロガネモチ	3.10	13	7		枯れ枝有り	頂上部の枝枯れ	
59	ムクノキ	1.90	13	10		根株腐朽	要注意	
60	クロガネモチ	3.00	12	5		幹芯腐朽	要注意	
61	ニセアカシヤ	1.75	7	19		幹腐朽、外来種	要伐採	
62	ニセアカシヤ	0.90	8	55		傾斜、外来種	要伐採	
63	ニセアカシヤ	0.80	5	45		傾斜、外来種	要伐採	
64	ニセアカシヤ	1.35	10	58		傾斜、外来種	要伐採	
65	ニセアカシヤ	1.20	6	45		傾斜、外来種	要伐採	外来種は伐採すべき
66	ニセアカシヤ	1.30	8	30		傾斜、外来種	要伐採	
67	ニセアカシヤ	1.65	12	40		傾斜、外来種	要伐採	
68	ニセアカシヤ	0.55	5	44		傾斜、外来種	要伐採	
69	ニセアカシヤ	0.45	5	18		傾斜、外来種	要伐採	
70	ニセアカシヤ	1.30	8	20		枯れ枝有り	要伐採	
71	スダジイ	1.00	8	20		外來種	要伐採	
72	ニセアカシヤ	1.15	-	-				
73	スダジイ	1.35	8	15		枯れ枝有り		
74	センダン	1.70	8	20		枯れ枝有り		
75	カラスノ	0.30	3	8		根張り出し	根切跡	
76	ヒノキ	1.80	11	-		根株腐朽、枯れ枝有り		
77	クスノキ	0.85	8	-		根張り出し		
78	クスノキ	2.90	13	-		根株腐朽、枯れ枝有り		
79	スダジイ	2.60	8	12		太枝枯れ	判定	
80	スダジイ	1.80	12	11		太枝枯れ	判定	
81	エノキ	2.60	10	-		枯れ枝有り		
82	ムクノキ	0.70	8	-		枯れ枝有り		
83	スダジイ	0.75	13	30		太枝枯れ	判定	
84	ヒノキ	1.65	12	9		枯れ枝有り		
85	スギ	2.30	15	-		枯れ枝有り		
86	スギ	2.05	15	-		枯れ枝有り		
87	スギ	1.90	15	-		枯れ枝有り		
88	スギ	1.45	15	-		枯れ枝有り		
89	ヒノキ	1.55	15	5		枯れ枝有り		
90	タブノキ	1.25	8	20		枯れ枝有り		
91	ヒノキ	1.55	12	5		枯れ枝有り		
92	クロマツ	2.66	15	-		根株腐朽、カイメンダケ		
93	センダン	2.50	13	-		枯れ枝有り		
94	ヒノキ	1.10	10	8		根張	後援	
95	ヒノキ	2.00	18	7		枯れ枝有り		
96	ヒノキ	1.15	13	15		根株腐朽		

番号	樹種	幹周	樹高	傾斜	写真番号	状況	留意事項	備考
102	ヒノキ	1.30	13	-		根れ枝有り		
103	ヒノキ	1.60	15	-		根れ枝有り		
104	ヒノキ	1.10	9	-		根れ枝有り		
105	ヒノキ	1.10	12	4		根れ枝有り		
106	ヒノキ	1.60	13	3		根れ枝有り		
107	ヒノキ	0.85	8	13			根性根	
108	ヒノキ	1.45	14	6		根れ枝有り		
109	ヒノキ	1.50	15	-		根れ枝有り		
110	ヒノキ	1.10	15	4		根れ枝有り		
111	ヒノキ	1.50	15	9		根れ枝有り		
112	ヒノキ	0.75	9	9		根瘤	根性根	
113	シラカシ	2.80	18	-		根れ枝有り	落丁太枝有り	
114	ヒノキ	1.45	13	5		根れ枝有り		
115	ヒノキ	1.65	15	8		根れ枝有り		
116	ヒノキ	1.20	15	3		根れ枝有り		
117	ヒノキ	1.85	15	-		根れ枝有り		
118	ムクロジ	1.55	10	12		根れ枝有り		
119	ヤブニッケイ	4.40	13	35		根れ枝有り		
120	クロガネモチ	2.40	10	18		根れ枝有り		
121	ムクノキ	4.10	15	-		根れ枝有り		
122	センダン	1.40	10	-		根れ枝有り		
123	ムクノキ	1.55	10	-		根れ枝有り		
124	ムクノキ	1.45	10	6		根れ枝有り		
125	ムクノキ	1.85	13	10		根れ枝有り		
126	ムクノキ	2.25	10	21		根れ枝有り		
127	ムクノキ	1.95	8	9		根れ枝有り		
128	スギ	1.20	15	-		根れ枝有り		
129	スギ	1.20	13	-		根れ枝有り		
130	スギ	0.85	12	-		根れ枝有り		
131	スギ	1.30	13	-		根れ枝有り		

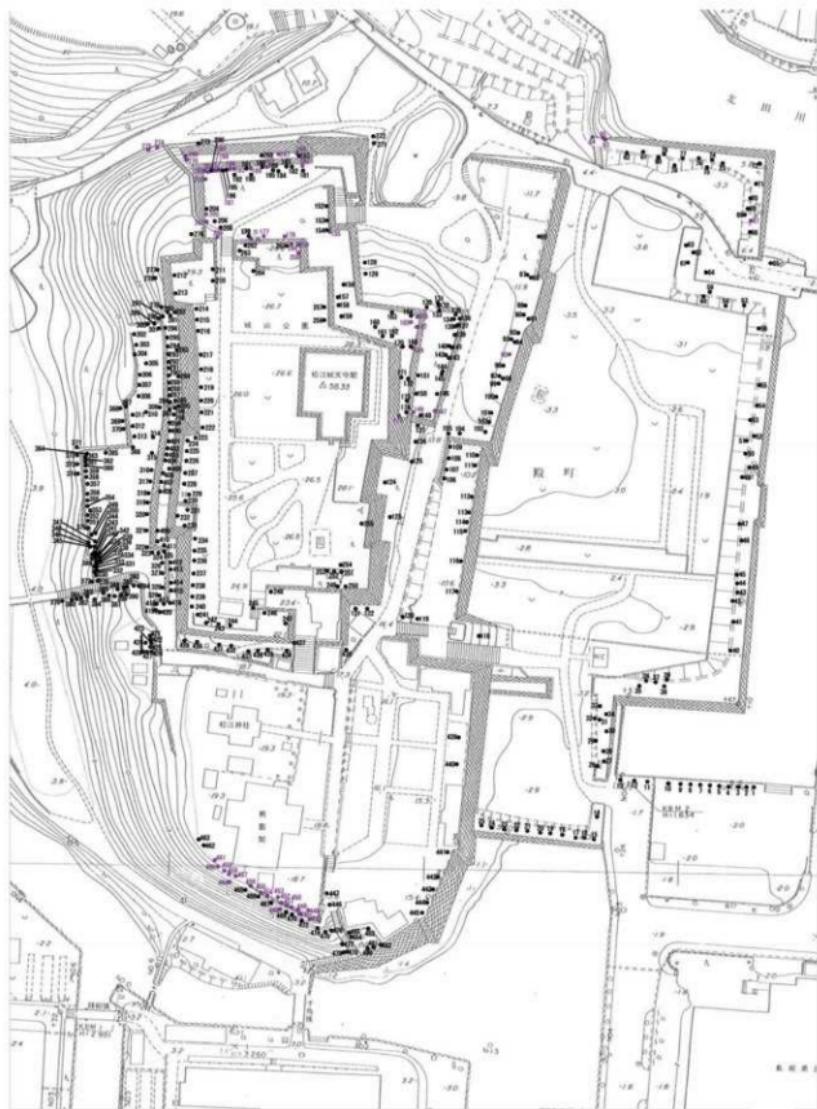


図4 危険木位置図（石垣支障木）

表3 危険木一覧表（石垣支障木）

番号	樹種	樹高 m	根高 m	傾斜 °	石垣距離 m	写真番号	状況	監査事項	備考
1	クロマツ	1.80	15	4	1.8				
2	クロマツ	1.80	15	8	2.1				
3	クロマツ	1.70	15	11	2.2				
4	クロマツ	2.00	15	15	2.4			詳細診断170 B1 樹勢回復困難の疑あり	
5	クロマツ	2.20	18	—	1.9				
6	クロマツ	1.25	15	—	2.2			詳細診断172 B2 樹勢回復困難	
7	クロマツ	1.80	15	—	2.1				
8	クロマツ	1.85	15	—	1.8				
9	クロマツ	2.20	20	15	2.3			詳細診断175 B2 樹勢回復や倒伏防止への ランス剪定	
10	クロマツ	1.70	15	13	2.1				
11	クロマツ	1.80	15	5	1.7			詳細診断177 B2 樹勢回復困難の疑あり	
12	クロマツ	2.10	15	17	2.1			詳細診断178 A 樹勢回復や倒伏防止への ランス剪定	
13	クロマツ	2.05	15	4	1.8			詳細診断179 A 倒伏回復・根茎保護等	
14	クロマツ	1.75	15	10	1.9				
15	クロマツ	0.70	8	15	2.2				
16	クロマツ	1.10	10	10	2.3				
17	クロマツ	1.15	12	—	4.3				
18	クロマツ	0.70	8	5	2.4				
19	クロマツ	1.40	8	15	2.7				
20	クロマツ	2.25	10	4	2.8			詳細診断177 B2 樹勢回復や倒伏難易性等	
21	クロマツ	2.20	15	25	2.8			詳細診断178 B1 樹勢回復や倒伏防止等の の疑あり	
22	クロマツ	0.90	13	—	2.8				
23	クロマツ	1.75	16	5	3.3				
24	クロマツ	1.40	15	3	4.0				
25	クロマツ	1.85	15	7	4.3				
26	クロマツ	2.45	16	17	5.5			詳細診断179 C 住保除去	
27	クロマツ	1.15	12	—	1.9				
28	クロマツ	0.90	12	—	2.0				
29	クロマツ	1.85	15	4	3.5				
30	クロマツ	0.70	8	5	4.4				
31	クロマツ	1.80	8	—	3.5				
32	クロマツ	2.25	16	25	4.0			詳細診断177 B2 樹勢回復や倒伏の危険等 の疑あり	
33	クロマツ	2.70	15	28	3.0			詳細診断178 B1 樹勢回復や倒伏の危険等 の疑あり	
34	クロマツ	0.90	6	12	1.8				
35	クロマツ	1.90	20	28	2.0				
36	タブノキ	1.45	10	—	3.7				
37	ヤブツバキ	0.30	4	—	3.7				
38	タブノキ	0.30	6	—	3.5				
39	スギ	2.80	20	—	5.0				
40	クロマツ	1.15	13	7	3.7				
41	クロマツ	1.85	20	—	2.1				
42	クロマツ	1.85	17	22	3.5				
43	モチノキ	0.55	8	—	3.8				
44	クロマツ	1.00	12	15	2.4				
45	クロマツ	1.85	15	2	3.5				
46	セイシダン	1.00	8	12	2.5				
47	クロマツ	2.00	20	7	4.0				
48	サクラ類	1.85	7	—	3.8				

番号	樹種	幹周 m	樹高 m	樹齡 -	石垣原點 m	写真番号	状況	管理事項	備考
48	クロマツ	1.05	11	-	2.4				
50	クロマツ	3.40	18	10	5.0				
51	セニンダン	1.70	8	25	5.0				
52	クロマツ	0.80	9	-	2.7				
53	ムクロジ	0.55	3	-	3.5				
54	ムクロジ	0.30	3	-	3.5				
54	ムクロジ	0.30	4	-	3.2				
55	クロマツ	1.85	15	4	2.8				
56	クロマツ	2.70	17	12	6.0				
57	クロマツ	1.30	15	-	2.2				
58	タブノキ	1.20	10	18	3.8				
59	クロマツ	2.80	20	11	3.2				
60	タブノキ	1.25	8	-	4.4				
61	クロマツ	0.75	8	10	1.3				
62	クロマツ	1.50	15	10	1.7				
63	クロマツ	1.70	11	5	2.2				
64	クロマツ	1.15	12	11	3.8				
65	クロマツ	1.20	10	6	2.3				
66	スダジイ	2.20	12	-	2.1				
67	ムクノキ	1.40	8	22	3.3	植栽	伐倒を待計		
68	ムクノキ	2.85	10	-	6.0	植栽			
69	クロマツ	2.50	18	7	3.2				
70	クロマツ	1.35	10	15	2.0				
71	クロマツ	0.55	4	5	1.8				
72	クロマツ	1.35	8	-	2.4				
73	クロマツ	2.30	18	20	5.0				
74	クロマツ	0.70	8	-	2.0				
75	スダジイ	2.15	12	-	8.7				
76	クロマツ	0.55	8	18	2.3				
77	クロマツ	1.80	17	5	3.3				
78	タブノキ	3.15	12	-	5.0				
79	ヤブツバキ	0.40	4	-	1.8				
80	ヤブツバキ	0.40	4	-	2.0				
81	タブノキ	0.85	5	-	3.0				
82	スギ	1.20	9	-	3.0				
83	ムクノキ	1.35	15	-	6.0	植栽	伐倒を待計		
84	スギ	1.80	13	-	6.8		伐倒を待計		
85	ムクノキ	1.10	10	8	6.0	植栽	伐倒を待計		
86	スギ	3.30	20	-	4.2				
87	スギ	2.80	20	10	5.1				
88	スギ	2.50	20	5	5.2				
89	スギ	2.05	20	5	4.5				
90	スギ	2.90	20	3	4.7				
91	タブノキ	1.65	15	15	1.6				
92	スギ	2.20	20	-	4.0				
93	スギ	2.80	20	12	4.0				
94	タブノキ	1.20	8	15	2.8				
95	スギ	2.10	15	5	3.7	植栽	伐倒を待計		

番号	種類	幹周 m	樹高 m	傾斜 °	石垣距離 m	写真番号	状況	留意事項	備考
94	スギ	1.20	16	—	3.0				
97	スギ	2.00	20	5	3.7				
98	タブノキ	0.85 0.80	10 10	21	2.5				
99	エノキ	0.95	12	12	2.7				
100	スギ	1.35	20	2	2.9				
101	スギ	2.00	20	4	3.5				
102	スギ	2.00	20	—	4.3				
103	スギ	2.45	20	4	2.8				
104	スギ	2.20	20	—	3.8				
105	サクラ属	0.90	4	15	1.8				
106	サクラ属	1.45	6	20	0.9				
107	サクラ属	1.05	7	—	0.7				
108	サクラ属	1.15	9	—	1.2				
109	サクラ属	1.10 1.15	8 8	20	0.7				
110	クロマツ	2.00	16	26	2.0			詳細説明H-1 B2 上部の伐倒によるバランス倒壊等	
111	クロマツ	2.15	9	20	2.0			詳細説明H-2 B1 上部の伐倒によるバランス倒壊等	
112	クロマツ	2.00	13	15	1.8			詳細説明H-3 B1 上部の伐倒によるバランス倒壊等	
113	クロマツ	2.05	11	15	1.8			詳細説明H-4 A 上部の伐倒によるバランス倒壊等	
114	クロマツ	1.70	10	10	2.0			詳細説明H-5 A 上部の伐倒によるバランス倒壊等	
115	クロマツ	2.75	16	17	1.8			詳細説明H-6 A 上部の伐倒によるバランス倒壊等	
116	サクラ属	2.05	4	9	0.7				
117	サクラ属	2.15	8	4	0.6				
118	クスノキ	5.25	14	—	5.2				
119	クスノキ	4.00	16	15	3.5			詳細説明K-3-1 B2 上部重壓の結果-幼林跡生など	
120	クロガキモチ	1.55	8	—	1.5				
121	ヒノキ	2.10	15	3	1.8			詳細説明H-1 B1 通過観察	
122	ヒノキ	2.60	15	3	1.7			詳細説明H-2 A 通過観察	
123	スギ	1.25	10	—	2.4				
124	ヒノキ	0.90	12	—	2.8				
125	スギ	2.00	22	4	2.7			詳細説明S-4 B2 上部上端を切削し、上部を削ぐる等の対策が必要	
126	スギ	1.20	22	8	3.7			詳細説明S-4 B1 痕跡観察	
127	スギ	1.40	22	—	1.2				
128	スギ	1.60	17	8	3.1				
129	タブノキ	1.95	13	8	3.2				
130	タブノキ	1.20	12	12	0.8				
131	エノキ	1.65	19	12	3.8				
132	タブノキ	1.05	10	15	2.4				
133	タブノキ	2.40	17	—	3.4				
134	スギ	2.70	17	3	3.5				
135	クロガキモチ	0.75	3	8	1.4				
136	センダン	1.15	8	22	1.2				
137	タブノキ	1.10	10	20	1.4				
138	タブノキ	0.40 0.50	4 4	3	1.7				
139	クロガキモチ	0.80	8	8	1.3				
140	タブノキ	1.30	10	12	3.0				
141	ヤマモミジ	0.75	4	10	1.8				
142	ヒノキ	1.25	12	4	2.8				
143	ムクノキ	1.10	8	8	1.4				

番号	種類	時間 m	樹高 m	傾斜 °	石垣距離 m	写真番号	状況	審査評価	備考
144	スギ	1.40	15	-	2.4				
145	タブノキ	0.65	8	12	2.3				
146	スギ	1.05	12	-	2.7				
147	サクラ属	1.00	8	9	0.0			○採集地	
148	タブノキ	1.20	8	12	1.0				
149	ムクノキ	1.45	8	8	0.7			○採集地	
150	タブノキ	2.25	15	8	1.2				
151	ヤブツバキ	1.10	7	8	0.8				
152	クロガキモチ	0.45	8	4	0.8				
153	タブノキ	0.85	8	4	1.0				
154	タブノキ	2.45	11	8	1.5				
155	シラカシ	0.50	4	-	0.0			○採集地	
156	ムクノキ	2.20	13	2	4.1				
157	タブノキ	0.85	8	-	1.1				
158	タブノキ	1.35	13	3	1.0				
159	ムクノキ	1.55	12	10	5.8				
160	ウツマツ	2.40	22	8	5.3				
161	タブノキ	1.25	8	8	2.9				
162	セイダン	1.65	8	23	3.4				
163	エノキ	1.25	12	12	1.0				
164	ムクノキ	1.80	9	2	1.0				
165	タブノキ	2.70	8	8	3.2	細れ		○採集地	
166	モクノキ	0.30	4	4	0.5			○採集地	
167	ヤブツバキ	0.40	8	-	0.1			○採集地	
168	ヤブツバキ	0.45	4	25	0.9				
169	タブノキ	1.05	8	-	0.0			○採集地	
170	ヤブツバキ	0.85	7	-	0.6				
171	スギ	2.00	20	2	1.0				
172	タブノキ	1.10	8	18	1.0				
173	タブノキ	1.05	10	7	0.8				
174	ヤブツバキ	0.85	4	-	1.0				
175	ムクノキ	1.80	8	-	0.0			○採集地	
176	タブノキ	1.35	10	3	0.8			○採集地	
177	クロガキモチ	0.45	7	18	0.8			○採集地	
178	エノキ	0.45	8	-	0.5			○採集地	
179	タブノキ	1.35	8	8	1.7				
180	タブノキ	1.80	15	8	0.0			○採集地	
181	ムクノキ	0.70	8	3	1.0				
182	カゴノキ	1.15	10	5	0.7				
183	カゴノキ	0.85	8	-	0.7				
184	カゴノキ	0.85	4	-	1.0				
185	カゴノキ	0.90	8	8	1.7				
186	タブノキ	0.80	7	25	1.1				
187	ヤブツバキ	0.50	4	7	0.3			○採集地	
188	タブノキ	0.85	8	27	1.1				
189	タブノキ	0.70	8	5	0.0			○採集地	
190	タブノキ	1.75	12	-	2.4				
191	ヤブツバキ	0.50	5	8	0.8				

番号	樹種	幹周 m	樹高 m	枝幅 cm	石炭埋蔵 m	等高番号	状況	蓄積率場	説考
182	カジノキ	1.25	8	16	0.5				
183	ヤブツバキ	0.25	3	25	0.0		伐倒を検討		
184	タブノキ	1.40	9	30	0.0		伐倒を検討		
185	モチノキ	0.35	4	12	1.1				
186	カジノキ	0.30	8	25	0.7				
187	タブノキ	0.45	7	-	0.0		伐倒を検討		
188	タブノキ	0.85	10	35	0.0		伐倒を検討		
189	カジノキ	0.85	8	21	0.0		伐倒を検討		
200	ヤブツバキ	0.75	8	10	1.0				
201	タブノキ	1.25	9	18	0.8		伐倒を検討		
202	タブノキ	0.75	7	18	0.0		伐倒を検討		
203	スギ	2.00	18	5	0.7		伐倒を検討		
204	ヤブツバキ	0.35	5	4	1.0				
205	ヤブツバキ	0.30	4	5	0.4		伐倒を検討		
206	クマノミズキ	1.20	10	6	1.2				
207	ヤブツバキ	0.45	4	-	0.5		伐倒を検討		
208	スダジイ	2.05	13	8	2.4				
209	ムクノキ	2.25	10	5	0.0		伐倒を検討		
210	サクラ属	0.85	4	-	1.0				
211	サクラ属	1.25	8	-	2.0				
212	ヤマモガジ	0.85	5	-	2.4				
213	サクラ属	1.40	6	-	1.8				
214	クワマツ	1.25	14	15	2.0			評議野原238 A 斜面の切削による蓄積率場等	
215	クロマツ	2.45	12	-	2.0			評議野原238 B1 緊急被災、斜面切削等に J-2 重点被災地候補	
216	クワマツ	2.00	12	-	2.1			評議野原249 A 斜面の切削による蓄積率場等	
217	クロマツ	1.55	11	6	2.0				
218	クワマツ	2.10	11	4	2.0				
219	クロマツ	2.05	12	3	2.2				
220	クロマツ	2.05	13	6	2.1				
221	クロマツ	1.40	12	4	2.2				
222	クロマツ	1.80	13	8	2.2				
223	クロマツ	1.25	10	12	2.7				
224	クロマツ	2.20	12	18	3.2				
225	クロマツ	1.20	13	-	3.1				
226	クロマツ	2.15	10	6	3.4			評議野原252 A 斜面の切削による蓄積率場等	
227	クロマツ	1.20	12	-	4.0			評議野原232 A	
228	クロマツ	1.40	11	19	4.2				
229	クロマツ	2.25	12	20	5.1				
230	クロマツ	1.80	11	-	5.1				
231	サクラ属	1.80	6	5	2.4				
232	ヤマモガジ	0.85	5	-	0.8				
233	ヤマモガジ	0.75	5	-	0.8				
234	クロマツ	2.45	12	-	2.0				
235	クロマツ	2.25	10	-	1.8				
236	クロマツ	1.40	15	5	1.8				
237	クロマツ	1.25	12	8	1.7				
238	クロマツ	1.85	10	4	1.8				
239	ヤブツバキ	0.85	4	-	1.4				

番号	樹種	幹周 m	樹高 m	傾斜 °	石垣距離 m	等高番号	状況	整備事項	備考
240	クロマツ	1.95	10	12	2.3				
241	クロマツ	2.00	16	12	2.3				
242	クロマツ	2.45	15	7	1.9				
243	カシラシノ	0.90	7	—	1.5				
244	クロマツ	1.80	13	10	1.3				
245	ヤマモキジ	0.85	4	—	0.8				
246	サクラ類	1.35	7	—	1.8				
247	サクラ類	1.75	5	16	1.4				
248	サクラ類	1.85	8	16	1.7				
249	サクラ類	1.95	5	50	1.8				評価基準40 枝の肯定・待合、施設設置、土壁改良、不定樹勢等
250	サクラ類	1.50	5	11	2.2				
251	ヒノキ	0.90	5	—	1.5				
252	ヒノキ	0.75	5	—	1.5				
253	ヒノキ	0.65	5	—	1.3				
254	クロマツ	2.10	13	8	1.8				
255	サクラ類	2.00	5	10	2.0				
256	サクラ類	1.35	7	10	1.8				
257	ヤマモキジ	1.90	5	11	1.1				
258	タブノキ	0.90	5	—	0.8		伐採を検討		
259	クロガネモチ	0.40	3	—	0.3		伐採を検討		
260	タブノキ	0.60	5	—	0.8		伐採を検討		
261	クロマツ	2.20	13	7	1.7				
262	ヤマモキジ	1.20	5	22	1.1				
263	ヤマモキジ	1.00	5	—	1.7				
264	エノキ	1.00	10	12	2.2				
265	シラカシ	1.10	8	8	1.5				
266	シラカシ	0.95	7	16	0.8		伐採を検討		
267	センダン	1.20	7	22	0.0		伐採を検討		
268	センダン	1.70	5	22	1.8				
269	ヤブツバキ	0.60	5	16	0.0		伐採を検討		
270	ヤブツバキ	0.40	4	—	0.0		伐採を検討		
271	シラカシ	0.85	8	—	2.1				
272	シラカシ	1.10	12	2	1.8				
273	ヒノキ	1.20	12	5	2.2				
274	ムクノキ	1.85	15	5	0.0		伐採を検討		
275	ヤブツバキ	0.90	5	—	0.0		伐採を検討		
276	エノキ	2.00	12	8	1.4				
277	タブノキ	1.00	13	10	0.8				
278	スダジイ	2.05	12	—	3.0				
279	タブノキ	1.25	13	—	1.4				
280	スダジイ	1.05	8	—	1.4				
281	ムクノキ	1.80	10	2	2.8				
282	ヤブツバキ	0.50	4	—	1.1				
283	ヤブツバキ	0.90	5	8	2.1				
284	ヤブツバキ	0.85	5	5	2.2				
285	ヤブツバキ	0.40	4	—	0.4		伐採を検討		
286	ヤブツバキ	0.50	4	—	0.8		伐採を検討		
287	タブノキ	0.95	10	15	1.0				伐採を検討

番号	樹種	幹周 m	樹高 m	傾斜 °	石炭埋蔵 m	等高番号	状況	審査事項	備考
283	ヤブソノキ	0.45	4	-	1.3				
284	スダジイ	2.45	12	-	2.5				
285	ムクノキ	2.00	10	-	0.0		伐採を検討		
286	タブノキ	0.95	6	10	0.0		伐採を検討		
287	ヤブソノキ	0.70	6	-	0.0		伐採を検討		
288	ヤブソノキ	0.60	6	-	0.0		伐採を検討		
289	ヤブソノキ	0.30	5	3	0.0		伐採を検討		
290	ヤブソノキ	0.30	5	7	-	0.0	伐採を検討		
291	ウラジロガシ	0.90	10	4	0.0		伐採を検討		
292	ヤブソノキ	0.80	8	-	0.0		伐採を検討		
293	ヤブソノキ	0.40	4	14	1.0				
294	ヤブソノキ	0.35	4	15	0.0		伐採を検討		
295	ヤブソノキ	0.25	4	-	0.0		伐採を検討		
296	ウラジロガシ	0.95	8	23	0.0		伐採を検討		
297	ヤブソノキ	0.30	4	15	0.2		伐採を検討		
298	ヤブソノキ	0.45	3	-	0.0		伐採を検討		
299	ヤブソノキ	0.40	4	6	0.0		伐採を検討		
300	ヤブソノキ	0.30	5	-	0.0		伐採を検討		
301	センダン	1.40	7	7	2.0				
302	ヤブソノキ	0.45	5	-	0.2		伐採を検討		
303	ヤブソノキ	0.90	6	17	0.3		伐採を検討		
304	ムクノキ	1.20	10	10	1.3				
305	ムクノキ	0.55	5	15	-	0.0			
306	ヤブソノキ	0.45	5	-	4.0				
307	ヤブソノキ	0.35	4	23	0.3		伐採を検討		
308	ヤブソノキ	0.70	5	5	0.5		伐採を検討		
309	ムクノキ	0.60	4	16	0.3		伐採を検討		
310	ヤブソノキ	2.05	10	3	4.2				
311	ヤブソノキ	1.15	7	7	2.4				
312	ヤブソノキ	0.45	6	-	1.1				
313	エノキ	1.00	12	18	2.1				
314	ヤブソノキ	0.30	4	-	1.4				
315	ヤブソノキ	0.35	5	-	0.8				
316	ヤブソノキ	0.55	8	-	1.6				
317	ヤブソノキ	0.50	5	-	1.4				
318	エノキ	1.45	20	6	1.8				
319	ヤブソノキ	0.60	4	-	0.5		伐採を検討		
320	ヤブソノキ	0.75	7	5	0.6				
321	ムクノキ	1.20	8	-	0.0		伐採を検討		
322	スダジイ	0.95	14	18	2.1				
323	ムクノキ	0.90	9	-	2.7				
324	エノキ	1.05	10	8	1.7				
325	ヤブソノキ	0.40	4	-	1.7				
326	ムクノキ	0.30	4	6	0.0		伐採を検討		
327	ヤブソノキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
328	ムクノキ	0.30	3	20	0.0		伐採を検討		
329	ムクノキ	0.85	8	30	0.0		伐採を検討		
330	ヤブソノキ	0.55	4	-	0.0		伐採を検討		

番号	種類	時間	最高	低峰	石垣距離	写真番号	状況	留意事項	備考
		(min)	m	m	m				
255	ヤブツバキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
256	ヤブツバキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
257	サクラ属	0.05	8	45	0.0		伐採を検討		
258	ムクノキ	0.00	10	12	0.0		伐採を検討		
259	ヤブツバキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
260	ヤブツバキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
261	ヤブツバキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
262	ヤブツバキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
263	タノキ	1.25	10	30	0.0		伐採を検討		
264	ヤブツバキ	0.40	3	-	0.0		伐採を検討		
265	メガビワ	0.05	7	18	0.0		伐採を検討		
266	ウラジロカシ	0.30	5	17	2.0				
267	タノキ	0.20	3	-	1.3				
268	モチノキ	0.00	8	12	0.0		伐採を検討		
269	センダン	0.05	5	47	0.4		伐採を検討		
270	ムクノキ	0.40	7	-	1.2				
271	ヤブツバキ	0.55	5	12	0.0		伐採を検討		
272	ヤブツバキ	0.70	5	-	0.0		伐採を検討		
273	スグツイ	1.20	12	8	0.0		伐採を検討		
274	ムクノキ	0.30	4	28	0.0		伐採を検討		
275	ムクノキ	0.80	8	20	0.0		伐採を検討		
276	ムクノキ	0.80	8	11	0.0		伐採を検討		
277	ヤブツバキ	0.30	2	-	0.0		伐採を検討		
278	ムクノキ	0.80	8	17	0.0		伐採を検討		
279	ムクノキ	0.40	5	12	0.0		伐採を検討		
280	ヤブツバキ	0.80	8	12	0.0		伐採を検討		
281	ヤブツバキ	0.85	5	-	0.0		伐採を検討		
282	ヤブツバキ	0.45	3	27	0.0		伐採を検討		
283	タブノキ	1.75	10	5	0.0		伐採を検討		
284	ヤブツバキ	0.30	4	8	0.0		伐採を検討		
285	ヤブツバキ	1.10	7	18	0.0		伐採を検討		
286	ヤブツバキ	0.25	4	-	0.0		伐採を検討		
287	ヤブツバキ	0.80	5	14	0.0		伐採を検討		
288	ヤブツバキ	0.50	4	12	0.0		伐採を検討		
289	ヤブツバキ	0.70	5	10	0.0				
290	ヤブツバキ	0.85	7	11	1.4				
291	ヤブツバキ	0.70	4	12	2.0				
292	ヤブツバキ	0.40	3	-	0.0		伐採を検討		
293	クラン	1.70	10	2	0.0		伐採を検討		
294	クラン	1.65	12	23	0.0		伐採を検討		
295	ヤマモミジ	0.75	5	25	0.0		伐採を検討		
296	ヤブツバキ	0.40	3	35	0.0		伐採を検討		
297	ムクノキ	0.70	5	-	0.0		伐採を検討		
298	ヤブツバキ	0.45	4	-	0.0		伐採を検討		
299	ヤブツバキ	0.30	4	-	0.0		伐採を検討		
300	タノキ	0.40	5	10	0.2		伐採を検討		
301	スグツイ	1.25	10	12	0.0		伐採を検討		218

番号	種類	時間 m	面高 m	傾斜 °	石垣面積 m <sup>2</sup>	写真番号	状況	留意事項	備考
362	ヤブツバキ	0.25	3	-	0.0		伐採を検討		
363	ムクノキ	1.40	13	7	0.0		伐採を検討		
364	タブノキ	2.00	12	33	2.0		伐採を検討		
365	ヤブツバキ	0.40	4	-	0.0		伐採を検討		
366	ヤブツバキ	0.35	3	8	1.2				
367	スダジイ	0.75	8	5	1.5				
368	ヤブツバキ	0.30	3	10	0.0		伐採を検討		
369	ムクノキ	1.95	13	-	4.0				
370	ムクノキ	1.70	15	8	2.5				
371	ヤブツバキ	0.25	4	15	0.0		伐採を検討		
372	ヤブツバキ	0.35	3	20	0.7				
373	ヤブツバキ	0.55	5	-	1.5				
374	カゴノキ	0.85	9	-	0.0		伐採を検討		
375	ムクノキ	1.45	8	3	0.0		伐採を検討		
376	ヤブツバキ	0.75	4	40	0.0		伐採を検討		
377	ムクノキ	1.10	12	13	0.0		伐採を検討		
378	ヤブツバキ	1.15	4	5	2.0				
379	ヤマモモジ	1.35	8	5	0.0		伐採を検討		
400	ヤブツバキ	0.30	3	-	0.0		伐採を検討		
401	ヤマモモジ	0.80	6	10	0.0		伐採を検討		
402	ムクノキ	1.20	8	6	1.5				
403	タブノキ	1.05	10	-	1.2				
404	ヤブツバキ	0.80	4	12	0.0		伐採を検討		
405	ヤブツバキ	0.85	4	-	1.7				
406	ヤブツバキ	0.85	5	4	0.0		伐採を検討		
407	ヤブツバキ	0.30	4	7	0.0		伐採を検討		
408	ムクノキ	0.95	5	-	0.0		伐採を検討		
409	ヤブツバキ	1.25	4	-	0.5		伐採を検討		
410	ウラジロカシ	0.30	2.5	-	0.5		伐採を検討		
411	ウラジロカシ	0.35	5	5	0.4		伐採を検討		
412	ムクノキ	1.25	8	18	0.0		伐採を検討		
413	エノキ	1.25	9	7	0.0		伐採を検討		
414	エノキ	1.10	10	7	0.0		伐採を検討		
415	カシ	0.25	3	-	0.0		伐採を検討		
416	ムクノキ	1.25	12	-	0.0		伐採を検討		
417	ヤブツバキ	0.40	3	-	0.0		伐採を検討		
418	ムクノキ	0.30	3	17	0.4		伐採を検討		
419	ムクロジ	0.45	4	-	0.4		伐採を検討		
420	ムクロジ	0.20	2	-	0.4		伐採を検討		
421	スダジイ	0.80	3	10	0.0		伐採を検討		
422	タブノキ	1.05	7	5	0.0		伐採を検討		
423	エノキ	1.60	15	10	0.0		伐採を検討		
424	ヤブツバキ	1.05	5	-	0.0		伐採を検討		
425	モチノキ	0.50	3	4	0.0		伐採を検討		
426	ムクノキ	1.80	12	13	0.0		伐採を検討		
427	ムクノキ	0.75	7	10	0.0		伐採を検討		
428	トベラ	0.50	2	50	0.0		伐採を検討		
429	クロガネモチ	1.00	12	5	1.0				320

番号	種類	幹周 m	樹高 m	根系 m	平均樹胸 m	写真番号	状況	審査事項	備考
429	クロガネモチ	2.35	12	10	2.6				
431	クロガネモチ	2.10	13	7	2.4				
432	クロガネモチ	2.40	10	7	3.0				
433	クロガネモチ	2.20	13	11	3.6				
434	クロガネモチ	2.35	11	2	3.9				
435	クロガネモチ	1.15	7	—	1.7				
436	サクラ類	2.40	5	10	2.7				
437	ヤマモミジ	0.80	3	26	0.5				
438	クロガネモチ	1.05	6	—	2.0				
439	クロマツ	2.06	16	—	5.8			詳細説明276 B2 被覆因縫・葉部切削等	
440	クロマツ	3.43	21	—	5.8			詳細説明274 B2 被覆因縫・葉部切削等	
441	サクラ類				1.5				
442	サクラ類	1.80	4	20	1.2				
443	サクラ類	2.10	4	7	2.8				
444	サクラ類	0.65	3	20	2.9				
445	サクラ類	1.20	3	—	2.5				
446	サクラ類	1.80	2	12	2.1				
447	サクラ類	0.80	4	18	1.1				
448	センダン	0.30	5	15	0.0		伐倒を検討		
449	タブノキ	1.25	8	5	0.0		伐倒を検討		
450	タイサン(ボウ)	0.65	4	13	0.0		伐倒を検討		
451	ムクロジ	0.35	1	—	0.0		伐倒を検討		
452	モチノキ	0.45	5	12	0.0		伐倒を検討		
453	モチノキ	0.40	4	20	0.5		伐倒を検討		
454	センダン	0.35	2	—	0.0		伐倒を検討		
455	カシ	0.35	4	—	0.0		伐倒を検討		
456	ムクロジ	0.15	2	—	0.0		伐倒を検討		
457	ムクロジ	0.15	2	—	0.0		伐倒を検討		
458	クロガネモチ	0.45	3	25	0.0		伐倒を検討		
459	カシ(ル)	0.45	5	10	0.0		伐倒を検討		
460	タブノキ	1.10	14	8	0.0		伐倒を検討		
460	ヤブツバキ	1.25	4	7	0.0		伐倒を検討		
461	ヤマモミジ	0.85	6	20	0.0		伐倒を検討		
462	タブノキ	1.05	9	8	2.4				
463	タブノキ	1.55	13	11	2.4				
464	ヤブツバキ	0.60	4	—	0.6		伐倒を検討		
465	エノキ	0.35	8	—	1.7				
466	ムクロジ	0.40	4	5	1.7				
467	エノキ	1.00	10	5	1.7				
468	ヤブツバキ	0.35	3	—	0.3		伐倒を検討		
469	モチノキ	0.45	4	—	1.8				
470	ムクノ	0.65	6	5	1.3				
471	タブノキ	0.35	8	—	0.0		伐倒を検討		
472	センダン	1.00	8	12	2.0				
473	センダン	0.15	1	—	0.0		伐倒を検討		
474	タブノキ	1.20	8	24	2.4				
475	ヤブツバキ	0.65	4	15	1.4				
476	ムクロジ	0.50	3	—	1.8				
477	センダン	0.25	12	20	0.0			詳細説明276 C C ランク判定	



石垣上部、石垣に根が絡んだ樹木



石垣に近接した樹木



## 3. 視点場の設定と支障木の状況

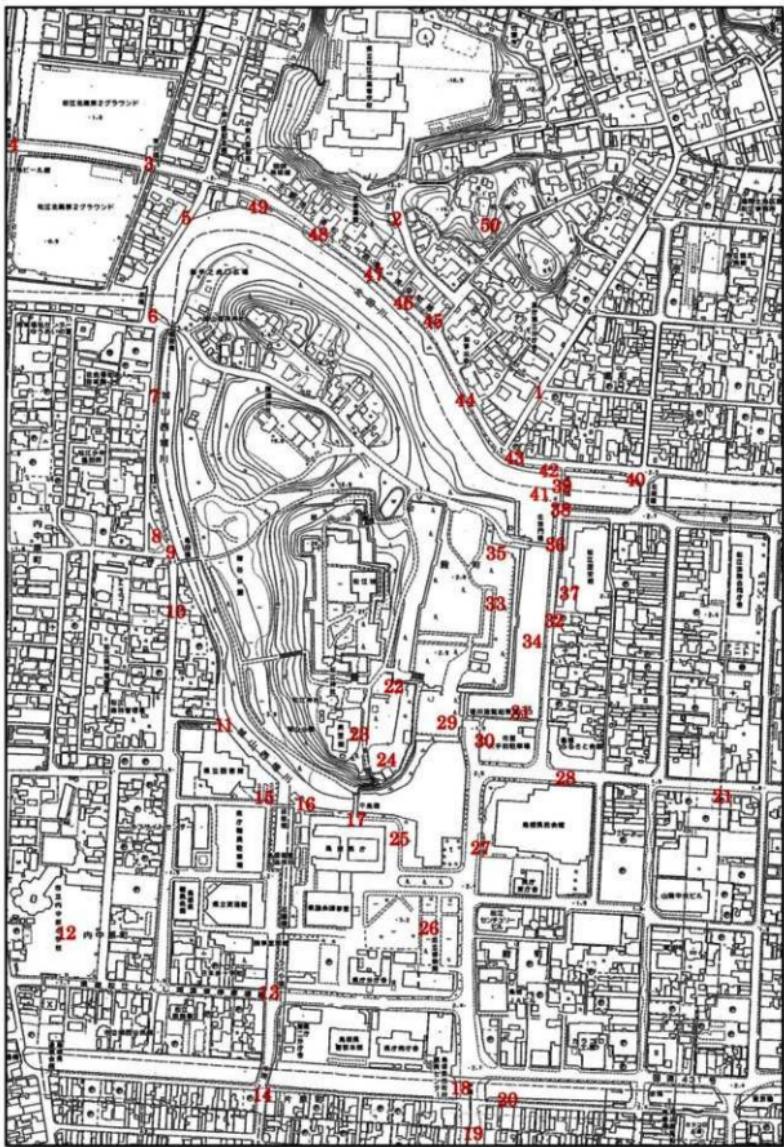


図5 視点場位置図 写真番号1~50

※ 視点場の起点は、松江城周辺に設定し、終点は全て松江城天守とした。視点場位置図と写真番号は符合している。

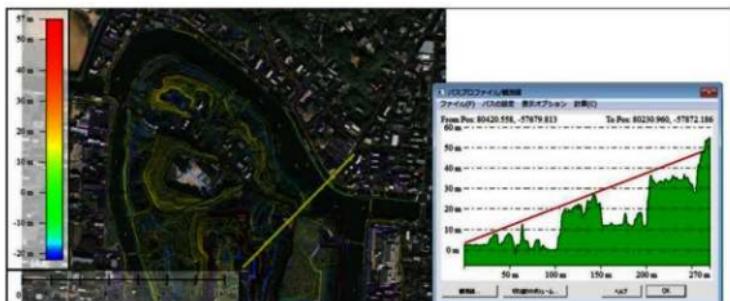


写真 1

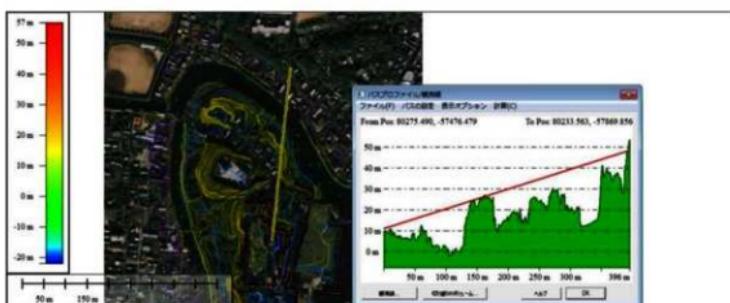


写真 2



写真 3

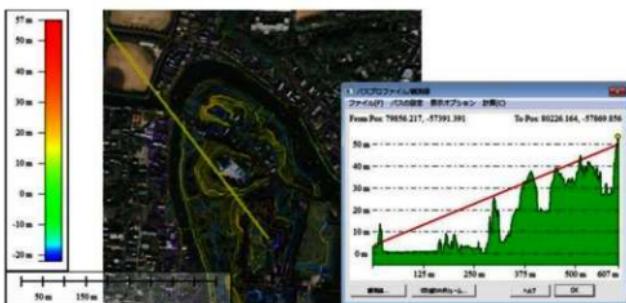


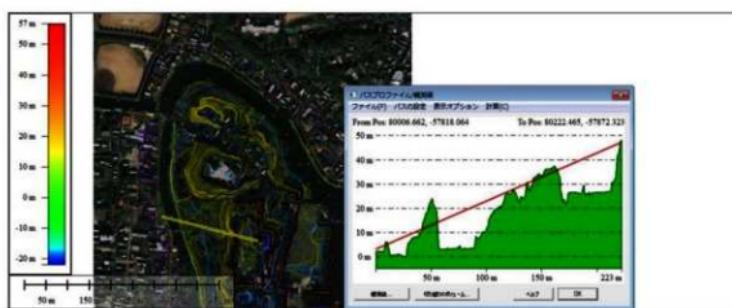
写真 4



写真 5



写真 6



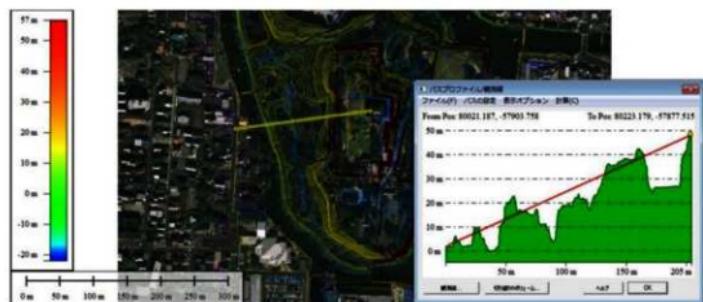


写真 10

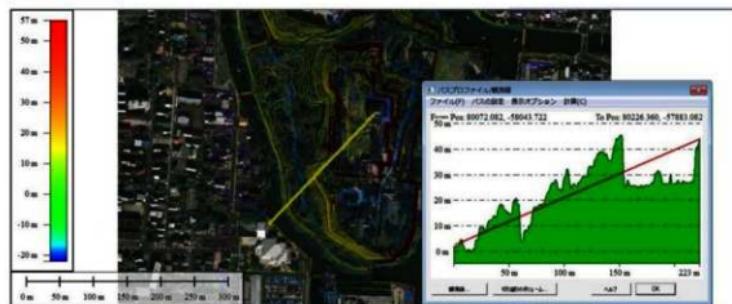


写真 11

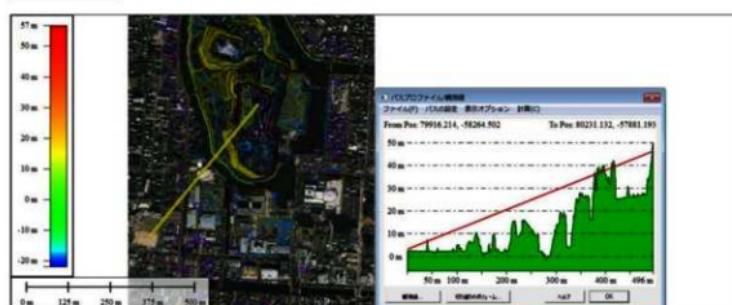


写真 12

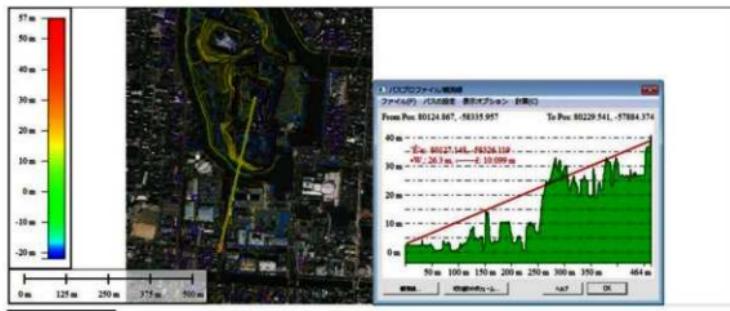


写真 13

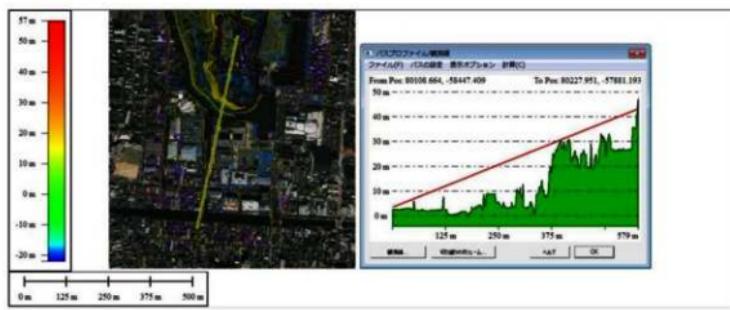


写真 14

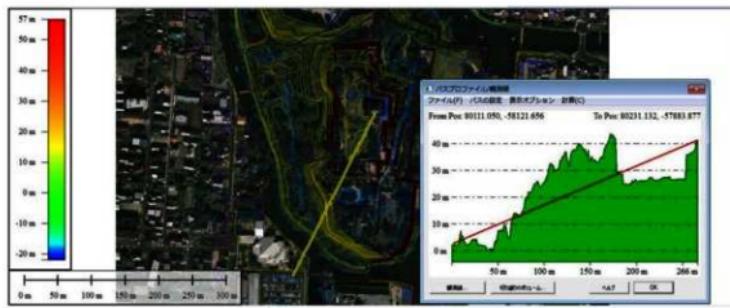
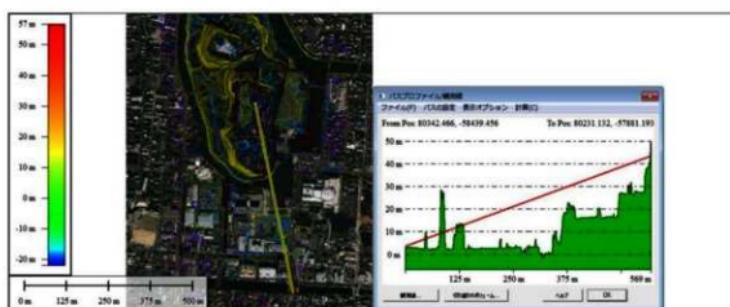
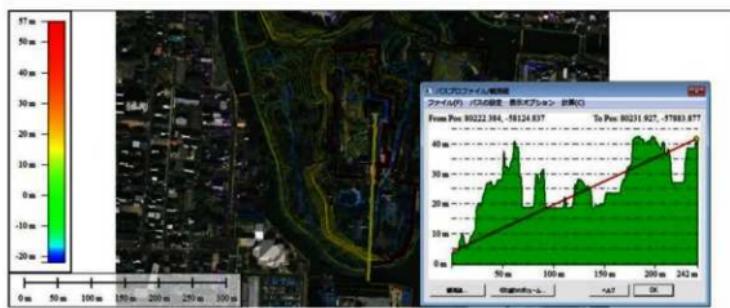
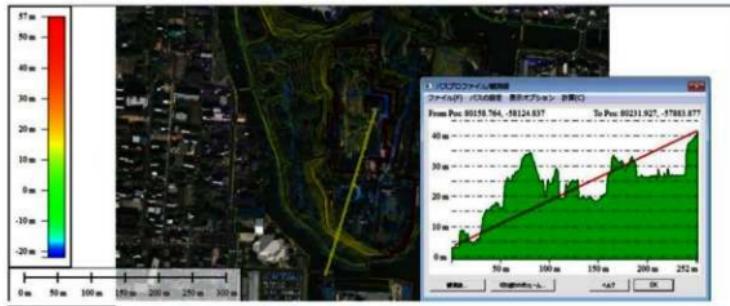


写真 15



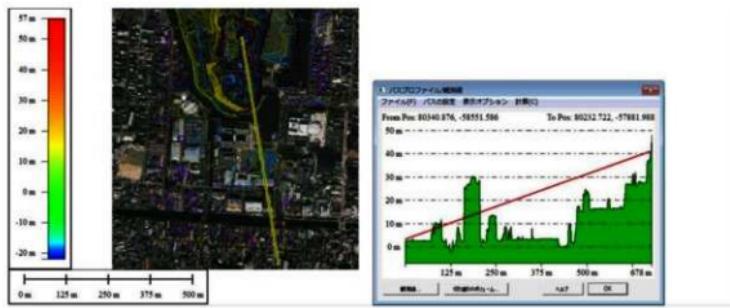


写真 19

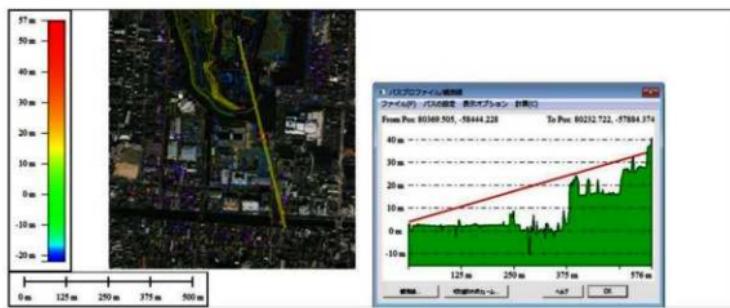


写真 20

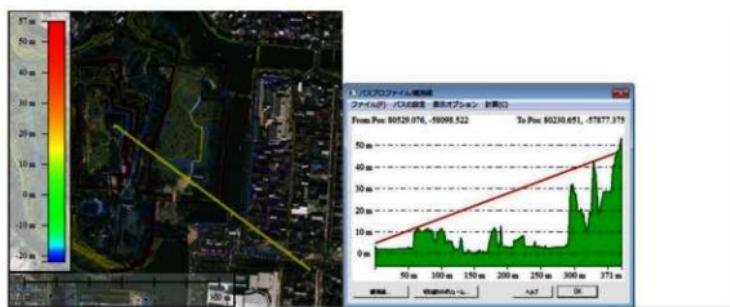


写真 21



写真 22



写真 23

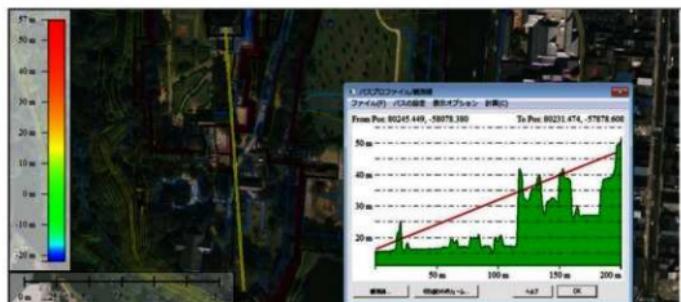


写真 24

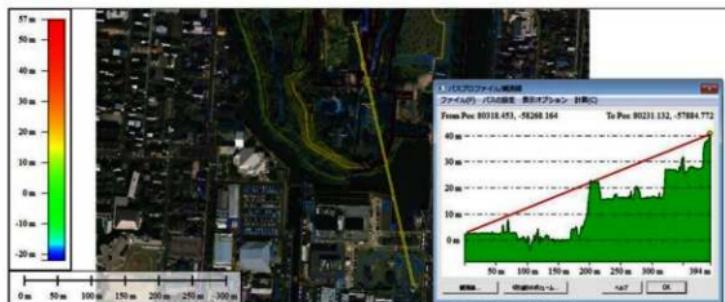
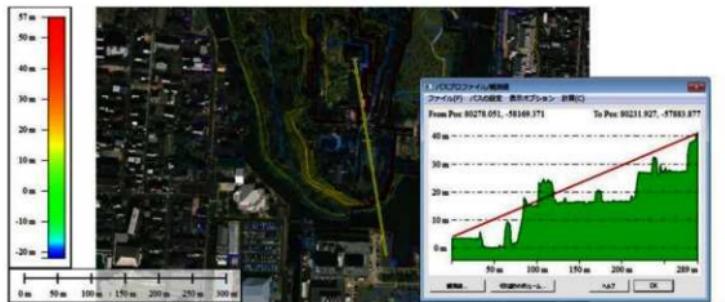




写真 28

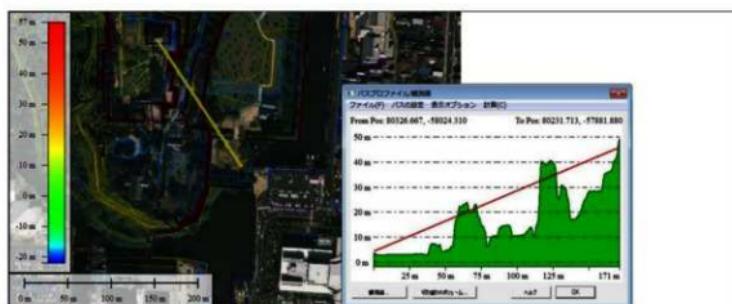


写真 29



写真 30

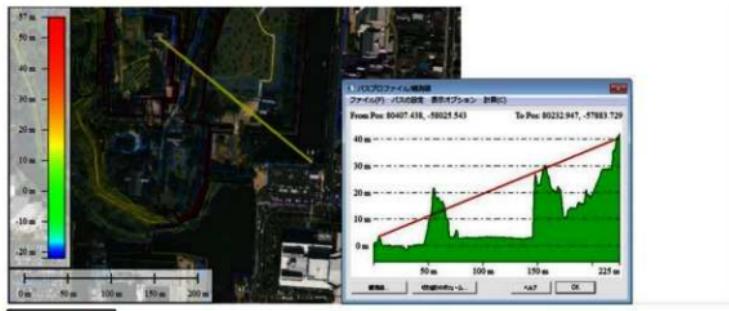


写真 31

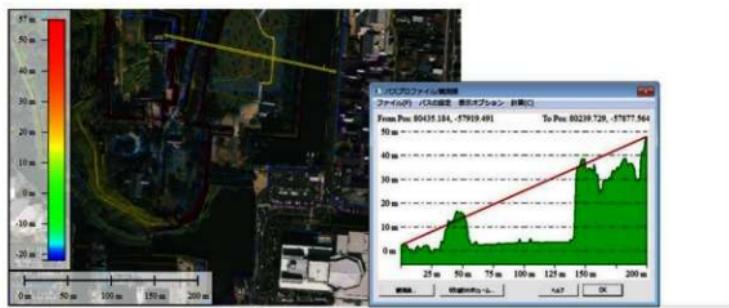


写真 32

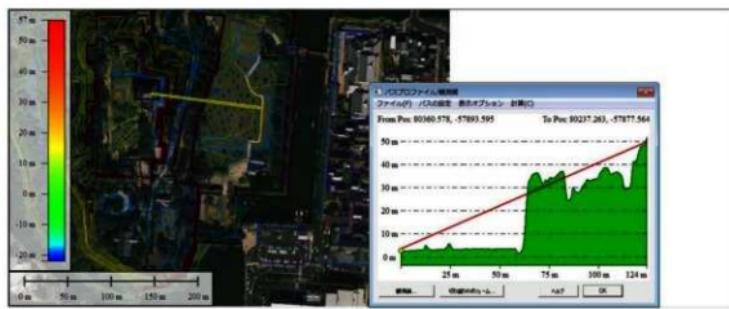


写真 33

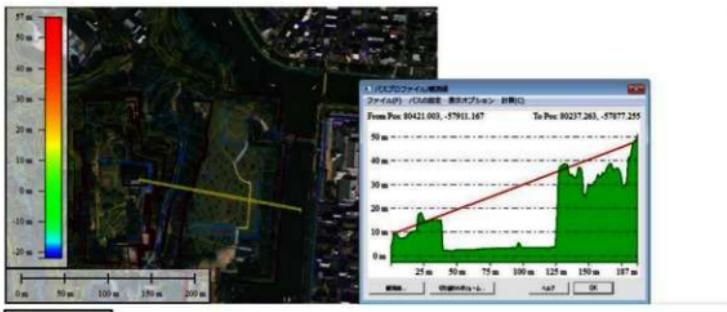


写真 34

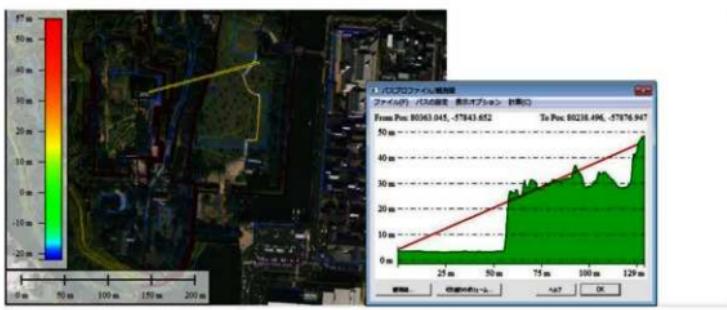


写真 35

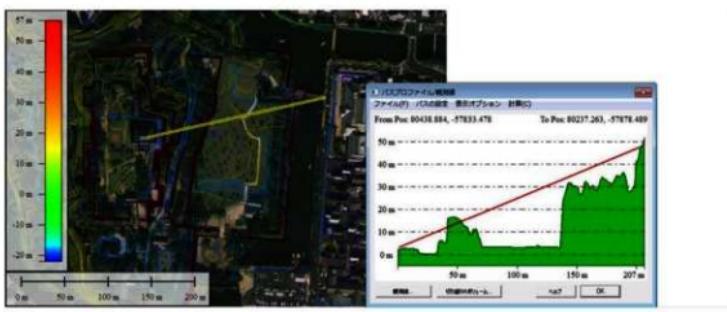
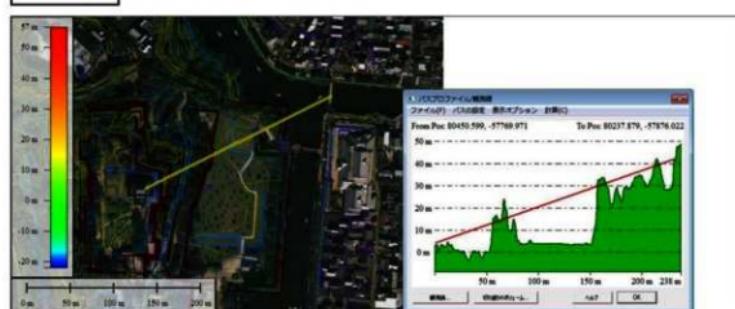
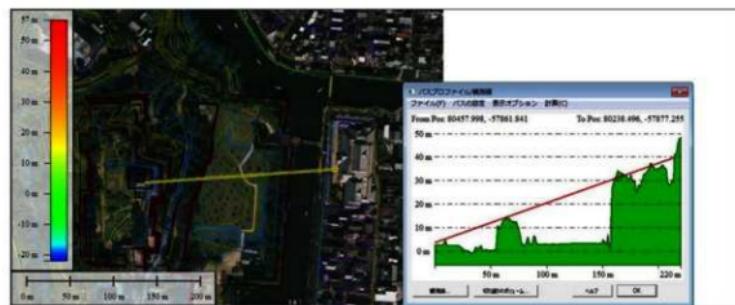


写真 36



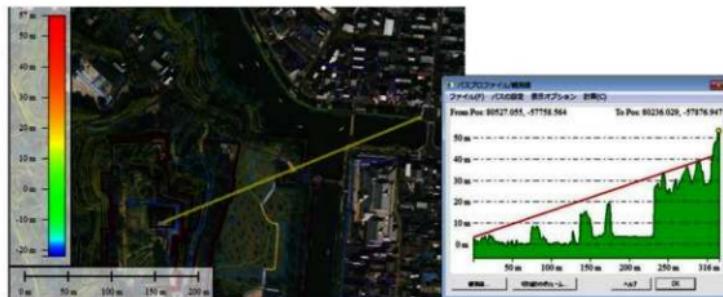


写真 40

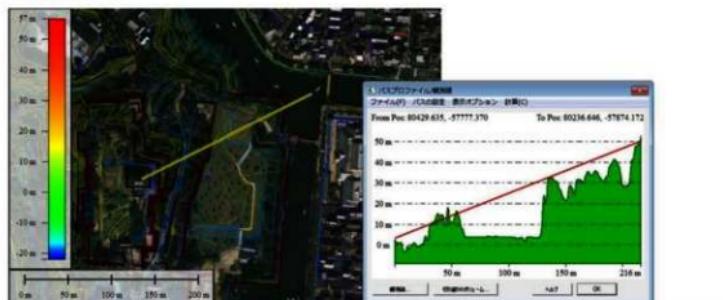


写真 41

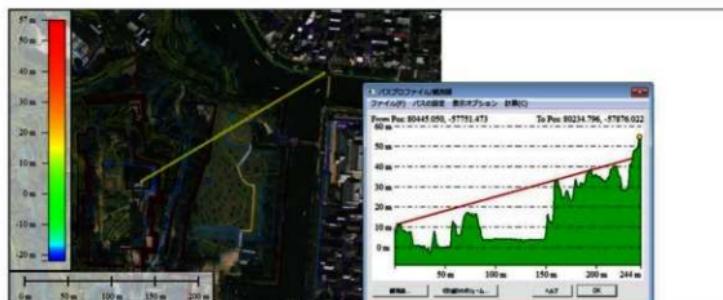


写真 42



写真 43



写真 44

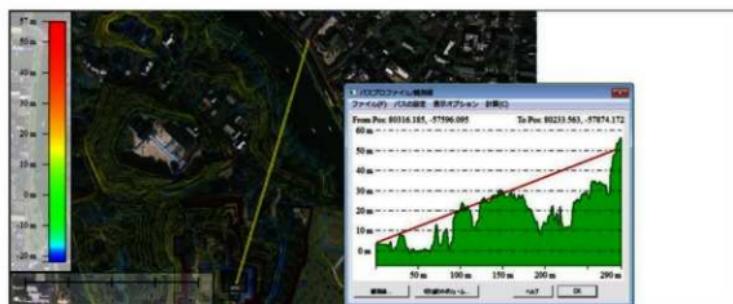


写真 45



写真 46



写真 47

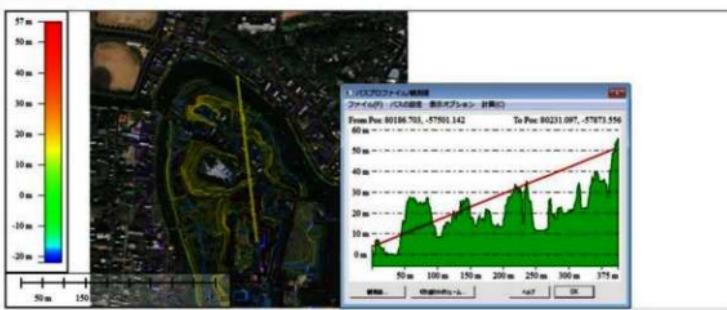


写真 48



写真 49



写真 50

## 4. その他資料（城内施設変遷一覧表）

表4 城内施設変遷一覧表

M=明治、T=大正、S=昭和、H=平成を表す

番号	施設の名称	設置年	撤去または移設年	概要	経過	備考
1	松江監獄署	明治 11 年 11月	昭和 41 年	M9.3 宅獄及び懲役場を内中原に新設することを内務省に稟議。内務省 9 月に許可。M11 御花畠に新設。M12 外中原の監獄 2 棟を松江監獄署内に移す。 M13. 1.4 各地にあった監獄署の本署を松江に定める。S33 に移転が決定し、S41 西川津に竣工移転。		
2	茶店	明治 21 年 4 月 17 日 明治 22 年 6 月 16 日	昭和 48 年 及び 平成 4~6 年	S48 一ノ門下の茶店 2軒(亀松亭、千鳥)を移転。 二之丸に所在する茶屋については、H4 千鳥庵と合意。 H5 布袋茶屋、亀松亭、友松亭と合意。 H6 城山みやげ品店、二松亭と合意。	城山二之丸・本丸に仮屋を建て飲食に供する許可が料理門下枡形の亀屋・すし屋・菓子屋など 10 人ばかりに出される (M21. 4. 17 山陰新聞) 昨日、城山二松亭で慰労会 (M22. 6. 17 山陰新聞)	大正時代一ノ門下枡形の亀松亭全焼 移転問題発生。 S35~36 亀松亭ボヤ移転問題再燃。
3	西南の役戦死者慰靈碑	明治 21 年	明治 36 年 移設。 その後復旧。 現存。	M21.5 西南戦争記念碑の式典を開催し、天守も会場になった記事有(山陰新聞)。興雲閣建築のため、本丸天守西側に移設。		M20. 10. 19 西南戦争記念碑の建設近日着手の報道有。
4	松江電燈株式会社	明治 28 年 4 月	明治 34 年 及び明治 35 年	山本誠兵衛、織原万次郎らが株主 60 余名で設立。資本金 3 万 5 千円。出力 34kw。社長は桑原羊次郎、支配人 山本誠兵衛。従業員 20 人。10 月から電柱 25 本で 250 余灯に送電。 M34 に本社を南田町へ、火力発電所も同所に移転。	行啓の御旅館が、三之丸に建設される方向で、検討されていたため、発電所の聲音が、御旅館の環境に悪いとして、移転計画が持ち上がる。 南田町(大橋邸跡)に T 元年 火力発電所建設し T6 から「出雲電機」と改称。 戦時中は中国配電、戦後は中國電力に統合。現在に至る。	現在、椿谷に記念碑が残されている。 因みに、日本最初の火力発電所は、M16 の東京電燈、水力発電は、M25 の琵琶湖疏水による京都の発電。
5	私立松江図書館	明治 32 年 10 月	昭和 21 年 昭和 42 年 ~43 年	M32 先覚者木幡久右門等によって、松江市母衣町に私立松江図書館を創設。M33 に松江城三之丸に新館舎を建設。T8 松江市に寄付移管。松江市図書館として発足。 S20 太平洋戦争熾烈のため川津村に疎開。 S21. 4 運営上の理由から県に移譲。 S21. 12 朝駅村から青年修練場を城山二之丸下ノ段に移築改造。島根県立松江図書館として開館。 S21. 12. 4 付で島根県図書館長から市長に図書館建設敷地の使用願いが提出されている。使用期限は S26. 3. 31 まで無料貸与。	S25. 12 島根県立図書館に改称。 S41. 4 県立図書館建設委員会を設置。基本計画を樹立。 現在地で S42. 10 起工式(設計 菊竹清訓)。S43. 10 竣工落成。	

番号	施設の名称	設置年	撤去または移設年	概要	経過	備考
6	積上道路と馬洗池から松江神社までの道路	明治 40 年	昭和 12 年 7 月 31 日 積上道路 撤去 昭和 12 年 8 月 31 日 自動車道 の整備	大手前入口から興雲閣までの行啓用積上道路は、神國大博覧会開催のため撤去する。馬洗池から松江神社までの道も博覧会のための自動車道路として整備。		行啓の城山新道路建設費等に対して 4 千円の寄付。寄付総計で 1 万 2 千円の記事(山陰新聞 M40. 5. 11)
7	三之丸県庁舎	明治 42 年	現県庁は 昭和 34 年 竣工	明治維新後～M4 廃藩置県までは、松平定安が知藩治となり三之丸で執政。 廃藩置県後には、M5 三之丸南内堀外側(旧御庭部屋)の松平直応邸を改造して建築したのが初代県庁。 二代目は同地で M12. 1. 27 竣工し、新庁舎で開庁。三之丸は畠地として活用されていたか? (M20. 5. 18, M21. 3. 26, M21. 7. 16 山陰新聞)。 県は三之丸を、松平家から借地し、M42 に 3 代目県庁を建設。その後、S20 に焼失。 4 代目 S26. 6 に竣工。S31. 12 4 代目度焼失。 5 代目現庁舎は、S34. 1 に竣工。 その前年、S33 旧県立博物館(現島根県公文書センター、竹島資料館)竣工。	「県庁周辺整備計画」S34～S45 により整備。	
8	松江城碑	明治 43 年	現存 5 月 5 日	松江開府 300 年祭に際して、天守前に高さ 6 尺幅 4 尺の自然石で松平伯の撰文並びに篆額を設置の記事。		
9	武徳殿	明治 44 年	昭和 48 年 10 月	城山の敷地に武徳殿を建設。京都の武徳殿の様式を取り入れた立派な建物だった。島根県芸術体育馆として利用するため整備したが、一般開放した。	S31 の城山公園化に伴う整備計画が持ち上がり S42. 2 に武徳殿とテニスコートの廃止が決定した。武徳殿は、S48. 10 解体撤去された。	
10	山陰鉄道連絡記念物産共進会主会場	明治 45 年	4 月 30 日	M44. 11. 9 の記事: 来年 5 月城山で開催の物産共進会は、二之丸練兵場内、武徳殿前に建設予定で 10 間に 34 間の武徳殿式平屋造りの建坪で、目下市役所で設計。工費 7 千円の見込み。 M45. 5. 20 の記事: 本日開会式を興雲閣で举行。陳列本館は、武徳殿前の本館は、昨年 12. 7. 起工、4. 30. 竣工、歐州修繕する。翌古代のルネッサンス様式で、広壯且つ優雅。面積 371 坪。工費 6,880 円。玄関入口は正面。美術館は、興雲閣と白湯尋常小学校。	共進会場処分方法の記事(T2. 9. 19 山陰新聞) 当該地は、商業学校の運動場に充用されているので学校では、不便を訴えている。建物も一部損傷していることやベンキも剥げているが、不用建物を修繕することはできない。翌 T2. 9. 19 山陰新聞) は、松江藩祖 250 年祭、今上天皇即位式挙行の際、記念共進会開催の計画もあるので、それに使用する下心あります、共進会の開否を決定し、開催となれば修繕する。招魂祭の休憩所として来賓男子は、興雲閣、婦人は二松亭。遺族は旧共進会場	

番号	施設の名称	設置年	撤去または移設年	概要	経過	備考
11	城山二之丸運動場	大正3年以前		M19.2、3月の山陰新聞記事では二之丸跡芝地で運動会、二之丸跡で運動会、二之丸米倉跡で運動会と表記が統一されていない。M20.4二之丸操練場で運動会、5月二之丸練兵場と表記。その後の記事も操練場と練兵場の記事有り。月の記事では、二之丸師範学校附属操練場で秋季馬会開催。(山陰新聞)商業学校は、M40.5.1二之丸運動場にて、行啓準備の運動準備をなせり(松陽新報)。M45.3の山陰新聞によると二之丸練兵場に行啓用の馬の厩舎等を建設の予定。12~13日に竣工予定とあり練兵場商業学校運動場も兼ねる。と表現している。二之丸運動場と同一か?山陰オリンピック大会(松江市連合青年会陸上大運動会)は、T2から開催。初回は、完成間もない白湯埋立地。T3,T4は、二之丸運動場で、T5から末次埋立地で15回大会までを開催。16回(S14)から、新設の昭和運動場(西川津町)に移行。	島根県商業学校について: M33.5殿町171番地に「島根県商業学校」を開校。間もなく273番地(現松江歴史館)に移転。M35.4外中原46番地を借用し移転。その後M36.4旧島根県師範学校校舎(殿町8番地)現島根県警察本部庁舎・県庁南分庁舎に移転。S3.3西津田361番地に新築移転。殿町に所在する間は、二之丸運動場は商標使用される。	S4西川津に昭和運動場建設(現北公園)。S52の上乃木の総合運動公園完成まで、S3.3西津田361番地に新築移転。殿町に所在する間は、二之丸運動場は商標使用される。
12	警察官鎮魂碑	大正13年10月	現存	二之丸下ノ段に所在。		
13	松平直政銅像	昭和2年10月7日	昭和18年11月	彫刻家米原雲海と弟子石本晩海の作。台座は伊藤忠太(明治~昭和期の建築家。東京帝国大学名譽教授。法隆寺が日本最古の寺院建築物であることを学問的に説明。「日本建築史」を創始。「造家」という言葉を「建築」に改めた。)。	太平洋戦争の金属供出。H5に国庫補助を得て、台座を城外に搬出、搬出場所も土地購入。H21.11三之丸埋立地に再建。	台座は、平成に入ってから銅像再建のために丸から撤去し保存。
14	岡崎蓮兵衛銅像	昭和5年設置	H5以降38年再設置	太鼓橋付近に設置。第二次世界大戦中に金属供出で銅像のみ撤去されたが、S38二之丸に再建された。		
15	ラジオ塔	昭和7年	H6	二之丸御殿中、興雲閣前のラジオ塔灘町NHK玄関横に移設。		
16	テニスコート	北之丸 昭和7年 6月25日 竣工検査	昭和11年に撤去。	S14.10.22の直政公御手植の松損傷報告に添付された図面には、北の丸(現護国神社)内にテニスコート2面と建物2棟が記されている。S11から招魂社建設が始まるため二之丸下ノ段にコートを移設した。	S11.8.26城山松江庭球場から昭和運動場(川津)に倉庫と便所を移転する起案あり。S12.3.31に移転の支払命令有。	
	二之丸下ノ段	昭和50年 迄に撤去。 昭和24年 4月30日		S24.4.30二之丸庭球場完成と記載(「松江市誌」) S40.8.15城山二之丸コートで第一回松江市民庭球大会を開催している。	S45から環境整備5ヵ年計画を立案し、S47~49に二之丸グリーンサンドコート4面など発掘調査を実施した。調査成果によりS50に米蔵遺構の平面表示を行った。	H2北公園にグリーンサンドコート4面を設置し北庭球場が完成。

番号	施設の名称	設置年	撤去または移設年	概要	経過	備考
17	松江護国神社	昭和 13 年 10月 15 日	現存	S10. 6 島根県招魂社建設奉賛委員会が組織され、創建費 10 万円のうち 2 万円戦後の神社行政の変革によを市が負担。市設の庭球場地に建設。S11. 8 歩兵 63 連隊などの労力奉仕で整備。戦後の講和条約発効による地。S13. 10. 15 創建。松江招魂社と称り S28. 12. 22 再び松江護国する。祭神は、出雲隱岐の戦病没者神社とした。現在合祀者は 2,313 柱。	S14. 4. 松江護国神社と改称。S21. 9. 17 島根神社に変更。S28. 12. 22 再び松江護国する。祭神は、出雲隱岐の戦病没者神社とした。現在合祀者は 22,916 柱。	
18	島根自治会館(県町村会)	昭和 21 年		自治会館は、S32. 2 の白鳥会館完成まで市有地貸付について島根自で移転実施と計画あり。実際は S36 市会館増築敷地として、島根県町村会に無償貸付することを市会案件として提出する。(S23. 3. 24 議議、3. 29 決裁)、増築を許可する稟議有(S24. 10. 24 稟議、10. 26 決裁、11. 7 施行)松江市誌年表に S36. 11 島根自治会館(殿町)竣工とある。		
19	援護寮(城山寮厚生寮)	昭和 23 年 3 月 平成 4 年 3 月解体		「松江市誌」H 元付録の年表では、S21. 11. 15 市立城山寮を開設ある。しかし、本文中(P746)では、S33. 生活保護法に示す宿泊提供施設として、員 60 名の「市立城山寮」が殿町に設置されたが、時代の進展に伴い必要性が薄れ、S39. 廃止されたとなっている。一方同誌 P302 には、S23. 3 に要保護者のための城山寮を城山端西側に設立とある。「史跡松江城環境整備指針」では、「援護寮」が昭和 22 年から 26 年に新築。H4. 3. 解体となっている。	設立場所も圓面と合致していることから、P302 の記述どおり S23. 3 設置の信頼性が高い。	S25 億の城山整備計画図では「厚生寮」と記載。H 元の「松江市誌」では「城山寮」。「史跡松江城環境整備指針」では「援護寮」。
20	弓道場	昭和 23 年	昭和 45	二之丸下ノ段に所在。		
21	バレーボールコート	昭和 24 年 完成 昭和 26 年 改修増設	昭和 42 年 廃止 昭和 44 年 撤去工事	S24 城山椿谷コート完成。第一回中国 S43 国庫補助事業として、後県大会開催。S26. 4 面から 6 面に改修曲輪の整備事業を実施。内容し、全国大会を誘致。S26~36 までに 5 回の全国大会を誘致。	5 是、バレーボールの撤去・土壁を江戸末に復旧。周辺植生に伐って整備。S44. 2. 15 着手。S44. 3. 20 竣工。	
22	島根県職員会館(島根県職員組合)	昭和 24 年 設置 昭和 23 年 無償貸与 起案 昭和 24 年 7 月 19 日 ~昭和 25 年 3 月 31 日まで許可	平成 7. 1	建設予定地を無償貸与することを市会の議案として提出する。	史跡区域内建物撤去について(S27. 5. 20 稟議、6. 3 施行)宿泊もできる 県立図書館、島根自治会館、島根県職員会館宛文書送付 文部省文化財保護委員会から勧告があったので建物を撤去されたい。それに対して、県職労執行委員長名で、一旦許可され多額の経費をかけた建物を簡単に撤去することに承服できないと拒否。	宿泊もできる (S27. 5. 20 稟議、6. 3 施行) 厚生施設。
23	松江市警察署	昭和 24 年 10 月	昭和 40. 12	三之丸堀南外側に建設。		

番号	施設の名称	設置年	撤去または移設年	概要	経過	備考
24	三之丸内堀埋立	昭和 24 年		松江市警察署新庁舎建設のため表門南側及び内部の内堀は、S24 に埋立。		
25	椿谷公園	昭和 25 年 7月 18 日 起案		建設省の都市復興事業(公共施設整備事業)で、椿谷の公園整備を実施。起案分では、S5 (S4?) の本多静六博士の設計に従って整備するとの記述。内容は、シーソー等の運動器具、藤棚、椿桃等の植栽、遠路と排水溝の設置。	S26. 5. 31 付建設大臣宛竣工認定申請有り。	
26	自衛隊島根地方連絡所	昭和 31 年 8月 1 日?		S38. 12 松江市建築課調整の城山内のトイレ設置図面の配置図に県立図書館とその南に自衛隊が記入してある。H元発行の松江市誌の付録「松江市年表」に城山大手前に自衛隊島根地方連絡部設置とあり。	S62. 12 現在では、自衛隊島根地方連絡部は、殿町 192 番地で現在の物産館周辺に所在した。	
27	青年新聞社	昭和 32 年 2月		青年新聞社は自治会館移転と同時に移転実施		
28	本丸多聞櫓	昭和 35 年 11月 5 日	現存	天守の修理古材等を使用。		
29	島根県立図書館	昭和 42 年 10 月	現存	御花畠に所在。	「県庁周辺整備計画」 S34~S45 により整備。	
30	城山公園管理事務所	昭和 45 年 1月 改築	現存			
31	動物園(鳥小屋、猿小屋)	昭和 48 年 以前	平成 4 年 6 月	番所跡地にあった鳥小屋を撤去。その後、発掘調査を実施し調査成果を基に遺構を復元し、公衆便所とした。「子供博覧会」の開催内容について、陳列館は興雲閣他 2 所となし、天守閣下芝生の各所に建設。一部は本館内に配置。動物園は、本館の下壇東北側友松庵の全面一帯石垣の上に設け、竹垣と金網で長方形の檻を作りこれを十数区に分け、尚その間に池水を設け各種の鳥獣を放つ。	S47 年度に国庫補助で実施した大手前駐車場の堀川暗渠通水工事の図面には、二之丸の動物園が記載されている。	M44. 4. 23 の山陰新聞
32	入場料金徵収所	昭和 58 年 9 月	現存			
33	植生	全体		84 樹種。3,206 本。		
	サクラ			M22. 3. 11 二之丸公園は昨年以来桜の植樹がなされたが、花木の植樹が再びなされ、梅の寄贈が多い。		
	マツ			M21 にこの年天守閣修理。籠手田知事松の記念植樹を行う(「旧落事蹟」)		
	ツバキ・ ウメ・モモ			M22. 3. 11 二之丸公園は昨年以来桜の植樹がなされたが、花木の植樹が再びなされ、梅の寄贈が多い。		
	ヒツツバタゴ			S15 に松江市奥谷町の杉坂治氏が松江市に寄贈したもの。		

## 5. 文化財保護法に係わる規定等

### (1) 文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

最終改正：平成二十六年六月一三日法律第六十九号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらとのと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は親賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十二条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第一百九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第一百六十五条並びに第一百七十二条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

### 第三章 有形文化財

#### 第一節 重要文化財

##### 第一款 指定

(指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たゞいない国民の宝たるものに国宝に指定することができる。

## 第二款 管理

### (管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に關し必要な指示をすることができる。

### (所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

### (管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適當な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者的所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、の法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

### (滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

## 第三款 保護

### (修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

### (管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならぬ。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

### (管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に關し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

### (修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができます。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

### (現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に關し現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害の

ために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

#### (修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要な文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要な文化財の修理に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### 第四款 公開

##### (公開)

第四十七条の二 重要な文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

3 管理団体は、その管理する重要な文化財を公開する場合には、当該重要な文化財につき観覧料を徴収することができる。

#### 第六章 埋蔵文化財

##### (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

##### (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚や古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

##### (国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に當たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

第四条第二項に規定する各省各府の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包藏地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包藏地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を実施するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包藏すると認められる土地の発掘を実施することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(遺失物法の適用)

第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行つたときは、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

## (解除)

百二十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

## (管理団体による管理及び復旧)

百三十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第一百九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

百四十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

百五十五条 第百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

百六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受けれる利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

## 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

百八十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

## (管理に関する命令又は勧告)

百二十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

## 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

## (復旧に関する命令又は勧告)

百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

## 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

## (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしよう

とするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### (関係行政庁による通知)

第二百六十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であってその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第二百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するもの

とする。

#### (復旧の届出等)

第二百七十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他の文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるとときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に際し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

第二百八十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (管理団体による買取りの補助)

第二百九十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

#### (保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいづれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に當る者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があったとき。

二 史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査す

る必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 第十二章 補足

### 第二節 国に関する特例

#### (国に関する特例)

第一百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

#### (重要文化財等についての国に関する特例)

第一百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときはその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第一百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第一百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

#### 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第一百七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六十条第一項及び第一百七十七条の規定を準用する。

第一百七十五条 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

#### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第一百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第四十三条又は第一百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聽取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

#### (書類等の経由)

第一百八十八条 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官が發する命令、勅告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を經由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に關し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

第十三章 訴則

第一百五十九条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百六十条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第一百九十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

附 則

(関係法令の廃止)

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法(昭和四年法律第十七号)

重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)

史跡名勝天然記念物保存法(大正八年法律第四十四号)

国宝保存法施行令(昭和四年勅令第二百十号)

史跡名勝天然記念物保存法施行令(大正八年勅令第四百九十九号)

(法令廢止に伴う経過規定)

第三条 この法律施行前に行った国宝保存法第一条の規定による国宝の指定(同法第十一条第一項の規定により解除された場合を除く。)は、第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第三条又は第四条の規定による許可は、第四十三条又は第四十四条の規定による許可とみなす。

第五条 この法律施行前に行った史跡名勝天然記念物保存法第一条第一項の規定による指定(解除された場合を除く。)は、第二百九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定(解除された場合を除く。)は、第二百十条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第二百二十五条第一項の規定による許可とみなす。

## (2) 文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正: 平成二十八年三月二十五日政令第七十八号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地

域内において行われるものに限る。) に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物 (階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同じ。) で二年以内の期間を限つて設置されるもの的新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。) であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。) の設置若しくは改修(改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。) 又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。) に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。) 及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

### (3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正: 平成十七年三月二十八日文部科学省令第十一号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。) は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。) 第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合は、当該都道府県又は市の教育委員会) に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。) 又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。) の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。) を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期間

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地図を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビニ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### (4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成十七年三月二十八日文部科学省令第十一号

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所  
 五 新所有者の氏名又は名称及び住所  
 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積  
 七 変更の年月日  
 八 変更の事由  
 九 その他参考となるべき事項  
 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。  
 (所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)  
 第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
 二 指定年月日  
 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地  
 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地  
 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所  
 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所  
 七 変更の年月日  
 八 その他参考となるべき事項  
 (史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)  
 第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
 二 指定年月日  
 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地  
 四 所有者の氏名又は名称及び住所  
 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所  
 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地  
 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時  
 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況  
 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合の、その箇所及び程度  
 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響  
 十一 滅失、き損等の事実を知った日  
 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項  
 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。  
 (土地の所在等の異動の届出)  
 第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。  
 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

#### (5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)

最終改正：平成十七年三月二十八日文部科学省令第十一号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定

による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定期間

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

## （6）史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号）

最終改正：平成二十七年九月十一日文部科学省令第三十号

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を影り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四

号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とするこを妨げない。）及び文部科学省の文字を影るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これららの施設の設置に關必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(問い合わせの施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき問い合わせの施設については、前条の規定を準用する。

## (7) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成12年4月28日文部大臣裁定）

最終改正：平成27年12月21日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」とい

う。)第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めるこ。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合

③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

### 3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを持む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(2) 「道路」には、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港間連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会

の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

#### 4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さぐその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さぐその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

#### 5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

#### 7 令第 5 条第 4 項第 1 号ト関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

#### 8 令第 5 条第 4 項第 1 号子関係

(1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壤、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

(2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### III その他

この裁定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

### (8) 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準

(平成 27 年 3 月 30 日 史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

#### 1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁間等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

#### 2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

##### (1) 基本的事項

ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。

イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。

ウ. 復元以外の整備手法との比較考慮の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。

エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性

が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。

① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。

② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。

③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

① 発掘調査等の学术調査による当該歴史的建造物

の遺跡に関する資料等

② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料

③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等

④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）

⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

## 6. 史跡松江城環境整備指針概要

史跡松江城環境整備指針に示されている地区ごとの指針について下記に示す。

### 本丸

#### 《環境整備指針》

城郭の要である天守の遺存する曲輪跡として、重要文化財（天守）を中心に考えた環境整備を図る。

城を訪れる人が最も多い地点であり、来訪者のスムーズな動線を確保するためにも開けた空間としての広場空間を今後も残すことを心がける。現在、天守南側のマメイヌツグによる擬西洋風植え込みは、往時の園路ではなく、刈り込みによって作られた園路は人の流れの停滞を招いている時期もあり、城跡にふさわしい植栽とは言えない。将来はこれを撤去し、自由園路として曲輪内を自由に散策できるようにする。現在閉じられている北ノ門跡も開放して腰曲輪方面への動線を確保し、資料を整えて可能であれば北ノ門を復原整備する。

また、天守望楼からの西周に広がる眺望は松江市内を見渡せる格好の場所で、往時の防備形態を偲ばせるが、樹木が茂りすぎ天守景観を妨げている部分も多く、また石垣上の樹木は、将来石垣のズレ、ユルミを誘発する恐れがあるため、樹木の計画的な伐採などの措置を行う。

復原された一ノ門や多門は、往時の資料と明らかに異なる部分があるため、天守へのエントランス部にふさわしい歴史的景観を創出するためにも、資料に基づき正しく復原しなおすことを検討する。

直政公銅像台座や公衆便所などの施設撤去を行う。

また、当該地区は松江城のシンボル空間であるため、今後の発掘調査や文献資料等により十分な調査検討を行い、可能であれば各櫓等の復原整備を図っていく。

なお、現在重要文化財に指定されている天守については市民の国宝昇格化に対する要望が強いため、今後国宝昇格化に向けて努力する。

### 二之丸

#### 《環境整備指針》

二之丸の環境整備は、可能な限り城郭とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設を撤去し、必要に応じ石垣修理を行いながら、また遺構の調査を平行して実施し、御廣間等の建物遺構については平面的に明示するなどの整備を図っていく。また、燈跡については発掘調査、古写真、古絵図等に基づき可能であれば復原する。

遺構整備にあわせて現在の樹木と園路を遺構の外周に移設して、遺構が一巡して見学できるようにし、適所に史跡説明板や柱桟、公衆便所、ベンチ等を設置し、見学者の休憩、利便等に供する空間とする。

なお、興雲閣は建造後 90 年を経過し、全体的に老朽化し、早急に復原修理を実施する必要がある。また、松江郷土館として開設してから 20 年を迎えるが、展示施設としては防災上、管理上問題点が多く限界があるので展示品等は別途市立歴史博物館（仮称）を城山周辺に建設し、天守所蔵資料と共に永久保存管理を基本として移管し、興雲閣の建物本体は県指定文化財として県の指導を得ながら復原修理し、見学、休憩施設として活用していく。

### 二之丸下ノ段

#### 《環境整備指針》

今後も遺構の保存に努め、広がりのある景観を保持し、発掘調査等の成果に基づき遺構の明示や復原を考慮しつつ整備を図る。なお、建物の明示復原に際しては、休憩所、売店の機能を付加することや既存便所の改修、移築も考慮する。

また、大手口は松江城の正面入口にふさわしい景観整備を図る必要があるため、櫻形（馬淵）の修理を行い、資料を整えて可能であれば大手門及び大手木戸門の復原整備を検討する。駒虎口ノ門も同様に可能であれば復原整備する。

### 中曲輪・腰曲輪

## 《環境整備指針》

中曲輪及び腰曲輪の石垣の修理、石垣に影響を与えていた樹木の伐採を計画的に行うとともに、馬洗池周辺においても適宜伐採を行い、修景整備する。また、本丸北ノ門の開放に伴い水ノ手ノ門を通行可能にし、腰曲輪内を見学できるようにする。資料を整え、可能であれば門の復原を検討する。未指定地の史跡指定化と公有化を図り、民家を移転する。

## 後曲輪・外曲輪

### 《環境整備指針》

西堀沿いに広がる椿谷一帯は、ツバキ・シイなどの樹林に囲まれ、また北側には、梅林が所在する落ち着きのある場所であり、鳥類等の飛来もあるという自然条件を十分活用した整備を行う。特に現在の椿谷広場は、四季折々の花木が観賞できるので、市民や観光客の憩い、散策の場となるよう、中央の散策路に沿って適宜ベンチ等を配置したり、亀田橋付近には、休憩便益施設としての四阿・便所・水飲み場等を設置するなどして樹林公園の空間として整備すると共に、現在の良好な樹林地景観の保全に努める。なお、快適な空間とするため、必要に応じ盛土造成、雨水排水施設設置を行う。

なお、千鳥橋のたもとにある職員会館については今後撤去する方針で関係者との協議を進め、その跡地には休憩ができる広場などを設け、城山南側エントランス空間として整備する。

外曲輪の地区については、今後民家の移転、撤去を進め、城山公園及び史跡松江城の管理施設設置を必要に応じて整備する。また、亀田橋～稻荷橋間の堀端園路の新設などにより、散策空間として更に活用を図り、城山の裾野の内堀と一体となった緑の景観を形成していく。

## 北之丸

### 《環境整備指針》

一部史跡指定がなされていない部分があるため、史跡指定化を推進し、今後も樹林の保全と適切な管理を図っていく。また、関係機関との調整を図り、発掘調査などにより遺構の解明を順次進めていく。

## 城山稻荷神社地区

### 《環境整備指針》

北部樹林地内に、堀割を介する対岸の伝統美観地区の眺望を楽しめる散策路を整備し、西側には休息のできる小広場と便所、四阿等の施設を配置する。整備に際しては、植生の保存に配慮とともに、発掘調査等により十分な資料が得られれば船着門を復原整備し、また現存する土塁、石敷、石段、井戸等の遺構を保存整備する。

史跡指定地外となっている市道と民家、神社有地の史跡指定化を図るとともに、適切な整備を進める。市道は将来交通規制などの方策を関係機関と図り、城内遊歩道として再整備する。北側の樹林地は適宜整理伐を行ながら、植生の保全を図っていく。

## 三之丸地区

### 《環境整備指針》

現在県庁舎が存在しているが、三之丸跡は城にとって欠かすことのできない重要な曲輪跡であるため、今後地区的史跡指定化と整備を図るために関係機関と協議する。

## 入口地区

### 《環境整備指針》

入口地区は、城内と周辺域を結ぶエントランス空間として位置付け、広場の確保、案内板の設置等、入口としてふさわしい整備を図っていく。

大手前は、城内への正面入口として、また周辺の車動線との連絡点としてターミナル機能の充実を図るとともに駐車場機能を今後も拡充していく。なお、周辺道路整備との調整を図り、車両出入に伴う交通渋滞等を解消していくよう努める。

北懇門橋付近は、橋、門を通り道路が市道（史跡指定地外）となっており城内を通過する車両があり、来訪者はゆっくりと散策を楽しめない状態となっているため、史跡指定を早急に図り、将来は資料に基づき北懇門橋を復原し、交通規制を行うとともに城内通路としての整備を図っていく。

稲荷橋付近は、周辺に民家が立地したり一部史跡指定地から外れている民有地があることから、早急に史跡指定を行い、稲荷橋は城内の橋にふさわしいデザインのものに改築し、歴史的景観づくりに努める。

亀田橋付近は椿谷の入口としてふさわしい修景整備を行う。

千鳥橋は老朽化が進んでいるため、改築(木造)を行う。

## 内堀地区

### 《環境整備指針》

内堀は、松江城にとって欠くことのできないものであり、今後関係機関との調整を図り、遺構の保存や修景面に加え、水質の浄化や防災面からも汚泥浚渫、大手前の暗渠改良、導水等を実施し、石垣等護岸の修復の他、発掘調査等十分な検討に基づく船着門の復原等その保存、修景を図っていく。

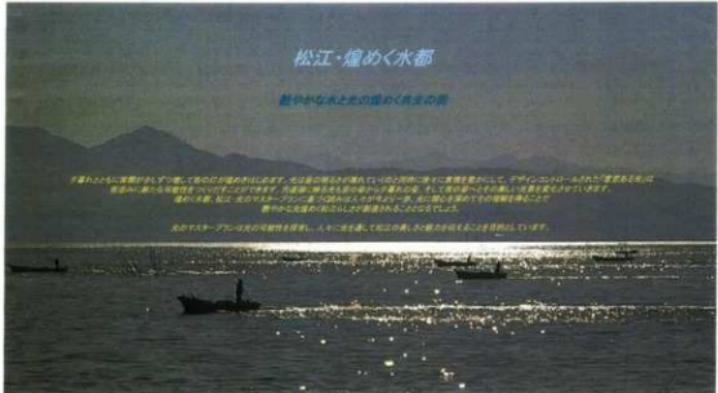
## 7. 光のマスタープラン



A17-09-01  
SCHEMATIC  
DRAWING  
OF THE CITY  
PLAN

## 光のマスタープラン Concept

光のマスタープランのコンセプトは「光の魅力」「光のガイドライン」によって構成されます。



九月刊

www.IBM.com/ibmsoftwaresolutions



10 of 10



## 「光の魅力」を導く、光のマスター・プランの意義

光の効用は種々な空間や時間に目的に柔軟かつ効果的に働き、人と人を繋ぐコミュニケーションツール機能を併せ持った資源であることを改めて考えます。

光の可能性を理解する上で、光がすることのできる「地」「時」「人」が相互に関係しあい、各々が満足できることを目指します。

「地」は(松江独自の自然・都市環境と伝統的な文化に根ざした働き)の力で引き出します

「時」は(歴史的文化遺産の継承から日本の生活習慣、人は街の上と共に様々な情報循環を運営し未来を見出す力を時間の中に見出します)

「人」は(松江に住む活動の人々と外への松江を活用する人の多様なコミュニケーション、人を中心とした「人を軸ぶ」光の世界を呼び出します)

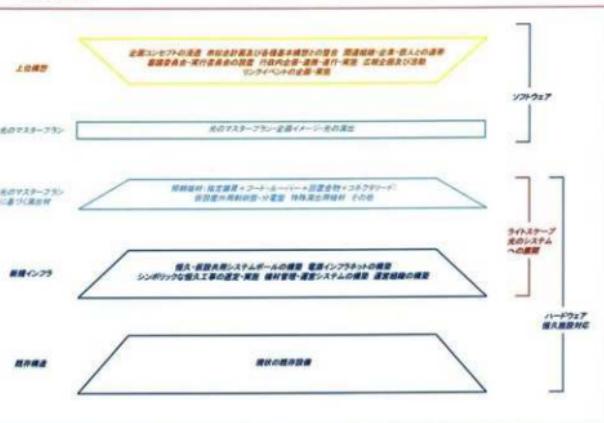


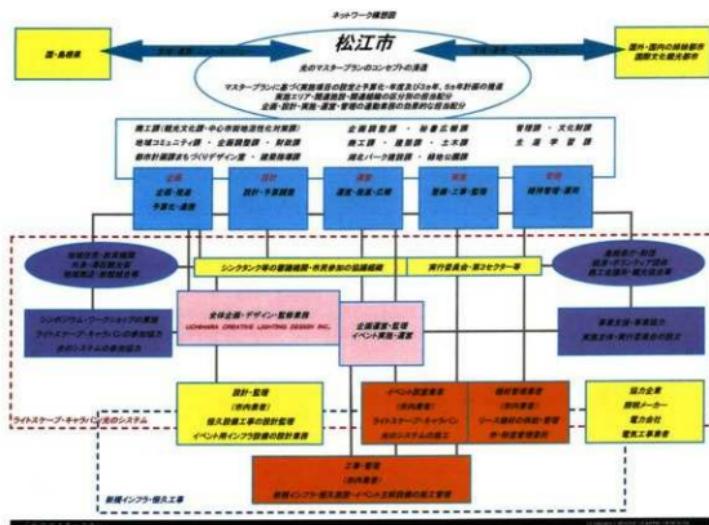
光のマスター・プランは松江の資源を限らずだけなく人々の行動模式を視野に入れて松江本体を活性化することが目的です



## ライフスタイルキャリア・「光システム」の構造

一覧表(フローチャート)





我的成長之路：我的人生哲學和我對成長的認識



「地」とのチャンネル  
「界」とのチャンネル  
「人」とのチャンネル

重なる自然循環-新しい町下の底込みを生む「地」とのチャンネルを構築、先ならではの柔軟力で多様なプロセスを構築  
最大的な実験的ストックリユースを生じ、既存の技術や都市空間に必要な「時」に未満につなげる夢のある時間と空間を構築  
生活する人へ歸れる、がはる江を設立。しかしの持つ手段あるべき創造性と想像



「地」「時」「人」のテーマ分析

**「地」……松江城の自然・都市環境と伝統的生活文化に根ざした力の方を引き出します。**

- ・多賀・赤穂郡、大原町、佐伯町、平田山、東山、空山、伊勢山(山)
- ・一帯の川・運河、老舗など古きから残る施設
- ・市内・島野・島根・松江城、石見銀山・神社、重要文化財・小浜八幡宮本殿、各寺院・本殿、萬葉記の店、ホーリンセンや、旅行所、不動院)
- ・市役所・市営・市営、公園、市民館、市立美術館、多賀温泉、鷲飛温泉、温泉
- ・空港・空のできる静寂、人々が感じてもらいたい

**「時」……歴史的文化価値の継承から日常の生活習慣、人は時の変化とともに様々な情報価値を発現し、未来を見出す力で時間の中に見出します。**

- ・安土・桃山時代：尾高吉隆が江戸城二十九万石を守護する。  
・江戸・明治時代：最初は松江の「桑原」という名前をめぐらしくも務めた武田氏文化跡群などのほとんどが江戸初期につらじかめられ、現在の松江城はその跡である。その後、松江城は元和年間の大火により再び焼失された。  
・江戸・明治時代：ラカダドバイーンが開港場所として選ばれる(後に江戸港セツルムと称)。  
・明治の開拓、明治維新、明治大正の御代：松江の大正がその地名も御代とも整備された。  
・神代神社本殿(国宝)に祀られる(最も古い大社社殿)。  
・日本銀行江戸支店(現行の二の江戸)
- ・江戸時代：島根半島の海賊が往来を守めて海賊についた。  
→「さざなみ」に由来する「さざなみ」が流れ、長い伝統を守りながら「さざなみ」文化・文化資源を大切にしたくなら「さざなみ」コール先のマスター・プラン

**「人」……松江に住む郷土の人々と内外の松江を愛する人の多様なコミュニケーションを図るために「人を結ぶ」光の効用を探ります。**

- ・市役所・市営、公園、市民館、市立美術館、その他の文化施設
- ・市役所・市営・松江の文化資源をより引き立てる、他の施設へ接続する時間の拡大
- ・セビジア開港場事務局(アラゴンの王)

「地」「時」「人」を組ぶ光

～「地を結ぶ光」～

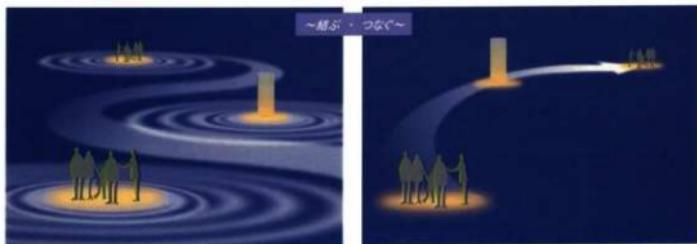
「音の谷」苔むす道場にはシン・ライズされた灯や人々を導く導光灯が壁を移動する人々の時間空間の中で直感的につながる絆が生まれます。光によって伝わる情報から表情が心の空間を構成、広げて「地を結ぶ光」を構築します。

～「時を結ぶ光」～

「歴史的文化資源が残る、どこかでロマンチックな、「遡りに感じられる美しい景観と共に、様々な文化情報を人に届ける」ことをめざす、さざなみのあらねじならない大切なノットマークと資源を斜めアプローチを活性化する「時を結ぶ光」を構築します。

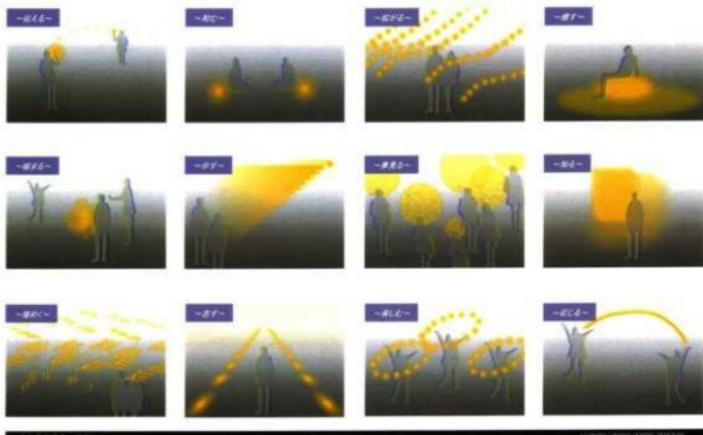
～「人を結ぶ光」～

「光は豊かな感情と確実に能力を持った人を結ぶ」コミュニケーションツール、その強さで、創造的な可能性に富んだ光の多様な特徴を「松江の光」として活用します。人と環境(街並)が一卵となった「人との光」で繋がり合う光を構築します。



「地と時と人を組ぶ光」：空間と時間と人を柔らかく、柔軟に結びつけることが可能な光の効果

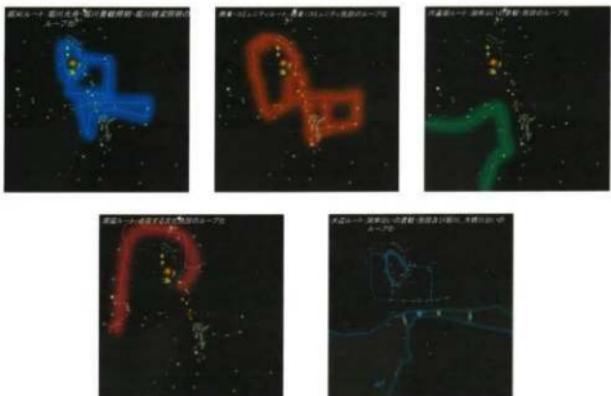
地と時と人を結ぶ光 -「人を結ぶ光」- : 先は豊かな表情と温の「暖かさ」を持った「人を結ぶコミュニケーションツール」。その暖かさ、眞面目な可靠性に包まれた先の多様な表情を「松江の光」として表現します。人と環境(街道)が一体となった「人と地と光」が繋げよう光を標榜します。



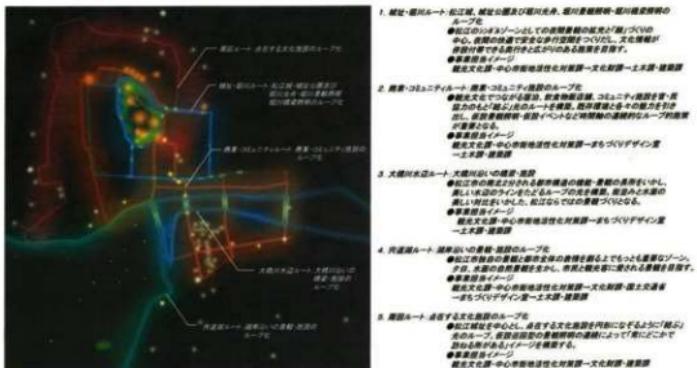
新潟インフラ・都市・建設技術実験システムボルト「新潟インフラオーブン」



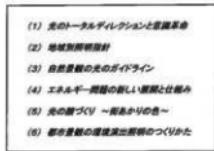
#### 「電化」の歴史――成り立つ「電化」



(图5-203)  $\alpha=18^{\circ}45'-1$



松江・米の水都 米のガイドライン

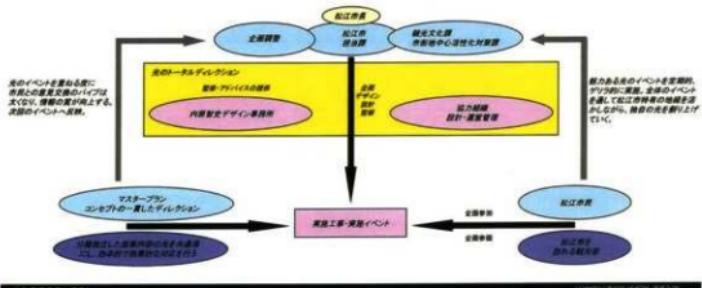


松江・光の水都 光のガイドライン

## 1) 先のトータルディレクションと意識革命

光は常に意図的影響をもたらすものであり、生活機能としての質や心身に健康をもたらす影響があり、空間の環境に最も多く影響に及ぼす影響である。光は、空間の環境を最も多く影響する要素であり、空間の環境に最も多く影響に及ぼす影響である。光は、空間の環境を最も多く影響する要素であり、空間の環境に最も多く影響に及ぼす影響である。光は、空間の環境を最も多く影響する要素であり、空間の環境に最も多く影響に及ぼす影響である。

光のトータルディレクションは長期的視点に立ち、松江市が松江市民と連携しながら光に対する意識醸成をもたらすこと目標に入れています。光のガイドラインはプランを実行に移す具体的な構造づくりをめざすことで、マスター・プランの実行を確実に行い、個々の実施計画に對しても適切なアドバイスを行えます。



## 松江・光の水都 光のガイドライン

### 2) 地域別照明指針

#### 地域特性と光の取り方指針

##### 自然景観の指針

私たちの街が美しいと感じる理由をします。その美しい方が松江市内すべてで見ること可能かもしれません。

しかしむしろ、日々の生活に見る景色によって美しい光を考えていくことは、松江の街並みの美しさにつながる重要な要素でもあります。美しい街並みは、市民の健やかさ、安全や個性の面からサポートするのみ、「松江・光の水都」の在り方に寄り添う輝きの一つとなります。

自然の景観に配慮した光環境の構築  
・自然の景観を尊重して建物の外観、街づくり等に配慮する。  
・木造建物の外観に適応する形で、木造建物外観の  
・木の特徴  
・木の色彩、木目感、木目スケジュールのバランスが  
・木の特徴

夜景地域の指針  
・人の心が豊かで生きる環境を  
・クリエイティブな街並み  
・街並みを健やかにし、人間性の高い光環境  
・活けられた風景

##### 歴史的地区の指針

・歴史的建造物と歴史的文化財を守った後のデザイン  
・木の心を活かす木の外観  
・木の特徴

商業地域の指針  
・活性とまちなかを活性化する環境構築  
・外観の洗練度と考慮して、まちなかの活性化  
・松江の特徴を活かす

##### 水景地区的指針

・自然の水景系に配慮した光環境の構築  
・船の安全と運航の安心に配慮した水のデザイン  
・水の色と透明度の確保  
・水ならではの光の表現/活用と運河のデザイン

工業地域の指針  
・エコパークの高い水準の設計  
・作業性の高い平面圖・配線図の作成  
・均一性の高い運営と管理

## 松江・光の水都 光のガイドライン

### 3) 自然景観の光のガイドライン

~美しい自然景観の構築と共に「自然を大切に共に生きる」松江の取り組みが反映された光環境となる~

#### 1. 生態系に配慮した光環境

松江の特徴である自然景観の光は植物園地・灌木園地・樹木園地が自然のスペース以外の不必要な光を差さず植物上を照らすための光学的設計とデザインが施されたことを条件とします。また、植物園地の木や木垣以上部への点光源を抑制し、木本・葉樹園地の光の照射も疎らな対象物への配慮、光量を抑制して木の平衡などを保たせなくてはならないことを留意したデザインを行う。植物の生態系にも配慮し人の视觉や感覚の快さを分配して必要最小限の光の活性と量をデザインします。点灯時間にも十分配慮した計画とします。

#### 2. 自然との共生・時間のシャドウ

私たちは植物も同じく自然の共生者として生きています。これは人工的なものによって剥離されることはあってはならないのです。また、植物園地の木や木垣以上部への点光源を抑制し、木本・葉樹園地の光の照射も疎らな対象物への配慮、光量を抑制して木の平衡などを保たせなくてはならないことを留意したデザインを行う。植物の生態系にも配慮し人の视觉や感覚の快さを分配して必要最小限の光の活性と量をデザインします。点灯時間にも十分配慮した計画とします。

#### 自然との共生・時間のシャドウ

	朝	日中	夕暮	夜間
自然の暮らし 名所・公園 ライナップ				→ 自然が人工光を浴びて自然輝く → 自然の生き物が生き生きとしている様子を表現する → 自然の生き物が生き生きとしている様子を表現する
光のイベント				
夜景地域の指針	■			コントローラーの働きで生き生きとした夜景を実現する
商業地域の指針	■			高齢の目玉焼きを防ぐ、商品販売促進のための光の演出を実現し、トータルの店舗イメージを
工業地域の指針	■			高齢の目玉焼きを防ぐ、商品販売促進のための光の演出を実現し、トータルの店舗イメージを
主要幹道道路の指針	■			

## 松江・光の水都 光のガイドライン

### 4) エネルギー問題の新しい視解と仕組み

#### エネルギーの基礎知識

光のマスター・プランでは「燈一一人一まくら」を省的な言葉として「明かりを通した光の魅力を最大限活用する者一人でも多くの人が感じるこ」を目指しています。また、エネルギー資源として「太陽エネルギー」という概念を持ちます。その資源は太陽熱と電力を主とする複数のエネルギー資源で構成されています。この資源を最大限に活用することで、資源の持続化とエネルギーの効率化を図ることで、エネルギー資源としての「資源」としての「資源」であることを実現します。また、エネルギー資源としての「資源」であることを実現することによって、エネルギー資源としての「資源」であることを実現します。

1. 省エネルギーの基本概念：「明かりの力を活かす」「電気との併用による効率化」「省エネルギーの仕組み」

2. 省エネルギーの仕組み：各種機器や設備に応じて最も省エネルギーの力を活かす、「省エネルギーの仕組み」

3. 省エネルギーの実例：各種機器や設備におけるエネルギーの利用実績、テーマ別の「明かりのシステム」を構成し、「明かりの人生」をテーマに「明かりの高い効率的な機能と特徴を広げたソリューション」により実現する結果を示します。

## 松江・光の水都 光のガイドライン

### 5) 「松江の趣」づくり～街あたりの色～

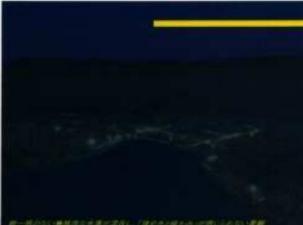
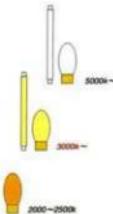
#### 街の色彩はどうなるか

街の色彩変遷を重ね、時代とともに変遷する。その変遷の特徴の大きな要素として、歴史的変遷過程におけるさまざまな色彩が挙げられます。また、時代とともに変遷する色彩は、その時代の色彩文化や人々の感覚、その環境によるものもある限りであるなど、必ず歴史を重ねた色彩が、デザインを形成します。

松江市は、このどちらとも言わざる新しい「趣」の色彩を上げています。歴史的変遷過程の流れ込み、常に新しい変遷の過程が色彩を形成しています。しかし、歴史が長いと重ねられていくうちに、色彩は薄れて古のキラシ(古の光)の質で観るにこれが可能なのです。私は美しい「趣」づくりとして、まさにその色彩を引き出し運営する。過去の色彩を引き出すことで、現在の色彩をより人間の感覚のものにする、これが私の使命です。

松江市「明かりと光の共生環境・自然と調和共生の高さ」(第一回松江・ハロゲンランプ・セラフタバブルハイブランプ・発光灯・電球)

3000K～5000K～の色温で見る松江は、色温としてまだ薄めで、色温の高さエネルギー的に見ててもまだ弱いなから、情緒ある街並みづくりをスクリーチーある情緒で見上げ、「松江の趣」づくりで歴史を生きることで最もスクリーチーある情緒で見上げます。



## 松江・光の水都 光のガイドライン

### 6) 新市景観の複雑演出照明のつくり方

#### 複雑心理を基盤にした快適空間の形成

1. 快適照度の確保 ~沿道照度密度の確保~
2. ランプの点灯位置による視覚的距離感 ~遠近・中景・遠景~
3. 照明演出を実現するための構造 ~構造と連携~
4. 演出内容を実現するための複雑な構造
5. 光の複雑性を実現した計画 ~沿岸・沿川部より対象としての複数の企画・デザインの組合せ

#### 1. 快適照度の確保 ~沿道照度密度の確保~



道路の明暗などの意外照明の光害感

●沿道照度の確保が中心となり複雑感は  
強調が大切

進行方向対象の沿道照度密度の確保

●沿道照度が窓面に見えた結果で明るい  
印象が広がる

進行方向対象の沿道照度密度の確保

●沿道照度が窓面に見えた結果で明るい  
印象が広がる

沿道照度密度の確保

●明るい方が強く、安心・快適な空間となる  
が、複雑な明るさの印象もまた、光が  
過剰でないことが重要

一般的の街路照明は路面の水平照度度(主上面)の確保が中心となり、空間の照度密度(明るい密度)は確保されていないのが通常です。都市の夜景表現を構成する上で、この複雑な照度を確保しながら景観を楽しむ上に、安全で快適な街づくりが求められます。

ランプの点灯位置による視覚的距離感

~遠近・中景・遠景~

#### 2. スケール感の作り方光環境



街のイメージアートや「街」など、人や建物やオブジェクトに「遠近」という概念があり距離感することが目的です。人に最もおもててやるところの距離は手に触れる最も身近でできる距離から、直直(す直)とした距離や遠隔の、多くの距離や文化や社会で定めたところ、そして景観要素の中で距離や色彩や構成などを含む複雑な距離感など、常に人とのあいだでさまざまなスケール感を引き出すのに留意することが重要となります。人の生活や感じを複雑に構成した場合のための複雑な距離感や距離の大ささでつながった距離では人のためのやさしく快適な距離はつぶつといいます。

#### 3. 構造感を強調した快適表現 ~近景・中景・遠景~



人に面白をもたらす光を考慮し、新市景観計画マニフェストから景観全体の構成まで人の視点を強調した上で次のガイドラインを構成しています。人の視点から見て最もよい景観からや、沿岸上部の構造や自然景観を十分に生きながら魅力的な景観をつくりにこだわります。時間経過において一人人が様々な景観を江の川に触れることがもちろんうれしい重要な目的となります。

#### 4. 標定的連續性を配慮した筋の量能解析



光のマスター・プランのもうひとつとのコンセプトは「絆」。光は一つの照明器具から出る機能やデザインに満足するだけでなく空間的に連携性を持ってレイアウトすることが重要となります。足下の身近な環境が最もよく生き残る空間を創出するため、直線的な連続感や曲線的な連続感に適応する先進的な機能の開発を深めています。人の印象に最も深く残る温もり感や懐かしさ感、文化感覚など豊かな表現力を持つ商品と位置づけたいと考えています。選んでおられた光の表現は多くの部屋の文化的・感情的背景を引き立てるようコオリオの「暖」(ウオーム)や「ゲイズ」によって表現されるのでなくなりません。

九、未の機械性を意識した財源/競争機会/競争資源として個々の課題を意識した個別の主題・デザインへの導入



空間に劇的印象と深い優美感を齎し出すには、決して消るすぐれぬ背景のある光が効果的となります。自然光収差に対しては必要以上の光の量や広がりは権力移動し、建物などの光景表現もその建物の形や色彩を強調してしまる柔軟な光の運営ばかりが求めらるべきであると考えます。フラットな広場も曳舟はではなくそこを訪れる人に光の経験を感じられるよう建物が人の各々のシチュエーションに沿って構成してしまふのが丁寧で、それは確実に確実であると感じます。



相次ぐ地盤上昇が原因で、  
●移住地は荒廃して、サイトマップとしての利用も難航  
する恐れがある。



◆「おおきな地図」アドバイザリーフラン毛皮手帳イターペー  
◆「世界一人の花」「絆の花」が連続して2つの教育花「流れの水都」(青森県弘前市)大森井農耕

## **史跡松江城保存活用計画**

発行日 平成29年3月

編集・発行 松江市  
〒690-8540  
島根県松江市末次町86番地

編集協力 (株)文化財保存計画協会  
〒101-0003  
東京都千代田区一ツ橋2-5-5